

# 新たな振興計画（素案）に対する 県民意見への県の考え方について

沖 縄 県 企 画 部  
令 和 4 年 2 月



# 【1】 県民意見募集の結果

令和3年5月に公表した「新たな振興計画（素案）」について、令和3年7月9日から同年8月13日にかけて県民意見募集を行いました。

その結果、82の個人・団体から530件のご意見をいただきました。

## 分野別の意見内訳

新たな振興計画（素案）の分野別の意見としては、特に、(18)の人材育成・教育に多くの意見をいただきました。

また、(1)環境、(4)子どもの貧困・子育て・福祉、(8)米軍基地問題・戦後処理問題など、県民の皆様からは様々な分野に対して幅広くご意見を頂いたところです。

### 【分野別一覧】

(1)環境	54件	(11)観光産業振興	19件
(2)文化	21件	(12)情報通信関連産業振興	2件
(3)健康長寿・保健医療	13件	(13)新リーディング産業振興	16件
(4)子どもの貧困・子育て・福祉	42件	(14)農林水産業振興	7件
(5)離島振興	21件	(15)製造・中小企業等振興・雇用対策	15件
(6)生活基盤整備	10件	(16)平和・沖縄戦	12件
(7)防災・減災・危機管理	2件	(17)駐留軍用地跡地の有効利用の推進	9件
(8)米軍基地問題・戦後処理問題	37件	(18)人材育成・教育	97件
(9)社会基盤整備（交通等）	31件	(19)人権（ジェンダー平等・LGBT等）	25件
(10)交流・多文化共生	5件	(20)その他	92件

## 【2】 県民意見に対する県の考え方について

県民の皆様から提出いただいた意見については、次の①から③に対応を分類し、それぞれ県の考え方を記載しております（次の頁のとおり）。

### 【分類】

- ① 計画（案）に反映  
新たな振興計画（答申）において反映または一部反映されている場合。
  
- ② 制度・財政措置の対応  
国に対して要望し、制度・財政措置している場合。
  
- ③ その他特定の場所に反映できない場合等  
特定の場所に反映できない場合又は具体的な取組の中で検討していく場合。

県民の皆様からいただいたご意見に対する県の考え方(新たな振興計画(素案))

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
1	52	-	<p>心豊かで、安全安心に暮らせる島を目指して全般</p> <p>私は子育て中の主婦です。これまで支援センターでお手伝いをしながら子育てしてきました。また夫は放課後デイサービスで勤務しております。安全安心に暮らせるよう…まずは地域での子どもたちの拠り所が必要だと思います。昔のように誰もが立ち寄れるような「商店」が私の知ってる限りあまりないように感じ、今そんなお店を開業しよう準備しています。各家族化も進み孤立しているところもあります。学童や福祉サービスももちろん必要ですが、子どもの居場所作りの1つにそういうお店も必要かと思います。</p> <p>自分の意思で無料で行ける場所。</p> <p>スーパーはありますが、子どもが自分で歩いて行って自分のおこづかいで駄菓子を買うという光景は見られなくなりました。よく考えると昔の商店って色々な学びがあったと思います。家族以外の大人と触れ合う。自分で決めて自分で支払う。</p> <p>そんなゆとりとした時間を過ごせる場所をもう一度増やすことで地域の交流に繋がると考えています。子どもだけでなく、親も子育ては孤独です。誰かに会って話すだけで癒しになる。私もたくさんのお母さんと出会い感じる事がたくさんありました。</p> <p>しかし、なかなか利益のでない商店や駄菓子屋さん。</p> <p>こういうお店を支援できる仕組みがあればいいなと思います。</p> <p>未来を担う子どもたちの小さな声を見落とさないように、子どもの意見BOXを設置し、子どもの「やりたい！」を可能にできるように企画していけたらいいなと考えます。</p> <p>私も一度、子供が農業に興味があったので役場に「体験できるイベントなどないですか？」と問い合わせたことがありますが「今はそのようなことはやっていません」と言われ少し悲しくなりました。</p> <p>そんな事が何回か続き、じゃあ自分でやった方が早いかも！と思いついて、今準備中です。子どもがやりたいと思っているときに実現できるように大人が行動できる島になったら素敵だな。障がい児、不登校、コロナになってお家時間が増え、色々な困難を抱えた家庭がこれからさらに増えてくると思います。少しでもその助けになれるよう私も1人の大人として行動していきます。意見とは程遠いかもしれませんが、こんな想いも届けばと思います。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	地域、学校、市町村、各種団体等と連携し、子どもの多様な居場所を確保することは重要であると考えております。ご意見を参考とさせていただきながら、引き続き子どもの多様な居場所づくりに努めてまいります。	子ども生活福祉部
2	6	16	<p>ポスト・コロナ 他頁では、「ポストコロナ」となっている。 どちらかに統一すべきでは。</p>	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、「ポストコロナ」で統一します。	企画部
3	34	13	<p>中部の後に1文字スペースがあるように見える。</p>	①計画(案)に反映	ご指摘を踏まえ、修正いたします。	企画部
4	45	17	<p>文化際ではなく、文化祭では。</p>	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  さらに、2022年に開催予定の「美ら島おきなわ文化祭2022」の成功に向けて、市町村、関係機関、県民等一丸となって取り組みます。	文化観光スポーツ部
5	89	1	<p>中央ではなく、中欧では。</p>	①計画(案)に反映	ご指摘のとおり「中欧」へ修正します。	文化観光スポーツ部
6	98	12	<p>(以下、「OIST」とあるが、 最初にOISTが出てくるのが42頁15行なので、 (以下～)はそこに記載すべきでは。</p>	①計画(案)に反映	ご指摘を踏まえ、修正いたします。	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
7	140	18	ヒト、モノ、カネ、情報等 同ページ5行では「ヒト・モノ・情報等」と「・」で並列を表記している。 他でもそのような表記となっている。 どちらかに統一すべきでは。	①計画(案)に反映	ご意見のとおり、現行の「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の記載内容も踏まえ、「人、モノ、資金、情報」の表記に統一いたします。	企画部
8	140	18	ヒト、モノ、カネ、情報等 沖縄21世紀ビジョン基本計画【改定計画】(6ページ等)では、「人、モノ、資金、情報、」と表記している。 ヒト、カネでは品位が低く、行政文書としていかがなものか。 従来の「人」、「資金」の方が適切ではないか。	①計画(案)に反映	ご意見のとおり、現行の「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の記載内容も踏まえ、「人、モノ、資金、情報」の表記に統一いたします。	企画部
9	153	2	独立行政法人国際協力機構沖縄センター 152ページ9行で、独立行政法人国際協力機構(以下、「JICA」としている。 154ページ33行のように、「JICA沖縄センター」とすべきでは。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見のJICAについて、沖縄振興特別措置法第87条において、JICAが沖縄の国際協力の推進に資するよう努めると規定されております。また、平成25年に沖縄県とJICAは連携協定を締結し、双方が実施する国際交流事業への協力など、連携協力を行っているところですが、 答申152ページ8行目に記載のプラットフォームについては、JICA沖縄と連携し、JICA沖縄の執務室内に「ウチナーネットワークコンシェルジュ」として設置しておりますが、移民資料調査等についてJICA海外事務所やJICA横浜(海外移住資料館)等とも連携を図っていく考えです。 上記の理由から、答申152ページ6行目においては「JICA」等との連携、としておりますが、「JICA沖縄」の記述が適当である場合はその旨記載して記載しております。	文化観光スポーツ部
10	160	18	高度化す 「高度化する」では。	①計画(案)に反映	ご意見の通り修正いたします。	教育庁
11	231	20	八重の 「八重山の」では。	③その他特定の場所に反映できない場合等	八重山圏域には、豊かなサンゴ礁生態系を有する石西礁湖が国立公園に指定されているほか、県内最高峰の於茂登岳や豊かな自然を有する西表島、ラムサール条約の指定地である名蔵湾など、多様性に富んだ優れた自然環境を有しております。これらの多様な自然について、八重(数多く重なっていること)の自然として表現しております。	企画部
12	55	25	「子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進」の基本施策は非常に良く書けていると高く評価します。しかし、問題は、財源の乏しい県財政の中でいかに効率的に実施するかです。5年ほど前に、子どもの貧困問題が議論された頃、新聞紙上(別添)で具体的な実施案を提案したのですが、理解されることなく、現実には、少額の給付型奨学金や市民の寄付を財源とした入学支援金でお茶を濁されたのが実情です。今、最も必要なのは、貧困家庭の親や子に対する充実した貸与型奨学金制度であると考えています。  意見① 55ページ25行目: 困難を抱える保護者へ就職支援→貸与型奨学金制度の創設 現在、沖縄県女性センターにいる等で簿記研修等が実施されているが、これを大幅に拡大し、保護者の希望するスキル習得のための貸与型奨学金制度を創設する。奨学金には、入学金・授業料・標準的な生活費等を含め、無利子・無担保・保証人不要とする。奨学金の返還は、課税世帯となってから生活に支障のない範囲での返還とし、次の希望者への財源とする。ただし、返還上限年齢を75才までとし、未払いとなった金額は沖縄県が貸倒引当金で処理し、子世代には引き継がない。貸与型(長期借入金)にすることにより、生活保護の打切りや世帯分離の心配がなくなる。又、親の頑張る姿は子どもに対する一番の教育です。	③その他特定の場所に反映できない場合等	困難を抱える保護者への就労支援として、県においては、就職に役立つ訓練講座を受講した際に受講料の60%を給付する支援のほか、入学準備金50万円及び就職準備金20万円を原則無利子無担保で貸し付ける事業、並びに、訓練期間中の生活費として月額最大14万円を給付する取組を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向けた取組を支援しております。 今後も、ひとり親家庭等の困難を抱える保護者の実情やニーズを的確に把握し、きめ細かな支援を行っていきます。	子ども生活福祉部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
13	53	12	意見② 53ページ12行目：質の高い教育を受ける環境の提供→貸与型奨学金制度の創設 私の世代では、貧しくても国立大学への進学(授業料が安かった)や国費留学制度を活用しての大学進学の夢が持てた。しかし、今では、大学や専門学校の学費・生活費が高く、親の苦勞を見ている子どもは小学校低学年で進学の夢を諦めるのが現実である。すべての子どもが自分の夢を持ち続けられるように、沖縄県が上記①に提案した貸与型奨学金制度を創設する。  重要なのは、安定した財源の確保である。原資を金融公庫や民間銀行等から沖縄県が低利で借り入れ、支払利息・貸倒引当金繰入・一般管理費等の費用を支払う。赤字部分は、県の一般財源、沖縄県民からの寄付で補う。常に公平で情報公開を怠らず運営すれば、沖縄県民の理解は得られる。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、「2-(1)-イ-②経済的な支援の充実」に含まれているところですが、具体的な取組のご意見については、今後の参考とさせていただきます。 なお、令和2年4月から施行された、給付型の「高等教育の修学支援新制度」において、家庭の経済状況にかかわらず、意欲のある子供たちが、社会で活躍する人材を育成する大学等へ進学し、学ぶことができるよう修学に係る経済的負担の軽減が図られているところであります。	子ども生活福祉部 総務部
14			意見提出者から非公表の希望があったため、ご意見及び県の考え方等は非公表といたします。	③その他特定の場所に反映できない場合等		
15	219	16	・湧水や雨水の利用→湧水や雨水および再生水の利用  意見： 1. 南部地域では、湧水や雨水のみでは、農業用水源の確保は困難である。 2. したがって、南部地域に点在する下水処理場から、現在は海へ多量に捨てられている放流水を再処理して、再生水として農業用水源として活用する。 3. 再生水の農業用水源として利用することは、技術的に十分可能であることが、「糸満市で行われた再生水プロジェクト」で立証されている。 4. また、栄養塩の高い放流水を海へ捨てないで再利用することは、サンゴ礁海域の富栄養化を抑えることができる。 5. よって、再生水の農業用水源利用は、SDGsの6(安全な水とトイレを世界中へ)と9(産業と技術革新の基盤をつくろう)および14(海の豊かさを守ろう)の目標となりうる。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  「湧水や雨水等の利用など南部の地域特性に応じた新たな農業用水源の確保、かんがい施設、区画整理等の各種生産基盤の整備と併せて農業水利施設等の長寿命化を推進します。」	農林水産部
16	221	32～33	・高度処理水の有効利用を推進する。→高度処理水(再生水)の有効利用を推進する。  意見： 1. 南部地域では、湧水や雨水のみでは、農業用水源の確保は困難である。 2. したがって、南部地域に点在する下水処理場から、現在は海へ多量に捨てられている放流水を再処理して、再生水として農業用水源として活用する。 3. 再生水の農業用水源として利用することは、技術的に十分可能であることが、「糸満市で行われた再生水プロジェクト」で立証されている。 4. また、栄養塩の高い放流水を海へ捨てないで再利用することは、サンゴ礁海域の富栄養化を抑えることができる。 5. よって、再生水の農業用水源利用は、SDGsの6(安全な水とトイレを世界中へ)と9(産業と技術革新の基盤をつくろう)および14(海の豊かさを守ろう)の目標となりうる。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、第6章3(3)ウ③において記載していることから、原文どおりとさせていただきます。	農林水産部
17	189	9	すでに超高齢化社会の定義である高齢化率21%を超えているため、以下の通り修正したほうがよいと思います。  7「誰一人として取り残さない社会」を目指すためのSDGs やポストコロナに 8 おける「新しい生活様式／ニューノーマル」に対応し、DX の推進や人口減少 9 ・超高齢化社会に対応する多様性と包摂性のある持続可能な県土づくりに取 10 り組む。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、修正しました。  「～人口減少・超高齢化社会に対応する多様性と包摂性のある持続可能な県土づくりに取り組む。」	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
18	189	25	<p>沖縄振興審議会総合部会専門委員会 調査審議結果中間報告P10の社会資本整備に関する内容を受け、以下文の追加をしたほうが良いと思います。</p> <p>従前の公共施設等の適正配置や整理・統廃合を検討する取組を推進し、老朽インフラの適切な維持管理と公共施設等の更新・改修費用の削減を目指す。また既存施設の整理・統廃合に伴い新たに必要となるインフラを整備しコンパクトで持続可能なまちづくりに向けた立地適正化を推進する。</p>	①計画(案)に反映	<p>ご意見や内閣府沖縄振興審議会の最終報告等を踏まえ、修正しました。</p> <p>「加えて、本土復帰後、急速に整備された社会インフラの経年劣化が塩害等により急速に進行しており、持続可能な社会基盤を守るため、AI、IT、ドローン等の新技術も活用し、適切な維持管理や更新等の社会基盤の長寿命化が重要である。」</p>	企画部
19	47	1	<p>2021.6.30「新たな振興計画(骨子案)に対する県民意見への県の考え方について」において意見番号37ですが、回答いただいた「文化観光スポーツ部」は管轄外です。民俗文化財・ユネスコ無形文化遺産など担当する「教育庁」で検討して回答いただきたい。以下意見文は次の意見入力部分に記載する。</p> <p>ウの前に、空手以外の沖縄文化について沖縄振興のソフトパワー化(資源化)する施策が必要だと考える。</p> <p>ウ 沖縄伝統行事の研究・蓄積・活用・継承 1エイサー・綱引き・ハーリー等の研究学習拠点施設整備 2沖縄伝統行事の調査・研究・集約 3指導者・後継者の育成 4沖縄伝統行事の普及・継承 5世界の伝統行事と連携強化・文化による地域交流の促進 6ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた取組の推進</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご意見いただいた伝統行事の研究および保存継承等につきましては、46ページの項目に内包されます。なかでも伝統行事等の調査・研究につきましては、46ページ18行目に記載されております。その他の各項目につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	教育庁
20	208	30	<p>2021.6.30「新たな振興計画(骨子案)に対する県民意見への県の考え方について」において意見番号39ですが、回答いただいた「文化観光スポーツ部」は管轄外です。民俗文化財・博物館法など担当する「教育庁」で検討して回答いただきたい。以下意見文は次の意見入力部分に記載する。</p> <p>沖縄市がエイサー会館を設置し普及・振興を図っているが、沖縄県としてその機能強化を振興策が必要と考える。エイサーは県内のみならず県外・海外においても団体が存在する空手と並ぶ沖縄の代表的なソフトパワーであり、沖縄振興に欠かせない伝統文化であるため、「沖縄市のエイサー会館に沖縄県全域のエイサー研究を行うための人材配置・組織作りに取り組む。」の文章を追加する。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>エイサーは県内でも地域ごとに特色があり、民俗文化財の保存を図るうえでは、それぞれの市町村が主体となった保存の取り組みが重要となります。県全域を対象とした調査・研究については、今後の参考とさせていただきます。</p>	教育庁
21	45	30	<p>県立博物館・美術館が、素案45P30行目、素案158P25行目、素案160P30行目に記載があるが、博物館法に規定する資料収集・調査研究が記載がない。沖縄県の歴史・文化を世界に発信する拠点として学芸員を倍増が必要。</p> <p>素案46P18行目の沖縄空手会館は博物館相当施設として「学術研究の深化・発信」が謳われており、博物館法上、博物館相当施設より上位の登録博物館であるため同様以上の記載が必要である。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>県立博物館・美術館は、「沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例」に基づき資料収集・調査研究等の事業を行っております。新たな振興計画答申においては、「文化芸術活動を支える基盤の強化」「生涯学習機会の充実」等の施策の中で位置づけており、学芸員等の設置等必要な体制を整えながら実施していきたいと考えております。</p>	文化観光スポーツ部



意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
22	33	28	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策名称「①次世代型交通環境の形成」を、「①次世代型交通環境の形成とその定着に資する体制構築」とする。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が進める「多様なモビリティを利用するライフスタイルの転換」を推進、普及するには多額の初期投資を要するが、そのためには先進的知見や実績を備える県外事業者が進出する後押しと、定着可能な体制構築が何より必要である。</li> <li>・「新たな振興計画(骨子案)に対する県民意見への県の考え方について」(P14)においては、取り組みを記載されているとのことだが、素案P34・4行目以降では、「本島中南部地域」において「…促進等に取り組む」とされている。</li> <li>・本件については、県内全域特に離島地域も対象としていただくとともに、「定着に資する体制構築」まで踏み込んだ表現とされたい。体制構築の具体例としては車両取得やシステム整備を含め、一定期間必要な固定費に関する補助制度が挙げられるが、その制度創設の検討をお願いしたい。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□本島及び離島の人口が集中する地域においては、公共交通利用や多様なモビリティを利用するライフスタイルへの転換に向け、バス、モノレール、カーシェアリング、自転車利用、コミュニティバス、福祉交通等の移動抵抗の小さい交通手段の導入やパークアンドライドの利用の促進等に取り組むとともに、その定着に資する体制構築に取り組む。</li> </ul>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>沖縄本島中南部地域においては、三大都市圏並みの交通渋滞が発生していることから、渋滞緩和によるCO2削減等を目的に、中南部地域に特化した記載としてしているところですが、</p> <p>また、体制構築については、地域の実情に応じて、各自自治体において策定する地域公共交通計画などで検討されるものと認識しております。</p> <p>さらに、制度創設については、「シームレスな陸上交通体系の整備支援制度」において、財政支援を国に求めています。</p>	企画部
23	34	24	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策名称「③花と緑にあふれる環境づくり」、「④歩いて暮らせる環境づくり」内について、下記考え方を加味して追記する。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・春から秋にかけて、特に夏季においては、除草頻度が少ないため、満足以通行できない歩道が数多く存在する。観光客が自転車等で周遊する際の安全なども確保する必要があること、外来種を含めた雑草除草を進める必要があることなどから、除草についての追記が必要である。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□(素案P34・28行目)・在来種の活用を推進するとともに、適正な植栽管理、飾花、除草を行い、…</li> <li>□(素案P35・12行目)・安全で快適に移動できる空間を創出するため、街路樹の適正な管理及び周辺の除草等に取り組む。</li> </ul>	①計画(案)に反映	<p>植栽管理に、除草も含まれていると考えております。</p> <p>ご意見の通り、除草も含める必要があることから下記のとおり、修正します。</p> <p>街路樹の適正な管理に取り組む→街路樹を含む歩道空間の適正管理に取り組む</p>	土木建築部
24	61	4	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策展開「ウ 離島・へき地医療、救急医療提供体制の確保・充実」の中で下記考え方を加味した施策として「離島と本島間の患者や医療関係者等の搬送体制及び物品等輸送体制の確立・強化」を加える。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島における「医療提供体制の確保と充実」を進めることに加え、対処できない場合の本島への患者や医療関係者等の搬送、物品等の「輸送の体制の確立と強化」を図ることも重要である。</li> <li>・国際クルーズ船ならびに国際航空路線が寄港・就航する石垣、宮古においては、感染症法における一類感染症(エボラ出血熱等)に対処できる医療体制がなく、罹患者発生時には本島へ航空機による輸送を行うこととなっている。しかしながら、輸送を担うNPO法人の使用航空機の関係で輸送が有視界飛行可能な昼間に限られ、那覇検疫所から国際線就航時間を昼間とするよう要請を受けており、今後の国際線新規就航、ひいては訪日観光客誘致の大きな足かせとなる。一類感染症発生の場合に沖縄本島の指定病院へ24時間輸送できる体制を構築願いたい。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○離島と本島間の患者や医療関係者等の搬送体制及び物品等輸送体制の確立・強化</li> <li>□離島における一類感染症発生時において、罹患者発生後、速やかに、当該患者や医療関係者等を本島の指定病院へ24時間体制で搬送・輸送できる体制を整える。</li> </ul>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。また、離島から本島への一類患者搬送については、新型コロナウイルス感染症において構築した体制を参考に体制整備に努めて参ります。</p> <p>離島から本島間の患者搬送体制を強化するために、日頃から海保や自衛隊と離島からの患者搬送について情報を共有するほか、災害に備えた防災訓練を実施するなど、引き続き連携を図ってまいります。なお、「基本施策2(3)ウ離島・へき地医療、救急医療提供体制の充実・強化 ②救急医療提供体制の確保・充実」の中において、離島と本島間の救急搬送体制の充実について記載されております。</p>	保健医療部 知事公室

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
25	73	29	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策名称「①水道施設の整備、水道広域化の推進、水道用水の安定確保」を「①水道施設の整備、水道広域化の推進、水道用水の安定確保、水道事業の安定」とする。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島地域においては観光客の急増による水需要の逼迫が顕著で、貧弱な水道施設では対応できない状況になりつつあることから、施設整備、広域化の推進、安定確保に加え、水道事業そのものの自体的安定化を掲げる必要がある。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <p>①水道施設の整備、水道広域化の推進、水道用水の安定確保、水道事業の安定</p> <p>□特に観光客が急増している離島地域における水道水の安定供給及び住民負担の軽減に向けて、水道広域化による水道サービスの向上と小規模水道事業の運営基盤の強化に取り組むとともに水道事業自体的安定化を図ることとする。</p>	①計画(案)に反映	<p>観光客による水需要の問題だけでなく、水道料金等の水道サービス格差、水道施設の老朽化、人材の確保など、水道には様々な課題があります。これらの課題に対応し、安全・安心な水道水を安定的に将来にわたって供給するためには、水道事業の運営基盤を強化する必要があり、このための取組として「水道広域化の推進」を掲げています。ご意見の趣旨については、水道広域化の取組の中に含まれていると考えます。</p>	保健医療部
26	73	29	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策展開「イ 安全・安心な生活を支えるインフラの整備」の中で下記考え方を加味した施策として「道路交通緩和施策の推進」を加える。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国で唯一鉄道を有しない県特有の事情としての慢性的な交通渋滞を緩和するため、多様な交通手段の導入を含めた様々な道路交通緩和に関する施策は、施策展開「イ 安全・安心な生活を支えるインフラの整備」の項目に掲げ推進することが求められる。</li> <li>・具体的には、まちなかの駐輪スペース設置に係る助成の拡充やレンタサイクル制度創設時の自転車購入費用に関する助成等の検討をお願いしたい。</li> <li>・「新たな振興計画(骨子案)に対する県民意見への県の考え方について」(P16)において取組を記載しているとされる素案P34・4行目以降は「本島中南部地域」において「…促進等に取り組む」とのことで、「本島中南部地域」に限定した記載である。</li> <li>・本件は、基本施策「(7)離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出」、すなわち「離島」に関する項目において記載されるべきである。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <p>○道路交通緩和施策の推進</p> <p>□離島においても慢性的に発生している交通渋滞を緩和するための、多様な交通手段の導入に取り組む。</p>	③その他特定の場所以外に反映できない場合等	<p>交通渋滞緩和施策については、三大都市圏並みの交通渋滞が発生している中南部地域に特化した記載しているところです。</p> <p>また、自転車を含む多様な交通手段の活用については、中南部地域のみならず、県全体の施策として必要と認識していることから、第4章3(12)「エ シームレスな交通体系の整備」の中で施策を記載しております。</p> <p>なお、具体的な交通手段の導入については、地域の実情に応じて、各自自治体において策定する地域公共交通計画などで検討されるものと認識しております。</p>	企画部
27	75	33	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策名称「①離島空港の機能強化及び離島航空路の確保・維持」に下記考え方を加味して追記する。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島空港はコロナ禍において、就航国際線の運休が続くなど、厳しい状況が続いており、アフターコロナ・ウィズコロナを迎える中、その機能向上が求められる。</li> <li>・観光目的で訪れるプライベート機の受け入れ環境を整えることは、その離島空港の機能向上に資する。</li> <li>・離島空港においては海外からのプライベート機に対するCIQ対応について、1カ月から2週間前の要請が必要であるため、柔軟な受入体制の構築が求められる。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <p>□(素案P76・2行目)離島空港の機能充実のため、新石垣空港、下地島空港において、各ターミナルビル社による国際線旅客受入体制やプライベートジェット機の受入体制の整備やその強化に係る取組を支援する。</p>	①計画(案)に反映	<p>ご提案いただきました、「プライベートジェット機の受入体制の整備」は82頁24行「空港施設の更新整備と機能向上に取り組む」で表現しております。</p>	土木建築部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
28	75	33	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策名称「①離島空港の機能強化及び離島航空路の確保・維持」に下記考え方を加味して追記する。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄航空路線の航空機に対する航空機燃料税の軽減措置など、既存の優遇措置に加え、必要な各種施策を有機的に実施し、県内各空港の競争力強化、機能強化が必要である。</li> <li>・県が行う航空運送事業者への航空保安検査費用の補助率は、国同様1/2であるが、実際の補助額は1/2に満たず、事業者負担が大きい。県内外の航空路ネットワークの維持・拡大のため、国管理空港と負担割合を同等とすべきである。</li> <li>・また、下地島空港では、大手航空会社の撤退後も離発着訓練が行われているが、さらなる訓練利用を促すための優遇措置が望まれる。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□離島空港の競争力強化、機能強化のため、保安検査費用補助制度や、離発着訓練に係る制度について、国管理空港並として、航空事業者の負担軽減に取り組む。</li> </ul>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見を参考にしながら既存制度の事業効果を検証し、発展的な施策を検討してまいります。	土木建築部
29	76	18	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策名称「③地域特性に応じた島内移動手段の確保」を「③地域特性に応じた島内移動手段の確保、拡充」とする。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内各地で、国際クルーズ船寄港の際に観光バスやタクシーが大幅に不足し、観光客のみならず、地元の県民生活、特に離島において大きな支障・影響がでている。</li> <li>・「新たな振興計画(骨子案)に対する県民意見への県の考え方について」(P16)において取組を記載しているとされる素案P76・18行目以降では「離島住民の移動の利便性に資する島内バス路線の確保・維持については、運行費補助や車両購入補助等を行い、生活交通の確保・維持に取り組む」とのことで、その「確保・維持」との記載に留まっている。具体施策として、路線バス事業者への損失補填を生活路線に加え観光路線にも拡充することや、新規バス路線の開設にあたっての財政支援が必要である。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③地域特性に応じた島内移動手段の確保、拡充</li> <li>□離島住民の移動の利便性に資する島内バス路線については、運行費補助や車両購入補助等による生活交通としての既存路線の維持に加え、新規路線開設のための補助等を行い、観光交通としての路線拡充に取り組む</li> </ul>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>沖縄県としては、路線バスは、地域住民の生活の足としてはもとより、地域振興にも資する移動手段であると認識しており、運行の確保・維持が難しい路線への補助や車両購入補助等を行っております。</p> <p>なお、地域振興に資する新規バス路線の開設については、地域の実情に応じて、各自治体において策定する地域公共交通計画などで検討されるものと認識しております。</p>	企画部
30	90	25	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策名称「②快適で魅力ある観光まちづくりの推進」の具体施策について、「沖縄らしい風景づくり」に関する記載に加え、既成市街地の活性化や「歩きたくなるまちなか」の創出に向けた検討を推進するため、3つの観点「①既存市街地の空き家利用の促進」、「②空きビルの速やかな利用促進」、「③離島地域の中心市街地における「まちなかウォークアブル推進事業」の補助率引き上げ」について追記する。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦後沖縄の独特の街並み保全につながる施策により、更に多くの人を呼び込み、街に活気を与えられる可能性がある。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□既成市街地の空き家や空きビルの再生利用を促進するため、改修コストに係る費用を支援する制度創出に取り組む。</li> <li>□特に離島地域の中心市街地においては建物老朽化により街の活力が減退している例が見られるため、「まちなかウォークアブル推進事業」を更に推し進める。</li> </ul>	①計画(案)に反映	<p>P94、23行目にありますとおり、多彩で付加価値の高い沖縄観光の実現を支える多様なツーリズムの一つとして取り組み、地域の活性化に繋げ魅力ある観光まちづくりの推進に取り組んで参ります。</p> <p>なお、空き家につきましては、「空家特措法」に基づき各市町村で対策を実施することとなっており、実情の把握、及びその実情のニーズに応じた空き家の利活用などに対する補助制度があります。県としましては、当該制度について市町村への周知活動に取り組んでいるところであり、今後も、引き続き制度の周知に取り組んでまいります。</p>	土木建築部 文化観光スポーツ部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
31	92	27	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策展開「ウ 多彩かつ質の高い観光の推進」に、下記考え方を加味した施策として「多様な宿泊・滞在施設の整備の推進」を加える。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の増加が解決すべき重要課題となっている一方、多様な宿泊・滞在施設が存在が旅の魅力の一つとなり得ることから、歴史を感じることができる既存ストックである空き家を改修し、宿泊・滞在施設として活用することを促進する制度の導入が求められる。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な宿泊・滞在施設の整備の推進</li> <li>□多様な宿泊施設や滞在施設が存在が、観光地としての魅力を高めることから、既存の空き家、特に歴史を感じることができるものを宿泊・滞在施設へ再利用、再活用する取組を推進する。</li> </ul>	①計画(案)に反映	<p>P94、23行目にありますとおり、多彩で付加価値の高い沖縄観光の実現を支える多様なツーリズムの一つとして取組で参ります。</p> <p>なお、空き家につきましては、「空家特措法」に基づき各市町村で対策を実施することとなり、体験宿泊・滞在施設への改修補助についても、各市町村へ既存制度の周知に取り組んでいるところです。県としましては、今後も、引き続き制度の周知に取り組んでまいります。</p>	<p>土木建築部</p> <p>文化観光スポーツ部</p>
32	92	27	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策展開「ウ 多彩かつ質の高い観光の推進」に、下記考え方を加味した施策として「富裕層誘客に向けた施設整備の促進及び受入体制の構築」を加える。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「質の高い観光」の推進には、富裕層旅行者のニーズを満たすような世界レベルの宿泊施設を誘致し、その整備の促進を進めることに加え、上質な観光コンテンツの造成、上質な旅行環境を一貫して提供するための施策が求められる。</li> <li>・具体的には、プライベート機受け入れ施設の整備や柔軟なCIQ対応の実現に向けた関係省庁への働きかけやマリナー整備を促進するための支援制度創設が必要である。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○富裕層誘客に向けた施設整備の促進及び受入体制の構築</li> <li>□国内外からの富裕層旅行者のニーズに応えるため、プライベート機の受け入れ施設整備や柔軟なCIQ対応など質の高い観光を実現するための取組を推進する。</li> </ul>	①計画(案)に反映	<p>ご提案いただきました、「プライベートジェット機の受入体制の整備」は82頁24行「空港施設の更新整備と機能向上に取り組む」で表現しております。</p> <p>またCIQ対応につきましては92頁29行にて記載しておりますので、原文のとおりとさせていただきます。</p>	土木建築部
33	104	9	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策名称「③物流コスト低減に向けた国際航路・空路拡充の取組及び物流対策の強化」に、下記考え方を加味して追記する。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島各空港において1次産業従事者の所得向上につながる県外出荷を増やすためにも航空貨物、とりわけ国際航空貨物に係る物流機能の強化を推進すべき。</li> <li>・具体的には、離島における航空貨物輸送能力向上に必要な施設整備への財政支援や貨物低需要期の体制維持への財政支援制度の創設が必要。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□離島各空港においても県外出荷を増やすため、航空貨物とりわけ国際航空貨物に係る物流機能の強化を推進する取組を行うことで、離島からの物流コスト低減を図る。</li> </ul>	①計画(案)に反映	<p>本県が目指す国際物流拠点の形成において、那覇空港を基軸とする県内空港の航空物流機能の強化は重要であると考えております。離島空港における取組につきましては、「③物流コスト低減に向けた国際航路・空路拡充の取組及び物流対策の強化」の中の「航空ネットワークの拡充、物流の効率化」に包含されており、今後とも関係機関と連携し取り組んでまいります。</p>	商工労働部
34	106	1	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策名称「③離島空港における航空・宇宙関連産業の展開」について、下記考え方を加味して追記する。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界および日本国内において、無人航空機産業や宇宙産業は今後期待される成長産業である。特に下地島空港においては沖縄県の誘致により、ベンチャー企業が宇宙港事業をスタートするなど、これら産業はますます成長が期待される。</li> <li>・そのため関連人材の育成も急務である。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□那覇空港・那覇港の国際物流機能を活用した産業集積が進む中、新たな展開として下地島空港等の離島空港を活用した航空・宇宙関連産業の展開を推進し、新たな産業の創出と集積に取り組む。また、それら航空関連産業と宇宙関連産業の人材育成事業の整備にも取り組む。</li> </ul>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>航空関連産業人材の育成については、「3-(4)-イ② 航空関連産業クラスターの形成」の中で、記載しております。</p>	土木建築部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
35	123	22	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策展開「キ 魅力と活力ある農山漁村地域の振興」に、下記考え方を加味した施策として「六次産業化促進のための共同加工場整備等の推進」を加える。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島においては、域内における農水産品の加工施設が十分に整備されていないため、商品企画体制を離島内で完結することが難しい。</li> <li>・また、本島と離島間の生産条件の格差の是正を進める必要がある。</li> <li>・特に農山漁村地域における六次産業化促進のため、共同加工場の整備や商品企画力の向上、流通コスト削減などの施策の実施が必要と考えられることから、独立した項目として施策を掲げるべきである。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○六次産業化促進のための共同加工場整備等の推進</li> <li>□本島と離島間の生産条件の格差の是正を進めるとともに、特に離島の農山漁村地域における六次産業化の促進のため、共同加工場整備や商品企画力向上につながる取り組みを推進する。</li> </ul>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見に対しては、「3-(7)-ウ多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化」、「3-(7)-キ魅力と活力ある農山漁村地域の振興と脱炭素社会への貢献」の6次産業化の取組に盛り込まれており、引き続き、関係する市町村及び関係機関と連携して取り組んでまいります。	農林水産部
36	127	4	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策名称「④県産品の消費促進」の具体施策について、下記考え方を加味して追記する。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内、特に離島においては中小の泡盛醸造所が多く存在しており、島民、観光客に愛飲されているが、更なる振興を図るため、より踏み込んだPR施設や体験施設の整備、体験プログラム造成などを進めることでより一層の消費促進が図られると考えられる。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□特に離島において多く存在する中小の泡盛醸造所について、より踏み込んだPR施設や体験施設の整備、体験プログラムの造成のための取組をサポートし、より一層の消費促進を図る。</li> </ul>	③その他特定の場所に反映できない場合等	離島の泡盛酒造所は、離島地域の経済や雇用を支え、地域コミュニティの維持や独自文化の継承に寄与しており、離島振興の観点からも重要であると認識しております。今後、ご意見をご参考にさせていただきながら泡盛ツーリズムや日本遺産とも連動した取組を検討してまいります。	商工労働部
37	127	14	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策展開「ウ 建設業の持続可能な発展」に、下記考え方を加味した施策として「離島における建設産業の振興・促進」を加える。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島における建設産業は、島外からの資材輸送や島外の建設作業員に頼らざるを得ず、他地域に比べ事業環境は不利となっており、企業進出が進まない一因となっている。</li> <li>・より一層の離島地域における建設産業の振興や促進を図る各種施策の展開が求められることから、独立した項目とすべきである。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○離島における建設産業の振興・促進</li> <li>□離島に企業進出が進まない一因となっている建設コスト等に係る事業環境の不利性を改善するため各種施策を進め、離島における建設産業の振興・促進を図る。</li> </ul>	③その他特定の場所に反映できない場合等	今回のご意見にありますように、離島における建設産業は、他地域に比べ事業環境が不利になっているため、土木建築部では、離島の建設工事において、建設機械の運搬費の計上、渡航費、宿泊費等の割増補正を実施しているほか、積算単価と実勢価格の乖離が認められる場合には、見積単価を採用するなど現場の実情に合わせた単価設定に努めているところです。引き続き、離島における建設産業の支援に努めていきたいと考えております。	土木建築部
38	134	5	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策名称「①着地型観光プログラム等の定着」の具体施策について、下記考え方を加味して追記する。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季を中心とする繁忙期と冬季の閑散期の集客力の差が大きく、特に閑散期の集客に繋がるコンテンツ開発の推進と強化が必要である。</li> <li>・具体的には、閑散期の観光コンテンツ開発について、自治体・観光関係団体及び民間事業者が支出する企画・調査及びPR等に関する費用の支援制度の拡充の検討が求められる。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□特に閑散期(冬季)の集客に繋がる観光コンテンツの開発が重要であるため、自治体や観光団体、民間事業者の企画調査やPRへの支援制度の拡充に取り組む。</li> </ul>	③その他特定の場所に反映できない場合等	閑散期(冬季)の集客に繋がる観光コンテンツの開発は重要と考えております。具体的な施策については、第6次沖縄県観光振興基本計画において検討して参ります。	文化観光スポーツ部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
39	156	26	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策展開「ア 離島と本島・県外との交流の促進」に、下記考え方を加味した施策として「観光客の県内滞在期間延長に繋がる離島周遊の促進」を加える。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客の県内滞在期間を延ばし観光消費を拡大するため、観光客による本島・離島間の周遊を促進すべきである。</li> <li>・本島と離島間の移動コストが高いことから、本島への観光集中の構図にある状況を改善すべきである。具体的には、県内周遊、本島⇄離島間周遊、離島⇄離島間周遊を促進するための移動コスト軽減に関する制度創設が必要である。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○観光客の県内滞在期間延長に繋がる離島周遊の促進</li> <li>□観光客の県内滞在期間を延ばし観光消費を拡大するため、観光客による本島・離島間周遊の促進強化に取り組む。</li> </ul>	①計画(案)に反映	ご意見のとおり、観光消費額の増加に向けては、滞在期間の延長や離島周遊が必要であると考えております。 そのため、P132、25行目に島のそれぞれの個性や魅力を生かした滞在型観光に加え、都市部にはない静寂さや美しい星空を示す‘ダークスカイ’など、離島・過疎地域ならではの資源を有効活用した体験型観光の強化に取り組みます。	文化観光スポーツ部
40	157	25	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来像「5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して」について、下記考え方を加味し施策展開として「離島における国際教育環境の創出と教育機会の提供」を加える。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島においては、中学校もしくは高校までの設置となっていることから、その後の進学は島外または県外に出る必要があり、各家庭における経済的な負担となっていることに加え、若年層の島外流出の主要因となり、離島での労働力不足を引き起こしている。</li> <li>・近年の県内における観光産業の成長により、国内外から人材育成のための高等教育機関の進出意欲が固まっている。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○離島における国際教育環境の創出と教育機会の提供</li> <li>□近年の県内における観光産業の成長により、国内外から人材育成のための高等教育機関の進出意欲が固まっていることから、その誘致制度を整え、島内はもとより県内学生に対する高等教育機会の提供に取り組む。</li> </ul>	③その他特定の場所に反映できない場合等	御意見の趣旨については、第4章5(1)ウ公平な教育機会の確保と学習環境の充実に含まれており、原文のとおりとさせていただきます。	総務部
41	183	12	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記考え方に基づいて、追記する。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新たな振興計画(骨子案)に対する県民意見への県の考え方について」(P20)において、意見を踏まえ、記載した、とのことだが、素案P183・16行目以降の記載に反映されていないことの確認を求めるものである。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□交通・生活コストの低減、航路・航空路の確保及び維持、域内公共交通機関の拡充、生活環境基盤、教育、医療・福祉の充実、各種分野におけるICTの活用等により、離島における定住条件の整備と更なる向上を図ると共に域内経済の振興に繋げる。</li> </ul>	①計画(案)に反映	ご指摘のとおり、素案への反映漏れがありましたので、今回反映いたしました。	企画部
42	183	12	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記考え方に基づいて、追記する。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「物流コストの低減等による条件不利性の克服(P183・27行目)」に関し、離島地域の自治体では送料負担が大きいため、ふるさと納税の返礼品登録に関して、冷凍・冷蔵品等、特産品の登録が進まず、地域産品の認知向上に支障が生じていると想定される。</li> <li>・その負担を軽減することで、ふるさと納税返礼品登録の推進、地場産品の認知向上に繋がると考えられる。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□(P183・27行目)物流コストの低減等による条件不利性の克服、スマート農林水産技術の推進等による生産性と収益力の強化、他産業と連携した域内経済循環の創出など、基幹産業である農林水産業の更なる振興を図る。一例として、物流コスト負担の低減により、各自治体におけるふるさと納税返礼品登録が増加し、地場産品の認知向上が進むことで農林水産業の振興に繋がることが期待される。</li> </ul>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 なお、国際物流拠点の形成については第4章3(4)に、農林水産物の輸送コスト低減については第4章3(7)ウ①に記載しております。	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
43	185	17	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記考え方に基づいて、追記する。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国の責務を明確にしつつ、県、市町村、民間等の発意や創意を生かした自主的・主体的な政策決定が可能となる行財政システムの構築が必要である」との記載に関し、各自治体では、行政計画を策定する際、調査・企画等業務を外部の民間企業等に発注し、協同で策定することが一般的であるが、離島地域の自治体においては域内に専門的知見を備えた事業者がなく、沖縄本島もしくは本土の事業者に委託することが一般的である。その際、委託費に交通費相当額が上乗せされるため、陸上交通と比して割高な航空運賃がかかることから、離島地域の自治体において行政計画を策定する上での大きな負担となっている。交通費相当額の補助制度が整備されることが望ましい。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□(P185・21行目)国の責務を明確にしつつ、県、市町村、民間等の発意や創意を生かした自主的・主体的な政策決定が可能となる行財政システムの構築が必要である。各自治体が主体的に民間等のアイデアを活かして政策決定を行うための障害となりうるコストについては一定の補助を検討する必要がある。</li> </ul>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 なお、安定的な自主財源等の確保については、第5章2(4)に記載しております。	企画部
44	187	2	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記考え方に基づいて、追記する。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(2)安定的な自主財源等の確保」における「多様化する県民ニーズに柔軟に対応し、自主性・主体性の下で政策決定するためには、自主財源の確保や予算の効果的執行等が重要である」との記載に関し、離島地域の自治体では、財源確保に地方創生促進税制(企業版ふるさと納税)の活用が有効と考えられるが、県内においては平成28年度～令和元年度における寄附実績はゼロとなっている。</li> <li>・企業にとっては、寄附を行った場合の税額控除が9割であり、1割分の自己負担が生じることが寄附を行う上での障害と考えられることから、離島地域の自治体に対する寄附を行った事業者に対する税額控除を10割に拡充する制度拡充が有効である。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□企業版ふるさと納税に関する税額控除を現行の9割から10割とする制度をまずは離島の自治体に限定して導入し安定的な自主財源の一つとして検討する。</li> </ul>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 なお、安定的な自主財源等の確保については、第5章2(4)に記載しております。	企画部
45	224	14	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記考え方に基づいて、追記する。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮古圏域の玄関口を正確に記載する必要がある。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□本圏域の玄関口となる宮古空港・下地島空港・平良港を中心に人流・物流機能の充実を図るとともに、医療、教育、情報をはじめ生活基盤の整備、割高な生活コストの低減など定住条件の整備を図る。</li> </ul>	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ修正しました。  「本圏域の玄関口となる宮古空港・下地島空港・平良港を中心に人流・物流機能の充実を図るとともに、医療、教育、情報をはじめ生活基盤の整備、割高な生活コストの低減など定住条件の整備を図る。」	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
46	229	21	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記考え方に基づいて、追記する。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島内における交通を支える手段として、その導入について具体的に実証実験の検討が進められているスマートモビリティについて推進すべきと考える。</li> <li>・「新たな振興計画(骨子案)に対する県民意見への県の考え方について」(P16)においては、取り組みを記載されているとのことだが、素案P34・4行目以降では、「本島中南部地域」において「…促進等に取り組む」とされ本島中南部に限定された記載であるため、「離島」における交通の施策展開を述べる「②離島を結び、支える交通体系の整備」項目内で言及すべき。</li> <li>・具体的には、車両取得やシステム整備、進出後一定期間の固定費に関する補助制度の創設について検討をお願いしたい。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <p>□現在、実証実験が進められているスマートモビリティなど、離島における新たな交通手段の確立を推進すると共に、更なる支援策の拡充に取り組む。</p>	①計画(案)に反映	<p>スマートモビリティの活用については、中南部地域のみならず、県全体の施策として必要と認識していることから、第4章1「(1)世界に誇れる島しょ環境モデル地域の形成」の中で記載しているのみならず、第6章2「(3)世界とつながる北部圏域、宮古・八重山圏域の持続可能な発展」にて記載しております。</p> <p>なお、具体的なスマートモビリティの導入については、地域の実情に応じて、各自自治体において策定する地域公共交通計画などで検討されるものと認識しております。</p>	企画部
47	229	22	<p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記考え方に基づいて、追記する。</li> </ul> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下地島空港は、宮古空港・平良港とともに宮古圏域の玄関口であり機能強化が図られるとともに、国内外への路線拡充に向けた取り組みが図られるべきである。</li> <li>・宮古空港は「既存国内フルサービスキャリア」の就航を担い、下地島空港は「国際線、および国内新規参入会社、国内LCC、不定期便、プライベートジェットなど新たな需要の創出・受入」を担うことが、沖縄県の基本的な考えであると認識している。</li> <li>・宮古空港は大手航空会社2社が多頻度で運航し、施設・設備が狭小化していることから、新規に航空会社の受入が困難で、また沖縄県土木建築部としては宮古空港の機能拡張投資は実施しない方針であると認識している。</li> <li>・これらから、宮古諸島全体としての受入強化は、下地島空港の積極的な活用が重要と考えている。</li> </ul> <p>【具体の記載案】</p> <p>□本圏域に宮古空港と下地島空港の2つの空の玄関口がある強みを最大限に活かし、両空港の合理的活用を前提とした人流・物流機能の充実を図る。</p> <p>□宮古空港は、「下地島空港及び周辺用地の利活用実施計画」策定以前より就航が継続しているフルサービス航空会社(「下地島空港及び周辺用地の利活用実施計画」策定以前より、機材大型化のため就航実績のある共同引受け航空会社を含む。ただし、共同引受け以外の就航は除外する。)の利用により既存施設を最大限活用することとし、国内への路線拡充に向けた取り組みを図る。</p> <p>□下地島空港においては、宮古空港に定期就航のない航空会社(フルサービス/LCC/新規参入会社等)、チャーター便、国際線やプライベートジェットの受入強化に取り組むとともに、空港や周辺用地を活用した新たな事業展開を促進する。</p> <p>□下地島空港においては宇宙飛行機、宇宙港、無人機産業の促進を図ることで、新たな産業クラスターの創出を図る。</p> <p>□既存空港の更新整備・機能向上等を推進するほか、生活に必要な路線の確保、維持及び改善を図る。</p>	①計画(案)に反映	<p>ご提案の□1つ目～3つ目の記載内容については、宮古空港と下地島空港の2つの空港が宮古圏域の玄関口であり、適切な役割分担が求められることから、233頁3行を修正いたします。</p> <p>「本圏域に宮古空港と下地島空港の2つの空の玄関口があることを生かし、両空港の機能強化を図るとともに、国内への路線拡充に向けて取り組みます。」</p> <p>ご提案の□4つ目「下地島空港に～」は104頁3-4-1-③にて記載されております。</p> <p>ご提案の□5つ目「既存空港～」は233頁7行にて記載されております。</p>	土木建築部



意見 番号	項	行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
48	83	22	<p>① 不発弾処理対策の加速化</p> <p>「事故の危険性の高い住宅建築の際の探査を推進するため、探査の必要性や不発弾の危険性について住民への更なる周知に取り組む」とあるが、不発弾の早期発掘・処理の迅速化が求められる中、「住民への周知」だけでなく、住宅建築においても磁気探査による不発弾探査を義務化すべきと考える。</p> <p>「事故の危険性の高い住宅建築の際の探査を推進するため、探査の必要性や不発弾の危険性について、住民への更なる周知に取り組むとともに公共事業同様に磁気探査の義務化に向けて取り組む。」として加筆頂きたい。</p> <p>【理由】</p> <p>※住宅建築の場合、補助事業の申請手続き等に期間を要することや、市町村の予算配分枠が少ない関係で、磁気探査を行わないまま工事を進めて行く現状が多々あります。</p> <p>このことは、糸満市での事例を見てもわかるように、周辺住民に危険を及ぼす可能性を秘めており、大変憂慮すべき問題であります。</p> <p>民間工事における磁気探査の義務化を行うことにより、当初から工事期間に磁気探査期間を見積ることが出来るため、安心・安全な工事の進捗が望めるものと考えます。</p> <p>※住宅建築において義務化がなされていないため、磁気探査しないまま建築している件数が別紙資料の通りとなっております。</p> <p>この件数は、そのまま磁気探査未実施箇所として、次の建て替えまで残ってしまいます。</p> <p>このことは、不発弾が半永久的に残ってしまうことになり、県が示す「事故の危険性の高い住宅建築の際の探査を推進するため、探査の必要性や不発弾の危険性」除去や「不発弾の早期発掘・処理の迅速化」と相反することになるとも考えます。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>民間工事への磁気探査の義務化については、法律上の根拠が必要であると考えられることやその処理に係る諸費用の負担等の様々な課題等があると認識しております。</p> <p>なお、住宅等開発磁気探査支援事業の広報活動は今後も行予定ですが、ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p>	知事公室
49	87	4	<p>87頁 ① 支援機関による経営改善の支援</p> <p>・「中小企業協同組合等の組織力強化による経営基盤の強化を促進する。」の追記をお願いしたい。</p> <p>・【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、各種の支援施策が講じられているが、国や県、市町村などの支援施策の情報や手続きの伝達及び実施、新型コロナウイルスの影響調査などで中小企業協同組合等が大きな役割を果たしている。</li> <li>また、新技術の開発や技術力の向上、人材育成などの面においても組合等が果たす役割は大きい。</li> <li>小規模零細企業の多い本県においては、各業界における組合の役割は極めて重要であり、組合の機能強化に関する内容を振興策に位置づけて支援していただきたい。</li> </ul>	①計画(案)に反映	<p>小規模零細企業及び中小企業の組織化及び組織機能の強化、事業の共同化・協業化の取り組みについては、稼ぐ力の強化を図っていく上で非常に重要であると考えており、下記内容に文言を修正することにより、対応したいと考えております。</p> <p>P89 「①支援機関による経営改善の支援」へ事業の協業化及び組織化を追記「新商品開発や新サービスの提供、経営力向上、技術の高度化、事業の協業化等に取り組む中小企業等に対し、専門家派遣や経営指導、経営革新、組織化の支援に取り組みます。」</p>	商工労働部

意見 番号	項	行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
50	212	10	<p>金武町億首川下流域の田園地帯は、日本でも有数の渡り鳥のメッカと知られており、ノネコやマングースなどの外来種対策や水田の保全や自然環境に配慮した河川改修を行えばネイチャーみらい館を中心としたエコツーリズムの拠点の形成に繋がるのでは無いだろうか？</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>億首川下流域については、渡り鳥の集団渡来地であるとともに希少な野生動植物の生息地であり、マングースなどの外来種について、実態を把握する必要があることから、町や地元住民の意向及び調査結果を踏まえて、鳥獣保護区の指定や必要な外来種対策を検討・実施してまいります。</p> <p>なお、億首川については、上流域で浸水被害の軽減に向けた河川改修を行っておりますが、下流域については、河川改修の予定はありません。</p> <p>また、金武町を含む北部圏域の自然環境等を生かした観光振興については、以下に記載しており、御意見にあるとおり、自然環境に配慮した観光振興に取り組んでまいります。</p> <p>第6章3(1)ウ観光振興及び歴史文化の継承・発展 ① 自然環境等を生かした観光振興 (関係箇所一部抜粋) P204・28行目～ 宜野座村から金武町、中部圏域のうるま市に至る環金武湾地域における金武湾の特性や自然、文化を生かした健康保養をテーマとした滞在型観光等の取組を促進します。</p> <p>P204・31行目～ 地域固有の資源を新たに掘り起こして活用し、多様化する旅行者ニーズに対応する自然・文化・農業・漁業体験等を軸としたエコツーリズム、アドベンチャーツーリズム、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、ヘルスツーリズム等を推進するとともに、ICTを駆使して観光のパリエーションを広げ、観光の質を向上させることにより、リピーター等が持続的につながる観光展開を推進します。</p>	環境部 土木建築部 文化観光スポーツ部 農林水産部
51	7	11~22	<p>第2章 基本的課題 1 本県を取り巻く時代潮流 (1) 世界の動向 ➢7ページ12～22行目の「③ 格差の進行」についてですが、沖縄経済成長の実態は、公共事業が牽引しており、その財源の大部分は、人口1人あたり全国5位となる国からの補助金です。 そのなかの国庫支出金(他県にはない一括交付金形式の沖縄振興予算)だけなら全国1位です(ちなみに沖縄県の人口は145万人で全国25位)。それらを運用して行われる公共事業は、内閣府所管の各機関によって運用されていますが、沖縄総合事務局が発注する公共事業のうち、2011年度～18年度までの国直轄事業において、「県外企業が受注した契約金額の合計は、約1,805億3,800万円で、全体の45%」となっています。これに対し「県内企業が受注した契約金額の合計は、約2,202億3,600万円で、全体の55%」であり、半数近い金額が県外に流出しています。 また、沖縄経済全体をみても、沖縄県内の利益の21%(1兆円超)が県外企業に流出しており、地域経済循環率は、全国ワースト4位(全国44位)となっています。沖縄県は生み出された需要やお金を県内で循環させることや留めておくことのできない「漏れバケツ」になっており、沖縄の1人当たりの県民所得は12年連続で全国ワーストに位置しています。地域経済循環率は、その割合が低いほど経済循環がうまく機能していないことを表しています。 上記のとおり、沖縄県においては、生産、分配、支出(消費、投資)の各場面で、県外に所得が流出し、地域の家計や企業での所得増加につながっていないおそれがあることから、県内業者を対象とした入札を積極的に行い、県内業者の業務受注率を高めることで、県内企業の雇用の長期安定確保、労働者の保護、賃金上昇を図り、県内の格差の進行を改善すべきと考えます。</p>	①計画(案)に反映	<p>沖縄県では「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、地域要件を設定するなど、県内企業への優先発注に取り組んでおります。また、共同企業体方式による発注を実施し県内企業の受注機会を確保し、技術力の向上が図られるよう努めているところです。引き続き、県内企業に配慮した発注を行っていきたいと考えております。</p> <p>また、新たな振興計画では、計画の展望値として域内自給率を設定したところであります。</p>	土木建築部 企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
52			<p>第3章 基本方向</p> <p>1 施策展開の基本的指針</p> <p>第4章に様々な施策が列挙されていますが、各施策間のトレードオフの関係を明確にする必要があると思われます。現時点で、解決の方向性や具体的方策がわからなくても、それらをモニタリングし、可能な限り可視化・定量化することの必要性や問題を構造化することの重要性を明記すべきではないでしょうか。</p> <p>また、行政はもとより多くの組織では、縦割りの弊害が多く存在し、組織を横断する問題・課題についての対応が進まないことも多々あるかと思っておりますので、それらの問題・課題を解決するための具体的な対策や考え方を明記していただけないでしょうか。</p> <p>「4 計画の展望値」で示される予定だと推測される展望値についても、バックキャスト的な目標が設定されるものと期待しておりますが、その目標達成のための大きな変革やイノベーションが重要であることについても明記していただけないでしょうか。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、第8章に記載のあるとおり、計画の推進にあたっては本計画の下に策定する実施計画の中で毎年度の施策等の検証を全庁的に行い、結果を踏まえて施策等の改善などフォローアップを行うこととしております。</p>	企画部
53			<p>2 施策展開の3つの枠組み</p> <p>SDGsとの関係性や、3つの枠組みについての設定が記載されているところですが、枠組みの設定だけではなく、各枠組みの関係性を示すとともに、各関係のトレードオフ的な関係についても留意点を示していただけないでしょうか。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、計画の概念図を第3章4に掲載しております。</p>	企画部
54	34	10	<p>第4章 基本施策</p> <p>1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島を目指して</p> <p>(1) 世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成</p> <p>ウ 人と環境に優しいまちづくりの推進</p> <p>➢34ページ10行目以降では、「② 公共交通システムの戦略的再編」の考え方が示されていますが公共交通の料金(特に陸上交通)についての検討の必要性も明記すべきではないでしょうか。県民の格差が拡大するなか、所得が少なく通勤費の満額支給も十分ではない環境下においては、県民が公共交通への転換を図るうえで、大きな障壁となっていると考えています。</p>	①計画(案)に反映	<p>公共交通の料金については、第4章3(12)エ「①シームレスな乗り継ぎ環境の構築」にて記載しております。</p>	企画部
55	34	24~31	<p>➢34ページ24～31行目の「③ 花と緑にあふれる環境づくり」についてですが、以下につきましてご教示ならびにご検討ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「在来種の活用推進」については、交雑リストをデータ化(陸域生態系の攪乱防止)したうえで、検討すべきと考えます。</li> <li>・「沖縄らしい緑地」、「世界水準の観光地」および「沖縄らしい風景」の定義を提示していただけないでしょうか。</li> <li>・「花と緑にあふれる」ことは理想ですが、維持管理が十分できない現状においては、道路計画設計時点において、維持管理までを考慮した実現可能な緑化目標の設定ならびに沿道景観の検討を行うべきではないでしょうか。</li> <li>・花と緑にあふれた沿道景観を形成しても、維持管理が行き届いていない場合、街路樹などの落葉・落果物は自然消滅することなく、側溝・集水溝・アンダーパスに流入し、目詰りを発生させ、排水機能を低下させることにより、水害リスクを増大させるおそれがあることから、緑の過剰供給に留意すべきと考えます。また、海域へ流出すると海域の景観・環境を悪化させることから、これらの植物系流下物の定期的な回収についても検討すべきと考えます。</li> <li>・維持管理の負担軽減、雑草対策、景観改善については、人工芝、人工樹木などの活用についても検討すべきと考えます。</li> <li>・世界水準の観光地にふさわしい沿道景観を形成するためには、無電柱化の推進、広告・看板等の撤去、緑地に存在する墓地景観の改善、道路のり面等のコンクリート構造物の修景、沿道景観の構造物等の色彩を統一すべきと考えます。</li> <li>・世界水準の観光地にふさわしい沿道景観が形成された際には、世界に誇れる島しょ型環境モデルの成功事例、「沖縄型道路整備事業」として、世界に情報発信すべきと考えます。</li> </ul>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>今後の施策実施にあたり、交雑リストのデータ化について検討させていただきます。</p> <p>また、本県は、温暖な気候の下、多種多様な植物や貴重な生物が生育・生息するなど豊かで独特の自然環境を有しており、「沖縄らしい緑地」とは、在来種を中心とした多種多様な植物を活用し、沖縄独特の緑地を目指すものと考えております。</p> <p>「沖縄らしい緑地」、「世界水準の観光地」および「沖縄らしい風景」の定義について、県では世界水準の観光地に相応しい沿道景観形成に向け、観光地へのアクセス道路等における亜熱帯海洋性気候に適した緑化により、潤いと安らぎのある道路空間の創出に取り組んでおります。その中で、世界水準とは、このような取組を進めることにより、世界的に広く認知され、評価される観光地を目指すものであると考えております。</p> <p>県では、平成29年3月に「沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン」を策定し、これに基づく防草対策や、性能規定方式の導入に取り組んでいる他、今年度から策定予定の「良好な沿道景観形成のための街路樹のあり方に関する検討会」において街路樹のあり方や効率的・効果的な維持管理等に関する計画を策定したいと考えております。</p> <p>植物系物の流下物の定期的な回収、人工芝の活用、色彩の統一、情報発信については、今後の参考とさせていただきます。</p>	環境部 土木建築部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
56	35	5	35ページ5行目以降では、「④ 歩いて暮らせる環境づくり」の考え方が示されていますが、県民の身近な生活単位である小中学校周辺においても、歩いて暮らせる安全な環境づくりの必要性について、明記していただけないでしょうか。 なお、自家用車による小中学生の送迎問題もあり、それらの抑制とともに、安全に歩ける環境づくりが求められていることから、我が国においても、ゾーン30プラス等の施策で推進している取組みでもあります。	①計画(案)に反映	ご指摘箇所の記載は、都市機能を生活拠点に集約し、その周辺や公共交通の沿線等に居住の誘導を図る取組の促進となっており、「小中学校周辺」については、「生活拠点」に含まれていると考えております。 また、御意見にある「安全な環境づくり」の観点からの施策は、2-(7)-イ②「生活に密着した陸上交通基盤の整備」に記載されております。	土木建築部
57	35	26	(2)自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用 ➢35ページ26行目以降では、基本的な考え方が明記されていますが、持続可能な利用を進めるためには、我が国の第五次環境基本計画にも示されている「地域循環共生圏」の考え方についても明記していただけないでしょうか。 今後は沖繩らしい自然や地域資源や最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す取組みが必要と思われる。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、第4章基本施策1-①(1)に以下の文章を追記いたします。 「～モビリティの導入、地域循環共生圏の考え方に基づく環境と共生するまちづくり等に取り組み～」  なお、地域循環共生圏については、第6章「県土のグランドデザインと圏域別展開」においても、その考え方に基づく内容となっております。	環境部
58	36	7~15	36ページ7~15行目の「① 世界自然遺産や自然公園の適正管理」についてですが、本県のカーボンニュートラルのモデルとなる要素を含める必要はないでしょうか。 我が国においては、ゼロカーボンドライブ、国立公園において、先行して脱炭素化に取組むエリアを「ゼロカーボン・パーク」として推進する取組みも始まっています。	③その他特定の場所に反映できない場合等	2050年カーボンニュートラルに係る要素については、「(1)世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成」に記載し、整理しています。世界自然遺産地域や自然公園においても先行した取組が実施できるよう検討してまいります。	環境部
59	36	17~19	ア 自然環境・生物多様性の保全・継承 ➢36ページ17~19行目の「② 希少野生動植物種や沖繩固有種の保護対策、外来生物対策の推進」についてですが、西表島に位置する県道白浜南風見線には約130基のアンダーパスが設置されており、イリオモテヤマメコをはじめとする貴重な野生生物のロード・キル対策として効果を上げています。 しかしながら、アンダーパスも雑草の繁茂や流下物が堆積するとその効果も低減することがモニタリングによって検証されているにもかかわらず、現時点において、本県道のアンダーパスの道路機能維持ではないロード・キル対策としての維持管理(除草作業や流下物撤去など)については、維持管理者が未確定で問題となっております。 今後、小動物のロード・キル対策として設置されるアンダーパスにおいても、上記のような問題が発生しないように、アンダーパス設置後の維持管理方法・体制などについても検討していただきたい。 加えて、ロード・キル対策としては、小動物をアンダーパスに誘導するフェンスなどの設置についても検討していただきたい。 その他、外来生物対策についてですが、沖繩県には1200種を超える外来種が定着しており、その種数は日本の外来種の半分近くに達しています。 外来生物(ツルヒヨドリ(植物)、シロアゴガエル、タイワンハブなど)は、土木・建築資材等に紛れ込んで、侵入・繁殖するため、特に離島で公共工事を実施する際には、島外から島内に外来生物を侵入させない注意が必要です。 よって、本島から離島に外来生物を侵入させないように、工事前に工事対象箇所等に外来生物が生息・生育しているかを調査(工事によって外来生物が侵入したのではなくすでに外来生物が侵入していることを確認)するとともに、工事後も工事対象箇所を調査して、新たな外来生物の侵入・繁殖は確認されないことを検証する対応策を講じていただけないでしょうか。	①計画(案)に反映	ロードキル対策については、世界自然遺産登録にあたり、「絶滅危惧種(ヤンバルクイナ、イリオモテヤマメコ等)の交通事故対策の強化」について、世界遺産委員会より要請がありますので、道路管理者や地元等と連携して対策を強化していきます。 また、アンダーパス設置後の適切な維持管理体制等について、関係機関と連携して検討していきます。あわせて、フェンスの設置については、環境部局が試行的に実施している取組事例を踏まえ、効果や必要性、維持管理体制なども含めて関係機関と連携して検討していきます。さらに土木・建設資材への外来種の混入については、一部の離島工事において、関係機関と協力し、搬入資材に外来生物が混入しないよう点検を行うなど取組んでいます。今後も関係部署と協力して参ります。 外来種対策については「1-(2)-ア②」において、「外来種の生息状況や外来種による被害状況等の調査を実施し、調査結果に基づく効果的な捕獲手法の実践等を通して、マンガース等の外来種の駆除並びに侵入及び定着の防止に取り組む」としております。	環境部 土木建築部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
60	38	16	ウ 多様な主体による環境保全等に向けた活動の推進 >38ページ16行目の「① 環境保全等に対する県民参画の推進」についてですが、県環境部で策定された「生物多様性保全利用指針 OKINAWA」の暫定版が公開されていることから、県民に向け、本指針の活用を推奨していただきたい。	①計画(案)に反映	意見を踏まえ、「1-(2)-ウ-①」を以下のとおり修正します。  ……相互交流の場の創出に取り組むとともに、「生物多様性保全利用指針OKINAWA」や「レッドデータおきなわ」など県が策定した指針や調査結果を積極的に公開し、県民が容易にアクセスできるよう取り組むことで県民参画を促し、自然環境の保全等に関する計画づくりを推進します。	環境部
61	39	3	(3) 持続可能な海洋共生社会の構築 >39ページ3行目以降についてですが、経済活動に伴う赤土等の流出抑制以外にも、下水再生水の積極的な利用促進を図り、サンゴ礁生態系の保全に取り組むことも必要ではないでしょうか。	①計画(案)に反映	意見を踏まえ、「1-(3)-ア-③」を以下のとおり修正します。  陸域からの栄養塩類・赤土等の流入、日焼け止めクリームの中の化学物質等による影響、オニヒトデの大量発生抑制及び駆除等について、情報収集・調査研究・対策に取り組むとともに、…	環境部
62	40	19	>40ページ19行目以降では、「③ サンゴ礁、藻場、干潟等の保全と再生」についてですが、グリーンインフラとして、防災・減災の観点からの必要性も明記すべきではないでしょうか。	①計画(案)に反映	意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  1(3)ア③ 野生生物にとって住み良い環境や県民の憩いの場、災害リスクの低減など多様な機能を有する自然環境を確保するため、藻場や干潟等の水辺環境の保全・再生活動に取り組めます。	環境部
63	40	33	>40ページ33行目以降では、「③ 赤土等流出防止に向けた総合対策」についてですが、土壌流出問題は世界的に問題となっていることから、国際貢献として、沖縄の赤土等流出防止に係る技術が「アジア・大洋州」などの課題解決につながる可能性についても明記すべきではないでしょうか。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  【4(3)ア①に追記】 また、土壌流出は東南アジアや太平洋島しょ国等でも問題となっていることから、本県の赤土流出防止対策技術に関する情報発信や技術移転等に取り組みます。	環境部
64	40	34~41	40ページ34行目～41ページ14行目の「④ 赤土等流出防止に向けた総合対策」についてですが、沈砂池等の施設に堆積した土砂の適切な除去を行った場合、除去した土砂(塩分を含んでいる場合もあり)は、どのように処理されるのでしょうか。 加えて、砂防ダム等の浚渫についてですが、砂防ダムは林内に設置されており、堆積土砂を浚渫する際には、浚渫に必要な機械を搬入するための工事用道路が必要になり、当該道路建設による環境負荷が懸念されますが、どのように検討されているのでしょうか。また、浚渫した土砂はどのように処理されるのでしょうか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	農地等に設置された沈砂池や水路に堆積した土砂は、主として農地へ還元されることとなります。 工事現場に設置された沈殿池に堆積した土砂は、天日乾燥後、現場内盛土に流用されたり、沈殿池の埋め戻しに活用されます。 浚渫を行う砂防ダム等については、工事用道路等の付随する工事が生じないよう事業を進めてまいります。また、浚渫した土砂の活用方法(農地への還元を含めたりサイクル等)についても検討してまいります。	環境部
65			(4)沖縄文化の保存・継承・創造とさらなる発展もしくは(5)悠久の歴史や伝統文化に育まれた魅力ある空間と風土の形成 >それぞれについて、基本的な考え方が示されていますが、首里城以外の地域についても、世界文化遺産を活用した地域文化の継承や交流拠点としての必要性を示すことはできないでしょうか。 世界にも認められた文化遺産を多く抱える沖縄の優位性を十分に生かすとともに、それらの持続的保全につながる地域社会と一体となった取り組みが必要と思われます。	①計画(案)に反映	基本施策「1-(4)-イ 文化芸術の振興と文化芸術を支える環境づくり」における施策のうち、48ページの1行目の「③文化資源を活用した地域づくり」において、地域の個性豊かな文化資源の特性に応じたまちづくりに資する取組を推進することとしております。	文化観光スポーツ部 教育庁

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
66	70	25	第4章 基本政策 2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して (6)安全・安心・快適に暮らせる生活基盤の充実・強化 ➢70ページ25行目以降では、「④ 生活に密着した陸上交通基盤の整備」についての考え方が示されていますが、通学路の安全対策も最重要課題のひとつとして、課題解決に向けた考え方を示していただけませんか。 特に、ソフト施策のみではなく、速度抑制・流入抑制などを図る物理的デバイスの必要性についても明記していただけませんか。	①計画(案)に反映	通学路を含め生活道路における交通安全対策の取組としては、市町村が主体となって道路管理者及び警察と協議を行い合意を得た上で生活道路対策エリアとして登録を行い、物理的デバイス等による具体的な対策を行う枠組みが既に存在することから、御意見の内容については「安全快適な通行・歩行空間の創出」という文言に包含されていると考えています。	土木建築部
67	80	32	(8)あらゆるリスクに対応する安全・安心な島づくり ➢80ページ32行目以降では、「⑤ 交通安全対策の強化」についての考え方が示されていますが、通学路の安全対策も最重要課題のひとつとして、課題解決に向けた考え方を示していただけませんか。 特に、ソフト施策のみではなく、速度抑制・流入抑制などへの直接的な効果が期待できる物理的デバイスの必要性を明記していただけませんか。生活に身近な通学路における効果ある交通安全対策は高齢者の事故対策にもつながります。	①計画(案)に反映	本章は、「日常生活における犯罪や危険から県民を守るため、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します」(P69の24行)という観点に関する施策が掲載されており、御意見にある通学路の安全対策として物理的デバイスを設置すること等の施策については、2-(7)-イ②「生活に密着した陸上交通基盤の整備」に包含されております。	土木建築部 警察本部
68	82	24	9) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決 ア 米軍基地から派生する諸問題の解決に向けた対応 ➢82ページ24行目の「③ 米軍活動に起因する環境汚染への対応」についてですが、県内各地で急速に繁殖している特定外来生物のツルヒヨドリ(植物)も米軍によって持ち込まれたといわれていることから、米軍基地内から県内各地へ拡散するおそれのある外来生物駆除などの環境関連業務においては、沖縄の環境に精通している県内業者が優先的に受注できる体制を構築していただきたい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	県内における環境関連業務の発注においては、発注元においてその業務の性質や必要性を踏まえ発注先の選定が行われていると認識しております。なお、県では「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」を定め、県の発注する業務や公共工事において県内企業へ優先的に発注するとともに、県内企業を含めた共同企業体を結ませることや、下請け等に県内企業を優先的に選定するよう要請するなど、可能な限り県内企業の受注機会が確保されるよう取り組んでおります。県では引き続き同方針の実効を期するため関係機関と連携し取り組んで参ります。	環境部
69	85	3	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して (1) 県民書所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化 ➢85ページ3行目では、様々な産業についての記載がありますが、県内総生産額の約10%以上を占める重要な産業のひとつである建設業についても明記していただけませんか。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、建設産業を追記しております。 また、答申88ページ27行目や125ページ16行目においても、建設産業における新たな技術の活用による産業の高度化や生産性向上への取り組みを明記しております。	土木建築部
70	85	29	ア 全産業における労働生産性の向上 ➢85ページ29行目の「① デジタルトランスフォーメーション等の推進による企業の生産性向上」についてですが、県内企業でデジタルトランスフォーメーション等の推進により生産性を向上させた事例集を作成し、県内企業へ情報発信する取り組みを行っていただけませんか。	①計画(案)に反映	ご意見のとおり県内企業によるDXの取組を広く周知するなど、全県的にDXが推進されるよう機運の醸成を図ることは重要と考えております。 このため、県では、県内企業のDXに向けた取組事例の情報を収集しているところであり、今後、県のWebサイトにおいて情報発信していくこととしております。	商工労働部
71	88	31	(2) 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革 ➢88ページ31行目以降では、観光二次交通に起因する問題として、北谷や豊見城などの観光エリアにおける混雑等の問題についても明記していただけませんか。	①計画(案)に反映	本項目においては、「観光二次交通の利便性向上及び利用促進」としており、レンタカーを含めて二次交通と捉えております。 そのため、レンタカーによる課題の記載ではなく、レンタカーも含めた利便性向上等を図る観点から、観光客が最適なモビリティの情報を収集し、かつ容易に利用できる環境構築の必要性を記載したところです。 なお、レンタカーの増加に伴う課題については、別途145頁17行に記載しております。	文化観光スポーツ部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
72	97	28	オ マリントウンMICEエリアの形成を核とした戦略的なMICEの振興 >97ページ28行目以降では、MICEに関連する様々な考え方が示されていますが、マリントウンだけではなく、中心市街地の街路空間等や都市公園等、様々な公共空間を活用したMICEイベントの取組みの可能性も記載していただけないでしょうか。 福岡では、国家戦略特区制度を活用し、道路空間を活用したMICEイベントの開催などが行われています。	①計画(案)に反映	MICEの取り組みはマリントウンを核とした全県的な受入体制等を記載しております。また、公共空間等を活用したMICEについてもコンテンツや受入プログラムの開発促進等に含まれており、関連施策はP97、12行～P98、13行に記載しております。	文化観光スポーツ部
73	123	2~5	(7) 亜熱帯海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業の振興 カ 成長産業化の土台となる農林水産業の基盤整備 >123ページ2～5行目の「③ 水産物の生産性を高める生産基盤の高度化」についてですが、漁港の防波堤等の整備を行う際には、環境調査を実施して、当該施設整備等によって消失するおそれのある生物の移動・移設などの環境保全措置を実施していただきたい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	本県では、事業計画策定時に環境との調和について検討を行っており、必要に応じて環境調査を実施しているところです。引き続き環境調査が必要な施設については、実施していきたいと考えています。 なお、漁港整備を行う際は、施工環境監視者を配置し、周辺海域の自然環境に配慮した施工を行うなど、環境保全措置を行っています。	農林水産部
74	128	1~3	(8) 地域を支える第二次産業と県産品の振興 >128ページ1～3行目について、新市場への進出促進についてですが、民間だけの取組みでは困難な場合も多いことから、産官学が連携した取組みの必要性も明記していただけないでしょうか。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ以下のように修正致します。  126頁1行目～ また、島しょ性や亜熱帯性等の地域特性により培われてきた技術など、県内建設業の強みや産学官の幅広いネットワーク等を活用し、海外建設市場等の新市場への進出促進に取り組みます。	土木建築部
75	139	31	(12) 自立型経済の構築に向けた社会基盤の高度化とネットワークの形成 >139ページ31行目以降では、交通体系などの社会基盤の強化の考え方が示されていますが、土地利用や都市施設の高度化の観点も必要ではないでしょうか。 例えば、街路や都市公園などの都市内の公共空間を活用した官民連携の取組みや、政策目標を踏まえた土地利用の効果的な誘導等があるかと思われます。	①計画(案)に反映	土地利用や都市施設の高度化については、素案第6章の圏域別展開の「持続可能なまちづくりの推進」の中で、圏域毎に記載しております。	土木建築部
76	145	24	エ シームレスな交通体系の整備 >145ページ24行目以降では、基本的な考え方が示されていますが、自動車道の料金施策と一体となった取組み、一般道路の料金課金などの可能性も含めたロードプライシングの必要性も記載していただけないでしょうか。 様々な税制的・技術的な制約や課題が存在しているとは思いますが、道路整備には多くの時間がかかるため、既存ストックを有効に活用し、望ましい交通流動の実現には必要な施策のひとつになる可能性があるかと思われます。加えて、「② 体系的な道路ネットワークの構築」にもその考え方を示していただけないでしょうか。 また、シームレスな交通体系の整備を図るにあたり、交通に関係する様々なデータの有効活用の必要性と、公共財としての必要性についても明記していただけないでしょうか。 沖縄県内の陸上交通のネットワークを網羅する路線バスの機能強化も個別項目として記載する必要があると考えています。	③その他特定の場所に反映できない場合等	今回の東京オリンピック・パラリンピック開催時に首都高速道路でロードプライシングの考え方が採用されておりますので、ご意見にありました本県におけるロードプライシングの必要性については、今後の施策展開に向けた検討の参考とさせていただきます。  交通に関係する様々なデータの有効活用については、県としても重要だと認識しており、第6章2「(5)シームレスな交通体系の整備と鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入」に記載しております。 路線バスに関する施策については、新たな振興計画においても、引き続き取り組むことから、第4章3(12)エ「①シームレスな乗り継ぎ環境の構築」にて具体的な施策を記載しております。	企画部
77	146	23	① シームレスな乗り継ぎ環境の構築 >146ページ23行目以降では、基本的な考え方が示されていますが、交通機能のみならず、市町村が主体となったまちづくりとの連携についても明記していただけないでしょうか。	①計画(案)に反映	市町村のまちづくりとの連携については、第6章2(5)「シームレスな交通体系の整備と鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入」にて記載しております。	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
78	147	1~3	>147ページ1~3行目についてですが、上屋の整備とともに、デジタルサイネージなどの情報施設の必要性も明記していただけないでしょうか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	デジタルサイネージなどの情報施設の必要性については、第4章3(12)エ①にて記載しております。	企画部
79	148	15	⑤ 鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入 >148ページ15行目では、モノレール延伸及びLRT等とありますが、BRTの施策も有効であることを明記していただけないでしょうか。	①計画(案)に反映	ご意見のありましたBRTを含む都市内交通の検討については、第6章2(5)「シームレスな交通体系の整備と鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入」にて記載しております。	企画部
80	154	3	4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して (3)世界の島しょ地域等と国際協力活動と国際的課題への貢献 >154ページ3行目以降について、153ページに記載されている、太平洋・島サミットなどの沖縄開催の意義と連携した考えも記載していただけないでしょうか。 各国首脳や高官が沖縄に一同に集まる機会をとらえて、沖縄の知見(建設技術等)をPRする取組みが必要ではないでしょうか。これらのPRIにより、沖縄の知見が国際貢献につながり、様々なビジネスチャンスに発展していくものと考えています。	①計画(案)に反映	ご意見の沖縄の知見をPRする取組みについては、答申154ページの4行目において、本県の知見等を生かした国際協力活動を国内外で展開することとしており、各分野における取組みとして、「ア 多様な分野における国際協力・貢献活動の推進」において記載しております。	文化観光スポーツ部
81	192	2	第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開 2県土の広域的な方向性 (1)県全体の持続可能な発展を牽引する中南部都市圏の形成 >192ページ2行目以降についてですが、他県の政令都市と同格であることを意識づけるためにも、100万都市圏であることを明記していただけないでしょうか。 また、都市圏としての中心市街地(那覇市中心市街地部や沖縄市中心市街地部など)の在り方についても明記すべきと考えています。 都市の中心で様々な日常生活だけでなく、文化活動・商業活動など多様な活動が交流できる都市拠点の構築は、基礎自治体だけの問題ではなく、圏域全体の課題としてとらえて、広域的な視点も含めて考える必要があるのではないのでしょうか。	①計画(案)に反映	意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「県人口の約8割に及ぶ約120万人を有する中南部都市圏では、都市機能や産業拠点の集積とともに一体の経済圏及び生活圏が形成され、全国の政令指定都市と同程度の面積、人口を有しています。」	企画部
82	196	2	(5)シームレスな交通体系の整備と鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入 >196ページ2行目以降についてですが、中南部都市圏の幹線公共交通システムとしての実現が望まれる基幹バスの必要性についても明記していただけないでしょうか。	①計画(案)に反映	ご意見のありました基幹バスに関する施策については、本計画においても、引き続き取り組むことから、第4章3(12)エ①「①シームレスな乗り継ぎ環境の構築」にて記載しております。	企画部
83	199	24	3圏域別展開 (1)北部圏域 >199ページ24行目以降についてですが、「ア やんばるの自然を守る環境共生型社会の構築」の考え方が示されていますが、我が国の世界自然遺産の中で最も自動車でアクセスしやすい地域であり、自動車交通の増加に伴う観光公害なども懸念もされていることから、自動車交通の流入抑制や速度抑制につながる取組みの必要性についても明記していただけないでしょうか。	①計画(案)に反映	意見を踏まえ、「3圏域別展開 (1)北部地域 (ア)」を以下のとおり修正します。 世界自然遺産に登録された沖縄島北部で、希少種の密猟・盗採防止、ヤンバルクイナのロードキル対策など地域と連携した自然遺産管理や適正な観光管理など、環境保全と持続的な利活用の両立を図る取組を推進します。	環境部



意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
84	212	17	(2)中部圏域 工持続可能な基幹都市圏の形成 ➢212ページ17行目以降についてですが、「① 持続可能なまちづくりの推進」については、沖縄市中心市街地の活性化についても、圏域全体の視点で重点的に取り組むべきではないでしょうか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	中心市街地の活性化に向けては、別途定める中部広域都市計画区域マスタープランにおいて、にぎわいを再生する都市圏づくりとして、市街地再開発事業等の導入によるまちなか居住の推進や居住誘導施設等の中心市街地等への再配置や充実などを促進することと位置づけています。本計画では、「市街地の再編や再開発を行う。」と記載していることから、原文のとおりとさせていただきます。	土木建築部
85	221	5	(3)南部圏域 工持続可能な基幹都市圏の形成 ➢221ページ5行目以降についてですが、「③ 持続可能なまちづくりの推進」について、南部圏域のみならず、沖縄県の県都である那覇市の中心市街地の活性化についても、那覇市だけでなく、県土・圏域全体の視点で重点的に取り組む必要性を明記していただけないでしょうか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	那覇市の中心市街地の活性化に向けては、別途定める那覇広域都市計画区域のマスタープランにおいて、質の向上を図る都市圏づくりとして、市街地再開発事業などハード・ソフト双方の施策展開により、にぎわいのある中心市街地の再整備を推進し、民間主体、住民主体のまちづくりを支援していくことと位置づけています。本計画では、「既成市街地の都市機能の高度化、(中略)歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進する。」と記載していることから、原文のとおりとさせていただきます。	土木建築部
86			その他 新たな振興計画(素案)には、カタカナ用語が多く使われていることから、だれが読んでも用語の意味の解釈を間違えないように巻末に用語集を添付してもらえないでしょうか。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、最終案では巻末に用語集を添付する方向で検討いたします。	企画部
87	65	24	障害者の福祉の増進を図るため、重度心身障害者及び介護する家族等の生活実態を明らかにし、医療費等の助成や軽度・中度等難聴児の補聴器の購入助成に取り組む。  上記の内容に変更してもらいたい。 理由 本年、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定され障害者本人だけでなく介護する家族も切り離すことができない存在であり、当たり前とみなされてきた 家族の負担についても支援することが求められている。厚生労働省も通達で障害者を介護する家族の支援を基本指針とし、家族支援の重要性を示している。しかし、「障害者福祉計画」などの調査では、障害者本人を主とし、家族の生活実態については、ほとんど分かっていない。 家族の犠牲的献身により、維持してきた福祉に家族支援という考えを盛り込むことが「だれひとり取り残さない」というこれからの沖縄県にふさわしい内容だと考えます。	①計画(案)に反映	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、家族に対する支援等について示されたことを踏まえ、次のとおり追記します。  【2-5-イ-② 発達障害者や医療的ケア児等への支援】 「…医療的ケア児及びその家族等を総合的に支援するため、相談支援や情報提供、人材育成、関係機関との連絡調整に取り組みます。」	子ども生活福祉部
88	66	20	福祉サービスの向上や福祉の担い手の育成・確保、ひきこもり支援、障害者を介護する家族等への支援、住宅の確保・・・  上記内容に変更してもらいたい。 理由 上記理由に同じ。 (本年、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定され障害者本人だけでなく介護する家族も切り離すことができない存在であり、当たり前とみなされてきた 家族の負担についても支援することが求められている。厚生労働省も通達で障害者を介護する家族の支援を基本指針とし、家族支援の重要性を示している。しかし、「障害者福祉計画」などの調査では、障害者本人を主とし、家族の生活実態については、ほとんど分かっていない。 家族の犠牲的献身により、維持してきた福祉に家族支援という考えを盛り込むことが「だれひとり取り残さない」というこれからの沖縄県にふさわしい内容だと考えます。)	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 なお、ご意見の趣旨である障害者の家族支援については、「2-5-イ②発達障害者や医療的ケア児等に対する支援」に含まれているところです。  また、県では市町村における地域生活支援事業実施状況等調査結果を市町村に情報提供し、地域の実情や利用者の状況に応じた事業実施を働きかけているところです。 令和2年度には、市町村が地域の障害者やその家族のニーズに基づく支援実施を目的とする「地域生活支援事業の効果的な取組推進事業」が創設されことから、県では同制度の周知を図ったところであり、市町村と連携を図り障害者家族の生活状況の把握に努めていきたいと考えています。	子ども生活福祉部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
89	22	3	<p>22ページ 3行目 など183か所</p> <p>「人材」という語が、目次を含め183回使われている。私は「人材」ではない。人間であり、人格である。人権がある。私の子どもたちも、友人・知人・家族・親戚もそのほかの県民も「人材」ではない。人間であり、人格である。人権がある。使う者の立場の視点だけで、人間を、人格を、「人材」と呼ぶのはやめてもらいたい。主権者である県民に対する冒瀆である。「人材」呼ばわりするから、人権侵害を繰り返す。少なくとも、専門教育を除く、幼小中高の公教育に関する言説から「人材」という語を一掃してもらいたい。</p> <p>教育基本法 第1条(教育の目的) 「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」 教育基本法に基づいて、「人格の完成」を目指す教育を行ってほしい。</p> <p>教育の目標(沖縄県 平成24年) 「県は、個性の尊重を基本とし、国及び郷土の自然と文化に誇りをもち、創造性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興を期して、次のことを目標に教育施策を推進する。」 人材育成を目標とした「沖縄県の教育」は息苦しく、子どもたちが幸せでない。 「東京には人材がいる。地方には人物がいる。」という言葉を知りました。 「沖縄には人物がいます」。これが沖縄の魅力です。</p>	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、『幼小中高の公教育に関する言説から「人材」という語』については、可能な限り別の表現で記載いたします。	企画部
90			<p>ビニールハウス助成金</p> <p>那覇市に住所があり農業をしているために、他の市町村のような助成が受けられずに困っています。他の市町村の古い鉄骨をゆずってもらい修繕しながら使用していますが毎年、修理費が多かかっていますので、他の市町村のように補助がうけられるようお願いいたします。20～30年前からの希望ですけれども、受け入れられておりません。現在、トマト800坪、他</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	園芸施設を整備する補助事業としましては、農業振興地域農用地区域での取組が支援対象となっております。また、補助事業を実施する際の要件として、受益農家を3戸以上求めるなどのいくつかの事業要件がございますので、市やJA等へご相談願います。 なお、ハウス等の施設整備等につきましては、融資制度もございますので、その活用もご検討願います。	農林水産部
91	29	8	<p>(1)沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化</p> <p>沖縄県の赤瓦は、1670年首里城正殿の竣工と共に住宅建築として普及してきました。しかし、当時の瓦葺きは公の建築、士族及び貿易港の庶民の住宅、つまり王府周辺が中心でありました。1889年(明治22年)瓦葺きの制度解禁により一般住宅にも瓦葺住宅建築が普及して現在に至る。今では沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化に適合して沖縄赤瓦は沖縄のシンボルであります。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	県内では石垣市、浦添市、うるま市、読谷村及び座間味村において、赤瓦等の使用を景観形成基準に定める景観地区・準景観地区の指定や、赤瓦等を使用した修景工事への助成等により、統一感のある景観形成に取り組んでおり、県としては良好な景観形成に向けた取組を引き続き支援してまいります。ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	土木建築部
92	185	14,24 25,2 6	<p>(1)沖縄振興特別措置法の活用</p> <p>沖縄開発金融公庫が実施していました沖縄赤瓦を住宅に使用した場合に建築面積に対して最高融資金額が200万円まで建築金額に増額融資がありました。平成29年度から制度が廃止となる赤瓦住宅建築に係る制度の復活をお願いいたします。</p> <p>※公共残土の有効利用について。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨について、今後の参考にさせていただきます。 なお、技術・建設業課では、県及び市町村等を対象に、県内の建設残土の有効利用を目的とした建設発生土の搬出・受入予定等の調査を四半期毎に行っており、とりまとめた結果を当課のホームページにて公開しております。	土木建築部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
93	186	1,15	(2)跡地利用推進法の活用による円滑な跡地利用の推進・(3)地域に根ざした政策金融の活用 上記の(2)は軍用地の跡地利用の(案)であります。国、県、市町村等が保有しております有休不動産の有効活用できる制度の策定をお願いいたします。	③その他特定の場所に反映できない場合等	第5章の2-(4)安定的な自主財源の確保において、PPP/PFIやSIBなど、官民連携による新たな財源の確保や有効活用を基本方向に、行政コストの低減や資金調達が多様化を推進することを記載しております。具体的なご意見について、今後の参考にさせていただきます。	企画部
94			瓦の原料(クチャ・赤土)の確保 首里城復旧ワーキンググループと行動を共に瓦の原料(クチャ・赤土)確保で那覇市石嶺のクチャをサンプリングして県技術センターでの分析結果は良く引き続き試験中です。 しかし、確保したクチャは少量、分析試験用で首里城正殿に使用する瓦50万枚、クチャを2,000tを確保する必要がある。 今後、再建する北殿、南殿、書院、黄金御殿、中城御殿、御茶屋等周辺整備事業がありますのでこれからの事業を成し遂げるには大量の土(クチャ)及び赤土を確保する必要があります。 原料(クチャ)の確保は一撤の工事現場から出る土、畑の土の入れ替え又は、勾配の急な畑を平らにして仕事やり易いようにして原料(クチャ)の確保をしていましたが、確保が容易にできなくなっています。 原料(クチャ)の確保が重要で開発許可、農地法の問題等々がありますので県としての規制緩和及び公共残土の振分けができますように関係機関と連携してお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。 公共残土の利用については、瓦の原料に適した土を有効活用して資源としての価値も高められますので残土の利用について特段の配慮を賜りますようお願い申し上げます。	③その他特定の場所に反映できない場合等	県工業技術センターでは昨年度より採取場所の違いによる配合方法や配合土の品質管理に関する研究を行っており、本年度も引き続き、首里城赤瓦の品質規格を満たすために配合する赤土に関する調査を継続することとなっております。また、国の技術検討委員会において、本年度もクチャ及び赤土の調達に向けた調査を実施する予定となっております。	商工労働部
95			手づくり瓦の保存 昔ながらの製法(たたら作り)手づくり瓦を使用しているのは文化財に指定されている建物です。 国指定重要文化財として仲村家住宅(中城村)は木造、寄棟造、瓦葺の沖縄の住宅建築の特色を全て備えた建物で18世紀建立が上げられている。他には上江洲家住宅、銘苅家住宅等々に手づくり瓦が使用されています。 まちなみ保存で赤瓦の美しいまち並みを残しているのは竹富島です。 文化財を保護する観点から「手づくり瓦」の保存をお願い申し上げます。	③その他特定の場所に反映できない場合等	文化財建造物の保存に必要な技術を守るために、どのような支援が可能か関係機関等と連携しながら、検討して参ります。	教育庁
96	45	17	「文化祭」に誤字があります 誤:美ら島おきなわ文化祭2022 正:美ら島おきなわ文化祭2022	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 さらに、2022年に開催予定の「美ら島おきなわ文化祭2022」の成功に向けて、市町村、関係機関、県民等一丸となって取り組みます。	文化観光スポーツ部
97	93	28	文化芸能や伝統的な生活文化、新しい生活文化の体験を観光価値として高めるとありますが、コンテンツの観光価値を高めること、および公演機会を増やすことのみでは担い手(実演家)を増やすことには繋がらないと感じます。 担い手(実演家)が伝統芸能をはじめとした文化芸能の舞台に立つことで”ご飯を食べていけるようになる”ために、どのような施策が必要なのか、実態にそった施策を検討いただきたいです。	①計画(案)に反映	県ではこれまで、伝統芸能など本県の多様で豊かな文化資源を活用した文化芸術活動を支援してまいりました。また、県内の若手実演家等の育成を目的とした伝統芸能公演への支援等を継続して行っております。今後も関係団体等の意見を踏まえながら、沖縄の伝統文化を担う継承者の育成や文化芸術団体を支援し、文化芸術の振興と文化芸術を支える環境づくりに取り組んでまいります。	文化観光スポーツ部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
98	3	30	「広大な海域の確保に寄与する本県」というのは何か政治、軍事的な意図を感じざるを得ない。単に、「その南西端に位置する本県」という表現ではダメなのか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	本計画では、本県の振興が国民的利益にもつながることを丁寧に説明したいと考えております。その際には、ご指摘の誤解が生じないような記載に努めます。	企画部
99	21	19~22	「戦後には米国からの影響を受ける」というのは、米統治にあったことを指すとみられるが、あたかも米統治が「親和性、寛容性、おおらかさなど多様性を受け入れる共生の精神」を育んだ良いものとして描くのはいかがなものか。米統治の下で米軍と隣り合わせに暮らさざるを得ない時期もあったがという留保を置くなど、書くとしても消極的な表現で記すべきではないか。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、誤解が生じないよう加筆しました。	企画部
100			関連体系図(案)15ページ 国民的議論を喚起するための取組の推進の成果指標を「ツイッターのフォロワー数」としているが、ツイッターのフォロワー数で「国民的議論」が喚起されるのかは疑問だ。 素案83ページをもとに、全国知事会等と連携し各都道府県議会や市町村議会等に働きかけを行う、具体的には意見書採択を促進するとはどうか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	成果指標は施策の効果を的確に示すものであると同時に、データを取得する方法が確保され、適時適切に評価できるものである必要があります。今回設定した「ツイッターのフォロワー数」については、県の施策による国民一人ひとりの関心の高まりに比例して増加すると考えられること、常に正確に把握することができ、施策の効果を評価する上で有効であること等から、成果指標として設定したのですが、ご意見を踏まえ、適切な指標について引き続き検討してまいります。 なお、全国知事会においては、2度にわたって「米軍基地負担に関する提言」を決議し、その提言の実現を政府に要請しております。この二つの提言をきっかけに、県内外の地方議会においても、同様の主旨の意見書が可決されており、沖縄県では、今後も全国知事会や渉外知事会等と連携して国民的議論の喚起に取り組むこととしております。	知事 公室
101	144	2~5	現在、「浦添ふ頭地区」は軍港・民港を設置するために埋め立てを行う計画になっているが、「自然環境を活かす」と言えるのか。現行計画との整合性が取れるのか疑問を抱く。	③その他特定の場所に反映できない場合等	昨年5月19日に開催された第27回移設協議会において、県は、「民港部分において、環境保全に最大限配慮することが考えられていること等を踏まえ、代替施設についても、民港部分と同様に、環境保全に最大限配慮していただく必要がある」旨の意見を述べたところです。県としては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、移設協議会の枠組みの中で取組を進めることが重要であると考えております。 また、浦添ふ頭地区の民港形状(案)は令和3年3月に那覇港管理組合構成団体調整会議において、合意し、公表したところであります。民港形状(案)の作成にあたっては、「沖縄県SDGs推進方針」等を踏まえ、人と自然が共生する良好な港湾環境の形成を図るため、「自然的環境を保全する区域」を引き続き確保することとし、「物流空間」、「交流・賑わい空間」ともに、経済効果の創出を図りつつ、浦添の自然環境に最大限配慮し活かすことができる形状(案)としたところであります。引き続き、環境に配慮した港湾事業に努めて参りたいと考えております。	土木 建築部 知事 公室

意見 番号	項	行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
102			関連体系図(案)29ページ 「アジア」・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開が「平和祈念資料館の入館者数」で測れるのか。また、新型コロナウイルス(Covid-19)の影響がまだ続くことが予想される中で入館者数を記すのが適切なのか。見直すべきではないか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	悲惨な地上戦を経験した沖縄から平和を発信し続けることが重要であり、沖縄県民個々の戦争体験を結集して設立した平和祈念資料館は、県の平和行政の拠点として施策展開「アジア・太平洋地域の平和拠点の形成」及び施策展開「沖縄戦の実相・教訓の次世代継承」を包含していると考えております。御意見のとおり新型コロナウイルスの影響が続くと予想されますが、引き続き歴史的教訓の継承・平和発信の拠点施設となるよう取り組んでまいります。	子ども生活福祉部
103	177	25	骨子案では「日米両政府に沖縄県を加えた新たな協議の場の設置等を強く求める」としていたのに、素案では「日米両政府に沖縄県を加えた新たな協議の場の設置等が必要である」とトーンダウンしているのはなぜでしょうか。基地問題解決のためには、事件・事故が起きた際、国や米軍など関係機関に解決を求めるだけでなく、今後は沖縄県が協議にかかわらなければいけないと考えます。	③その他特定の場所に反映できない場合等	米軍基地問題の解決の方向性として、基地の整理・縮小を求めることとしており、その整理・縮小を進める中で沖縄県の意見を反映させるために協議の場の設置が「必要である」としたものであります。文言を整理したもので、意味を変更したのではなく、沖縄の置かれた状況について広く理解を促し、県民に考えを伝える観点から「必要である」としたものであります。	知事公室
104	178	21	骨子案では「直接経済効果は、推計結果によると基地返還前と比べて約28倍と極めて高く」なっていたが、素案で推計結果を削除したのはなぜでしょうか。具体的な数字を示した方が「解決の意義」が感じられると思います。	③その他特定の場所に反映できない場合等	直接経済効果の推計の何倍という数値は変動することがあるため、10年の長期計画の中では、具体的な数値の記載は控えております。ご意見の趣旨にありますように、引き続き、解決意義等について説明していきたいと考えております。	企画部
105	158	19~26	「地域の歴史、文化、芸術に触れる機会の充実」とあるが、それを提供する人材の採用や育成についての言及がない、あるいは非常に少ないのが気になる。博物館学芸員や図書館司書、アーキビストの継続的な採用と、それに伴う知識やノウハウの継承は必須事項だと考えるが、その点がこの素案からは見えてこない。	③その他特定の場所に反映できない場合等	専門職の採用は、職員の年齢構成や必要な業務量、退職者による欠員の状況等を総合的に勘案して決定しております。今後とも関係部局と連携して検討したいと考えております。また、県立博物館・美術館においては、学芸員の設置等必要な体制を整えながら施策を実施しており、今後も引き続き適切に取り組んで参りたいと考えております。	教育庁 文化観光スポーツ部
106	45	29~32	「文化芸術活動を支える基盤の強化」の項で「国立劇場おきなわ」や「沖縄県立博物館・美術館」、その他の文化芸術施設及び文化芸術施設以外の公共の施設を活用し、芸術文化活動の活躍の場の創出と文化発信交流拠点の充実に取り組む。」と記載されているが、この中に沖縄県立図書館や沖縄県公文書館も明記してほしい。これらは相互に連携・補完しあう施設であるので、その意味合いも含めて項目の文章を再検討してほしい。	①計画(案)に反映	沖縄県立図書館や沖縄県公文書館については、「その他の文化芸術施設及び文化芸術施設以外の公共の施設」に含まれていると考えております。これらを含む県内の多くの文化芸術施設等の活用により、芸術文化活動の活躍の場の創出と文化発信交流拠点の充実に取り組んでまいります。	文化観光スポーツ部 総務部 教育庁

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
107			全体的に文化資源や文化行政についての記述が多く見受けられるが、それに関わる人材について見えてこない。 既存の県立図書館や博物館・美術館、公文書館にしても専門職の正規職員採用が継続的になされておらず、非正規職員によって支えられているという実態をどのように考えているのだろうか。 この場で述べるのは筋違いかもしれないが、専門職員の採用や非正規職員の待遇についてはもっと真剣に検討していただきたい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	専門職の採用は、職員の年齢構成や必要な業務量、退職者による欠員の状況等を総合的に勘案して決定しております。今後とも関係部局と連携して検討したいと考えております。 また、県立博物館・美術館においては、学芸員の設置等必要な体制を整えながら施策を実施しており、今後も引き続き適切に取り組んで参りたいと考えております。 なお、沖縄県公文書館については指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者においては公文書専門職員の採用に係る適正化計画を策定するなど、中長期的に取り組む、適切に対応しているところです。県としては、指定管理業務のほか新たな振興計画に基づく施策を実施することで、公文書専門職員の雇用につながるものと考えております。	教育庁 文化観光スポーツ部 総務部
108	2	11	基地負担と全県民への補償の新提案  基地がある事で県民への基地被害の保償(保障)は基地のある市町村及び軍用地主、騒音被害を受けている住民や学校、軍事演習訓練のある海域を持つ市町村や漁業組合や漁民への補償のみである。 しかし、間接的に基地負担(被害)を受けている大多数の県民は補償の対象から外されています。 最近の「原爆による黒い雨」の裁判と同様に国の過失の可能性が高い。 基地負担を県民の健康に例えると人命に関わるガン。その移転・増殖によって他の臓器や神経、精神に影響を及ぼしている状態です。それは本土復帰後、今現在も放置されています。 間接被害を受け続ける県民に対し、国は、ガソリン税、酒税等の軽減税率を下げ復興を助けていますが、県民所得は全国の7割、貧困率は全国の二位と格差は広がっています。50年の振興計画の目標が達成できなかった一因に所得の低さと過大な基地負担があります。 新たな振興計画として、防衛庁予算から、戦争(交通事故)を含めた基地負担補償(生命保険)を国に請求して下さい。 基地の撤去、又は半減、本土並みになるまでは、全県民に基地負担の補償として毎年1人当り50万円から100万円。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、基地負担の軽減については、第5章1(1)基地問題の解決などに記載しております。	企画部 知事公室
109	52	24~55	貧困家庭の支援と夢を実現する教育へ  1. 貧困家庭の根本原因は低所得と基礎教育の放棄の悪循環が考えられます。  2. 特に家庭の事情(病気や貧困)で義務教育を中途半端で過ごす小中学生や家計を助ける為に高校、大学進学を断念する学生に手厚い支援制度を拡充して欲しい。 支援策の1つとして、貧困家庭に養育費を倍増する。次に、大学進学を希望する学生には大学の入学金、授業料を全額無料とする県独自の制度をつくる。  3. 夢を実現できる教育は、以前から各学校で行われていますが、体現者の話しだけでなく、教育学習のカリキュラム(国語、算数等)の中に毎日入れて欲しい。高校、大学は夢実現の一つにすぎない。夢を育む授業は低学年から始め。生先は、1人1人の個性や才能を観察し、各方面から助言し、相談に乗って欲しい。 夢は学習意欲を高め知恵を生み生きる力を強めます。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、「2-(1)-イ-① 生活及び教育支援の充実」や「2-(1)-イ-② 経済的な支援の充実」に含まれているところです。 具体的な取組のご意見については、今後の参考とさせていただきます。	子ども生活福祉部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
110	40~41	19~13	<p>海環境保全と赤土防止について、陸上からの赤土流失量は少しずつ減少傾向にありますが農地からの流失量は全体の80%以上を占め、沿岸(イノー)の海産物、水生物への影響は大きいです。</p> <p>特に海面養殖のモズク、アーサ、海ぶどうは毎年被害を受けています。また沿岸漁業の刺網、小型定置網漁や貝類の減少も赤土流失が原因です。</p> <p>赤土の流失は漁業だけでなく観光業や海のレジャーにも影響し観光客の減少や海水浴場減少につながります。</p> <p>新たな赤土防止対策として、農地の開発、維持(さとぎび、パイン畑)に対して、年間流失量を基に流失を防ぐ法的規制をもうけて下さい。</p> <p>1996年に都市開発行為に対し赤土防止法が制定され、開発による赤土流失は、大幅に減りました。</p> <p>また、零細農家が多いさとうきびやパイン、シークワサー農家に対して防止費用を補助し赤土流失防止の負担をなくして下さい。</p> <p>自然豊かな海の回復は郷土を愛する県民の誇りと自信になり一次産業の自立にもなります。</p> <p>赤土流失は、沖縄産業の公害です。早急に対策して下さい。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>農地における赤土等流出防止対策のため、グリーンベルト整備や緑肥栽培、マルチング、沈砂池、排水路の維持管理等に係る費用に対して、財政支援の創設を国へ求められています。</p> <p>現在、農家に対しては、NPO法人や市町村の赤土等流出防止対策地域協議会等を通じて、流出防止対策の支援を行っているところです。今後も国の財政支援を活用し、拡充も検討しながら、農地からの流出防止対策を強化してまいります。</p> <p>新たな規制については、「第4章基本施策1(3)ア④」にあるとおり、「沖縄県赤土等流出防止条例」の成果について検証し、必要に応じて見直しを行うこととしており、その中で検討してまいります。</p> <p>以上のことから、ご意見の趣旨については、今後の事業推進の参考とさせていただきます。</p>	環境部 農林水産部
111	123	33	<p>水産業について</p> <p>海面養殖発展の提案</p> <p>本土復帰後、魚類等の水揚量は4分の1に減る一方、モズク、車えび等の海面養殖は増え、今では全水揚量の半分を占めています。</p> <p>モズク以外にも魚類・しゃこ貝養殖も大きな可能性を持っていますが伸び悩んでいます。原因の一つに養殖技術を指導する普及員の人材不足があります。農業の普及員の様に人材と予算があれば、海面養殖の生産量は2倍になると思います。水産の予算を増やして下さい。</p> <p>次の提案として、養殖施設の基盤整備費を漁港整備予算の様に公共工事(漁業者の為)として法的制度をお願いします。台風被害がなくなり生産性が高くなります。</p> <p>また養殖施設を増やす費用も農業のプレハブ設置の補助率や融資の枠を広げて漁業者の負担を軽減して下さい。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>養殖技術等に関する普及指導につきましては、3-(7)-ア⑤沖縄型のつくり育てる漁業の振興で養殖品種の育成やスマート技術の導入等の技術開発・普及、漁業近代化施設の整備等に含めた形で記載となっており、今後も技術の普及に努めてまいります。</p> <p>なお、養殖施設の基盤整備については、海域及び隣接する陸地のうち、未利用の状態にある養殖適地に生産性の高い養殖漁場を造成するために行う消波施設等の設置、底質改善・水深確保等による漁場整備等については、漁港事業と同様に公共事業となっております。</p> <p>また、ご提案いただいた内容につきましては、農林水産部等で作成する分野別計画検討の際に参考とさせていただきます。</p>	農林水産部
112	124	19	<p>沖縄の所得向上と農林水産業・製造業への支援</p> <p>1. 農林水産業・製造業の収益、従業員の所得を伸ばすには県民が地場産品を優先使用を促進する割引やポイント還元を県の補助で長期間(3年~10年)実施する。</p> <p>これまでの7月の1ヶ月の県産使用のけいもうでは不十分。</p> <p>2. 1の制度を実施する事で売り上げが伸び、零細・中小企業や農林水産者の収益が上がり自己資金も増え、技術開発費、衛生管理費等の予算を生みます。生産性が高くなり、従業員の所得・賃金上昇につながります。</p> <p>3. 地場産業の強化の継続は、自力経済だけでなく、大きな企業に成長する可能性があります。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>県では、県内企業の育成強化を図るため、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、県が発注する全ての業務について県内企業を優先するよう努めております。具体的には、大型プロジェクト建設工事における共同企業体方式による県内企業の受注機会の確保のほか、県産品奨励月間の実施、官公庁等に対する県内企業優先発注の要請などの取組を行っております。県としては、引き続き、県内企業への優先発注・県産品の優先使用について取り組んでまいります。</p> <p>また、農林水産業の所得向上のためには、域内の需要を取り込むことも重要であり、「3-(7)-ウ多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化」において、6次産業化や地産地消の取組として実施してまいります。</p>	農林水産部 商工労働部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
113			<p>評価指標 p.7</p> <p>●基本施策2-(1)子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進            主要指標が「沖縄子ども調査による困窮世帯の割合」とされているのは評価できるが、その下にぶらさがる施策展開アイウの3つは、「沖縄子ども調査による困窮世帯の割合」の削減につながらない、ロジックが破綻したものとなっているばかりか、現場に悪影響を及ぼす中途半端な指標です。達成可能なアクションだけを書き連ねたに過ぎないため改善してほしい</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見ありがとうございます。施策の成果指標については、沖縄県振興審議会の部会においてもご議論頂いたところであります。加えて、子ども貧困対策の各施策の実施段階において、様々な活動指標を設定しながら、取り組んでまいりたいと考えております。ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	子ども生活福祉部
114			<p>評価指標 p.7 施策展開ア:子どものライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開</p> <p>・問題が起きている場所を「学校」から「学校外」に移動させただけで根本的な解決でない。            ・「つながる仕組みの構築」の成果指標「子供の貧困対策支援員による支援人数」は「子供の貧困対策支援員による支援」とは何を指すのか不明。支援人数を評価指標にすると、これは今実際に起きていることだが、「とにかく居場所に連れてくる」ことだけが支援員の目的になる。これ以上、市民で支えるのは限界です。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	子供の貧困対策支援員は、子どもの貧困に関する地域の現状を把握し、学校やNPO法人等の関係機関との情報共有や、子どもの就学援助や子供の居場所などの支援につなげるための調整等を実施することを目的として配置されることから、内閣府の沖縄子供の貧困緊急対策事業を活用して配置される支援員による支援人数を「2-(1)-ア-①つながる仕組みの構築」の成果指標としています。	子ども生活福祉部
115			<p>評価指標 p.7 施策2の成果指標「沖縄子どもの未来県民会議サポーター(個人)会員数」について</p> <p>・重要なのは、寄付者を増やすことではなく、適切にお金を使ったかどうかです。つまり、困窮世帯の割合を削減するために、何がどう行われたのかがオープンに議論されるべきです。            ・県民に対する貧困問題に関する普及啓発を測るのであれば、公的申請者の数の増減など、定量的に観測可能な指標はいくらでもあります。現状は、市民の財布と労力によって福祉政策を維持し、公的支出削減のために搾取するロジックでしかない</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	県民運動の推進や子どもの貧困問題に関する普及啓発により、県民運動の趣旨に賛同した方にサポーター会員として登録いただいているところであることから、サポーター(個人)会員数を「2-(1)-ア-②県民運動の推進及び子どもの貧困問題に関する普及啓発」の成果指標としています。	子ども生活福祉部
116			<p>評価指標 p.7 施策展開イ「施策1 生活支援の充実」の成果指標「子どもの居場所の利用者数」</p> <p>沖縄県では「子どもの居場所」というとき、子ども食堂や学習支援塾も含んでいます。そして、誰でも来ることができるという立付けにしているはずで、本来的に「貧困状態にある子ども」がどれだけ利用したか把握しなければ効果測定はできないはずで、「子どもの居場所の利用者数」というと責任の主体は、子どもの居場所事業者にあるかのようです。しかし「貧困状態にある子ども」は行政の福祉窓口でしかカウントできないのでは？</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	内閣府の沖縄子供の貧困緊急対策事業を活用して設置する子供の居場所は、子どもの過ごせる場所を確保したうえで、管理者の監督の下、学習支援、キャリア支援、食事支援などのうち、全部又は一部を実施するものであることから、同居場所の利用人数を「2-(1)-イ-①生活及び教育支援の充実」の成果指標としています。	子ども生活福祉部
117			<p>成果指標p.7 施策イ「施策2」成果指標「困窮世帯の高校生を対象とした学習支援による大学等進学率」</p> <p>・経済的支援に対する成果指標ですらない。経済的にどれくらいの支援をしたのかが問われるべきです。            ・一方で、入学金や塾の費用、学費が全額無料になっても進学率には差が出るでしょう。彼らの生活が変わらないからです。親や兄弟のことを考えて、自身の進路選択を選ぶでしょう。どれくらい経済的な支援を行うことができるのか覚悟が必要ではないか</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	子どもの進学は、家庭の経済状況によって影響を受けることが明らかとなっており、市町村県民税の非課税世帯等の経済的な支援を受けている世帯のうち、県が学習支援もあわせて実施している世帯の子どもの大学等進学率である「困窮世帯の高校生を対象とした学習支援による子どもの大学等進学率」を「2-(1)-イ-②経済的な支援の充実」の成果指標としています。	子ども生活福祉部



意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
118			評価指標 p.7 施策展開ウ:ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援 ・成果指標「就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数」となっています。 沖縄県内のひとり親世帯の就業率は90%を超えていて、そもそもハードワークしてるひとり親が多いんです。就労できない要因は何も解決されずに就労を促進するのは難しいように思います まずは、医食住の安定がないと働けません。 ・公営住宅への入居に関する機関保障、住居費のサポート、非正規からの転換なども検討してほしい	③その他特定の場所に反映できない場合等	県においては、子育てと生計維持という二重の役割をひとり担うひとり親家庭に対し、自立への第一歩として、個々の事情を踏まえた就労先の確保に取り組んでいることから、ひとり親支援に係る成果指標を「就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数」としているところです。 ひとり親家庭には、保育料及び医療費の助成や自立に意欲的なひとり親への償還免除付きの住宅費貸付、児童扶養手当の給付等、生活全般にわたり支援を行っております。	子ども生活福祉部
119	19		骨子案と見比べてみると、3基本的課題(希望と活力にあふれる豊かな島を目指して)のパートに、骨子案の時点ではなかった「本土復帰以降、全国最下位の水準を脱しきれていない。この所得水準の低さが、子どもの貧困や貧困の連鎖を生み出す根本的な要因となっている。」が明記されるなど、「所得水準」の低さに言及している箇所が増えたことは評価できる。	①計画(案)に反映	ご意見いただき、ありがとうございます。ご意見を励みに、引き続き精査してまいります。	企画部
120	32		3「食品ロス」の削減 「市町村・事業者等との関係機と連携し、子どもの貧困対策にもつながるフードバンクの取組を推進する」という記述が増えました。まず注意しておきたいのは、廃棄物を貧困層の子どもに有難がれと消費させることは、子どもの権利の充足という思想とは反対に位置します。もっと慎重な記述が必要な箇所です。 コロナ禍での食糧支援も民間頼みだったのが県は具体的にどうするのか示してほしい。中抜きする事業は不要だ	①計画(案)に反映	食品ロス削減の取組においては、廃棄物の活用ではなく、「まだ食べられる食品」を子どもの居場所や生活困窮者等への支援に有効に活用することとしております。ご意見を踏まえ「1-(1)-イ-③ 食品ロス削減等の推進」とし、「等」は未利用食品の有効活用を含むものとして本文を次のとおり修正します。  「未利用食品の効果的な活用に向けて、市町村・事業者等との関係機と連携し、子どもの居場所や生活困窮者等への支援等にもつながるフードバンクの取組を推進します。」	子ども生活福祉部
121	52		「2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して」 ・子どもや家庭に教育的に介入し矯正させようとする記述になっていることが気になります。 一方で、 ・生活保護の捕捉率の改善、就学援助率、給食費未納、 ・学校側の改善(教員の多忙化を緩和する、サポート教員の配置、など) ・児童手当の増額 など、所得水準を改善させる策への言及はない。 つまり、市民団体やNPOが主語になるような事業を想定していると思うが、県は何をするのか示してほしい	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、「2-(1)-イ-② 経済的な支援の充実」や「2-(1)-ウ-① ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への生活自立支援」に含まれているところです。また、本計画では、施策の再掲を避けることとしており、学校教育の充実については、基本施策「5-(2)「生きる力」を育む学校教育の充実」に位置づけられているところです。 生活保護におきましては、保護を申請された方々について、保有する資産等を調査し、保護の開始を決定しておりますが、申請をされない方々については、資産の状況等を把握することができず保護の対象となるか分からないことから、補足率の推計は困難となっております。新たな振興計画(素案)では、「2-(5)-ウ-① 福祉サービスの包括的な支援体制の強化」において、生活困窮者に対し、就労や家計等に対する包括的な支援に取り組むことを明記しており、また、その主な取組の一つとして、生活保護の実施機関である福祉事務所と緊密に連携し、生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関が実施する生活困窮者自立支援事業を位置づける予定としているところです。	子ども生活福祉部
122	52		「2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して」 ・「生活に関する相談、個々の状況や様々なニーズに応じた支援とともに、家計の改善につながる各種の機会と道筋を整えることが必要である」とあるが、この窓口対応する人の雇用や所得も確実に保障するべき。 ・安定的な食品を購入することが難しい世帯があるのであれば、生活保護の取得など制度的な支援が必須であり、地域作りで解決させる範囲ではない。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 新たな振興計画(素案)の「2-(4)-ウ-① 福祉サービスの包括的な支援体制の強化」の主な取組の一つとして位置づける予定の生活困窮者自立支援事業を担う相談支援員等は、国庫補助により自立相談支援機関に配置された方々となります。また、自立相談支援機関は、相談者に対し効果的かつ継続的な支援が提供されるよう生活保護の実施機関である福祉事務所と緊密に連携しているところです。	子ども生活福祉部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
123	1		<p>第1章 総説</p> <p>【意見1】 計画策定の意義について P1  (1) 全体の論調は、「新たな振興計画」の目的があたかも「日本経済発展の貢献」にあるかのように感じてしまいます。「新たな振興計画」策定の最大の意義は、「沖縄経済の自立的な発展と豊かな住民生活の実現」のためでなければならないはずで、「日本経済発展の貢献」はその成果の延長線上に、結果として貢献に結びつくとしたらよいのであって、計画の目的ではないはずで、現在のような記述であれば、政府の「ご機嫌伺い」のように、また慮慮しているかのように読めてしまいます。なぜそのような姿勢になるのかは私には理解できませんが、「新しい振興計画」は沖縄県民の未来を描く希望です。政府には対等な立場で堂々と沖縄県の主張を展開して欲しいと思います。  (2) 「素案」ではこの間の振興計画の問題点として自立型経済の構築が道半ばにありそのメカニズムが構築されていないことが挙げられています。私は、自立型経済の構築できない主要な原因の一つに「本県が有する4つの特殊事情」にある ① 苛烈な戦禍を被ったことや戦後四半世紀余にわたったアメリカ支配の「歴史的事情」、と ② 米軍専用施設・区域が集中している「社会的事情」、の2点が現時点においても大きく影響している、と考えます。(その他にも沖縄に投資された資金の多くが県内で循環することなく本土に還流する「ザル経済」の問題等もありますが…)」  「歴史的な事情」を捉える際に再考を促したいのは時間的な視点を沖縄戦から復帰までの27年間に限らず「琉球処分」以降の沖縄政策全体を振り返って捉える視点です。明治維新以降、日本全体が急速に資本主義化して行く中、沖縄は長期間その流れの枠外に閉じ込められていました。1889年に制定された大日本国憲法からも一定期間除外されていました。沖縄の産業基盤の脆弱さはこのような事情と無関係ではないはずで、この視点をもつことで、沖縄県が如何に長期間にわたって日本国民としての恩恵を受けることなく虐げられ、それでも、日本国のために献身的に「貢献」させられてきた歴史を有する存在であることを明らかにすることができます。現在においても県民の圧倒的多数の世論を無視した形で米軍基地が置かれて、そこから派生する様々な苦難に対して逃げることなく正面から人間としての尊厳を發揮しながら抗っています。沖縄県民は強制的に日本国の安全保障に「貢献」させられているのです。その米軍基地が沖縄経済の振興の足かせになっていることも事実です。「新しい振興計画」はこのような事実を踏まえて沖縄県の主張を堂々と展開して欲しいと思います。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	「計画策定の意義」に対しては、様々なご意見をいただいております。いただいたご意見を踏まえ、議論を深めてまいります。	企画部
124	5		<p>【意見2】 計画の目標について P5  (1) 現在の沖縄県の経済的な実力は脆弱です。もし、アジア経済との関係性を強めたり「海洋政策」を展開したりして新しい産業が構築されるのであれば魅力的なことです。しかし、それは日本経済を「けん引」するかのような背伸びした発想からではなく自立的な経済発展のメカニズムを構築するための挑戦であるべきだと考えます。等身大の沖縄県から出発して欲しいと思います。  (2) 私が「新しい振興計画(素案)」を読んで何とも感銘を受けるのは沖縄の自然や文化を土台にしたソフトパワーに関する記述を読んだ時です。どの領域の記述も生き生きと表現されています。ここには琉球王国時代から脈々と築き上げられてきた沖縄県民の平和な思想や独自の文化に対する畏敬と誇りを感じさせられます。この計画を立案する皆さんの姿勢がこれらの記述に表れているのではないかと推察しています。  (3) その上で「4. 計画の目標」を読み込んだ場合、ここに記された目標は本当に素敵な未来を指し示す内容になっているように思います。  ① 社会・経済・環境の3つの側面が調和した「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人取り残さない社会」を目指す。② 「安心・安全で幸福が実感できる島」、アジア・太平洋地域の平和に貢献、経済の懸け橋、持続可能な発展メカニズムの構築、県民全ての幸福感を高める。③ 人権尊重と共生の精神を基に、本県の自立的な発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を目標とする。素晴らしい目標だと思います。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見いただき、ありがとうございます。ご意見を励みに、引き続き精査してまいります。	企画部
125	9	8	<p>第2章 基本的課題</p> <p>【意見3】「2050年脱炭素社会への挑戦」について P9 8行目  気候変動対策は人類的な課題です。今、地球上の各地で異常気象が猛威を振るっています。その原因が地球温暖化としての気候変動にあることは明らかです。この地球的危機に立ち向かうには大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムから脱却して、脱炭素・循環型社会システムの構築が必要です。「沖縄らしい島しょ型エネルギー社会の実現」を目指すとの表明に賛同します。それと同等に、現在保持されている自然環境を守って新たに育てていくことも重要です。世界では海面上昇によって生活や存在が脅かされる島しょ地域もあります。沖縄をこのような地域にしてはなりません。また、沖縄県は観光産業で成り立っている地域でもあります。自然環境を持続可能なものにするためには、山の環境を守る、海の環境を守る施策を本気で進めることが重要です。山肌を削る開発を極力なくし森林を育てること、サンゴ礁を守り海の生態系を壊しているプラスチック対策に取り組むことなどが重要です。産業振興の面では第一次産業を育てることが自然環境を育てることにつながります。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見いただき、ありがとうございます。自然環境の保全・再生・継承、持続可能な海洋共生社会の構築、世界の島しょ地域等における国際的課題への貢献や第一次産業の振興等に取り組んでいくこととしております。	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
126	14	11	<p>【意見4】「安全・安心の島」実現について P14 11行目  「安全・安心の島」の実現には、「水際対策としての検疫・防疫体制の強化、医療体制の拡充、安全と経済の両立、多様なリスクに対応する危機管理体制の構築」が必要と記されています。文字の上ではその通りですが、その内容を明確にする必要があるのではないかと思います。</p> <p>まず、「安全と経済の両立」は成り立つでしょうか。希望としては成り立って欲しいのですが、昨年の2月以降の経験からしてこの「両立論」による対策では安全も経済もうまく機能しているようには思えません。「両立論」ではなく「封じ込め」対策が必要だったのではないのでしょうか。「水際対策としての検疫・防疫体制の強化」の面では、現在の法律や沖縄県の脆弱な財政事情の中で、力の限りの対策を講じていただいたと思います。しかし、感染者の流入を防ぐことができませんでした。来県者に対する来県の自粛要請だけでは限界であることが明確になったのではないのでしょうか。今求められている対策は、ワクチン接種やPCR検査で陰性が証明された方以外の来県や移動を認めないとの時限的な法律の制定ではないのでしょうか。</p> <p>「危機管理体制の構築」の面で何よりも求められるのは完全な情報公開がなされなければならないということです。最近、専門家会議の様子が全面公開されるようになったことを報道で知りました。議事録が作成されていなかったり、市民団体からの情報公開請求に対して「黒塗り」公開がされたりして県政運営を心配していました。それだけに全面公開は英断だと思います。大切な決定をされるときは経済界の方々の意見を聴取されていることにも賛同します。その上で申し上げたいのは「両立論」でいくのか「封じ込め」でいくのか等の基本的な戦略の議論が十分に、そして幅広い関係者からの意見交換を通して行われたのかという疑問です。走りながらの対策にならざるを得ないものの県民的な議論を経て基本戦略を定め県民運動にしていく必要があるのではないかと考えます。また、観光立県の沖縄県ではクルーズ船寄港時の感染流行を見据えた医療体制の拡充や、巨大地震や台風被害等との複合災害を予測した危機管理の在り方をこの機会に明確にしておく必要があると考えます。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見を踏まえ、議論を深めてまいります。 なお、新型コロナウイルスの侵入・感染拡大防止のための水際対策については、第4章3(12)イ③に記載しております。	企画部
127	14	16	<p>【意見5】「新しい生活様式」の対応について P14 16行目  「新しい生活様式」の対応については「医療・健康、デジタル、グリーン(環境保全)を重視した取組の強化が必要である」とされています。この部分でも、文字の上ではその通りですが、その内容を明確にする必要があるのではないかと思います。</p> <p>「医療・健康」については、保健所の設置個所と職員の増員や検査体制の拡充が必要です。また医療や介護、障がい者施設、保育園や学校への支援を強化して、医師や看護師、介護福祉士、保育士や教師数を増員して待遇も抜本的に改善していかなければなりません。「デジタル」では個人情報の尊重と厳重な管理体制の確保が必要です。「グリーン(環境保全)」については前述しました。</p>	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、充実した医療提供体制の確保、デジタル化・オンライン化の促進を加筆・修正しております。 「デジタル」における個人情報の尊重と厳重な管理体制の確保など、さらに議論を深めてまいります。	企画部
128	14	28	<p>【意見6】中小企業の体力強化について P14 28行目  持続可能な社会・経済の構築に向けて中小企業の果たす役割が重要であることは異論がありません。「体力強化」や「産業構造の強靱化、イノベーションの推進」と結びつく中小企業が多数存在して支援が強化されることを期待したいと思います。他方で、中小企業の大半が4人以下の事業所であり小規模事業者・家族経営で成り立っていることにも注目しなければなりません。この層を分厚くすることは活気ある地域社会を創造することにつながります。重視する視点は循環型の地域経済の構築です。地産地消・地産地商を推進することです。圧倒的多数は、利益ではなく生活費を稼ぐ生業であったり、自社の利益を従業員や取引先等に還元したりしている地元根づいた事業所です。主には自力で道を切り開いていきますが、立ち上がりの時、事業拡大の時、公共的な仕事の発注、経営危機の時など状況に応じた支援が必要です。また、税金や保険料などが生活費に影響を与えないよう特別の配慮や支援も必要です。中小企業・小規模事業者・家族経営の育成は経済政策だけではなく地域社会の担い手や文化の継承者の育成など社会的価値を創造する力でもあります。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見を踏まえ、「第2章3(1)沖縄経済の重要課題」の中で、域内産業の筋力・体力の底上げを追記するとともに、中小企業の経営基盤の強化等に取り組むこととしております。	企画部
129	17	17	<p>【意見7】脱炭素社会実現に向けた目標の設定の仕方について P17 17行目  気候変動対策は世界的には2030年までの期間が決定的に重要だと指摘されています。そのことを強調しながら、2050年に向けた射程ではなく2030年に向けて野心的な目標を設定するべきだと考えます。</p>	①計画(案)に反映	「第7章3環境分野における展望値」の中で、令和13年度までに温室効果ガス排出量34%減(平成25年度比)の野心的な目標を盛り込んでいるところで。	企画部 環境部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
130	27		<p>第3章 基本方向</p> <p>【意見8】計画の展望地について P27</p> <p>① 子どもの貧困問題は沖縄県政の最重要課題の一つです。この問題の解消に向けた指標を設けるべきだと考えます。</p> <p>② 子どもの貧困問題は大人の雇用問題と直結しています。正規雇用が当たり前の社会を形成していく必要があります。非正規労働者の割合を減少させる方向を明確にして指標を設けるべきだと考えます。</p> <p>③ 温暖化ガス排出量に対する目標は世界水準になるような野心的な目標とするべきです。また、再生可能エネルギーの普及指標も設けるべきです。</p> <p>第4章 基本施策</p> <p>1. 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島を目指して</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	「第7章3環境分野における展望値」の中で、令和13年度までに温室効果ガス排出量34%減(平成25年度比)を盛り込んでいるところです。本計画の着実な推進のための成果指標を整理した「関連体系図(案)」の中で、指標として沖縄子ども調査による困窮世帯の割合、正規雇用者の割合を設定しております。	企画部
131	32,39		<p>【意見9】海岸漂着ゴミ問題について P32, P39</p> <p>まずは徹底した回収に力を尽くすことが重要ではないでしょうか。そのためには、自主的なボランティアによる回収に依拠しながらも、この問題に専門的にそして継続的に取り組む「公的」色彩を帯びた事業体の設立が必要だと思います。公共事業の枠内に位置付けて取り組むべき社会的な意義があると考えます。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	現在、国の補助金を活用し、県及び市町村が海岸漂着物等の回収・処理事業を行っております。ご意見は今後具体的な取組を検討していく上で参考とさせていただきます。	環境部
132	32	25	<p>【意見10】食品ロスについて P32 25行目</p> <p>記されているように「製造、物流、販売、消費などの各段階」ごとの対策が求められていると思います。それぞれの段階における具体的な対策や大量廃棄ではなく有効活用する方法について企業等の枠を超えて交流して社会化することができないでしょうか。根本的には地産地消、地産地商の域内循環的な経済システムを構築することこそこの問題の解決方向だと考えます。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	本計画の性格上、基本方向や基本施策を明らかにするものとなっていることから、多様な主体で取り組む必要性を記載しているところです。また、食品ロスの具体的な施策については、令和3年度中に策定する「沖縄県食品ロス削減推進計画」において、食品ロス削減の重要性、多様な主体が連携する必要性、地産地消等による循環型社会の構築の重要性等を踏まえて位置付けてまいります。	子ども生活福祉部
133	32	32	<p>【意見11】脱プラスチック対策について P32 32行目</p> <p>日用品の購入においてはマイバックのように広く受け入れられる社会的な対策が考案されるとよいと思います。飲料水はペットボトルや缶の利用をやめて以前のようにビンの使用を普及しては如何でしょうか。沖縄県にはビンの回収業者がまだ存在しており洗浄して再利用する道も開けるのではないのでしょうか。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見は今後の具体的な取組を検討していく上での参考とさせていただきます。なお、プラスチック製品の県内使用の低減化等については、第4章1(1)イ④に記載しております。	環境部
134	35		<p>【意見12】歩いて暮らせる環境づくりについて P35</p> <p>歩いて暮らせることは大変魅力的なことです。しかし、コンパクトなまちづくりで都市機能等を集約してそこへ居住を誘導することは理論的にはあり得るでしょうが、圧倒的多数の人々がその構想に賛同して移動するわけではありません。そのため、新たな過疎地を生む要因にもなります。この構想は開発計画になり易く全国的にはうまくいっていないのではないのでしょうか。慎重な対応を求めたいと思います。</p> <p>スマートシティーについても同様です。先進技術を活用した街づくりは魅力的に映りますが、現代人の多くがその恩恵に触れながら生活していけるわけではありません。もし、それでも実行するとした場合はそこに居住する人々の多くは富裕層に限られるのではないのでしょうか。先進技術が人々の生活に受け入れられて定着するまで一定の時間がかかります。必要な政策であるならばその推移を見届けてからでもよいのではないのでしょうか。コンパクトなまちづくりの構想もスマートシティーの構想も結局は開発計画です。今はそこに資金を投入するよりも重要課題として提起されている子どもの貧困対策等に費いやされるべきではないのでしょうか。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	当該内容は、国の制度である立地適正化計画を踏まえて記載しております。今後、人口減少・高齢化の増加が見込まれているなか、社会インフラについても老朽化が進んでおります。厳しい財政制約のなかにおいても、これらの課題に対応するため、都市の構造を見直すことが重要と考えられてきております。都市の中心拠点や生活拠点を集約し、コンパクトにしていくことで、歩いて暮らせる環境となることに合わせて、生活サービスが効率的に提供することができるようになります。また、社会インフラについても、効率的に整備・維持管理を行うことができます。これらの理由から、原文のとおりとさせていただきますと考えております。	土木建築部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
135	36		【意見13】世界自然遺産の適正管理について P36 世界自然遺産に登録された沖縄島北部(やんばる)には数年前返還された米軍北部訓練場跡地があります。その跡地には米軍が使用した銃弾等が廃棄物としてそのまま放置されていることを新聞報道で知りました。廃棄物の内容から推察すると返還後も米軍が使用している可能性があるようです。返還された地域での訓練など許されません。そして、米軍廃棄物は完全に処分されなければなりません。世界自然遺産周辺にある「ヘリ(オスプレイ)パット」を含む残りの米軍北部訓練場とキャンブシュアブは世界自然遺産にふさわしいものではなく返還されなければなりません。辺野古新基地の建設も世界自然遺産に相応しいものではなく中止されなくてはなりません。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、181ページ21行目以下を次のとおり修正いたします。 「地権者等に土地が引き渡された後に、廃棄物等が確認された場合においても、同様に、国の責任による適切な支障除去措置を求めていきます。」  北部訓練場については、日常的に航空機騒音等の基地被害が発生していること、ほとんどが国有地であり、駐留軍等労働者が少ない訓練施設であること、世界自然遺産登録地に隣接し希少な固有種が数多く生息・生育する生物多様性に富んだ地域であることなどから、沖縄県としては、日米両政府において返還を検討していただく必要があると考えております。 なお、基地の整理・縮小については、83ページにおいて「基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き米軍基地の更なる整理・縮小に向けた取組を進める」としており、179ページにおいては「更なる米軍基地の整理・縮小と在沖米軍人等の削減を求めていきます。」と記述しております。	環境部 知事公室
136	44		【意見14】歴史資料の活用について P44 「新たな振興計画(素案)」に於いて最も生き生きと表現されている分野はその歴史であり、文化であり、心の在りようです。先人に対する畏敬と誇りを感じます。その歴史や文化等を継承していくことの土台は教育が培われます。本県の体系的な歴史書「新沖縄県史」を編纂されることに大賛成です。ここで要望したいのは、現在までに編纂されている歴史書を学校教育で年齢的に段階を追いつながりながら活用して郷土を慈しみ誇れる人格を培って欲しいと思います。	①計画(案)に反映	沖縄県史等について、教員を対象に授業での活用を提案する研修や、学校図書館司書への概要紹介を行っているところです。 また、県政出前講座では、沖縄県史等を通して沖縄の歴史と文化を学ぶメニューもあり、学校現場からの利用もあります。	教育庁
137	49		【意見15】首里城の復興について P49 (1)沖縄県の所有化について 首里城の再建が進んでいます。その首里城の所有は国にあり県は使用料を国に支払う関係にありことを最近知りました。名実ともに沖縄県の所有になるように方向性を定めてほしいと思います。	③その他特定の場所に反映できない場合等	首里城正殿等の復元について、政府は国営公園事業として、工程表を作成するなど責任をもって取り組むとしております。 県としてましては早期復元に向け、引き続き所有者である国と連携して、取り組んでまいります。	土木建築部
138	52~		2. 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して  【意見16】子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進について P52~ この項目の最初に子どもの貧困問題の総合的な対策を提起されたことを喜びたいと思います。同時に、「社会的孤立」の要因の一つに「自己責任論」を挙げたことに賛同するとともにその眼差しの温かさを感じます。その上で意見を述べます。以前から指摘されているように子どもの貧困問題は大人(親)の貧困問題です。雇用形態の在り方や低賃金構造の解決など大人の貧困問題への取組と連動しながら子どもの貧困対策を講じていく必要があります。その点で重要なのは生活保護の受給を子どもの貧困対策の最重要事項として位置付けることです。「素案」では貧困問題を論じているのに「生活保護」がまったく論じられておらず残念です。厚生労働省もわざわざテレビ等で広報しながら強調しているように生活が困窮した場合「生活保護を受給するのは国民の権利」です。扶養紹介についても「法的な義務ではない」ことも明確になりました。対象家庭をまず生活保護に誘導して経済的な心配を排除することから始めるべきではないでしょうか。それから、様々な団体や個人がこの問題の解決に関心を持ち関わっていただくことは県民運動の成果であり喜ばしいことですが、この問題の解決の主体はあくまでも行政でなければなりません。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、子どもの貧困対策については、第4章2(1)において経済的な支援等を実施することとしております。	子ども生活福祉部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
139	56		【意見17】妊産婦を支える体制づくりについて P56 「若年層の妊娠は褒められる話ではない」との大臣の発言がありました。しかし、それを自己責任論で追い詰めるのではなく、妊娠された若年層の方を社会で受け入れて安心して出産できる体制を整えることこそ行政の役割であると考えます。この発言があったところ2つの感動的な報道が琉球新報からありました。一つは、おきなわ子ども未来ネットワーク(山内優子代表)による「まりやハウス風の家」開設です。看護師が24時間待機して妊娠から出産、その後の就労まで援助する体制が構築されており、無料で6人まで収容できるそうです。素晴らしい理念と実践だと感動しました。もう一つはオーストリアの高等学校の実践です。その学校では、出産した高校生が卒業まで学ぶことができるように、母親である学生がわが子と共に通学して母親の学習と子どもの保育が保障されているそうです。これでこそ母親も子どもも未来に希望をもつことができます。この2つの実践に行政が学び対応を考えていただくことを願います。	③その他特定の場所に反映できない場合等	沖縄県では、予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦への支援を行うため、平成3年度より、おきなわ子ども未来ネットワーク(山内優子代表)に「若年妊婦支援事業」を委託し、相談や産婦人科への同行等を行うほか、すべての妊産婦を対象とした電話相談等の窓口(女性健康支援センター)を開設しております。 また、全ての親子が住み慣れた地域において安心して子育てが出来る環境を整備することが重要であるとの考えから、全市町村における母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)の設置促進やセンターの機能強化に係る支援に取り組んでおります。 更に、妊娠期から出産後の養育について、特に支援が必要な妊婦については、「特定妊婦」として市町村の要保護児童対策地域協議会における支援対象となっており、養育支援訪問等を実施し、適切な支援へつなげることであります。	保健医療部 子ども生活福祉部
140	59	11	【意見18】県民一人ひとりの健康づくり活動について P59 11行目 人の一生のなかで健康診断活動に空白期間が生まれるのが高校や大学を卒業した後から市町村が健康診断に力を入れる40歳までの期間です。福利厚生が充実している事業所や建設業などの事業所では健康診断を受診できる環境が整備されていますが、多くの事業所では放置されたままです。健康に対する意識を高めるためにも、早期発見早期治療に結びつけるためにも学校教育卒業後からの健康診断空白期をなくすための具体的な対策が必要だと考えます。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、第4章2(3)アにおいて、県民一人ひとりの健康づくりを推進することとしております。	保健医療部
141	61		【意見19】感染症に備えた保健衛生、医療提供体制の拡充、強化について P61 ここに記された各施策を全面実践することが重要だと思います。そのためには保健所件数の増加と職員の増員がどうしても必要だと考えます。保健所機能の拡充は、感染症対策は勿論のこと予防医療を推進する上でも重要です。今回のパンデミックで、多くの県民が保健所の重要性に気付かされました。この機会に大幅に拡充、強化させることを望みます。	①計画(案)に反映	保健所の体制強化につきましては、答申64ページ21行目以降に記載しております。	保健医療部
142	64		【意見20】高齢者が生き生きと暮らせるについて P64 東京大学名誉教授の著書「在宅ひとり死のスヌメ」が広く購読されています。「在宅死」を希望する人々を描くテレビドキュメントも放映され大きな反響を得ています。高齢者やその家族等にとって「死」は身近なものでありそのための準備をしておきたいものです。ここに記されているように「医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく一体的に提供される」システムが構築されることは高齢者が「生き生きと暮らせる」基盤をもつこととなります。終末の医療・介護等のあり方について方向性を定めていただきたいと思います。また、「独居老人」が増加しているなか医療等に於いて身元保証を求められる機会も増加する傾向があります。自治体や社会福祉協議会などが中心となり身元保証を代替する仕組みを構築することが必要な時期に来ていると考えます。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 住み慣れた地域で暮らせる環境づくりのため、「医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築」に取り組んでまいります。 また、在宅医療と介護の連携強化について、実施計画に記載することとしています。	子ども生活福祉部
143	68		【意見21】ジェンダー平等について P68 まずは、女性の経済的、社会的地位を意識的に高めなければなりません。賃金格差や雇用形態等働く環境における差別の是正、仕事の内容や昇進の在り方など、男女差別を生み出している基盤から改善させなければなりません。この点で県庁などの公的機関が差別の実態を解消して社会全体に広げていくことが必要ではないかと思えます。その一環として「クォーター制度」の導入が真剣に検討されてもよいと考えます。暴力やDV、痴漢行為等に厳しく対応するとともにそれらを許さない社会風土を形成していく必要があります。特に米軍関係者からの性暴力は根絶されなければなりません。また「男らしさ」、「女らしさ」と言った捉え方から解放されることも重要です。コロナ禍で一躍全国的な課題として顕在化した問題に「生理の貧困」問題があります。経済的な心配なく「生理」に対応できる環境を、これを機会に整備していくべきです。全体として、「新しい振興計画」におけるジェンダー平等に対する位置づけをもっと高めるべきではないでしょうか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	貴重なご意見ありがとうございます。 新たな振興計画のもと、ジェンダー平等の実現に取り組み、すべての県民がその個性や能力を十分に発揮し、お互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら多様な生き方を選択できる社会の実現をめざしてまいります。 いただきましたご意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。	子ども生活福祉部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
144	82		【意見22】米軍活動に起因する環境汚染の対応について P82 有機フッ素化合物が含まれる汚染水は公共下水道や河川へ放出させてはなりません。宜野湾市議会(上地安之議長)が決議したように、沖縄県に於いても米軍や日本政府に対してPFOSは米軍の責任で焼却処理し、泡消火剤はPFOSを含まない代替品に替え、泡消火剤や燃料などは法令遵守で厳格に管理するように求めるべきだと考えます。一般的な記述ではなく方向性について明記していただきたいと思ます。	③その他特定の場所に反映できない場合等	PFOS等を含有する水の取扱については、日米両政府に対し米軍の責任で焼却処理を行う等、具体的な対応を求めており、今後も米軍活動に起因する環境汚染の事案がある場合は、個別具体的に対応策を検討してまいりたいと考えております。	知事公室 環境部
145	84		【意見23】戦没者遺骨収集の取組強化について P84 沖縄島南部地域に存在する戦没者遺骨の混じった土砂を辺野古新基地建設埋め立てには使用しないことを明記するべきです。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	子ども生活福祉部
146	84~		3. 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して 【意見24】県民所得の向上に向けた対策や新産業創出等に期待 P84~ 県民所得を向上させるために企業の①生産性を向上させる②経営基盤を強化させる③有機的に企業間・産業間連携を強化することで付加価値を向上させる手立てが、観光やものづくり、農林水産業、物流等の産業ごとに詳細な施策が展開されています。また、新たな産業の創出方向として、先端加工産業やバイオ・医療関連産業、環境、交通・物流、金融等で県内研究機関等との連携が推進されていることも今後に期待を抱かせます。SDGsに資するビジネス展開が強調されていることにも賛同します。特に、再生可能エネルギーの分野の前進が図られることに期待したいと思ます。スポーツを通じた地域経済の活性化についても沖縄らしい視点だと思ます。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。 なお、第4章3(6)において、沖縄自の様々な資源やソフトパワーなどを生かした新産業の創出の取組を位置付けております。	企画部 商工労働部
147			【意見25】家族経営を担う生業層の存在にも注目を 沖縄の企業の99%は中小企業です。そして、そのうちの大半が4名以下の事業所や家族経営、一人親方と呼ばれる人々で占められています。このような方々は「事業体」として存在しているというより生業層として存在しています。このように生活費を賄う人々も地域経済の主要な担い手であり、地域社会に於ける文化や世話役等の大切な担い手でもあります。このような人々に対する支援の在り方も検討されるように望みます。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣意のうち、中小企業等経営基盤の強化への取組については3-(1)-イ「中小企業等の経営基盤の強化による「稼ぐ力」の向上」に記載しておりますので、引き続き小規模零細企業を含めた中小企業等の経営基盤の強化に取り組んでまいります。	商工労働部
148	127		【意見26】建設産業の持続可能な発展について P127 官公需に於ける「ザル経済」を如何に防ぎ、その資金が地域経済の循環に資するような仕組みをどのように構築するかが重要な課題だと思ます。そのための対策の一つとして県外企業が官公需に参加する場合は「支店」機能ではなく「本社」機能を有すること、そして、工事等を受注した時の労働者の採用や下請け先や材料等の仕入先、取引金融機関等は沖縄県内である等を条件とする仕組みを構築してはどうかと考えます。「地域経済振興条例(仮称)」が沖縄県にも各市町村にも制定されています。条例化したままにせず、きちんと活用して、循環型地域経済を現実のものとしなければなりません。	③その他特定の場所に反映できない場合等	沖縄県では、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、県内企業の活用に積極的に取り組んでおります。ご意見の趣旨をふまえ、今後も県内企業の活用に取り組んで参ります。	土木建築部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
149	134		<p>【意見26】誰もが安心して働ける環境づくりについて P134</p> <p>(1) 沖縄県が解決しなければならない最重要課題の一つに「全国最下位の県民所得、非正規雇用者割合や子どもの貧困率の高さ」があります。子どもの貧困問題の解決は大人の貧困問題の解決がなければ実現しません。まず、希望する者は「正規雇用が当たり前」にしなければなりません。県庁等の公の機関や大企業、内部留保に余裕のある企業等がその社会的な責任を自覚して計画的に正規職員の割合を高めていく必要があります。1990年代までのように、「正規雇用が当たり前」の社会にしなければなりません。第2は中小企業等への支援を前提としながら最低賃金を早期に1000円まで引き上げ段階的に1500円にすることです。地域別ではなく全国一律の最低賃金にすることが地域間格差をなくす方向でもあります。第3は労働組合への加入促進です。労働組合への加入は日本国憲法で保障された権利です。労使間の均衡が保たれてこそ健全な社会が築かれます。</p> <p>(2) 建設作業員の賃金コスト「労務単価」が全国平均より100万円以上も下回るとの実態があり問題となっています。官公需においてこのような実態が放置されることは許されてはなりません。労務単価の80%を義務付けるように公契約条例を改正するべきだと考えます。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>(1) 県では、企業の正規雇用の取組を支援することで雇用の質の改善や生産性の向上が図られ、労働者の所得が向上し、ひいては子どもの貧困問題の解決に繋がることから、正規雇用の促進は重要であると認識しており、3-(1)-イ④で記載しております。</p> <p>・最低賃金の引き上げは、県民所得の向上に寄与することから、県としても重要であると考えております。国において、「全国加重平均1,000円を目指す」としていることから、県においても国の方針に沿って対応すべきだと考え、まずは最低賃金1,000円を目指し、また、更なる高みを目指して、労働生産性の向上に取り組んで参ります。</p> <p>・県では、労働組合設立の手引き書やHP等により、組合設立及び加入促進の周知・啓発を行うと共に、県女性就業・労働相談センターにおいて組合設立に関する相談対応をしております。</p> <p>(2) 県では、「沖縄県の契約に関する条例」に基づく取組方針により、最低賃金法や労働関係法の遵守を契約書に明記することや最新の設計労務単価を適正・迅速に反映すること等に取り組んでいるところであります。引き続き、関係部局と連携を図りながら、着実に実施し、条例の実効性を高めてまいります。</p>	商工労働部
150	150		<p>4. 世界に開かれた交流と共生の島目指して</p> <p>【意見27】平和ネットワークの形成について P150</p> <p>(1) 「独自の地域協力外交」や「平和や人権に関する・・・定期的な国際会議の開催」に賛同します。米国等による「中国封じ込め」戦略が強化され、台湾問題が安全保障上の重要課題に浮上しています。「6年以内に中国が台湾に侵攻する」との物騒な憶測も公然と語られています。それに呼応するかのように日本政府高官からも、中国が台湾に侵攻する場合は集団的自衛権行使を可能とする「存立危機事態」として対応するべきであるとか、台湾有事の際は「沖縄県に直接関係する」との発言が行われています。戦争放棄の憲法を有する日本国の高官の言として発してはならないものです。そのような安全保障の状況下にあるとき、「住民犠牲の戦争」を経験し、今なお望まない多数の米軍基地と自衛隊基地が存在する沖縄から「平和」を発信することは重要な国際的な意義を有する行動です。「戦争による紛争解決は許さない」との「沖縄の声」を世界に向けて発するときです。</p> <p>(2) 「平和の礎」の中心点にある「平和の火」は、「広島原爆の火」、「長崎原爆の火」、「沖縄戦で米軍が最初に上陸した慶良間諸島の阿嘉島の火」の3つが合わさって点火されたことを知りました。日本と世界の平和を考えると、ヒロシマとナガサキ、そして沖縄は一つです。ヒロシマ、ナガサキの被爆者運動との連携を強化して共に「平和」を発していくことの意義は大きいと思います。核兵器禁止条約が発効して核兵器廃絶の声が核保有国を包囲しつつあります。沖縄県も核兵器禁止条約に賛同してこの世界の運動に合流していくことを願います。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>貴重な御意見をありがとうございます。悲惨な地上戦を経験した沖縄から平和を発信し続けることが重要であると考えております。また、ヒバクシャ国際署名に署名するなど、核兵器のない社会の実現に向けて働きかけてきたところであります。引き続き、本県がアジア・太平洋地域の平和発信の拠点となるよう取り組んでまいります。</p>	企画部 子ども生活福祉部
151	151		<p>【意見28】戦争遺跡の保存および活用について P151</p> <p>第32軍司令部壕の保存と公開を求める県内外の関心が急速に高まっています。そのための検討委員会も設置されました。これが最期のチャンスだと思います。その声に応えて保存と公開の方向性を明記してください。</p>	①計画(案)に反映	<p>ご意見を踏まえ、第32軍司令部壕の保存と公開に向けた取組について、次のとおり追加します。</p> <p>【4-(1)-ア-① 国内外に向けた平和を希求する「沖縄のこころ」の発信】 「特に、沖縄戦の軍事的中枢施設であった第32軍司令部壕については、壕の詳細な位置の確認や壕周辺の地盤の安全性を検討するための地質調査等を進め、壕の保存・公開に向けて取り組みます。」</p>	子ども生活福祉部



意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
152	158		<p>5. 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して</p> <p>【意見29】地域を知り、学びを深める環境づくり P158  児童や生徒がその発達段階に応じて琉球・沖縄の歴史を学ぶことは、自らの存在感を高め、誇りを確認する大切な営みです。学校教育を通して、長年渡って蓄積されてきた「琉球・沖縄史」の学術的成果を継承できる環境を整えてほしいと考えます。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	意見につきましては今後の参考とさせていただきたいと考えております。 なお、第4章5(1)アにおいて、地域の自然環境、歴史、伝統文化や芸術に触れる体験活動等を位置付けております。	教育庁
153	162		<p>【意見30】確かな学力を身に着ける学校教育の充実について P162  (1)「少人数学級の推進」については一般論ではなく具体的な人数が明示されるべきだと思います。沖縄県は国の基準に先んじて35人学級を推進してきました。今回国が小学校における35人学級を段階的に推進することを定め中学校においてもそのための調査を行うとしました。沖縄県においてはこの流れに鑑み国基準以上の対応を明記されることを願います。  (2)学力テストが児童や生徒、教員の負担になっていないか検討する必要があります。もし、学力テスト対策のための授業が正規の授業に影響を与えて行われているとしたら本末転倒です。生きる力としての学力は重要ですが学校教育は学力だけを身に着けるものではありません。そのため学力テストの結果が自己目的化しないように慎重に対応する必要があると考えます。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	(1)ご意見につきましては今後の参考とさせていただきたいと考えております。 (2)児童生徒が社会に出て行くための生きる力を身につけるためには、学力の向上は非常に重要であると認識しております。 全国学力学習状況調査の実施につきましては、生徒の学力及び学習の状況を把握し、授業改善及び児童生徒支援につなげていくことが目的であることから、引き続き取り組む必要があると考えております。	教育庁
154	162.1 66		<p>意見31】教員の指導力向上について P162  安心して学べる教育環境の整備について P166  (1)豊かな教育環境はその担い手である教職員が働きやすい環境を得られているかどうかポイントであると考えます。①正規教職員の人数を法律どおり採用すること、②労働時間の延長を前提とした様々な計画を立案しないこと、そして、③授業準備の時間が十分に確保されること④豊かな文化や教養等に定期的に触れる機会が保障されること⑤研究機関等への学習機会が保障されることなどの環境が整備されなければなりません。現在の多忙な教育活動の中で教職員の自己努力に頼る教育では子どもたちの学習権を保障することはできないと考えます。  (2)教職員の採用制度は競争試験制度ではなく選考試験制度です。その制度の趣旨に沿った採用の在り方が検討されるべきだと思います。  その視点に立てば、学校教育卒業直後の採用だけでなく、目指すべき教育の目標に相応しい人材の採用も視野に入ってくると考えます。同時に、現在教育現場を助けていただいている臨時教職員からの採用も一定の枠を確保して積極的に採用するべきです。特に長期間継続している教職員を不安定雇用な形で採用続けることは避けられなければならないことです。このような採用形態はあくまでも臨時的な形態でなければなりません。同時に、その形態が存在している限りは賃金や労働時間、社会保険や労働保険等は十分に保障されなければならないと考えます。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	(1)ご意見を踏まえ、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の取組をより一層進めて参ります。 (2)教員採用選考にあたっては、教員としての適格性を有する人材を確保するため、採用方法等の工夫・改善に努めて参ります。	教育庁

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
155			<p>【意見32】地域づくりをリードする人材の育成・確保について          保育、障がい者福祉・介護、医療・保健等を担う人々の社会的な役割の重要性がこのコロナ禍で大きな注目を浴びました。まさに「地域」を担い創造する貴重な存在です。これ等の職種はその役割に相応しく以前は公的な位置にありました。ところが民営化が推進された今では低賃金過重労働が当たり前になっています。長く働き続けていくことは非常に困難な職域となっています。この実態を変えない限り「地域づくりをリードする」との期待を実現することはできません。まずは「地域づくりをリードする」に相応しい待遇に改善するべきです。それと同時に質的な力量を向上させていくためにも其々の地域ごとに横の連携を強めて課題ごとの実習交流を行ったり研究機関等との連携を強めたりして理論的・実践的な学習と交流の機会を設定していくことも必要だと考えます。</p>	①計画(案)に反映	<p>ご意見を踏まえ、福祉・介護人材の処遇改善や労働環境改善に関する記載内容を次のとおり追加します。          また、地域づくりについては、住み慣れた地域で暮らせる環境づくりのため、「医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築」に取り組んでまいります。</p> <p>【5-4-I-④ 福祉・介護人材の育成・確保】          「…また、福祉・介護従事者の育成及び資質向上に向けた業種別・階層別研修の充実に取り組めます。また、福祉・介護人材の確保に向けて、修学資金等の貸付、処遇改善や労働環境改善に向けた支援、若者や外国人など多様な人材の新たな参入に係る施策等に取り組めます。」</p> <p>さらに、県としましては、保育士等の処遇改善や労働環境改善、育成及び資質向上は、重要であると考えています。福祉保健部会での意見も踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【5-4-I-③ 保育士等の育成・確保】          「保育士等の育成及び資質向上に向けて、研修の充実に取り組むとともに、保育士の魅力発信や保育士への就業を希望する者に対する修学資金等の貸付、潜在保育士の復職支援など、保育士の確保に取り組めます。また、保育士の処遇改善や業務改善など、保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進します。」</p>	子ども生活福祉部
156			<p>【意見33】地域産業を担う人材づくりについて          観光業、農林水産業、ものづくり産業、建設業は沖縄の地域経済を担う産業としてその実力の向上が期待されている業種です。東京都豊島区に東京建築カレッジと言う名の学校があります。この学校は東京土建という一親方の労働組合が創設した学校です。ドイツのマイスター制度を参考にして創設されたそうです。月曜日から木曜日までは自ら就職した事業所で働き、金曜日と土曜日はこの学校で理論や技術を学ぶそうです。履修期間は2年間です。ドイツのマイスター制度は技術の向上だけではなく人格の面でも厳しく教育されます。沖縄においても業種ごとに後継者の育成が図られているとは思いますが、それを社会的な課題として受け止めて発展させる取り組みが重要ではないでしょうか。公的な機関であれ、民間機関であれ、このような内容の学校が創設されることは未来への期待が膨らむのではないのでしょうか。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。          農業分野では、実践的な農業教育機関として、沖縄県立農業大学校があります。新たな振興計画(素案)において、県立農業大学校では、農林水産技術等のカリキュラムの充実・強化を図り、経営感覚に優れた将来の担い手育成・確保に関する取り組みについて記載があります。          なお、本課におきましては、工業技術センターや工芸振興センターを通じた技術支援、相談、指導、研修を中心に、技術者のスキルアップ、伝統工芸における後継者人材育成を行っているほか、健康・医療産業で必要とされる、バイオデータの解析・加工等ができる人材育成を行っております。</p>	商工労働部 文化観光スポーツ部 農林水産部 土木建築部
157	176		<p>第5章 克服すべき沖縄の固有課題          1. 克服すべき沖縄の固有課題</p> <p>【意見34】基地問題の解決に向けて P176          (1)アメリカは、第2次世界大戦で自らが掲げた戦争の大義(1941年大西洋憲章、1943年カイロ宣言)である「領土不拡大」の大原則に逸脱して沖縄を占領・統治した事実を明記するべきです。          (2)本土からの米軍基地の移設については、沖縄県民の意向を無視して強制的に行われたことを明記するべきです。          (3)沖縄には米軍基地だけではなく自衛隊基地も増設されて安全保障上の負担が増大している事実も明記するべきです。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>(1)及び(2)については、沖縄県民が望まない形で現在の在沖米軍基地が形成されたことを明らかにすべきとの趣旨と理解しており、答申の178ページにおける記述に、ご意見の趣旨が含まれるものと考えております。なお、素案において『銃剣とブルドーザー』で住民を追い出しとあるのを『銃剣とブルドーザー』と表現される民有地の強制接収等によって」と修正しております。          (3)自衛隊の配備について、県としては地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全、安心に十分配慮すべきであると考えております。ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p>	知事公室

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
158	177		<p>【意見35】解決の方向性について P177</p> <p>(1)玉城知事は米軍専用施設面積を全国の50%以下にする方針を打ち出しました。その方針実現のために北部訓練場やキャンプシュアブ等4か所の返還が必要であることを県議会で答弁しています。それを明示するべきです。また、2016年の県議会で、全会一致で採択された海兵隊の全面撤退を求めるべきです。</p> <p>(2)普天間基地が「世界一危険」であることは日本政府も認めています。即時閉鎖して返還するべきです。その上で移設先を探すべきです。</p> <p>(3)辺野古に新たな米軍基地はいらぬこと、2019年2月24日に実施された「沖縄県名護市辺野古の米軍基地建設に必要な埋立ての賛否を問う県民投票」において、「埋立て反対」が434,273票、投票総数の約72%を占めたこと、を明記してこの要求が県民挙げての要求であることを強調するべきです。</p> <p>(4)当面は上記の50%以下を目指しつつ、この振興計画期間中に、太田県政の時に作成された米軍基地廃棄のロードマップを参考にして、今の県民要求に相応しい、空域や海域の返還も含めた新たなロードマップを検討するべきだと考えます。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>(1)及び(4) 米軍基地や訓練空域・水域の返還は、日米両政府において決定されるものであるため、県として新たな振興計画に数値目標を盛り込んでおりません。 一方、新たな振興計画においては、米軍基地に関する記述として、解決の方向性において、更なる在沖米軍基地の整理縮小と在沖米軍人等の削減、在沖米軍の県外・国外への分散移転・ローテーション配備による訓練移転、更なる本県基地負担軽減策の検討のため日米両政府に沖縄県を加えた新たな協議の場の設置、訓練水域・空域の整理・縮小等を盛り込んでいるところです。</p> <p>(2)及び(3) 普天間飛行場の辺野古移設については、過去2回の県知事選挙や県民投票によって辺野古埋立に反対する民意が明確に示されており、 また、同飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であり、県としては、日米両政府に対し、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれることなく、同飛行場の県外、国外移設について再検討していただくよう求めているところです。 新たな振興計画(素案)は、上記の考え方を踏まえ、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還(P177)など、頂きましたご意見の一部は素案に明記しているところであります。ご意見の趣旨については今後の参考とさせていただきます、素案については原文のとおりとしたいと思います。</p>	知事公室
159	180		<p>【意見36】解決の意義に相応しい駐留米軍跡地の有効利用について P180</p> <p>跡地の有効利用については、「解決の意義」に記載されているように「各地の文化財や美しい風景、景観の復元、水、緑、生態系の保全回復を図り、自然環境や歴史的風土等の保全再生においても貴重な空間となる」(P178)ことが本当に重要だと思えます。「新しいビジネスの拠点」とか「住宅地」、「商業地」等と言う期待も多いとは思いますが、そのような部分は最小限として、「公園や緑地」の面積を増やし、そして、それ以上に農地や山林として復活させる面積を多く確保して欲しいと思えます。戦争と米軍の無法で荒らされた土地を耕し植林して県土として生き返らせる取り組みこそ、未来の県民に対して残せる観光立県沖縄の自然環境創設の道ではないでしょうか。</p>	①計画(案)に反映	公園・緑地については、第5章 1-(2)-ウ 駐留軍用地跡地の有効利用の中で、土地利用の基本方針を記載しているところであります。	企画部
160	187	2. 固有課題克服のための行財政システムの強化、拡充及び政策金融の活用	<p>【意見37】安定的な自主財源等の確保について P187</p> <p>沖縄県の振興計画は沖縄県による自主的・自立的なものでなければなりません。最も尊重されなければならないのが公正な財政配分です。翁長県政以降、日本政府は自らの政策に従順であるかどうかによって財政配分を決めています。沖縄県庁を乗り越えて市町村に交付金を配分するなどは、公正な政治を期す民主的國家にあってはならないことです。日本政府に求められているのは沖縄県政の在り方に左右されない財源の保障です。沖縄県は、政府におもねることなく堂々と自らの主張を貫き通してほしいと思えます。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	令和4年度から始まる「新たな振興計画」は、現行法と同じように、国の方針の下、沖縄県が自ら作成することを目指しております。 また、この計画は県が望む5つの将来像を示した「沖縄21世紀ビジョン」の後期10年計画に相当するものと考えております。 県としましては、県民が望む将来像の実現に向けて、新たな振興計画に盛り込んだ施策を展開していくこととしており、そのために必要な沖縄振興予算の確保を国へ要望していくこととしております。	総務部 企画部
161			<p>【意見38】沖縄県民としての誇りと気概を前面に</p> <p>「骨子案」から「素案」の段階に至るまで、その理由は分かりませんが、沖縄県の姿勢は政府の「ご機嫌を伺う」かのような表現が目立ちました。沖縄県の財源確保の仕方は他の都道府県の確保の仕方と異なっていることが、その成り立ちから独自の困難さを有していると思えます。しかし、琉球処分以降100年を超えて、日本国が沖縄県民に与えた苦難、今でも与え続けている苦難は、沖縄県民による自主的・自立的な地域づくりを、国を挙げて支援することしか償えないものだと考えます。要求の正当性は沖縄県の側にあります。そこに自信と誇りをもって政府と渡り合ったいと思えます。</p> <p>同時に、これからの10年間を通して、他府県のような財源確保になった際の影響等を調査公表して欲しいと思えます。そして、政府に頼らない自立した沖縄県の方向性を真剣に検討して欲しいと思えます。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見を踏まえ、議論を深めてまいります。 本計画においては、「第5章2(4) 安定的な自主財源の確保」の中で、財源確保についても検討しております。	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
162			【意見39】循環型地域経済の振興を コロナ禍で顕在化されたのは新自由主義経済体制の脆弱さでした。この経済政策では危機の時代の人間生活の土台を保障できないことが鮮明となりました。格差と貧困が限りなく拡大し、地球温暖化は益々深刻さを増しています。混迷する資本主義はまだ、新たな出口を確かなものにしていません。しかし、日本のように、高齢者の医療保険料を倍化したり公立病院の再編に固執したりするように、相変わらず新自由主義経済政策にしがみついている国がある一方で、アメリカのように「トリクルダウン経済は機能しない」として、最低賃金を15ドルに引き上げるように求めたり、財界や1%の富裕層に公平な負担求める国も出てきました。その方向が定まるまでまだまだ時間を要するでしょうが、新自由主義経済政策は打開される方向で動き出したことは明白だろうと思います。その対抗軸となるのが循環型地域経済政策だと思います。その核の一つが、内需を温める社会保障政策であり、地産地消・地産地商の再生可能エネルギー推進政策だと思います。その担い手はケア労働者であり、小規模事業者を含めた中小企業者です。これからの10年は沖縄でも世界でも大きく変化をする10年だと推察します。その変化の質と量がどの方向に向かっているのか注意深く凝視して次の施策に活かしてほしいと願っています。	③その他特定の場所に反映できない場合等	本計画においては、「第7章2 経済分野における展望値」の中で、域内経済循環を重視する観点から域内自給率を展望値として設定しております。また、再生可能エネルギーの導入促進など脱炭素島しょ社会の実現に取り組むこととしております。	企画部
163			【意見40】沖縄県独自の平和外交の努力を 沖縄県の振興計画に安全保障問題が絡められようとしています。当然、絡めようとする側が間違っていることは明確ですが、そこに対して沖縄県が、「間違っている」と見解を表明することは、「平和」を県是とする沖縄県として大切な行動ではないでしょうか。中国による自国民への基本的人権に対する侵害行為や各国への覇権主義的な振る舞いには問題があります。しかし、それを武力で解決する姿勢や軍事的な抑止論に基づく軍事増強では軍事衝突の機会を誘発することにつながり危険です。「平和」のネットワークを広げ、アジアや世界に「平和」の仲間を広げることで、話し合いによる解決を働きかける沖縄県独自の外交努力が求められていると考えます。	①計画(案)に反映	貴重な御意見をありがとうございます。悲惨な地上戦を経験した沖縄から平和を発信し続けることが重要であると考えております。 なお、第4章には、基本施策4-(1)アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開を記載しております。	子ども生活福祉部
164			施策④に対しての国民的成果指標で、ツイッターのフォロワー数であるとはふざけてるのですか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	成果指標は施策の効果的を示すものであると同時に、データを取得する方法が確保され、適時適切に評価できるものである必要があります。今回設定した「ツイッターのフォロワー数」については、県の施策による国民一人ひとりの関心の高まりに比例して増加すると考えられること、常に正確に把握することができ、施策の効果を評価する上で有効であること等から、成果指標として設定したのですが、ご意見を踏まえ、適切な指標について引き続き検討してまいります。 なお、全国知事会においては、2度にわたって「米軍基地負担に関する提言」を決議し、その提言の実現を政府に要請しております。この二つの提言をきっかけに、県内外の地方議会においても、同様の主旨の意見書が可決されており、沖縄県では、今後も全国知事会や渉外知事会等と連携して国民的議論の喚起に取り組むこととしております。	知事公室
165			本文中の表記で“離島”という表現をやめたほうが良いと思います。	③その他特定の場所に反映できない場合等	本計画の根拠法である沖縄振興特別措置法第三条三項において、「離島」は、沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいうと定義されているため、原文のとおりとさせていただきます。	企画部
166			“広大な海域の確保”という表現も沖縄の立場を考えてない。	③その他特定の場所に反映できない場合等	本県は、広大な海域の確保において日本全体に貢献していることを示しております。ご意見の趣旨を踏まえ、議論を深めてまいります。	企画部

意見 番号	項 行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
167		沖縄の人にとっての安全保障ではなく国家の安全保障への忖度が大きく感じられてならない。	③その他特定の場所に反映できない場合等	本計画では、県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会の実現を目標としております。 ご意見を踏まえ、誤解を生まないよう議論を深めてまいります。	企画部
168		基本指針 ・多様な能力の発揮・人材育成 具体的に方向性やコメントがなく、三つの枠組みに項目入れ、施策を展開すべきだ。	③その他特定の場所に反映できない場合等	本計画においては、SDGsを取り入れ、社会、経済、環境の3側面の統合的取組により、5つの将来像の実現に取り組むこととしております。 多様な能力の発揮・人材育成は、将来像の一つとして、その実現に向けて取り組むこととしております。	企画部
169		基本方向 ・自立経済を掲げているが、各種計画・施策を総点検すべきだ、きれいな言葉だけでは説得力がない。方法論も含めて展開しなければ理解が得られない。	①計画(案)に反映	ご意見にありますように、県においては、令和2年3月に「沖縄21世紀ビジョン基本計画等総点検報告書」を取りまとめました。これを踏まえ、本計画の策定に向けて取り組んでいるところであります。 本計画の施策の展開については、「第3章3(2)自立型経済の構築」等の中で記載しているところであります。	企画部
170		・特に貧困問題は沖縄県にとって解決しなければならない新たな振興計画では最大の課題だ また、解決しなければならない課題を県民で取り組む必要がある。例 県民ファンディング等 教育格差の解消も沖縄が発展する計画のスタートになる。従来の延長で取り組むのではなく、特徴的な地域特性を生かし、発想の転嫁が必要である。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。なお、教育格差の解消については重要であると考えており、引き続き取り組んでまいります。	子ども生活福祉部 教育庁
171		・琉大・OIST等との連携及び在沖米軍施設を利用して教育充実を図り、教育の特化を推進 例えば在沖アメリカ小中高等学校への入学制度等	③その他特定の場所に反映できない場合等	基地内の学校を本県の児童生徒が訪問し、授業体験やスポーツを通じた交流を行っている事例があります。 ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	教育庁
172		・亜熱帯気候や海洋を利用した新たな産業を掘り起し、近隣国家と連携し役割強化	①計画(案)に反映	ご意見については、施策展開の一つの方向性として本計画を推進していくこととしております。	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
173			・OIST・琉球大学及び高専と積極的に連携し県内産業の起業に結び付けて地域振興に寄与	①計画(案)に反映	科学技術イノベーションを創出し、持続可能な産業の振興につなげていくためには、「知」の創出拠点であるOIST、琉球大学、名城大学、沖縄高等等の研究成果等を実用化・事業化につなげていくことが重要だと考えております。そのため、新たな振興計画(案)【新たな振興計画(素案)に対する答申】では、大学等、研究機関、支援機関(沖縄科学技術振興センター、産業振興公社等)、企業、金融機関等の各主体が連携し、絶え間なくイノベーションが創出されるイノベーション・エコシステムの構築を促進するため、4つの施策に基づき取り組むこととしております。 また、沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業の創出として、3-(6)-ア①、③に記載しております。	企画部 商工労働部
174			・女性の活用にも特化させ、県外からも公募を行い、積極的な多様な人材を採用すべきだ	①計画(案)に反映	女性の活躍や、女性の管理職への登用促進等については、「2-(6)-ア① 家庭や職場、地域や社会全体における男女共同参画の推進」に記載しております。	子ども生活福祉部
175			・国の支援協力中心の振興計画では自立化の方向性が見えない。自立した積極的な展開を求める	③その他特定の場所に反映できない場合等	第1章の「1 計画策定の意義」の中で、本県の歴史的事情、地理的事情、自然的事情、社会的事情の4つの特殊事情など記載しております。また、第1章「4 計画の目標」において、本県の自立的発展と県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会の実現を目標としております。	企画部
176			・国・各市町村及び県民が一体となり、一市町村一品運動を推進する体制を構築し産業化を推進	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、第4章3(8)において、地域を支える第二次産業と県産品の振興に取り組むこととしております。	企画部 商工労働部
177			・観光産業を発展させるためには、長期的な人材育成が重要だ。教育機関を特化して推進	①計画(案)に反映	観光産業を発展させるため、長期的な人材育成は重要と考えております。P176の11行目以降において、長期的な観光人材の育成を目的に、小中高等学校や専門学校等と連携した観光教育の推進、観光産業に従事した後も社会情勢の変化に対応できる人材の育成に取り組んで参ります。	文化観光スポーツ部
178			・経過措置・軽減措置等の振興計画から脱皮し、他府県と同等な制度へ移行が早道だ。	③その他特定の場所に反映できない場合等	地域振興法は、離島、半島、山村、豪雪地帯、国土復帰など所与の制約条件を抱える地域に、国土の均衡在る発展を目的に国が制定する法律となっております。 地域振興法のひとつである沖縄振興特別措置法は、沖縄の抱える特殊事情が派生する課題の解決のため制定されております。 復帰以降、同法に基づく特別措置等を活用し、社会資本を中心に、格差の是正が図られてきたものの、一人当たりの県民所得は全国最下位にあるなど民間主導の自立型経済の構築はなお道半ばにあります。また、沖縄の特殊事情から派生する固有課題や子どもの貧困の問題、雇用の質の改善等の重要性を増した課題、新たに生じた課題もあります。 去る、8月に国が公表した「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」において、『法が目的とする沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に向けて依然として様々な課題が存在しており、今一度、法的措置を講じ沖縄振興策を推進していく必要がある』とされたところであります。	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
179			・この素案は総花的な計画になっていて、戦略が乏しい、ダイナミックな構想が重要だ。	③その他特定の場所に反映できない場合等	第3章の基本方向において、計画の基本的指針として、「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成を掲げております。加えて、本計画では、SDGsの三側面と「沖縄21世紀ビジョン」に掲げる将来像とを連動させ、統合的な課題解決の視点を踏まえ、社会・経済・環境の3つの枠組みの統合的取組による各施策展開を図るため、3つの枠組みに対応する形で各施策展開に通底する基軸的な3つの基本方向を示しております。	企画部
180	35	6	④歩いて暮らせる環境づくり の6行目に「…、商店街等・中心市街地の活性化」と、「商店街等」追記をしてもらいたい。  【理由】 地域の商店街はモノの販売、サービスの提供により地域住民の日々の生活を支えるだけでなく、コミュニティの拠点として深くかかわり、また、防犯活動などの安全・安心の確保、街の美化活動、高齢者や交通弱者の買い物支援、子育て支援など地域に密着してきた。これはSDGsの11住み続けられるまちづくりへの取り組みにもつながる。 大規模小売店舗の進出や車社会で人流は年々変化しているが、いまだ各地域の「商店街等」は地域に密着したまちづくりや行事を通して各店舗が組織だって「稼ぐ」ための取り組みをつづけている。(SDGsの8) その組織が結集した「商店街等」のこれまでの活動と役割から「商店街等」という文言を素案に明確に記述すべきと考える。	①計画(案)に反映	意見を踏まえ、下記のとおり修正します。  「誰もが身近な場所で充実した活動ができるよう、商店街や中心市街地の活性化により賑わいを創出するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、街路整備事業、公園整備事業等により、公共施設や宅地の一体的整備、土地の高度利用化に取り組めます。」	商工労働部
181	88	23	④魅力あるまちづくり・地域商業活性化に向けた環境整備 の23行目に「④魅力ある商店街を通したまちづくり・地域商業活性化に向けた環境整備」と追記してもらいたい。  【理由】 地域の商店街はモノの販売、サービスの提供により地域住民の日々の生活を支えるだけでなく、コミュニティの拠点として深くかかわり、また、防犯活動などの安全・安心の確保、街の美化活動、高齢者や交通弱者の買い物支援、子育て支援など地域に密着してきた。これはSDGsの11住み続けられるまちづくりへの取り組みにもつながる。 大規模小売店舗の進出や車社会で人流は年々変化しているが、いまだ各地域の「商店街等」は地域に密着したまちづくりや行事を通して各店舗が組織だって「稼ぐ」ための取り組みをつづけている。(SDGsの8) その組織が結集した「商店街等」のこれまでの活動と役割から「商店街等」という文言を素案に明確に記述すべきと考える。	③その他特定の場所に反映できない場合等	商店街や任意組織は、該当箇所に続く「地域ぐるみの中小企業振興等」に取り組む地域連携体」に包含されており、それを含めて魅力あるまちづくり・地域商業活性化に向けた環境整備の取組を継続していきたいと考えております。	商工労働部

意見 番号	項	行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
182	13.13	9~14. 18~2 .22 3.2~1 4	<p>【素案164ページ、4～8行目】と【素案55ページ、17～18行目】をベースに 【素案13ページ、9～14行目】【素案13ページ、18～23行目】【素案22ページ、2～14】 《子どもの貧困問題による機会の格差是正、子育て支援の拡充、未来の沖縄を創る人材育成を図るために、学童保育利用料の減免または 応能負担の導入を次期振興計画の柱として実施すべきである》</p> <p>非認知能力に関する研究者である岡山大学の中山芳一氏は、著書の中で ①非認知能力は「外側から伸ばされるものではなく、自分で伸ばすもの」 ②非認知能力は「自分と向き合う力」「自分を高める力」「他者とつながる力」を高めること。 ③「参加・参画・協働」のプロセスを大事に。 ④「重要な他者」からケアされることは「自己肯定感(自己受容感)」や「深い非認知能力」にとって必要不可欠である。 ⑤子どもが自らと他人に関心を持つこと。それを自主的・主体的に関わることを保障するのは「遊び」や「生活体験」である。 と述べています。非認知能力の育成は、乳幼児期であれば保育園や幼稚園、学童期であれば学童保育や児童館ですでに実践されています。 非認知能力の育成が、未来の沖縄を創造する人材育成にも不可欠なものであるならば、学校教育の場だけでなく、学童保育や児童館でも実 践できるものであることを明記し、沖縄のすべての子どもたちに、その機会を保障することは重要な視点だと考えます。 しかしながら、現在の沖縄県の学童保育は、利用料が約1万円で保護者の所得に応じた応能負担や減免措置も不十分であるため、児童福祉 の事業でありながら「利用料を支払える世帯だけが利用できる事業」となっており、事業本来の目的でもある「子どもの最善の利益の保障」「児 童福祉の機会平等」だけでなく、遊びや生活づくり、自然体験等、非認知能力を育むための「将来に向けた機会の平等」も保障できていないの が現状です。 学童保育の利用料の減免は、利用者である保護者負担の軽減だけでなく、もう一方の利用者である子どもの成長発達に欠かせない遊び等の 体験と経験の機会を保障することも可能とします。 新たな振興計画で沖縄県が基本施策に掲げる「子どもの貧困問題の解消」、「誰もが安心して子育てができる環境づくり」、基本的課題「多様 な能力を発揮し、未来を拓くしまを目指して」など、沖縄県のビジョンを達成し、今と未来につながるミッションとして学童保育の利用料減免は重 要な施策であると考えます。</p>	①計画 (案)に 反映	放課後児童クラブ利用料の低減化を図ることは、本県の課題の一つであることから、誰もが安心して子育てができる環境づくりを実現するため、ご意見を参考とさせていただきながら、新たな振興計画において、クラブの利用料低減等に取り組んでまいります。	子ども 生活福 祉部



意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
183	52.53	25 <sup>~</sup> 30.1 <sup>~</sup> 25	<p>基本施策2-(1)子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進 【素案52ページ、25～30行目】【素案53ページ、1～11行目】【素案53ページ、23～25行目】</p> <p>≪放課後児童クラブを地域の子ども・子育て支援の拠点とし、子どもの年齢に応じた切れ目のない総合的な支援を小学校区で実施するために、利用料の減免措置を行う≫</p> <p>子どもの貧困解消に向けた支援拠点や居場所の代表として子ども食堂や無料塾等があげられますが、そこで実施されている支援内容は様々であり、本当に困窮している子どもと家庭に対する継続的な支援の実施が困難な状況が生じています。また、拠点となる場所と人材の確保、人材育成に関しても苦慮している実態があります。 上記に上げた「継続的な支援」「場所と人材の確保」「人材育成」の3つの課題を解決する方法として、放課後児童クラブを子どもの貧困対策も含めた地域の支援拠点に活用することを提案します。</p> <p>放課後児童クラブが支援拠点として適していると考えられるポイントは下記の6点です。 ①県内530か所以上で実施されており、小学校区に1か所以上整備されている ⇒ 場所の確保 ②放課後児童支援員の資格を持つ職員が複数名配置されている ⇒ 人材の確保 ③放課後児童支援員等資質向上研修を市町村が実施している ⇒ 人材育成 ④事業の対象児童は「小学生」。1年生から6年生まで継続して利用できる ⇒ 継続的な支援 ⑤共働き・ひとり親世帯以外の利用することができる ⇒ 子どもや保護者にスティグマを与えない ⑥「保護者に対する支援」、「保護者や関係機関との連携」を実施する事業である ⇒ 機能・役割が明確</p> <p>現在、県内の保育園等を利用している「保育を必要とする世帯」は子育て世帯の70%～80%と言われていますが、児童クラブの1年生の利用率は46%(令和2年度)ですので、25～35%の世帯は、小学校に進学後、児童クラブを利用していないことになります。 ※令和2年度の沖縄県の公立小学校に在籍している1年生16,466人の70～80%が保育(児童クラブ)ニーズであるとするると約11,256人～13,172人となります。この数値から、利用できていない児童数を試算すると2,814人(70%の25%)～4,610人(80%の35%)となり、定員40人の児童クラブが70～115か所必要となります。</p> <p>高額な利用料とそれに対する減免措置がないこと等が主な理由と考えられますが、保育ニーズが児童クラブ利用へと「つながっていない」とは明らかです。児童福祉の事業でありながら、本来支援を受けるべき困窮世帯が利用を断念し、利用料を支払える世帯のみ利用が可能となっていることは、教育格差ならぬ「福祉格差」を生み出しており、重要な課題であると考えます。</p> <p>保育所と同様に世帯収入を考慮し、必要とするすべての子どもと世帯が児童クラブを利用することが適えば、困窮世帯に対する直接的な支援だけでなく、関係機関等に繋ぐワンストップセンターとしての機能も発揮することができます。 場所と人材と専門性が確保でき、且つ、学校や関係機関と連携を図りながら子どもと家庭を継続的に支援することができるポテンシャルが児童クラブには備わっています。このポテンシャルを最大限に引き出すことができれば、児童クラブは新たな振興計画で沖縄県が掲げるビジョンを達成するための切り札となります。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご意見の趣旨については、「2-(1)-イ②経済的な支援の充実」に含まれているところですが、具体的な取組のご意見については、今後の参考とさせていただきます。 また、放課後児童クラブ利用料の低減化を図ることは、本県の課題の一つであると認識しています。経済的に困窮する子育て世帯への減免措置等を含め、ご意見を参考とさせていただきますながら、新たな振興計画において、クラブの利用料低減等に取り組んでまいります。</p>	子ども生活福祉部

意見 番号	項	行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
184	65	27~30	<p>基本施策2(4)高齢者・障がい者等を支える福祉サービスとセーフティネットの充実 【素案65③、27～30行目 ②発達障害児や発達障害者への支援】</p> <p>「放課後児童クラブに通う障がい児それぞれの個性に合わせた支援を実践するために、県域で公認心理士と作業療法士による巡回支援事業を実施する」</p> <p>県内公立小中学校の「自閉症・情緒障がい特別支援学級(以下、情緒学級)」に通う児童生徒が2019年度に3389人となり、10年度の272人から10年間で12.5倍に急増しています。また、情緒学級は78から596に、支援学級全体では444から1266に増加し、多い学校では10学級以上の支援学級が設置されています。</p> <p>小学校での支援学級の増加に伴い、放課後児童クラブでも障害児の利用数も増加しており、多いところでは1支援の単位で5人以上の受入れを行っています。</p> <p>受け入れ人数に合わせ、障害児受入推進、障害児受入強化など、加配支援員の人件費補助は国の補助メニューにあります。民間運営が90%、民間施設の活用率が60%を超える沖縄の児童クラブでは、そこで行われている支援内容も様々で、個別の支援計画や育成記録が「ない」、保護者や学校との連携ができていない児童クラブも多いのが現状です。</p> <p>一方で、支援内容の改善や充実を図りたいと願う現場の声も多く、試行錯誤しながらの育成支援が行われています。</p> <p>現在、保育所や幼稚園等で障害児を受け入れている場合には、市町村の公認心理士が定期訪問し、子どもの個性に合わせた支援に関するアドバイスや、保護者の相談支援を行っています。心理士不足等により児童クラブまで巡回している市町村はほとんどありません。</p> <p>障害児のライフステージに対応した、切れ目のない支援が、子どもと保護者にとって重要であるならば、保育所や幼稚園から児童クラブへと「支援をつなぐ」ことも必要ではないでしょうか。特に児童クラブは学童期の遊びと生活を支援する事業であるため、保育所や幼稚園との相関が高く、支援が繋ぎやすいと考えます。また、保育所等と同様に、保護者が毎日お迎えに来るので、支援員と保護者が顔を合わす機会も多く、保護者を含めた家庭支援を実施することにも適しています。</p> <p>児童クラブにおける障がい児支援の充実、県が目標とする「誰一人取り残さない社会」や「安全・安心で幸福が実感できる島」の実現とも密接に結びつくものです。市町村単独での巡回支援が困難な状況であるならば、児童クラブへの巡回支援は県域で実施するのは如何でしょうか。</p> <p>最後に、近年、作業療法士による障害児支援が注目されています。実際、沖縄市では作業療法士による訪問支援が行われており、成果を上げています。</p> <p>公認心理士による子どもの発達特性の見立て、作業療法士による児童クラブの特徴に合わせた支援内容の提案、この2つの専門職を活用することで巡回支援の質は飛躍的に向上すると考えます。</p>	①計画(案)に反映	放課後児童クラブを利用する障害児への支援として、ご意見のとおり「保育所等訪問支援」や「障害児等療育支援事業」を実施しているところです。	子ども生活福祉部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
185	78.79	25~27, 6~13	<p>基本施策2(8)あらゆるリスクに対応する安全・安心な島づくり 【素案78頁、25~27行目】【素案79頁、6~13行目】</p> <p>≪県内民間施設活用放課後児童クラブに対する耐震・耐火診断の実施と改修及び環境整備支援事業≫ ≪子どもの命を守る！児童クラブの避難訓練・避難計画・防災防犯マニュアル作成等を支援する事業≫</p> <p>令和2年度の厚労省調査によると、沖縄県内で学校の余裕教室または学校敷地内専用施設を活用している児童クラブは73か所で、全体の14%(73/532)となっており、全国(53.6%)を約40ポイント下回っています。 また令和2年度の沖縄県放課後児童クラブ実施内容等調査ダイジェスト版によると、県内で民間施設を活用している児童クラブは64%で、全国(17.3%)の約3.7倍であり、沖縄県で放課後児童健全育成事業として実施されている児童クラブの内300か所以上が民間施設を活用していることとなります。</p> <p>全国のように公的施設を活用している児童クラブでは、施設の耐震・耐火はもとより、災害時の避難場所となる小学校等の公的施設を利用または隣接しているため、いざという時に子どもの命を、安全・安心を保障しやすい環境にあります。一方で民間施設を活用している児童クラブに関しては、施設の耐震・耐火や災害時の避難場所などの確認はそれぞれの運営主に任されています。また、市町村担当課も実施場所の事前確認を行わず、書面確認のみで事業認可しているケースもあるようです。300か所以上の民間施設の現状把握は、子どもの命を守るためにも早急に実施することが求められます。</p> <p>沖縄県の児童クラブの特徴の一つに「民間運営が約90%」であることがあげられます。このことが、下記3つの問題点を生んでいます。 ①防災・防犯マニュアルの作成が運営主に任せられている。 ②マニュアルに基づく避難訓練等の実施や回数も運営主に任せられている。 ③非常ベルや火災探知機、避難はしご等が設置されていない児童クラブがある。</p> <p>本来、子どもの命を守るための行動マニュアルや設備・備品については、専門家の指導のもとで整備されることが求められますが、現状では各児童クラブに一任されています。 民間施設も多種多様です。上記①～③に対する支援は個別具体性が高く、1か所ごとにきめ細やか対応と継続的な支援が必要となりますので、短期ではなく、中長期的な施策としての実施が求められると考えます。 そこで、沖縄県が現在実施している公的施設活用促進及び環境整備支援の業務の一つとして次期振興計画に基づき10年間の事業として実施することを提案します。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご意見にあります放課後児童クラブにおける安全対策の強化や各マニュアル整備等のソフト面の支援については、市町村との連携により進めてまいります。 また、ハード面の支援に関しては、現行の放課後児童クラブ支援事業の後継事業において、施設整備、環境改善の一環として支援ができるよう検討してまいります。</p>	子ども生活福祉部
186	1	11	<p>「新たな振興計画(素案)」は2012年に策定された21世紀ビジョンの中で謳われている「(概ね2030年)のあるべき沖縄の姿」に基づき策定されていると理解しています。一方で、2012年以降、世界の環境は大きく変わっており、特に人口動態の変化・テクノロジーの進歩・地球環境問題の深刻化は人々の価値観や生活・ビジネスのあり方を多く変えています。このような状況から、2012年策定の2030年のあるべき沖縄の姿と、2021年現在考えられる2030年のあるべき沖縄の姿には小さくないギャップが存在すると考えられ、新たな進行計画(素案)の策定にあたっては、施策検討の前提となる21世紀ビジョンの刷新または新たな指針の策定が必要であると考えます。「あるべき姿」の設定を間違えてしまうと、無駄な投資や支出につながってしまうためです。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>第3章の基本方向において、計画の基本的指針として、「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成を掲げております。加えて、本計画では、SDGsの三側面と「沖縄21世紀ビジョン」に掲げる将来像とを連動させ、統合的な課題解決の視点を踏まえ、社会・経済・環境の3つの枠組みの統合的取組による各施策展開を図るため、3つの枠組みに対応する形で各施策展開に通底する基軸的な3つの基本方向を示しております。</p>	企画部
187	30	12	<p>県および自治体・民間部門単位に落とし込んだロードマップを作成し、定量的かつ時系列に沿った目標を策定する旨、追記する必要があると思慮。一度に施工できる数及び系統に連携するまでの期間を考慮すると、2011年に始まった太陽光ブームと同様順番待ちが発生しかねない。2030年に間に合わせようと各団体がギリギリで駆け込んだ結果、順番待ちで目標期限に間に合わなかったとなると本末転倒である。導入数を平準化すること・またそれを明記することによって、確実な再エネ導入目標達成を実現していただきたい。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご意見の箇所につきましては、再エネ導入拡大に向けた方向性を記載する箇所ですので、原文のとおりとします。 また、ご意見の趣旨については、今後の施策展開の参考とさせていただきます、2031年度目標：再エネ電源比率19.1%の達成に向け、取り組んでまいります。</p>	商工労働部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
188	30	19	早期に導入するほどインセンティブが大きくなる仕組みが好ましいと思慮。本計画や施策の読み手が再エネ導入をよりイメージできるよう、もう少し具体的な記載でも良いのではないかと。例：太陽光設備の導入や定量的な省エネの実現など、再生可能エネルギーを早期に導入することや長期間にわたり環境負荷を低減する取り組みを行なっている企業には社会的なインセンティブを付与する仕組みを設ける。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見につきましては、今後支援制度を具体化していく過程で、その時点の再エネ導入状況等も踏まえながらどのような仕組みが効果的か検討することが適当と考えますので、今後の施策展開の参考とさせていただきます。	商工労働部
189	31	9	PPAについて、産業部門に限った話では無く、民生部門や県および各自治体の公共施設も該当すると思慮。民生部門の稼働時間と太陽光の発電時間が被るため効果が見込める可能性が高いことに言及しつつ、民生部門の欄にもZEB・ZEH推進に加えて再生可能エネルギー導入第2の選択肢として明記していただきたい。	①計画(案)に反映	1(1)ア②の民生部門の記述中「再生可能エネルギー導入等」に「PPAを含む」と追記します。	環境部
190	33	32	欧州諸国でのEV普及を例に挙げると、政府及び自治体によるEV利用環境の整備がEVの普及を促したと言われている(主に充電環境の整備)。EV利用環境の充実に取り組む。だと抽象的なため具体的な施策提言を希望する。 例：EV推進地区・企業・自治体を決め、EVスタンド設置にかかる費用に補助を出す。県主導でEVスタンド設備導入のロードマップを策定し、計画に沿って順次導入していく。EV普及に関係する有識者及び専門知識を持つ民間企業との連携をはかり、導入を推進していく。	③その他特定の場所に反映できない場合等	沖縄振興計画は県のマスタープランであることから、提案については新たな振興計画の実施段階において検討してまいります。	環境部
191	85	29	DXを進めるためには、そもそも産業のあり方必要があるのにも関わらずそのことが一切言及されていない。ITを駆使してDXを推進するためには、そもそも産業、業務、社会全体のフローのあり方を見直ししなければいけない。ITはその後になる。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご指摘のとおり、DXによって産業や社会全体をどのように変えていくのかについては重要と認識しています。一方で、新たな振興計画は、今後10年の県の施策の展開方向について整理した計画であることから、今後の産業振興の方向性として、全産業におけるDXを推進することで、企業の稼ぐ力を高め、生産性を向上させていくこととしており、このための具体的取組について記述しているところです。	商工労働部
192	86	15	付加価値を付けたら労働生産性の向上どころか、低下する。項目としては「イ 中小企業等の経営基盤の強化による「稼ぐ力」の向上」に入るのはではないか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	沖縄県では、企業間連携等を促進することで、競争力ある商品やサービスの開発、売上の増加やコスト削減等、一人あたりの生産性を高めると、収益性の強化が図られ、付加価値の高いビジネスを生み出していきたいと考えております。そのため、原文どおりしたいと考えております。	商工労働部

意見 番号	項	行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
193	86	27	人材育成へ投資をすると、人材が優秀になることで外部への流出に繋がってしまうことが多々ある。沖縄に還元させる、繋ぎ止めるための施策の検討が合わせて必要。そのためのコミュニティー育成が必要になるが、その土台として世界と繋がっているGSCは非常に良い架け橋となります。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご指摘のとおり、育成した人材が県外に活躍の場を移す可能性はあり、このような人材との連携方策についても、コミュニティーの形成をはじめ、検討していく必要があると考えております。 県としては、県内企業の稼ぐ力の強化を図ることで、沖縄県内にも活躍できる環境整備を促進するとともに、県内経営者等をはじめとしたコミュニティー育成についても検討を進めていきたいと考えております。	商工労働部
194	86	32	経営基盤を強化するためには経営者、同業種の横のつながりを強化することも経営基盤の強化につながるのではないか？企業間の繋がりが強化の項目追加の検討もぜひお願い致します。	①計画(案)に反映	小規模零細企業及び中小企業の組織化及び組織機能の強化、事業の共同化・協業化の取り組みについては、稼ぐ力の強化を図っていく上で非常に重要であると考えており、下記内容に文言を修正することにより、対応したいと考えております。  P89 「①支援機関による経営改善の支援」へ事業の協業化及び組織化を追い新商品開発や新サービスの提供、経営力向上、技術の高度化、事業の協業化等に取り組む中小企業等に対し、専門家派遣や経営指導、経営革新、組織化の支援に取り組む。	商工労働部
195	87	33	その地域ならではの産業を発掘・創出することで、国内だけでなく世界に発信できるロールモデルになる産業の創出ができるはず。その地域ならではの産業を発掘・創出することについての振興計画の記載が必要。またそのために必要な外部団体との連携の記載も。	①計画(案)に反映	ご指摘の内容については、3-(6)に「沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業の創出」のリード文として、「産業の国際競争力向上を図る上で、革新的な技術やビジネスモデルで世界に新しい価値を生むスタートアップ企業は重要な存在であることから、大手企業や投資家、大学、自治体等の各主体が連携することにより、継続的にスタートアップやベンチャー企業等が生まれ成長しやすい仕組みや環境づくりを推進し、スタートアップ・エコシステムの強化を図る必要がある。」と記載しております。また、3-(6)-ア③には、「スタートアップ等と大手企業・金融機関・研究機関・大学等との連携促進」として関係団体等との連携促進に取り組むことを記載しております。	商工労働部
196	90	22	観光客が来ていない状況で感染が広がっている状況からも、「安全・安心の島」の構築のためには、県民の意識改革、観光立県としての県民の人間性向上をつなげる施策の検討が必要	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、政府の対処方針を踏まえた沖縄県対処方針においてまとめられているとおり、県民に対する感染拡大防止に向けた取組を実施しております。	保健医療部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
197	90,91	31,12	県民のホスピタリティについて懸念の声が上がっている中このような文言を使った言及はリスクがあると思います。別の言い方への変更が必要だと思います。	③その他特定の場所に反映できない場合等	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、旅行者・観光客に対する県民の受入意識の低下が懸念されているところですが、そのような中において、改めて、県民一人ひとりのホスピタリティ意識を高め、各種施策を展開することにより、県民一丸となった観光客おもてなし機運を醸成していくことが重要と考えております。 併せて、旅行者・観光客に対しても、新たな振興計画(答申)P93 22-28行目において、観光先の自然・文化・地元住民の生活等に負の影響を与えないよう、旅行者・観光客と地域・住民が価値を共有するレスポンシブル・ツーリズム'責任ある観光'を推進していくこととしており、観光客の責任ある行動が県民のホスピタリティ意識を高めることに繋がるものと考えます。 持続可能な観光の促進には、観光客の満足度だけでなく、県民の生活の満足度、産業の活性化、自然保護等のバランスが重要であると考えており、御意見にありますとおり、県民意識にも十分配慮した取組を実施してまいります。	文化観光スポーツ部
198	93	12	「国内・国外観光客の行動歴、購買データ等のデータの収集方法を検討」そもそも情報を取得できるか？来県する観光客全員から情報を取得するための同意受領、データの保管について県全体で取り組めば世界に誇れる県となるはずなので、プラットフォームを検討していくことを言及できると魅力ある項目になると思います。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見のとおり、情報や同意の取得、データの保管については、昨今の個人情報保護の観点からも慎重に検討する必要があるものと考えております。 また、ビッグデータの構築にあたっては、データを蓄積・活用するためのどのような手法が適当か合わせて検討してまいります。	文化観光スポーツ部
199	101	29	そもそも既に敷設している海底ケーブルにはキャパシティや利用制限がある。沖縄のITの推進をするためには沖縄県でケーブルを敷設する等の大胆な発想が必要。敷設を行なった際には、独自のサービス(キャリアとは違うDR対策が可能となる等)を打ち出せ、新たな雇用の創出につながるのではないかな？	①計画(案)に反映	県では、一部費用を負担するなどしてキャリアと共同で首都圏ー沖縄ーアジアを結ぶ海底光ケーブル「沖縄国際情報通信ネットワーク」を整備しております。このネットワークと、同じく県が整備した県内主要データセンターを結ぶ「沖縄クラウドネットワーク」を活用して、独自の安価な通信サービスを提供し、DRサイト(緊急時の代替拠点)として県内へ国内外のデータの集積を図るとともに関連企業の誘致等に取り組んでおり、雇用の創出につなげたいと考えております。 上記を踏まえ、キャリア単独の一般的な海底ケーブルと、県が共同敷設した独自ネットワークの混同を避けるため、また既に県が整備した独自ネットワークがあることを明確にするため、以下のとおり修正します。  沖縄国際情報通信ネットワーク(海底光ケーブル)や沖縄クラウドネットワーク等の通信基盤を活用し、～	商工労働部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
200	107	20	イノベーション・エコシステムを構築するために必要な具体施策について明確化していただきたい。特にOISTについて触れるのであれば、基礎研究からイノベーション・エコシステムが生まれた事例などを紹介しつつ、沖縄らしいエコシステム構築に必要な施策と課題について触れていただきたい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	答申においては、OIST、琉球大学、名桜大学、沖縄高等を核としたイノベーション・エコシステムの構築に向けて、4つの施策に基づき取り組んでいくこととしており、具体的な取組等については、今後策定する新たな実施計画において示すこととなっております。 イノベーション・エコシステムの事例としては、海外ではボストンやケンブリッジなど大学等がエコシステムの求心力となっているケースや、国内では神戸医療産業都市や鶴岡バイオサイエンスパークなどがあり、こうした地域の取組も参考にしながら、沖縄県のこれまでの取組の成果・課題を踏まえ、イノベーション・エコシステム構築に向けた今後の効果的な取組について検討していきたいと考えております。 なお、ご意見のある当該ページにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の現状を踏まえ、人々の「健康」に対する意識とともにその重要性は高まっていることから、新たに「感染症」と「健康」の分野への取り組む姿勢を追加するとともに、沖縄県振興審議会部会の委員等の意見に基づき、構成を整理し、修文を行いました。	企画部
201	111	29	スタートアップや起業に関して県内ではよく議論が行われている。一方で、これら先端企業やスタートアップ企業の中で沖縄県民がどのように就職し活躍するかなど沖縄県民のボトムアップを図るための議論(どのようなスキルや知識が必要か等)がされていない気がしてならない。この観点から抜けてしまうと、色々な施策を実施して沖縄で企業が増えたとしても、県民は裏方作業で給料が実際は上がっていないという状況を招いてしまうのではないかと。	①計画(案)に反映	第4章「5-5) 新たな価値を創造し、産業を牽引する人づくりと人材の確保」において、「各産業を牽引する専門人材の育成・確保を図ることにより、県内産業の生産性向上や高付加価値化の実現を目指します」等を記載しております。	商工労働部
202	152	14	②交流の架け橋となる人づくりの項目1において「児童生徒に対する英語教育の充実」という記載がございますが、沖縄は東アジアに位置し中国や台湾との交流もより重視されるべきであると考えており、英語教育のみならず中国語教育もこれからの沖縄にとっては必要不可欠であり、沖縄はシンガポールや香港のようにマルチリンガルの環境整備を早急に取り組むべきではないでしょうか。 また項目2においても、双方の人材受け入れがうたわれていますが、こちらについては具体的な数値が示されておらず、より計画的な増員をめざしていくべきではないでしょうか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考にさせていただきます。なお、本県出身移住者子弟等の県内大学受入れや海外派遣に係る具体的な数値については、実施計画における活動指標として設定していくこととしております。	教育庁 文化観光スポーツ部
203	167	1	①外国語教育の充実の項目1において「外国語教育に携わる教員の専門性・技能向上に加え、外国語指導助手(ALT)の活用や小中高大が連携した英語教育研究の実践により、学校教育における外国語教育の充実改善に取り組む。」とあるが、外国語教育の充実と言いつつも英語しか重視されないのは再度議論を重ねなければいけません。沖縄のウチナーネットワークは必ずしも英語圏に限定されず、中国語圏やスペイン語、ポルトガル語などの外国語教育もしていくべきであるのではないのでしょうか。また項目2においても、グローバルに活躍できる人材の育成するための留学・研修を短期的なものならず、中長期的なプログラムも用意していく必要があると考えています。	①計画(案)に反映	多様な外国語に習熟したグローバル人材の育成を図るため、アジアや欧州を含めた世界の多様な国・地域への留学・研修の充実引き続き取り組みます。	教育庁

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
204			<p>(1)素案5ページ、15～6行目、素案25ページ18～20ページ他 ➡「誰一人取り残さない社会」</p> <p>(2)2素案18ページ、18～23行目 ➡「子どもの貧困問題」</p> <p>(3)素案52ページの24行目から53ページの33行目 ➡「子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進」</p> <p>(4)素案55ページ、16～18行目 ➡「放課後児童クラブの利用料負担軽減」</p> <p>(5)素案58ページ、2～5行目 ➡「公的施設を活用した放課後児童クラブの整備促進」</p> <p>上記(1)～(5)に対する総合的な意見及び施策提案を行います。</p> <p>はじめに 新しい振興計画(素案)には、「SDGsの推進」、「子どもの貧困問題の解消」「誰一人取り残さない社会を目指す」、「心豊かで安全・安心に暮らせる島を目指して」「希望と活力にあふれる豊かな島を目指して」などの記載が多くみられます。このことは、県民一人ひとりのウィルビーイング(個人の権利や自己実現が保障され、身体的・精神的・社会的に良好な状態であること)を保障することが、沖縄の未来を創造する礎となることを示唆しており、振興計画が「モノからヒト」へとシフトしていることが分かります。</p> <p>米軍統治下の影響で全国よりも子どもと子育て家庭に対する福祉施策が遅れた本県では、保護者自身の「自助」、自治会や民間等による「共助」が中心となって、「誰一人取り残さない社会」を目指し奔走してきました。</p> <p>近年、保育所待機児童問題など県や市町村が積極的に関与することで改善された事業もありますが、放課後児童クラブなど、特に学童期以降の子どもと保護者支援に関しては未だに「共助」が中心となっています。</p> <p>SDGsでは「誰一人取り残さない」持続可能で「多様性と包摂性」のある社会を目指すとしています。「多様性と包摂性」を支える根幹は「共助」を持続可能なように支える公的な制度、「公助」です。今までのように自助や共助だけに頼ることなく、公的責任の下での子ども・子育て支援の充実が、県が掲げるビジョンを達成するための根幹であると考えます。このことを振興計画では強調されることを強く願います。</p> <p>上記のことを踏まえ、当法人から3つの意見(提案に近いですが)を上げさせていただきます。</p> <p>1. 沖縄の子どもと子育て世帯が生き生きと暮らせるための「誰一人取り残さない社会」及び「切れ目のない支援」を実現するために、放課後児童健全育成事業を認可保育園並みの「公的な制度(公助)」と位置づけ、幼児教育・保育と同様に利用料の無償化または応能負担制度を導入することを提案します。</p> <p>(1)提案理由(沖縄県の課題) ①令和2年度の1年生の利用率は46%で、二人に一人が児童クラブを利用している。しかし、70～80%あるといわれる保育所利用率と比較すると25～35%は利用していないことになる。 ②放課後児童クラブの月額利用料が高額で且つ応能負担等減免を行っている市町村も少ないため、本来であれば支援を優先的に受けるべき困窮世帯の利用が滞っていると考えられる(上記①の25～35%に相当)。 ③放課後児童健全育成事業は児童福祉法に基づき、市町村が実施する地域子ども・子育て支援14事業の一つではあるが、利用料の設定は市町村ではなく運営主に一任されているなど、「児童クラブ＝民間運営による補助事業」とする本県の特徴が、子どもへの「福祉・保育格差」と保護者への「子育て支援(利用)格差」を助長させている。</p> <p>(2)無償化及び応能負担制度導入により実現できること ①福祉格差と支援格差の是正が図られる。 ②保育所等からの切れ目のない子どもと家庭への支援の実施。 ③学童期に誰もが利用できる事業となることで、利用に関する子どもと親のスティグマが解消される。 ④児童クラブには子育て支援を行う機能・役割が備わっているため、地域のワンストップセンターとして期待ができる。</p>	③その他特定の場所以外に反映できない場合等	放課後児童クラブ利用料の低減化を図ることは、本県の課題の一つであると認識しています。 経済的に困窮する子育て世帯への減免措置等を含め、ご意見を参考とさせていただきます。また、新たな振興計画において、クラブの利用料低減等に取り組んでまいります。	子ども生活福祉部



意見 番号	項	行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
205			<p>2. 放課後児童クラブの待機児童問題の解消を図るために、待機児童及び定員設定の定義を明確にし、小学校区ごとの潜在ニーズに関する調査を実施した上で、市町村の整備計画の見直しを図り、新たに整備が必要な校区に関しては、公的施設(児童クラブ専用施設)を整備し、運営・会計・育成支援等のモデル事業として実施していくことを提案します。</p> <p>(1) 提案理由(沖縄県の課題)</p> <p>① 児童クラブの待機児童の定義が曖昧であり、実際とかけ離れている可能性がある。</p> <p>② 県内市町村の第2期子ども・子育て支援整備計画における、児童クラブ整備予定数は37か所で、整備予定数が「0」の自治体が17自治体(放課後児童健全育成事業実施市町村の61%に相当)ある。</p> <p>③ 児童クラブの定員は学年ごとではなく、利用者総数で定められているため、保育所のように一度入所したら利用希望学年までエスカレーター式で利用することが困難である。</p> <p>④ 市町村整備計画には、困窮世帯等の潜在ニーズと子どもの継続利用率が反映されていない可能性が高い。</p> <p>⑤ 令和4(2022)年度は、第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの年である。第1期目の中間見直し時に県から保育所整備に関する調査を実施するよう市町村に働きかけがあったことが、今日の保育所待機児童問題解消の大きな推進力となった。同様な働きかけを第2期は放課後児童クラブを対象に実施して頂きたい。</p> <p>(2) 整備計画の見直しとモデル事業としての公的施設整備により実現できること</p> <p>① 実施主体である市町村の責任の下で、待機児童解消が図られる(公的責任の強化)。</p> <p>② 保育ニーズとの連動することで、保育所等から児童クラブへの利用移行が促進される。</p> <p>③ 公的な専用施設の整備により、地域ごとの「児童クラブ運営モデル」が確立され、児童クラブの質の向上が図られる。</p> <p>④ 希望する学年(最低でも3年生まで)まで継続しての利用することができ、且つ切れ目のない支援を受けることが可能となる。</p> <p>【補足】</p> <p>現在、県内の保育園等を利用している「保育を必要とする世帯」は子育て世帯の70%~80%とされていますが、児童クラブの1年生の利用率は46%(令和2年度)ですので、25~35%の世帯は、小学校に進学後、児童クラブを利用していないことになります。</p> <p>令和2年度の沖縄県の公立小学校に在籍している1年生16,466人の70~80%が保育(児童クラブ)ニーズであるとする約11,256人~13,172人となります。この数値から、利用できていない児童数を試算すると2,814人(70%の25%)~4,610人(80%の35%)となり、1年生だけでも定員40人の児童クラブが70~115か所必要となります。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	放課後児童クラブの待機児童の実態把握や「クラブモデル事業」の確立については、沖縄県としても研究を続け、新たな振興計画のなかで実施する施策に反映し、効果的な支援ができるよう努めてまいります。	子ども生活福祉部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
206			<p>3. 子どもを貧困から守り、乳幼児期から18歳までの子育て支援を充実し、誰一人取り残さない沖縄を実現するために、中学校区に一つ以上の「沖縄版ネウボラ」を整備することを提案します。</p> <p>(1)提案理由～地域子育て支援の3つの課題～          課題①学童期以降の地域における子育て相談・援助機関や事業が極端に少ない(利用者支援事業や地域子育て支援事業が実施されているが、利用対象が乳幼児期の子どもと保護者に限定されている)。</p> <p>課題②市町村調査によると「身近に子育ての相談ができる人がいる」と回答している保護者は多いが、相談先の多くは祖父母や友人・知人といった身近な人である。内容によっては専門家による支援や関係機関へのつながりが必要なケースがあると考えられるが、公助による支援は少なく、自助と共助に頼らざるを得ない状況がある。</p> <p>課題③子どもの年齢により担当部局や責任の所在が細分化されているため、ワンストップで支援につながる事が非常に困難である。</p> <p>上記①～③の課題に対応するために、地域の身近な場所で、妊娠から18歳までの子どもと保護者を支援する施策や事業が必要となります。</p> <p>(2)提案を実現するための施策提案          ①施策提案          『児童センター・児童クラブ・子育て世代包括支援センターの3つの事業を実施する複合施設(沖縄版ネウボラ)を中学校区に一つ以上設置する!』</p> <p>②提案の根拠          1)児童センター機能⇒課題①②と貧困対策に対応          ・0歳から18歳までの子どもと保護者が無料で利用できる。          ・子ども食堂や無料塾、放課後子ども教室などを実施する際の場所の提供が可能。</p> <p>2)児童クラブ機能⇒課題①②に対応と貧困対策に対応          ・学童期以降の子ども支援、保護者支援は児童クラブの機能で実施することができる。          ・困窮世帯の子どもと保護者に対するスティグマの軽減が可能(利用料減免が必須)。子どもの生活援助や集団生活への適応、送迎時に保護者への声掛けや支援、保護者ネットワークの形成など。</p> <p>3)子育て世代包括支援センター機能⇒課題③②①に対応          ・フィンランドの「ネウボラ」をイメージしたセンター。母子保健も兼ねた地域におけるワンストップセンター機能。          ・妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行うことできる。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご意見の趣旨については、「2-(1)-ア-①つながる仕組みの構築」に含まれているところですが、具体的な取組のご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、県としましては、公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で行う子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供など、地域で子育てを支える仕組みづくりの支援に努めてまいります。</p>	子ども生活福祉部
207	3.4	24~24	<p>意見①:素案 3ページ24~4ページ24。          「第1章 総説」の「1 計画策定の意義」に、「(3)海洋島しょ圏の特性を生かした海洋立国への貢献—海洋政策の拠点—」の項目を立てたことは、これまでの振興計画にはなかった海洋・島しょの視点を大きく打ち出した、という点で高く評価したい。</p>	①計画(案)に反映	<p>ご意見いただき、ありがとうございます。ご意見を励みに、引き続き精査してまいります。</p>	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
208	39	3~25	意見②: 素案 39ページ③~⑤。(①に連動) しかし、「第4章 基本施策」の1の(3)「持続可能な海洋共生社会の構築」において記されているその内容は、「国土権益の維持、海洋環境の保全、水産・海洋資源開発等の拠点」にとどまっており、展開が不十分と思われる。(施策の説明は、39~42ページ)。 「第1章 総説」の「1 計画策定の意義」における視点を生かす観点からは、沖縄はアジア・太平洋島しょ圏の一員であるという立ち位置を明確にし、海洋島しょ文化の構築、及びアジア・太平洋島嶼地域における「持続可能な開発」への貢献を打ち出す必要があると考える。 「素案」42ページ⑧~⑩ 「海洋政策センター(仮称)」はこうしたことを担う組織として位置づけるべきと考える。 「素案」41ページ⑩~⑫ ブルーエコノミー推進の手段としてあげられている海底鉱物資源開発、バイオ分野の研究開発を、単に技術的視点から推進すると県外の大手企業の出先対応になり、沖縄経済の特徴の一つとして指摘されてきた「ザル経済」を一層進めることになりかねない。県内における産業育成の視点を踏まえた施策を策定すべきと考える。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、島しょ地域における環境・エネルギー分野の国際協力については、答申154頁19行目に取組を記載しております。 また、海底鉱物資源開発に関する県内産業育成の視点につきましては、44頁14行目「将来の産業化を見据え、国の調査・研究等の情報収集に取り組む」に含まれております。	企画部 環境部 農林水産部 商工労働部
209	5	13	意見③: 素案 5ページ⑬ 「第1章 総説」の「4 計画の目標」に「SDGsを取り入れる」ことが謳われている。「SDGs」は社会の「持続可能な開発」めざした世界的な取り組みであり、「新たな振興計画」の目標としてSDGsへの取り組みを掲げたことは高く評価したい。	①計画(案)に反映	ご賛同のご意見ありがとうございます。引き続き、新たな振興計画にSDGsを反映してまいります。	企画部
210	16	24~25	意見④: 素案 16ページ⑭~⑯ しかし、「第2章 基本的課題」の「3 基本的課題」の「(3) 沖縄におけるSDGs推進の基本的課題」の「⑧ 基地から派生する諸問題の解決の促進、平和を希求する沖縄として世界平和への貢献・発信」の前半、「基地から派生する諸問題」という表現は、基地の存在を前提とした位置づけのように読める。この部分は「基地の整理・縮小」とし、施策の方向性を明確にすべきではないだろうか。 SDGsの理念及び沖縄県における米軍基地に対する民意、さらには素案の第5章1の1(176ページ~177ページ)との整合性のうえからも、表現を明確にする必要があると考える。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、第4章2(9)において、「基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き米軍基地の更なる整理・縮小に向けた取組を進めるとともに、米軍基地から派生する事件・事故、航空機騒音、環境問題等の諸問題について国の責任による解決促進を図」と記述しております。	企画部 知事公室
211	8.12.19	23.8.17	意見⑤: 「アジアのダイナミズムを取り込む」構想について 素案 (主に)8ページ⑲、12ページ⑧、19ページ⑰ 「アジアのダイナミズムを取り込む」構想は、現行『沖縄21世紀ビジョン基本計画』にも謳われているが、この構想は既に破綻しているのではないか。2020年、2021年の新型コロナ禍による県経済の落ち込みはこのことを示していると考えられる。 「素案」8ページ⑲~⑳では、中国とインドの経済規模が拡大していくことが予想されるとし、そのことを承けて、「アジア地域のダイナミズムを取り込むことが重要」と記されているが、㉔~㉖では、「ただし、アジア・太平洋地域において高成長が続くと予測については、新型コロナ感染症拡大前の予測であり、その後のトレンドを見定める必要がある」と記している。前段と後段は矛盾している。 確かに、中国・インドはその人口規模は膨大である。しかし、経済的には大きな変動が予測されており、したがって、沖縄がとるべき経済の方向は、「アジアの経済変動に巻き込まれない経済構造」を構築することにあるのではないだろうか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	本計画においては、「第3章3(2)強くしなやかな自立型経済の構築」の中で域内循環を重視した経済構造を構築することとしております。 ご意見を踏まえ、議論を深めてまいります。	企画部

意見 番号	項 目	行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
212	26		<p>意見⑥：素案 26ページ 自立型経済について ⑩～⑬「自立型経済の定義は学術的には定まっていないものの、その基本的意味は、経済の筋力・体力によって始動し、かつ環境保全を基にした「持続性」、「感染症や災害に耐える『強靭性』を備えて成長発展していく経済メカニズムといえる。その基本は人(マンパワー)と技術(テクノロジー)の進化です。」と記されている。</p> <p>続いて、⑭～⑯で、「経済の筋力・体力の向上のためには、先端技術・ノウハウの導入、AI、IoT、ビッグデータ等の情報技術を生かした生産性の向上、比較優位性を生かした付加価値の向上等を推進することが必要である。」と述べている。</p> <p>現行『沖縄21世紀ビジョン基本計画』では、自立型経済は、「成長のエンジンともいえる移住型産業を地域経済成長の動因として組み込むと同時に、経済を安定的に保つ翼として例えられる域内産業を成長の翼として機能させ、自立型経済の構築を図ります。」と記されている。(『沖縄21世紀ビジョン基本計画』平成24年5月、10ページ。)</p> <p>そして、成長のエンジンとなる移住型産業としては、観光リゾート産業、臨空・臨海型産業が対象とされ、これらは、「リーディング産業」あるいは、「アジアのダイナミズム」を取り込む産業として位置づけられた。(前掲書、13ページ、17ページ。)</p> <p>「素案」における自立型経済の意味付けは、現行『沖縄21世紀ビジョン基本計画』における自立型経済の考え方で示された、観光リゾート型産業、臨空・臨海型産業を、AI、IoT、ビッグデータ等の情報技術に置き換えたに過ぎないのではないか。</p> <p>「素案」1ページ⑧、2ページ③～④で「自立型経済の構築はなお道半ばにある」と記されている状況の問題は、現行『沖縄21世紀ビジョン基本計画』における「成長のエンジンである移住型産業と成長の翼である域内産業が相互に連携・補完」しあう関係(17ページ)が形成されなかったことにあるのではないか。</p> <p>なぜ、両者の連携・補完の関係が形成されなかったのか、そのことに関する分析がみられない。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見のとおり、自立型経済の構築に向けた考え方は、現行「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の考え方を踏襲しております。 現行計画において移住型産業と域内産業の経済の好循環が生まれなかった背景としては、本県の「経済の筋力・体力」、いわゆる技術進歩・生産性、生産力・移住出力に課題があるとされており、その向上に取り組むこととしております。	企画部
213			<p>意見⑦：「新しい生活様式/ニューノーマル」という用語が頻繁に使用されている(素案6ページ⑰、13ページ⑱、14ページ⑲)が、その定義あるいは内容の説明がなされていない。</p> <p>「素案」15ページにおいて、ポストコロナを見据えた視点として6つの項目があげられているが(⑳～㉑)、「新しい生活様式/ニューノーマル」の内容についての説明はなされておらず、このことについての具体的な説明が必要と考える。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ニューノーマルについては、本計画の第2章3(2)イ①「安全・安心の島」の実現とニューノーマルへの対応で記述しております。	企画部

意見 番号	項	行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
214			<p>・動物の愛護に関しては、今年2月に策定された『沖縄県動物愛護管理推進計画』との整合を図るべきである。</p> <p>・本振興計画は沖縄県が直面する課題を、連携によって多面的に解決していくことに大きな意義があるはずであり、例えば多頭飼育問題や所有者不明猫問題など、各部署、各自治体、企業、動物愛護団体等が横断的に連携しなければ解決できない問題において積極的に協働することを明記すべきである。</p> <p>・とりわけ本振興計画は県民をはじめ企業、団体、NPO等の各主体の自発的な活動の指針であると位置づけられており、動物愛護問題においても環境問題、赤土流出問題、文化芸術活動、子どもの貧困問題などと同様に、NPO(動物愛護団体)との協働推進を謳うべきである。</p> <p>・素案において「⑥ 狂犬病対策及び動物の愛護・管理の推進」が位置づけられる「基本施策2(3) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保」においてはSDGs③「すべての人に健康を福祉を」、SDGs④「質の高い教育をみんなに」、SDGs⑩「人や国の不平等をなくそう」が謳われており、動物愛護問題を担当部署のみで向き合う形ではなく、地域や市町村、福祉部局、動物愛護団体等の連絡体制の整備や、いのちを大切にすることを育む教育の実施を明記すべきである。</p> <p>【修正案】</p> <p>・基本施策2(3) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保 P64(1行目)</p> <p>⑥ 人と動物の共生社会の実現にむけた取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広く県民に対して狂犬病予防注射に関する普及啓発を図り、狂犬病の人への感染防止に取り組む。</li> <li>● 人と動物が共生できる県を目指して、保護した犬猫の返還・譲渡の推進及び保護される犬猫を減らすため、犬猫へのマイクロチップ装着の普及、及び適性飼養の普及啓発事業などに取り組む、犬猫の殺処分数削減を目指す。</li> <li>● 動物愛護団体への支援および協働による譲渡の拡大に取り組む。</li> <li>● 地域の実情に応じた所有者不明猫(飼い主のいない猫)対策に取り組む。</li> <li>● 地域や市町村、福祉部局、民間団体等との連絡体制を整備し、飼養崩壊による動物の放置、虐待等を未然の防止に取り組む。</li> <li>● あらゆるいのちを大切にすることを育む教育の実施に取り組む。</li> </ul>	①計画(案)に反映	<p>新たな振興計画では、基本方向や基本的な施策を示しており、個別具体的な取組は「沖縄県動物愛護管理推進計画」で示しております。ご指摘を踏まえ、各主体の連携・協働について以下のとおり修正します。</p> <p>人と動物が共生できる社会に向けて、適正飼養の普及啓発、犬猫の殺処分数削減等について、県民、動物愛護団体、市町村等と連携・協働して取り組みます。</p>	環境部 保健医療部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
215	57	28	<p>「子どもの多様な居場所づくり」について意見します。</p> <p>現在、義務教育世代の子どもたちは、地域の公立校が主たる居場所として考えられていますが、社会の多様化、子どもたちの多様化に合わせ、より多様な居場所が求められると考えます。既存の学童などに加え、私立校やオルタナティブスクールへの進学も、公立校同様、義務教育世代の子どもたちの選択肢として、当たり前につねえられる社会であってほしいと考えます。</p> <p>現在の公立校では、支援級か普通クラスかの二択ですが、現実の義務教育世代の子どもたちはもっと多様です。目指すものがあってもっと勉強したい子、ワークショップ形式の授業の方が学びが深まる子、支援級在籍の子も含め現在の選択肢では、きめ細かい対応ができていないのが現状です。実際に現在の選択肢にフィットできてない義務教育世代の子どもたちの実数は増える一方なのではないでしょうか？ 私立校への進学する子、オルタナティブスクールに通う子、在籍する公立校に行けていない義務教育世代の子どもたちが何割にあたるか、把握はされているのでしょうか？ 貧困におかれる子に対してより注力する必要があることは言わずもがなですが、もっと多様な選択肢を与えられれば、貧困にある子でさえ自分で居場所を見つけられる可能性、またこの子たちに道を示すのによりフィットする大人との出会いがあることでしょ。そしてそれは柔軟な義務教育世代のうちの方が効果的とも言えないでしょうか？</p> <p>実際にそうした義務教育世代の多様な子どもたちを支えている、私立校やオルタナティブスクール、放課後サービスですが、より多くの公立校に収まらない多様な義務教育世代の子どもたちに、その子の輝きを発揮させ得る場としてもっと一般的に活用されていけば、今よりもっと豊かな社会が実現できることでしょ。</p> <p>しかしながらそれを阻む一因に金銭的な理由があるのではないのでしょうか？ 義務教育世代の子どもたちにも、子どもたちなりに過ごしたいと思う日常があり、居たいと思う居場所があり、選ぶ機会があれば自分で選ぶことができるはずですが、そしてそれが可能であるか不可能であるかを分けるのが保護者の収入であるとしたら、その現実はいくらから生きようとする義務教育世代の子どもたちにとってむごすぎと思うのです。そこで提案したいのですが、現在義務教育として保証されている費用を、ひとりひとりに割り当てられている額を、私立校やオルタナティブスクール、放課後サービスのような場所に通う費用に当ててはいただけないでしょうか？ 義務教育世代の子どもたちに、もっといろいろな学びを得る機会を与えていただけないでしょうか？ 私立校やオルタナティブスクール、放課後サービスに通う義務教育世代の子どもたちの教育が、保護者の収入によってのみ保証されているのではあまりにも心許なさすぎます。</p> <p>現在はまだまだ県内では選択肢と言えるほどたくさんの義務教育世代向けの学校があるわけではありませんが、義務教育世代の子どもたちがより多くの選択肢を求めれば、もっと多くの学校が設立されることと思います。多くの課題が壁となるかとは思いますが、既に県内において20年の実績を持つオルタナティブスクール「珊瑚舎スコーレ」を始め、当事者の声を聞き、寄り添い、本来多様である義務教育世代の子どもたちに、もっともっと多様な居場所を提案できる社会であることを求めます。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見につきましては今後の参考とさせていただきますと考えております。 なお、第4章5(3)エにおいて、複雑化、多様化する学校課題や教育ニーズに対応する取組を実施することとしております。	教育庁
216	55	17~18	<p>「放課後児童クラブ等利用料の低減」</p> <p>沖縄県内の放課後児童クラブは、利用料の設定は民間運営者が決めるなどしていることから、格差が生じています。また、ひとり親等への利用料減免措置も市町村で実施されていますが、同市町村内でも利用料金の設定により、受けられる減免額にも差が生じている現状があります。</p> <p>その背景には、民間運営による放課後児童クラブが多く、その運営は補助事業として位置づけていることも要因と考えます。</p> <p>地域・子ども子育て支援事業の一事業である「放課後児童健全育成事業」であるならば、補助事業者に一任する運営ではなく、委託と同様な市町村の関与をすることで、利用料等の負担軽減を図ることも必要であると考えます。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	放課後児童クラブの運営に関しては、より行政の関与度の高い委託の形式で実施することで、ご指摘の効果が期待できる面があることから、市町村説明会等の場において提起してまいります。	子ども生活福祉部

意見 番号	項	行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
217	177	20	<p>第5章 克服すべき沖縄の固有課題 ページ177 イ 解決の方向性 『ただし普天間飛行場については……………固定化を避ける方策を検討する必要がある。』</p> <p>ただし普天間については、辺野古埋立に関する県民投票の結果を尊重、軟弱地盤の問題、自然保護や環境破壊の問題基地負担軽減等総合的な判断の見地から県内移設工事の中止を国に求めつつ、一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還を実現するため、改めて県外・国外移転を追求し、同飛行場の速やかな運用停止及び固定化を避ける方策を検討し日米両政府求める。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>普天間飛行場の辺野古移設については、過去2回の県知事選挙や県民投票によって辺野古埋立に反対する民意が明確に示されています。</p> <p>また、埋立予定海域に軟弱地盤が存在することが判明し、防衛省から、提供手続の完了までに約12年を要することが公表され、さらに、今般の変更承認申請が不承認となったことにより、埋立工事全体を完成させることのできる見通しが立たない状況となりました。このことから、県としては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないということが明確になったものと考えており、政府に対しては、工事を直ちに中止したうえで、沖縄県との対話に応じるよう繰り返し求めているところで</p> <p>す。</p> <p>辺野古・大浦湾周辺の海域は絶滅危惧種262種を含む約5,300種の生物が確認されるなど、生物多様性が極めて高く、人類共通のかけがえのない財産であり、将来の世代に引き継いでいくべきものであると考えております。</p> <p>また、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であると考えており、県としては、日米両政府に対し、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれることなく、同飛行場の県外、国外移設について再検討していただくよう求めているところです。</p> <p>新たな振興計画(素案)は、上記の考え方を踏まえ、米軍基地の整理縮小の推進(P83)や普天間飛行場の県外、国外移設の推進(P179)など、頂きましたご意見の一部は素案に明記しているところであります。ご意見の趣旨については今後の参考とさせていただきます、素案については原文のとおりとしたいと思います。</p>	知事公 室
218	177	31	<p>日米地位協定について ページ177 31行目 世界自然遺産登録された後も、米軍が放置した葉莖等が未だに見つかりPFOS等環境汚染は深刻な問題が多くあり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>基地に起因する様々な問題を未然に防止するためにも、米軍に国内法を適用させることなど、日米地位協定の抜本的な見直しを引き続き日米両政府に求めてまいります。</p>	知事公 室

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
219	177	20	<p>第5章 克服すべき沖縄の固有課題 ページ177 イ 解決の方向性 『ただし普天間飛行場については……………固定化を避ける方策を検討する必要がある。』</p> <p>ただし普天間については、辺野古埋立に関する県民投票の結果を尊重、軟弱地盤の問題、自然保護や環境破壊の問題基地負担軽減等総合的な判断の見地から県内移設工事の中止を国に求めつつ、一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還を実現するため、改めて県外・国外移転を追求し、同飛行場の速やかな運用停止及び固定化を避ける方策を検討し日米両政府求める。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>普天間飛行場の辺野古移設については、過去2回の県知事選挙や県民投票によって辺野古埋立に反対する民意が明確に示されております。</p> <p>また、埋立予定海域に軟弱地盤が存在することが判明し、防衛省から、提供手続の完了までに約12年を要することが公表され、さらに、今般の変更承認申請が不承認となったことにより、埋立工事全体を完成させることのできる見通しが立たない状況となりました。このことから、県としては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないということが明確になったものと考えており、政府に対しては、工事を直ちに中止したうえで、沖縄県との対話に応じるよう繰り返し求めているところであります。</p> <p>辺野古・大浦湾周辺の海域は絶滅危惧種262種を含む約5,300種の生物が確認されるなど、生物多様性が極めて高く、人類共通のかけがえのない財産であり、将来の世代に引き継いでいくべきものであると考えております。</p> <p>また、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であると考えており、県としては、日米両政府に対し、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれることなく、同飛行場の県外、国外移設について再検討していただくよう求めているところであります。</p> <p>新たな振興計画(素案)は、上記の考え方を踏まえ、米軍基地の整理縮小の推進(P83)や普天間飛行場の県外、国外移設の推進(P179)など、頂きましたご意見の一部は素案に明記しているところであります。ご意見の趣旨については今後の参考とさせていただきます、素案については原文のとおりとしたいと思います。</p>	知事公室
220	177	31	<p>日米地位協定について ページ177 31行目 世界自然遺産登録された後も、米軍が放置した葉莖等が未だに見つかりPFOS等環境汚染は深刻な問題が多くあり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>基地に起因する様々な問題を未然に防止するためにも、米軍に国内法を適用させることなど、日米地位協定の抜本的な見直しを引き続き日米両政府に求めてまいります。</p>	知事公室
221	177	20	<p>第5章 克服すべき沖縄の固有課題 ページ177 イ 解決の方向性 『ただし普天間飛行場については……………固定化を避ける方策を検討する必要がある。』</p> <p>ただし普天間については、辺野古埋立に関する県民投票の結果を尊重、軟弱地盤の問題、自然保護や環境破壊の問題基地負担軽減等総合的な判断の見地から県内移設工事の中止を国に求めつつ、一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還を実現するため、改めて県外・国外移転を追求し、同飛行場の速やかな運用停止及び固定化を避ける方策を検討し日米両政府求める。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>普天間飛行場の辺野古移設については、過去2回の県知事選挙や県民投票によって辺野古埋立に反対する民意が明確に示されております。</p> <p>また、埋立予定海域に軟弱地盤が存在することが判明し、防衛省から、提供手続の完了までに約12年を要することが公表され、さらに、今般の変更承認申請が不承認となったことにより、埋立工事全体を完成させることのできる見通しが立たない状況となりました。このことから、県としては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないということが明確になったものと考えており、政府に対しては、工事を直ちに中止したうえで、沖縄県との対話に応じるよう繰り返し求めているところであります。</p> <p>辺野古・大浦湾周辺の海域は絶滅危惧種262種を含む約5,300種の生物が確認されるなど、生物多様性が極めて高く、人類共通のかけがえのない財産であり、将来の世代に引き継いでいくべきものであると考えております。</p> <p>また、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であると考えており、県としては、日米両政府に対し、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれることなく、同飛行場の県外、国外移設について再検討していただくよう求めているところであります。</p> <p>新たな振興計画(素案)は、上記の考え方を踏まえ、米軍基地の整理縮小の推進(P83)や普天間飛行場の県外、国外移設の推進(P179)など、頂きましたご意見の一部は素案に明記しているところであります。ご意見の趣旨については今後の参考とさせていただきます、素案については原文のとおりとしたいと思います。</p>	知事公室



意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
222	177	31	日米地位協定について ページ177 31行目 世界自然遺産登録された後も、米軍が放置した葉莢等が未だに見つかりPFOS等環境汚染は深刻な問題が多くあり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要。	③その他特定の場所に反映できない場合等	基地に起因する様々な問題を未然に防止するためにも、米軍に国内法を適用させることなど、日米地位協定の抜本的な見直しを引き続き日米両政府に求めてまいります。	知事公室
223	177	20	第5章 克服すべき沖縄の固有課題 ページ177 イ 解決の方向性 『ただし普天間飛行場については……………固定化を避ける方策を検討する必要がある。』  ただし普天間については、辺野古埋立に関する県民投票の結果を尊重、軟弱地盤の問題、自然保護や環境破壊の問題基地負担軽減等総合的な判断の見地から県内移設工事の中止を国に求めつつ、一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還を実現するため、改めて県外・国外移転を追求し、同飛行場の速やかな運用停止及び固定化を避ける方策を検討し日米両政府求める。	③その他特定の場所に反映できない場合等	普天間飛行場の辺野古移設については、過去2回の県知事選挙や県民投票によって辺野古埋立に反対する民意が明確に示されており、防衛省から、提供手続の完了までに約12年を要することが公表され、さらに、今般の変更承認申請が不承認となったことにより、埋立工事全体を完成させることのできる見通しが立たない状況となりました。このことから、県としては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないということが明確になったものと考えており、政府に対しては、工事を直ちに中止したうえで、沖縄県との対話に応じるよう繰り返し求めているところです。  辺野古・大浦湾周辺の海域は絶滅危惧種262種を含む約5,300種の生物が確認されるなど、生物多様性が極めて高く、人類共通のかけがえのない財産であり、将来の世代に引き継いでいくべきものであると考えております。  また、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であると考えており、県としては、日米両政府に対し、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれることなく、同飛行場の県外、国外移設について再検討をいただくよう求めているところです。  新たな振興計画(素案)は、上記の考え方を踏まえ、米軍基地の整理縮小の推進(P83)や普天間飛行場の県外、国外移設の推進(P179)など、頂きましたご意見の一部は素案に明記しているところであり、ご意見の趣旨については今後の参考とさせていただきます、素案については原文のとおりしたいと思います。	知事公室
224	177	31	日米地位協定について ページ177 31行目 世界自然遺産登録された後も、米軍が放置した葉莢等が未だに見つかりPFOS等環境汚染は深刻な問題が多くあり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要。	③その他特定の場所に反映できない場合等	基地に起因する様々な問題を未然に防止するためにも、米軍に国内法を適用させることなど、日米地位協定の抜本的な見直しを引き続き日米両政府に求めてまいります。	知事公室

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
225	177	20	<p>第5章 克服すべき沖縄の固有課題 ページ177 イ 解決の方向性 『ただし普天間飛行場については……………固定化を避ける方策を検討する必要がある。』</p> <p>ただし普天間については、辺野古埋立に関する県民投票の結果を尊重、軟弱地盤の問題、自然保護や環境破壊の問題基地負担軽減等総合的な判断の見地から県内移設工事の中止を国に求めつつ、一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還を実現するため、改めて県外・国外移転を追求し、同飛行場の速やかな運用停止及び固定化を避ける方策を検討し日米両政府求める。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>普天間飛行場の辺野古移設については、過去2回の県知事選挙や県民投票によって辺野古埋立に反対する民意が明確に示されています。</p> <p>また、埋立予定海域に軟弱地盤が存在することが判明し、防衛省から、提供手続の完了までに約12年を要することが公表され、さらに、今般の変更承認申請が不承認となったことにより、埋立工事全体を完成させることのできる見通しが立たない状況となりました。このことから、県としては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないということが明確になったものと考えており、政府に対しては、工事を直ちに中止したうえで、沖縄県との対話に応じるよう繰り返し求めているところです。</p> <p>辺野古・大浦湾周辺の海域は絶滅危惧種262種を含む約5,300種の生物が確認されるなど、生物多様性が極めて高く、人類共通のかけがえのない財産であり、将来の世代に引き継いでいくべきものであると考えております。</p> <p>また、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であると考えており、県としては、日米両政府に対し、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれることなく、同飛行場の県外、国外移設について再検討していただくよう求めているところです。</p> <p>新たな振興計画(素案)は、上記の考え方を踏まえ、米軍基地の整理縮小の推進(P83)や普天間飛行場の県外、国外移設の推進(P179)など、頂きましたご意見の一部は素案に明記しているところであります。ご意見の趣旨については今後の参考とさせていただきます、素案については原文のとおりとしたいと思います。</p>	知事公室
226	177	31	<p>日米地位協定について ページ177 31行目 世界自然遺産登録された後も、米軍が放置した葉莖等が未だに見つかりPFOS等環境汚染は深刻な問題が多くあり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>基地に起因する様々な問題を未然に防止するためにも、米軍に国内法を適用させることなど、日米地位協定の抜本的な見直しを引き続き日米両政府に求めてまいります。</p>	知事公室
227	18	18	<p>貧困世帯も児童クラブを利用しやすいよう、「総合的な取組の拡充と対応」のなかを含めて取り組んでいただきたい。</p>	①計画(案)に反映	<p>本計画中の第4章2(1)イ②において、放課後児童クラブ利用料の負担軽減等に取り組むこととしております。</p>	企画部
228	23	5	<p>放課後健全育成事業の実施主体は市町村だが、市町村は県の方針に沿って取り組む姿勢なので、各市町村へ積極的な提案、要請、を行ってほしい。(コロナ対策含む)</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、第4章2(2)イ①において、市町村等と連携して子どもの多様な居場所づくりに取り組むこととしております。</p>	企画部
229	25	15	<p>「生き生きと暮らせる」の達成に放課後児童健全育成事業も不可欠。事業の拡充と維持、学童保育の利用を希望するすべての保護者、児童が利用できる環境整備、体制作りが必要。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、第4章2(2)イ①において、放課後児童クラブの整備を促進することとしております。</p>	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
230	25	19	貧困世帯は無料、もしくは減免制度等で学童を利用しやすくすることで、貧困による孤独や様々な問題の解消につなげることができる。	③その他特定の場所に反映できない場合等	本計画中の第4章2(1)イ②において、放課後児童クラブ利用料の負担軽減等に取り組みることとしております。	企画部
231	58	2	促進事業を最大限活用し、量的な課題、質の課題、環境整備を進め、より一層の保護者負担の軽減に取り組んでいただきたい。	①計画(案)に反映	新たな振興計画においては、現行の放課後児童クラブ支援事業の後継事業により、引き続き県内放課後児童クラブの量および質の拡充に努めるとともに、保護者負担の軽減に取り組んでまいります。	子ども生活福祉部
232			<p>※今回ヤフーニュースで、「新沖縄振興計画素案のパブリックコメント低調 県が募集延長」を知り私を感じた事です。同じ様に感じた方もいるかと思うのでお伝えさせていただきます。</p> <p>(パブリックコメント?)集まりが低調だというニュースを知る。↓ パブリックコメントってなんだろ? ネットで検索。県民の意見を集めるような事だと知る。沖縄がもっと良くなってほしいから、自分も日常生活で感じてる事を意見してみよう。どのような形式で意見を伝えるんだろ? メールでもできるのか! やってみよう!! ん?フォーマットがあるのか! なるほど。 ん?ページと行番号を記入?? ん?なるほど、土台はずでに考えられていて、それに対する意見があれば下さいという事か。資料はどれくらいあるんだろ? ん???二百枚以上? なるほど、、、、</p> <p>これだけSNSで簡単なツールがあって、小学生でも意見が伝えられる手段が沢山あるのに。。。意見募集の伝え方もお堅い感じがするので、わかりやすく伝えてくれればいいのになあと思いました。</p> <p>【沖縄振興計画(振計)素案】【パブリックコメント】【振計骨子案】?????</p> <p>沖縄の問題点はどこだと思いますか? これから沖縄はどういう風になってほしいですか? 沖縄の未来を考えよう ハッシュタグでおなたの意見聞かせて下さい。</p> <p>など、数は膨大になるかもしれませんが、日ごろ県民が思っている生の声を聴く事ができるかもしれません。</p> <p>今回の募集はハードルが高すぎるように感じ、ましてや募集の事も知らない人が多いと思います。</p> <p>言い方は少し強いかもしれませんが</p> <p>「何百枚の報告書が読めて、難しい言葉を理解して、ツールも使いこなして、毎日ニュースチェック、している方。ご意見下さい。」</p> <p>という風に感じました。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見いただき、ありがとうございます。今後のパブリック・コメントの際の参考とさせていただきます。	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
233	162	4	<p>「諸学力調査による定期的な学力状況の把握・分析」について</p> <p>意見内容:現状は学力調査(学びの確かめ)の採点、入力などは、教職員の通常業務の中にイレギュラーな業務としてねじこまれ教職員の負担が増えている。学級・学年ごとの実態把握で精一杯、生徒一人一人の正答と誤答を細かく把握して手立てを講じる時間なんてない。しかも、これは調査であるため、生徒の成績には入れていない。もちろん評価計画には入れてないので、教科の授業時数にカウントするべきではないと考えるのだが、時数確保のためか教科の時数に組み込んでる学校も多数。本来なら「行事」としてカウントすべき。ましてやこのコロナ禍。休校措置で時数確保に苦慮する中、調査報告を求める県の姿勢に疑問を感じる。さらに、あれだけ苦労して取組み、県教委に報告(web入力)したものの、昨年の県独自の分析はされることもなく、実施校に対して何のフィードバックもなく、ただやりっぱなしに終わる。調査として実施するならば、印刷、採点、入力作業を教員の業務から切り離してほしい。</p>	③その他特定の場所以外	<p>県教育委員会では、全国学力学習状況調査や沖縄県学力定着状況調査(学びの確かめ)、県到達度調査を実施することで、学力定着状況を把握・分析し、その結果については市町村教育委員会及び各学校とも共有し、授業改善及び児童生徒支援につなげているところです。</p> <p>教職員の負担軽減につきましては、文部科学省から送付されている「分析支援シート」の活用も含めて、引き続き調査業務の効率化、省力化について検討してまいります。</p> <p>県教育委員会としては、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」に基づき、引き続き教職員の負担軽減に努めてまいります。</p>	教育庁
234	162	17	<p>「教員指導力向上プログラム」について</p> <p>意見内容:現場は業務過多で、逼迫、疲弊している。そのような現状に、「教員指導力向上プログラム」を新たな研修として「追加」する形で想定されているなら強く反対する。既存の法定研修・校内研修の場を活用してほしい。コロナ禍を機会に、こうした研修は各学校で、担当教諭が動画視聴し、管理職職へ復命書として報告する形で旅費をかけず実施可能。初任研や経年研修もコロナで中止・延期となる程度なら、今後オンラインで完結できるようにしてもらいたい。教諭の出張が多く授業に支障をきたすようでは本末転倒。</p>	③その他特定の場所以外	<p>「教員指導力向上プログラム」は「進学カグレードアップ推進事業」の一環として授業力向上を目指し、平成26年度より実施してきた事業ですが、本事業は現時点では事業変更され、今後は授業改善研修等を実施していくこととしております。</p>	教育庁
235	162	28	<p>「人権教育に関する講話」について。</p> <p>意見内容:現場では、人権意識が欠如していると思われることが多々起こっている。教職員は、残酷に生徒たちを傷つける存在にもなりうる。教職員にこそ人権について考える機会を設けるべきで、法定研修や管理職の研修に人権についての内容を盛り込むことが必要だと考える。2021年度から教職員の処分の基準にパワハラ・セクハラが追加されたが、多くの市町村教委が学校現場へ文書を発出しておらず、最悪管理職がそのことを認識していない場合が懸念される。本県の病気休暇、とりわけ精神疾患の取得率は13年連続全国ワースト1という不名誉な記録を更新し続け、県としても残念なことにも具体的な解決方法も示せていないのが現状である。管理職へ教職員に対する人権意識こそ、高く持ってほしいものである。</p>	①計画(案)に反映	<p>ご指摘の通り、学校教育において、教職員が第一に児童・生徒の人権を尊重する意識を持って教育活動を行うことが重要です。県教育委員会としても、初任者研修等の経年研修で子どもの人権を尊重する研修を実施し、教職員の人権意識の向上を図ってまいります。また、答申164p)以下の文章を追記したいと考えております。</p> <p>「教職員自らが高い人権意識を持ち教育活動に取り組みます。」</p>	教育庁
236	163	23	<p>「部活動指導員を派遣する」について</p> <p>意見内容:「部活動指導員の派遣」をはっきりと書き入れてくれたことは素晴らしいが、さらなる部活動指導員の「増員」と「部活動の地域移行」、そして図書館司書のように部活業務の一切を担う「部活動担当職員の設置」を強く要望する。</p> <p>また、コロナ禍の中での活動、熱中症警戒アラートが発出されている中での活動など、生徒の安全をどう確保するかの基準を明確に示す必要があると考える。現在、熱中症アラートが発令されている場合は、原則屋外での運動は禁止のはずだが、学校現場では熱中症警戒アラートの発令を全職員で確認する場面など見られない。今の体制で、もし生徒が熱中症で死亡した場合、誰が最終的に責任を取るのか…。コザ高の生徒死亡に関しても、部活に関して最終的な責任の所在が曖昧、または誰も責任をとることもしないまま、死亡した生徒や遺族、顧問は泣き寝入りするしかないのか。県としても人ひとりの命の重みを認識してほしい。</p>	③その他特定の場所以外	<p>部活動指導員の増員や、部活動の地域移行については引き続き推進して参りたいと考えております。部活動担当職員の配置に関する意見については今後の参考にさせていただきます。熱中症対策につきましては、文部科学省通知や、各競技団体のガイドラインに基づき対応する必要があると考えております。</p>	教育庁

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
237	166	6~7	<p>「教職員が安心して働く環境づくり」について</p> <p>意見内容:環境づくりには教職員の働き方改革が不可欠である。現場の教員のワークライフバランスは破綻しており、家族を犠牲にしている実情がある。家事労働やケアワークを担うこともできない。ケアが必要な家族がいた場合、現在の働き方では教員を辞めるしかない。現場の教員が死にそうになっている現実に真剣に向き合ってほしい。</p> <p>また、各市町村教育委員会の労働安全衛生委員会・産業医なども機能してないのが現実で、県としても何らかの指導・助言をお願いしたい。</p> <p>年々、教員採用試験の志願者も減少し、臨時的任用職員の確保も難しくなっています。また離島・へき地においては、臨時職員の確保が難しく、産休・育休の補充職員が確保できない状態が続き、安心して働ける状況にない、安心して休職することも難しい状況。子どもたちの学習を保障するどころか、「先生がいらない！」では、物理的に学びの保障なんて破綻している。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の目的に教職員のワークライフバランスを重視した取組があります。ご意見を踏まえ、推進プランの取組をより一層進めて参ります。</p> <p>また、県教育委員会では、市町村教育委員会に対して労働安全衛生管理体制の整備やその重要性等について周知するほか、研修会の開催や直接訪問による助言を行っております。ご意見を踏まえ、教職員が安心して働く環境の整備について、一層取り組んで参ります。</p>	教育庁
238	65	6	<p>【高齢者が自宅で生活できる支援体制】</p> <p>老人ホームなど、入所施設に入ること金銭的に苦しくなる家庭も多い。また、それをきっかけに生活保護の申請を行う方も多い。</p> <p>&lt;高齢者支援方法&gt;</p> <p>このような方々を支援する仕組みとして、島国の特徴から本土と比べても、沖縄県は核家族が多く、親戚や知人が近所で生活している利点がある。</p> <p>周囲の協力や在宅医療や在宅介護の環境を支援することで、できる限り施設に入所することなく健康長寿をサポートする環境を構築し、住み慣れた自宅で生活できる支援作りを行う。</p> <p>金銭的な支援が必要であれば、自宅から通所介護(デイサービス)を利用する方々の食事を半額補助など体制があってもいいと思われる。</p> <p>それにより、家族での支援体制が変化していくのではないかと。介護職を希望する求職者が少ないなかで、これ以上増やすことが難しい老人ホームの現状でありながら、今後ますます増えていくであろう生活保護申請者や介護度の増加など、介護保険にかかる金額が増えていくことと比べても家族や周囲で支える協力者のサポートが進むことのメリットが大きいと考える。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>住み慣れた地域で暮らせる環境づくりのため、「医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目無く一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築」に取り組んでまいります。</p> <p>また、在宅医療と介護の連携強化について、実施計画に記載することとしています。</p>	子ども生活福祉部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
239	56	13	<p>【家族の絆を強化することが、子供の発育に影響を与える】 勉強、食事、娯楽、睡眠など内容のある支援で、子供の成長に合わせて家族で過ごす時間をもって愛情をもって接することにより、家庭内DVを抑制することができる。</p> <p>&lt;勉強&gt; ・教育の中から先人達が構築した現在の沖縄を理解する。偉人達の功績から沖縄の歴史年表を配布し、子供達に興味をもって歴史・文化継承に繋げる。 ※小学校の沖縄歴史を学ぶタイミングでポスターを配布するなど。</p> <p>&lt;食事&gt; ・食材のもつ栄養学を学びながら、身体づくりや、病気に強い身体に育てる仕組みを、覚えてもらう。安全に使える調理道具(例えばピーラーなどの皮むき)を用いて、家庭でも調理への興味をもってもらう。幼いころから自炊できる能力を身につける。 ※小学校の家庭科授業のタイミングで自宅で持ち帰り配布するなど。</p> <p>&lt;娯楽&gt; ・家族が触れ合う娯楽を家庭内で行うことにより、遊びの中からコロナ禍でも家で楽しく遊べた思い出となる。(例えば沖縄県内1周ボードゲームなど)外出を自粛する機会ともなる。 ※希望があれば、どの家庭でも行えるようにする。スマホやパソコンではなく、あえてアナログのボードゲームにすることで、準備・片付けも親子で行うことも大切。</p> <p>&lt;睡眠&gt; ・早寝・早起きと、しっかり睡眠をとることが子供の成長に大きく影響することを伝えていく。そのためには、親が手本を見せないといけない。家庭内での早寝習慣をつくるためにどのような支援が必要か考える。 ※例えば、洗濯に時間がかかり早寝の習慣ができないのであれば、衣類乾燥機を購入するための金銭的な支援をすることで、環境は変わる。など、それぞれの家庭内における早寝習慣で何を改善できればそれが可能になるのか、目的を明確にすることで効果的な支援と繋げることができる。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見につきましては今後の参考とさせていただきますと考えております。 なお、第4章5(1)イ①において、家庭教育機能の充実について記載しております。	教育庁 子ども生活福祉部
240	158	19	地域の自然、歴史、環境等に親しむとともに、沖縄(琉球)の歴史を学び現在へつながっていることを知ってもらえる工夫が必要である。例えば、小・中学校での総合学習の時間の利用など沖縄独特の文化・歴史の学びの中には、沖縄戦についての学びも含まれる。平和学習として6月に少し学ぶだけではなく、年間を通したカリキュラムの中に、また学年間を見通した計画でくり返し、そして深まるような学びの場を推奨していくべきだと思う。	①計画(案)に反映	県立学校では、慰霊の日に向けた特設LHRのみならず、年間計画の中で沖縄戦を含む平和教育を実施しております。また、日本史や学校設定科目「沖縄の歴史」等で沖縄県や地域の歴史について学んでおります。	教育庁
241	160	7	<p>・ICTの活用が増す中、通信環境の差や地域差も大きい、家族の経済格差も問題である。この部分への経済的な支援も必要である。</p> <p>・子どもたちのICT活用に向けては、子どもの心身にかかる負担(視力、体力、姿勢、脳への影響など)も調査し、負担減となる使い方を示す必要がある。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	視力への影響については、文部科学省の通知等により学校に周知を行っており、毎年度検査も行っているところです。引き続きICTを用いた教育が生徒に与える影響については注視して参りたいと考えております。	教育庁
242	160	9	ICTを活用した授業実践への教職員の研修を推進するのはあるていど必要だと思うが、同時に研修の精選を図り、大幅に業務を減らさなければ、研修を活かした教材研究を経て授業実践することが難しい。 とても大切な教職員の資質向上が、本来の意味でできるように、全体的な教職員の業務見直しをセットで行うべきだと思う。 病休者が増大しそうである。(予備群はかなりの数にのぼっている)	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見を踏まえ、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の取組をより一層進めて参ります。	教育庁

意見 番号	項 行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
243	161.1 62	27.4	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>県教育委員会では、全国学力学習状況調査や沖縄県学力定着状況調査(学びの確かめ)、県到達度調査を実施することで、学力定着状況を把握・分析し、その結果については市町村教育委員会及び各学校とも共有し、授業改善及び児童生徒支援につなげているところですが、</p> <p>教職員の負担軽減につきましては、文部科学省から送付されている「分析支援シート」の活用も含めて、引き続き調査業務の効率化、省力化について検討してまいります。</p> <p>県教育委員会としましては、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」に基づき、引き続き教職員の負担軽減に努めてまいります。</p>	教育庁
244		<p>沖縄県の自治体主体の公立大学法人医科薬科大学(薬学科、医療技術学科、医療福祉学科等)の創立によって地域包括ケアシステムの実現と地域振興を推進していくために新たな振興計画基本計画に入れて頂きたい旨、パブリックコメントする。</p> <p>(前回(7月)報告書のパブリックコメントに対する県の方針をより具現化していくための意見である。)</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>県としましては、県内国公立大学に薬学部(科)を設置することは、薬剤師不足を解消するための有効な方策の一つであると考えており、その必要性、可能性等に係る調査を進めているところです。その他の学科については、資格ごとの需給の動向等も踏まえつつ、必要に応じて検討すべきものと考えております。</p>	保健医療部
245	150	18	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>県立学校では、公民科目「現代社会」や「政治・経済」の日本の安全保障に関する分野の中で、沖縄の基地問題について学んでおります。今後とも、慰霊の日に関わる沖縄戦の学びも踏まえ、平和で民主的な社会を築く主権者としての学びを進めてまいります。</p>	教育庁
246	151	4	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>県教育委員会としましては、地域の意見を反映した戦争遺跡の保護が図られるよう、市町村教育委員会と連携していきたいと考えております。ご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。</p>	教育庁
247	161	4	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>第3章の5-(5)「多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して」の中で、学力のみならず、人と人の相互依存関係を認識するとともに社会活動に参画し、自立した一人の人間として自己実現しつつ昇華するための総合的な力の育成について記載しております。具体的なご意見につきましては、今後の参考とさせていただきたいと考えております。</p>	企画部 教育庁

意見 番号	項	行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
248	162	17	今日教師の多忙化が社会的問題になっている。キャリアステージに基づく教育委員会指導による研修を強制することによって、教師の自由な研修活動、及び時間を奪う。 今必要なことは教師集団の子どもを中心にした校内研修や自主的な研修を保障する為の時間を確保すべきではないか。人材育成を銘打った押し付け研修は意欲ある教員志望の若者を失い、子どもたちにも大きな損失になる。目の前の子とも共に生きる教師を大切にする教育行政の在り方を切に希望する。	③その他特定の場所に反映できない場合等	学習支援員の適正配置など、教育現場の逼迫を防ぎ、教職員が子ども一人ひとりにじっくり向き合える環境の確保も必要と考えております。 ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	教育庁
249	162	4	現状は学力調査(学びの確かめ)の採点、入力などは、教職員の通常業務の中にイレギュラーな業務としてねじこまれ教職員の負担が増えている。学級・学年ごとの実態把握で精一杯、生徒一人一人の正答と誤答を細かく把握して手立てを講じる時間はない。実施するならば、印刷、採点、入力作業を教員の業務から切り離してほしい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	県教育委員会では、全国学力学習状況調査や沖縄県学力定着状況調査(学びの確かめ)、県到達度調査を実施することで、学力定着状況を把握・分析し、その結果については市町村教育委員会及び各学校とも共有し、授業改善及び児童生徒支援につなげているところです。 教職員の負担軽減につきましては、文部科学省から送付されている「分析支援シート」の活用も含めて、引き続き調査業務の効率化、省力化について検討してまいります。 県教育委員会としましては、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」に基づき、引き続き教職員の負担軽減に努めてまいります。	教育庁
250	162	17	現場は業務過多で、逼迫、疲弊している。そのような現状に、「教員指導力向上プログラム」を新たな研修として「追加」する形で想定されているなら強く反対する。既存の法定研修・校内研修の場を活用してほしい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	「教員指導力向上プログラム」は「進学力グレードアップ推進事業」の一環として授業力向上を目指し、平成26年度より実施してきた事業ですが、本事業は現時点では事業変更され、今後は授業改善研修等を実施していくこととしております。	教育庁
251	162	28	現場では、人権意識が欠如していると思われることが多々起こっている。教職員は、残酷に生徒たちを傷つける存在にもなりうる。教職員にこそ人権について考える機会を設けるべきで、法定研修や管理職の研修に人権についての内容を盛り込むことが必要だと考える。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご指摘の通り、学校教育において、教職員が第一に児童生徒の人権を尊重する意識を持って教育活動を行うことが重要です。 県教育委員会としては、今後も初任者研修等の経年研修等において子どもの人権を尊重する研修を実施し、教職員の人権意識の向上を図ってまいります。	教育庁
252	163	23	「部活動指導員の派遣」をはっきりと書き入れてくれたことは素晴らしいが、さらなる部活動指導員の「増員」と「部活動の地域移行」、そして図書館司書のように部活業務の一切を担う「部活動担当職員の設置」を強く要望する。	③その他特定の場所に反映できない場合等	部活動指導員の増員や、部活動の地域移行については引き続き推進して参りたいと考えております。部活動担当職員の配置に関する意見につきましては今後の参考にさせていただきます。	教育庁



意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
253	166	6~7	環境づくりには教職員の働き方改革が不可欠である。現場の教員のワークライフバランスは破綻しており、家族を犠牲にしている実情がある。家事労働やケアワークを担うこともできない。ケアが必要な家族がいた場合、現在の働き方では教員を辞めるしかない。現場の教員が死にそうになっている現実に真剣に向き合ってほしい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の目的に教職員のワークライフバランスを重視した取組があります。ご意見を踏まえ、推進プランの取組をより一層進めて参ります。	教育庁
254	182	1	浦添市西海岸および牧港補給地区の一体的開発について、公共交通機関(モノレール延伸や鉄軌道)を最初から考慮した計画をお願いしたい。経済特区とする計画もあるようだが、人の移動をスムーズに行う考慮を当初より検討すべきである。今までの沖縄ように自動車を移動の基本とすると、国道58号線等の渋滞が更にひどくなる懸念がある。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。なお、駐留軍用地跡地の有効利用や鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入については、第5章2(1)や(5)に記載しております。	企画部
255	163	32	・養護教諭の資質向上のための研修と同時に養護教諭を複数配置できるよう基準の見直しが必要である。新型コロナへの対応が入ってきてからの、養護教諭の業務量はすでに限界を超えているので、研修が負担になってします。 ・歯みがき指導がとても大切である。フッ化物洗口などの医療行為までさせられると、心身ともに追い込まれることになる。学びたい思いと子どもたちへきちんと関わりたいと願っている養護教諭が、心から力をそそいで働ける環境づくりも合わせて考えて欲しい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	養護教諭の定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の規定に基づいて算出されております。また、学校全体で感染症対策に取り組むよう促し、養護教諭の負担軽減に務めてきたところです。フッ化物洗口はむし歯予防の一環として、県内の一部の学校で行われておりますが、実施にあたっては、市町村教育委員会、学校、学校歯科医等の関係者が実施方法を協議し、保護者の同意を得て行われるものと認識しております。	教育庁
256	161,162	4,1	p161 4行目 (2)「生きる力」を育む学校教育の充実、5行目 確かな学力 について 14行目 ア 確かな学力を身に付ける学校教育の充実 33行目 生徒の学習に対する目的意識の醸成と確かな学力の定着に取り組む。 p162 1行目 「自分の良さや可能性を認識できるような関わりを通して、自己肯定感を育み」  予測不能な社会の中で子どもたちが本当に生きていけるか、そういう「生きる力」を育てているかと問われると自信を持って答えることができない。 ネットで調べれば解決できるような知識、情報を教えるだけではなく、生きることに力になるようなものの見方考え方を、学び合える授業に転換していく必要がある。 そのためには、教職員が世の中とたしかに繋がっていること、自分ごととして考え一人の大人として生きていることが必要である。 しかし現状は、多忙を極め、新聞を読むのもやっとの状態である。 (去る2月、次年度提案の時期に、SDGsって何の流行りかという声が職員室で聞かれた。それほど現場は実社会と隔離された特殊で閉鎖的な空間となってしまう) 目の前の、業務(特に部活動はかける時間の膨大さも含めて非常に大きな負担である)に追われ、最も重要な教材研究が満足にできないまま教壇に立っている。 そういう授業は、生きる力、確かな学力を育むどころか、子どもたちの居場所にさえなれない。 (居場所のない子どもが生きる力を養うなどできるはずがない。) できる子だけが活躍してなんとなく授業ができた気になってしまう。 困っている子たちをどう引き込むか、できたぞ、と思わせるようどうしかけるか、そういう教材研究に注力することが、私たちの責任である。 部活は、一部の生徒の活動である(そもそも教育課程外で教職員の業務ではない)。 教室に等しく座っている(支援室も保健室も、あるいは自宅も)生徒たち全員に、教職員が責任を持って向き合うことが第一だと考えると、教職員の働き方改革にまず県が本腰で取り組む必要がある。	③その他特定の場所に反映できない場合等	「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」を策定しております。ご意見を踏まえ、推進プランの取組をより一層進めて参ります。	教育庁

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
257	162	4	<p>p162 4行目 「諸学力調査による定期的な学力状況の把握・分析」について</p> <p>とにかく現場は業務過多で逼迫、疲弊している。 学力調査(学びの確かめ)の採点、入力は、通常業務の中にイレギュラーな業務としてねじこまれている状態、しかも大変な時間と労力を要する。 学力調査に係る、印刷、採点、入力を他のスタッフがやるようにしてほしい。 例えば、 ①委員会に学力調査に係る業務に特化した人材を雇用するなどして確保する。 ②学校に配置されている学習支援員にその業務を兼任してもらう(支援員が調査のために授業支援できないと本末転倒であるため、②よりは①がよい)。</p> <p>採点は授業者がやることで一人一人の力を把握できる、という考えもあるかもしれないが、現状で言うと、生徒一人一人の正答と誤答を細かく把握して手立てを講じるなど非現実的である。 学年、学級を一括りとして実態把握し、授業に繋げることが精一杯である。 学年、学級の実態は入力されたデータから把握できる。 以上のことから、印刷、採点、入力作業を教員の業務から切り離してほしい。 働き方改革の一環としても取り組んでほしい。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>県教育委員会では、全国学力学習状況調査や沖縄県学力定着状況調査(学びの確かめ)、県到達度調査を実施することで、学力定着状況を把握・分析し、その結果については市町村教育委員会及び各学校とも共有し、授業改善及び児童生徒支援につなげているところです。 教職員の負担軽減につきましては、文部科学省から送付されている「分析支援シート」の活用も含めて、引き続き調査業務の効率化、省力化について検討してまいります。 県教育委員会としましては、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」に基づき、引き続き教職員の負担軽減に努めてまいります。</p>	教育庁
258	162	28	<p>p162 28行目 人権教育に関する講話</p> <p>現場では、人権意識が欠如していると思われることが多々起こっている。 私たち教職員はともすると、残酷に生徒たちを傷つける存在になりうる。 そういう危機感を持ち、職員集団の危うさを自覚する必要があると考えるが、行政にもその危機感をもっと持ってほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿題未提出にペナルティ</li> <li>・やたらに提出率(達成率)100%を求める委員会活動(完璧を求める取り組み)</li> <li>・大勢の生徒の前での配慮なき叱責</li> <li>・道徳のコメントの無遠慮な読みあげ、</li> <li>・学級や学年で一括りにした「お前たちはこうだからダメだ」、</li> <li>・保健室に行くことへのネガティブな反応</li> <li>・ましてや授業中のトイレ申し出に対する冷たい対応</li> </ul> <p>このようなことをしては学校に行きたくなくなる生徒が出るのは当然である。生徒は一人の尊い人格であり、たくさんの愛情に育てられて今日を生きた一人の存在である。 先生方にこそ人権について考える機会を設けること、管理職のチェック体制(上の事例、全て現場で日々起こっていること)を強化する必要がある。 例えば、法定研修や管理職の研修に人権についての内容を盛り込む。 管理職には、とにかく最後の砦として生徒を守る目を持ち、日々職員に注意喚起してほしい。 ジェンダーの問題、身なりに関する中身も配慮もない校則、何より皆勤賞の廃止など、誰かを排除してし取り残してしまうことがないようにするべきであり、子どもたちの人権、命を守り大切にできる学校であるべきと考える。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>児童生徒に人権教育を推進する上で、教職員自身が人権意識を高めていくことは重要であり、研修を含め様々な方法により教員の人権意識の醸成に努めて参ります。</p>	教育庁

意見 番号	項	行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
259	163.1 66	23.5	<p>p163 23行目 部活動指導員を派遣する p166 5行目 教職員の採用制度の改善・工夫による優れた教員の確保や、精神科医・臨床心理士等による教員のメンタルケアを推進し、教職員が安心して働く環境づくりに取り組む。</p> <p>前提として、部活動は教育課程外であり、教職員の業務ではないという考えで意見する。 指導要領の「自発的な活動」は、実態として決して自発的なものではない。断れば風当たりが強くなる(実際に経験している)。チームで働く現場でそのような状況に置かれる職員は孤立する。部顧問をしたくない職員は圧倒的に多い。部活動は教職員を精神的にも時間的にも相当追い込んでいる現状を県には理解してもらいたい(コザ高部活生の自死事件は、中高問わず全ての学校に起こりうることであり、部顧問をしている全ての教職員は今、不安と危機に晒されている)。 素案の通り、「外部指導員の派遣」はもちろん、さらなる「増員」と「部活動の地域移行」、そして「部活動担当職員の設置」を強く要望する。 平日の放課後と休日の部活指導及び大会引率が教職員の通常業務を大きく圧迫している。部活指導の他にも大会前となると専門部にも所属している職員は大会の呼びかけ、申し込み受付、対戦表作成など書き切れないほどこまごまとした準備と調整のために時間と労力を費やすこととなる。授業準備などできないに等しい。確かな学力をつけさせることと部活動の充実とはとにかく現場に矛盾と葛藤を強いっている。また、私のような復帰直後の子育て世代にある教職員に部活を担当させることも、苦しい状況を強いっていると言えるだろう。幼児期に築きたい愛着関係にも影響を及ぼすであろうことは明らかである。部活動のために、教職員の家庭は日々犠牲になっている実情がある。 そこで、「どの部活を希望するか」ではなく、「部顧問をするか、しないか」ということから調査を取ることを全ての学校に徹底させてほしい。理由がある職員だけでなく全ての職員も、自分の意思で部顧問を受けるか受けないか決めていいのは当たり前のことであるという認識を広めることも重要である。 部顧問を引き受けないという選択も尊重されるべきであると強く訴えたい(教職員の人権の問題でもある)。 この意見は、部活動の高い教育的効果と生徒の活躍を否定し奪うものではない。地域にはたくさんの指導できる経験者がいる。地域移行することで、地域とのつながり、より専門的な指導を生徒も享受することができる。 「部活動担当職員の設置」とは、先述の地域と学校をつなぐ職員を意味する。 部活に係る全ての業務の窓口として各学校に最低1名設置してほしい、授業は持たず、部活専科というような考え方で良い。採用試験志願者教科別一覧を見ると、本県の中学校体育の受験者の圧倒的な多さに驚く。体育を支える層は充実しているという見方をすれば、このような志願者の活躍と雇用をかなえる「部活動担当職員」を設置し、勤務時間を工夫(14時～21時など)するなどして活動の充実を支える考えであり、要望である。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	部活動指導員の増員や、部活動の地域移行については引き続き推進して参りたいと考えております。部活動担当職員の配置に関する意見については今後の参考にさせていただきます。	教育庁

意見 番号	項	行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
260	162	17	<p>p162 17行目「4 主体的・対話的で深い学びを実践できる教員の指導力向上 教員のキャリアステージに応じた各種研修や教員指導力向上プログラムの実施により、主体的・対話的で深い学びを実践できる教職員の指導力向上に取り組む。」について</p> <p>(繰り返すが、)とにかく現場は業務過多で、逼迫、疲弊している。 ここに、「教員指導力向上プログラム」新たな研修として「追加」される形で想定されているなら強く反対する。 既存の法定研修や校内研修の充実とサポートで教職員の指導力向上とアップデートを可能にする方向性で進めていただきたい。 新たな研修の追加は、断固反対する。</p> <p>以下に、既存の中堅研に関して再度意見をまとめる。 「法定研修(特に中堅研修)の内容の精選」 →ミドルリーダーとしての役割を自覚することとスキルアップのために研修があることは非常にありがたいが、現在の研修内容では研修の目的を達成できないこと、ただただ通常業務(授業及び授業作りと生徒理解に係る業務)を圧迫するだけである。特に校内研修(約20項目)と特定課題研究(A4の6枚)の見直しを要望する。校内研修では実際に研修が行われておらず形骸化している(各校務分掌担当教諭に1時間程度の講話など研修をもらって記録簿をまとめる、ということがきちんと行われていない)。中堅研を終えた先生方から、「教育計画」や他の資料を参考にして記録簿を書いた、実際に研修の時間を作ってもらうなんてできない、という話を聞き、私自身もそのようにしたのが実際である。「できない」理由は、急務なものではない。授業の組み立てにない時間に研修の約束を取り付けること、研修の準備をもらうこと、が現状困難だからだ。県内の多くの教諭が同様に形だけの研修をしていると考えられる(中堅研にある教諭、中堅研を終えた教諭のほとんどが同様の回答をしている)。校内の研修は授業外にその研修時間を設けなければならないが、授業作り、生徒指導、毎日の家庭学習の点検を含め緊急性の高い業務を優先し、その時間の確保は現実的に大変厳しい。ここに特定課題研究の報告も求められているが、業務時間内で書籍や資料を探して読むなどとにかく非現実的である。新たなことを学び、指導力を研鑽することは重要だが、この特定課題研究に期待される成果を生むためには、中堅研対象教諭の授業時数の軽減、校務分掌の配慮など他の業務が軽減されない限り、研修という名の業務圧迫、精神的負担でしかない。優先されるべきは研修か、その他業務か。昨年度私が経験した、校内での業務に中堅研が要求する研修内容の両立は過酷極まるものであった。そのため、上記の内容精選などの必要性がある。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>「教員指導力向上プログラム」は「進学カテゴリーアップ推進事業」の一環として授業力向上を目指し、平成26年度より実施してきた事業ですが、本事業は現時点では事業変更され、今後は授業改善研修等を実施していくこととしております。</p>	教育庁

意見 番号	項	行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
261	29~31	31~21	<p>P29 31行目～P31 21行目までの全般に関する意見</p> <p>「新たな振興計画」を実現するために最も基本的かつ重要な普遍的かつ共通的なものはなにか。それは、電気等に代表される「エネルギー」である。</p> <p>「エネルギー」無しには、「新たな振興計画」は実現不可能である。</p> <p>人間が生きていくうえで、空気、水が必須なように、社会が生きていく上では、安定的かつ低廉かつ地球温暖化係数の低い「エネルギー」が必須である。</p> <p>この沖縄において、「エネルギー」が日本全国でどれほど脆弱なポジションにあるか、全県民の内、一部のエネルギー関係者を除いては殆ど知られていない。</p> <p>又、一たび大地震や台風や大洪水等による大規模災害が起これば、あつげなくその「エネルギー」は枯渇し、沖縄県民は生死の狭間に揺れることになる。</p> <p>このことを、広く県民に知らせる周知活動が必要である。</p> <p>又、沖縄県内の米軍基地においてどれほどのエネルギーを湯水のように使用しているのかを広く県民に知らせる周知活動が必要である。そして、その料金が思いやり予算として沖縄県民が負担していることも広く周知させるべきである。</p> <p>米軍基地内の様子をいつまでもブラックボックス化して、アンタッチャブルな世界にしては行けない。米軍も今後も沖縄県民の良き隣人でありたいならば、安全保障上の機密を除いては、すべてオープンにするべきである。</p> <p>ライフラインである電気・水道・ガス・下水道・廃棄物処理等の生産処理工程における「エネルギー」を安価かつ安定的かつ永続的に確保していくことが、安全・安心・安定・豊かさのある沖縄県を実現する唯一無二のミッションである。</p> <p>その「エネルギー」を確保するためには、大手電力会社の中で地球温暖化係数が日本国内で最も高くかつその燃料の殆どを海外からの輸入に依存している沖縄電力の発電所の燃料を地産地消の燃料で運用する発電所に少しでもシフトしていかなければ、将来、海外の様々な環境変化等により燃料を調達できない場合のリスクが増大していくものと想定される。</p> <p>その為の具体策(案)として、太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマス、海洋温度差、海洋資源等から生成される再生可能エネルギーを積極的かつ戦略的に活用していく調査・研究の取り組みを一刻も早く即時に官民協力して着実に進めて行かなければ、沖縄県の未来はないと心底感じている。</p> <p>その為にはOISTに潜在している研究成果等の先進技術を余すことなく、広く公共・民間に展開・活用すべきである。</p> <p>その為には、再生可能エネルギーの利活用において世界で最も野心的な取り組みを行っている米国ハワイ州との緊密な協力関係を構築していくことも最重要課題である。</p> <p>決して、大げさではなく今後沖縄県民が、この世界で生き残っていくためには、この「エネルギー」問題を幼子～高齢者の全ての県民が日常的かつ永続的に共有していくことが重要であると思慮する。</p> <p>中国が、何故アフリカ諸国に膨大な経済援助を行っているのか、それは今後中国が中国として生き残っていくために中国国内で指数関数的に消費増大する「エネルギー」の源である燃料資源をなりふり構わず安定的かつ低廉に確保するための目的以外無いと思う。以上。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご意見の趣旨につきましては、P31「脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進」に含まれているものと考えております。</p> <p>また、ご意見の趣旨については、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>	商工労働部
262	12	34	<p>12ページ34行目に挿入 産業の発展には人材が必要であり、新たな振興計画のトップに「人材育成」を据えるべきである。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>産業を含む本県発展の最大のより所は「人」との認識で新たな振興計画を策定しております。構成については、県民意見を基に作成した「沖縄21世紀ビジョン」(H22.3)を踏まえているところです。</p>	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
263	89	17	89ページ17行目 観光産業をリーディング産業から外す。コロナにより観光産業は大打撃を受けている。非正規雇用が常態化していて所得が上がらない。結果として県民所得の低さにもつながっている。	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>下記2点のご意見に対して回答致します。</p> <p>①観光産業をリーディング産業から外す。コロナにより観光産業は大打撃を受けている。</p> <p>②非正規雇用が常態化していて所得が上がらない。結果として県民所得の低さにもつながっている。</p> <p>回答① 新型コロナウイルス感染症の拡大により、県経済は多大な影響を受けています。県としましては、本県経済の回復を図るためには、観光産業の回復と更なる発展が必要であると考えていることから、原文どおりといたします。</p> <p>回答② 答申176ページ11行目の「多彩で質の高いサービスを提供できる観光人材の育成・確保」の中で、第4回文化観光スポーツ部会での委員意見を踏まえ、下記のとおりまとめております。</p> <p>国際化の進展や社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、業種や各階層に応じて必要なスキルや知識を習得し、中長期において活躍できる観光産業人材の育成に取り組めます。また、地域の魅力や強みを引き出す地域主体の観光振興を構想し、裾野の広い観光産業を体系的にマネジメントできる高度な人材の育成と確保に取り組めます。さらに、観光産業が魅力的な職場となるよう処遇改善や生産性向上、キャリアデザイン等による人材の定着に取り組むとともに、観光産業の魅力発信や観光教育の推進等により観光産業従事者の拡大に取り組めます。</p> <p>上記の取組により、正規雇用の常態化や県民所得の向上にもつながるものと考えております。</p>	文化観光スポーツ部
264	108	29	108ページ29行目に挿入 沖縄科学技術大学院大学のキャンパスタウンエリアのうるま市に、創薬・製薬、新素材及び金型、バイオゲルムの4業種をターゲットに産業集積を図る必要がある。	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>県においては、うるま市崎地区において、インキュベーション施設等を設置し、研究に必要な機器等の提供に加え、研究開発等の支援を行い、企業の集積を図ってきました。</p> <p>答申においても、第4章「3-(5)-イ① 企業等による研究開発、販路開拓、人材育成等の促進」において、「本県の地域特性や生物資源を生かした医薬品、機能的食品等の研究開発を推進」や「県内において、バイオベンチャー企業等の集積に取り組み」を記載しております。</p> <p>また、金型においても、うるま市勝連南風原にて、素形材産業振興施設を設置し、機器等の提供に加え、県工業技術センターによる人材育成事業、技術支援等の支援を行い、企業の集積を図っているところです。</p> <p>新たな振興計画においても、第4章「3-(8)-ア② ものづくりを支える基盤・技術の高度化とサポーター産業の振興」において、企業の集積や製品や技術の開発等を記載しております。</p>	商工労働部
265	211	12	211ページ12行目 ものづくり産業を強化する表現が必要である。	①計画(案)に反映	<p>当該箇所は、中部圏域の振興について、特に記載しているものであり、ものづくり産業の振興については、第4章 3-(8)地域を支える第二次産業と県産品の振興を中心に、記載しているところです。</p> <p>ものづくり産業については、生産性の向上や高度化、競争力のある製品開発等の支援、環境整備等に取り組んで参ります。</p>	商工労働部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
266	214	8	214ページ8行目に挿入 津堅島は沖縄本島と比較して物価高があることで、生活状況が困難な状況にある。そこで、地域内の移動や農機具等のエネルギーの地産地消を図ることで、真の離島振興を実現する。	③その他特定の場所に反映できない場合等	離島における日用品等が本島と比べ高い要因としては、輸送費等が掛かっていることと考えております。このことから、輸送経費等の低減策について、市町村と意見交換を行い、離島住民が低減を実感でき、定住促進が図られる新たな支援のあり方を検討していくこととしているため、原文のとおりとさせていただきます。	企画部
267	1.2	9.3	・P1の9行目。P2の3行目。県民所得に関しては、平均ではなく、偏差を見る必要があるのではないか。今現在の分布をどのようにしていくのか。県民の豊かさとは何か、文化的な生活とは何か、幸福度などに焦点を当てて、そのための経済、所得をどうするのか、検討の土台を見直す必要があるのではないか(所得の平均を見るのではなく、豊かで文化的な生活を送るために必要最低限の所得に、どれだけ足りていない人がどれだけいるのか)。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見を踏まえ、議論を深めてまいります。	企画部
268	1	12	・P1の12行目ほか多くの箇所に「アジアのダイナミズムを取り込んだ経済発展」と記載されているが、グローバル化による経済格差、貧困、労働力の収奪など、地球や人間社会の持続可能性を考えることが求められているのではないかと。SDGsを掲げながらも安直に経済成長に偏重した計画は、SDGsが掲げる「Transforming our world」という基本理念に合致しない(今まで目指した世界観と何ら変わらない)のではないかと。	③その他特定の場所に反映できない場合等	第1章「4 計画の目標」において、本県の自立的発展と県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会の実現を目標としております。 また、本計画における施策展開に当たっては、国際社会全体の共通目標であり、基本構想「沖縄21世紀ビジョン」で掲げた県民が望む5つの将来像にも重なるSDGsを取り入れることとし、県民一人ひとりをはじめとする社会全体での参画により、社会・経済・環境の三つの側面が調和した「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人取り残さない社会」を目指すこととしております。	企画部
269	1	18	・P1-18行目。「本県が有する地域特性を活かした我が国の発展への貢献」は、新たな意義なのか。現行振興計画においても、同様の趣旨が書かれているのではないかと。また、「我が国の発展」が意味するところが明確でないが、経済的な発展のみを意味するのであれば、前述の通り、時代錯誤であると思う。さらには、「貢献」は結果であって、それが私たち県民の取り組みの目的ではないはず。「沖縄振興の新たな意義」という表現に、その点の本末転倒がないか気になる。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、本計画の目標に誤解が生じないように加筆しました。	企画部
270	3	1	・P3-1行目。計画全般を通して、新技術やイノベーションによる発展が計画の軸となっているように思われる。県民の幸福な暮らしが目的であるはず。沖縄県民にとっての幸福とは何なのか。大切にしたい価値とは何なのか。その議論をもっと盛り込んで欲しい。そして、その価値、実現したい未来像に対して、何が足りていないのか、その解決のために技術やイノベーションを促進する、という文脈であって欲しい。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、本計画の目標に誤解が生じないように加筆しました。 本計画の基本的指針として、「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成を掲げております。	企画部
271	3	4	・P3-4行目。インバウンドや外国資本の流入(それによる景況や成長率等が全国を上回ったこと)は、本当に県民を幸福にしたのか。アジアのダイナミズムを取り込んだ発展は、県民の幸福に本当に繋がるのか。あるいはグローバルな経済格差や地球温暖化にむしろ貢献してしまわないのか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見を踏まえ、議論を深めてまいります。 本計画の基本的指針として、「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成を掲げております。	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
272	3	17	<p>・ P3-17行目。新型コロナに関して「今回のダメージは、アジアの発展メカニズムを根拠から破壊したわけではなく」と記載されているが、現在のグローバル化を含め、行き過ぎた経済至上主義がもたらした災禍であり、その土台を前提にした延長線上に戦略を描くべきではないのではないか。少なくともインバウンド等の外需依存型の経済システムは見直すべきではないのか。むしろ、抜本的な方向性を見直しをするチャンスであると考えべきではないか。国の発展への貢献というのであれば、むしろそうした抜本的な方向性を見直しを遂行し、県民の幸福な暮らしと関係する国内外の地域との信頼関係に基づく持続可能な地域社会のあり方そのものを提示していくことこそが貢献ではないか。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご意見を踏まえ、議論を深めてまいります。本計画の展望値においては、域内経済循環を重視する観点から、新たに「域内自給率」を追加しております。</p>	企画部
273	2	22	<p>・ P2-22行目。「沖縄は(中略)日本に広がるフロンティアの一つ」とされた国の沖縄振興基本方針の文言が紹介されているが、フロンティアという言葉は、持続可能性が問われる国際社会の中では、「新たな取奪先」という文脈で用いられる言葉ではないか。沖縄振興の計画に引用する文言としては、違和感を覚える。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>「沖縄21世紀ビジョン」においても、「フロンティア」の文言は使用されており、負の要素の趣旨ではないと考えております。ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p>	企画部
274	6		<p>・ P6からの第2章(1)世界の動向(とりわけP7の③～P8の⑤)における記載と、それ以前(第1章)における記載に不整合を感じる。新型コロナを受けて、後から第2章の冒頭を追加しているのではないかと。第2章冒頭の整理をもとに、第1章の基本的な認識を改めて整理し直すことが必要ではないか(第2章の新型コロナの影響やSDGs展開に関する整理が時代の流れをよりの確に捉えているのに対して、第1章は、現計画を踏襲したような(延長線上の)表現になっているように思われる)。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p>	企画部
275	6	3	<p>・ P6-3行目。第2章「1 本県を取り巻く時代潮流」を踏まえた上で、P9-29行目以降「2 地域特性」に書かれている「我が国の経済成長と新たな発展のフロンティア」という表現を読むと、どうしても時代潮流を捉えているように思えない。温暖化、コロナなどの時代背景を踏まえれば、従来型の「経済成長至上主義」とも取れるような考え方は抜本的に見直すべき時期に来ていると思う。※P8の11行目:「経済規模以外の観点も含めて成長の定義を見直す必要性は増加する可能性がある」※同24行目:「アジア・太平洋地域において高成長が続くと予測については、新型コロナ感染症の拡大前の予測であり、その後のトレンドを見定める必要がある」と記載されている。</p>	①計画(案)に反映	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、第2章の記載内容を整理し、記載しております。</p>	企画部
276	12	16	<p>・ P12-16行目以降、沖縄経済の克服すべき体質として、技術進歩、生産性、生産力や移輸出力としている。こうした経済成長一辺倒の価値基準により、非効率なものを排除してきた結果として、沖縄が大切にしてきたアイデンティティやコミュニティの繋がりを失ってきた面があるのではないかと。むしろ、前段までに整理されているとおり、沖縄独特に育んできた価値や文化を取り戻していくことこそ、SDGsの時代に求められる新時代の価値であり、基本的な価値基準の転換を図ることこそが、求められる構造的な改革なのではないかと思う。現代社会は、過剰な資源の収奪によって、地球環境に致命的なダメージを与え、発展途上国に暮らす人々に対する深刻な人権侵害や経済格差を引き起こし、アイデンティティやコミュニティを破壊してきた。安価な資源や労働力を求め続けてきた結果であり、かつ、もはや次なる取奪先となるフロンティアは存在しなくなってきた。沖縄こそが、今ここでアイデンティティやコミュニティを取り戻し、その価値を世界に示していくことができる地域ではないかと思う。</p>	①計画(案)に反映	<p>ご意見の趣旨にありますように、本県の文化や環境等は重要と考えております。第3章の3 施策展開の基本方向として、「人々を惹きつけ、ソフトウェアを具現化する持続可能な海洋島し圏の形成」を掲げて、記載しております。</p>	企画部
277	20	1	<p>・ P20-1行目以降。「新技術の実証試験等を積極的に進めたい」について記載されている。先端企業を集めることについても、先端技術を取り込むことについても、そのこと自体が県民の幸福(真の豊かさ)に繋がるわけではない。むしろ、大事なことを見落とすことに繋がるリスクもあると思う(社会に対する主体性や主権意識を見失うことなど)。新たな技術導入において最も重要なのは、その技術がどのような社会的な構造変化を起こし、そのことが県民の真の豊かさや県外・国外の人々、地球環境からの搾取・収奪構造からの脱却に繋がるかどうかにあると思う。重要なのは、技術がそれらのことに繋がるかどうかの見極めであり、活用すべき技術であると判断した場合には、その技術を実証試験することではなく、実装化することが重要である。実証試験が悪くないが、これまでの様々なプロジェクトでは、この2点が疎かにされてきたように思える。現在の記載内容では、そのような重視すべき点をくみ取ることができない。結果として安易に先端企業に県土や県民生活のデータなどを提供することによって、先に挙げたリスクに繋がるのではないかと危惧する。もっと人間社会を中心に据えた技術の活用に重きを置く記載しないようにしてほしい。</p>	①計画(案)に反映	<p>ご意見を踏まえ、ご指摘の箇所の前に、「経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会であるSociety5.0の実現に向けた取組が重要です。」を追記しております。</p>	企画部



意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
278			<p>・第2章までの内容全体を通して感じるのは、項目ごとに縦割りでること。項目間の整合性や相関関係、因果関係が見えず、断絶しているように感じる。SDGsを掲げるのであれば、文化や環境、平和などの要素と、産業や経済とは互いに影響し合っている。その横断的な要素の結節点になる部分に、どういう解決策を講じていくことが必要なのか。例えば、経済や労働のあり方と、多様性、生きやすさなどの社会的な包摂性とは不可分であり、文化継承とも繋がっている。分野ごとの取り組みは個別の計画があるため、県全体のマスタープランである本計画においては、複数分野にまたがる点について、トレードオフにならず、影響する全ての分野が向上し、持続可能になるための方策を位置づけるべきであり、そのためには社会の構造の根底にある問題を正面から捉える必要があると考える。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見ありがとうございます。ご意見を踏まえ、議論を深めてまいります。	企画部
279			<p>・以上は、計画の策定方法、プロセスそのものを見直すこととなることから、計画策定の最終段階である現時点においては、反映しがたいことは重々承知している。しかしながら、これまで5次にわたる振興計画を経てなお県の十分な発展が進まないと感じられている根本原因は、国内外の「外の価値基準」に合わせてきたことそのものではないかと思う。SDGsの示す普遍的な価値基準を参照しつつ、沖縄県民個々人がそれぞれのアイデンティティを取り戻していくことを軸に据えた価値基準を作ることに、本計画策定後でも取り組んでいくことが必要ではないかと考える。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見ありがとうございます。ご意見を踏まえ、議論を深めてまいります。	企画部
280	72	15	<p>・P72-15行目。(7)離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出について、離島の生活に関する最低限の条件整備等、必要な措置はあると思うが、原則としては、各市町村や地域コミュニティの主体的な取組をベースにすることが必要であり、全ての条件を都市部と同等とすることがゴールではないと考える。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>新たな振興計画における基本施策は、沖縄振興を図るうえで必要と考えられる施策を提示しているものであり、各施策は地域の実情に応じて取り組むものであることから、全ての地域において同質とすることを目的とするものではないと考えております。</p> <p>県としましては、同計画は、国、市町村等においても尊重され、県民をはじめ企業、団体、NPO等の各主体の自発的な活動の指針となるものであり、各市町村や地域コミュニティにおいても、当該計画を踏まえ、地域づくり活動などの各種施策に主体的に取り組んでいただきたいと考えております。</p>	企画部
281	102	10	<p>・P102-10行目。「(4)アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成」について、世界のGDPに占めるアジアの割合が2013年の29%から2050年には52%に増大するとあるが、記載の通り、アジア諸国の低賃金を背景(前提)とした発展である。そうした格差構造を前提とした成長の果実を得ようとする考えは、SDGsの理念に背くことではないか。コロナ禍が収束するのか、収束したとして同じように活力を取り戻すのか、活力を取り戻したとして、その果実を取り込むべきなのか。世界全体の持続可能性を前提に検討し直すべきだと思う。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>低賃金の表現につきましては、アジアの低賃金諸国にも経済成長の発展が拡大していることを表現しており、低賃金を利用するのではなく、沖縄県が「互恵」の理念に基づき、アジアの経済・産業の成長に貢献することを目指すものであります。</p>	商工労働部
282	127	4	<p>・P127-4行目。「④県産品の消費促進」において、クルーズ船等への県産品提供や販売促進が言及されているが、既にクルーズ船による経済効果よりも弊害の方が大きいとの民間事業者からの声もある。県民アンケートからオーバーツーリズムと感じている市民の割合が宮古島市においては特に大きく(令和元年度沖縄観光に関する県民意識の調査)、感覚的には、何らかの工夫によって解決できるレベルではないと考えられるため、クルーズ船の戦略そのものを見直す検討を進めて頂きたい。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>答申の第4章「3-(2)-イ SDGsに適應する観光ブランド力の強化」において、『特定の地域や時期における、旅行者の急激な増加に伴う自然環境や住民生活への影響等の諸問題である、いわゆるオーバーツーリズムに対しては、社会・文化、経済、環境の3領域において適切なバランスを長期的に維持するサステナブル・ツーリズム(持続可能な観光)や、旅行者・観光客が地域・住民と価値を共有するレスポンシブル・ツーリズム(責任ある観光)に資する取組を推進する必要があることから、SDGsに適應する沖縄観光のブランド力の強化に向けて、次に掲げる施策を推進します。』としており、ご意見のとおり、今後はオーバーツーリズムが生じることがないように留意しながら、地域のキャパシティの範囲内で、地域の住環境を悪化させることがないように、質の高いクルーズ観光の振興に取り組んでいくこととしております。</p>	文化観光スポーツ部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
283	131	7	・ P131-7行目。「(10)島々の資源・魅力を生かし、潜在力を引き出す産業振興」は、離島の産業振興に関する記述と思われるが、基本的に、(9)までに記載されている内容の焼き直しになっているように感じる。根本的に沖縄県全体の振興を考える上での離島振興ではなく、離島に限らず、各地域コミュニティがそれぞれの地域特性を踏まえて、自立的に持続的な社会を目指していくことが重要である旨を明記して欲しい。離島の振興は、沖縄県振興のための手段ではなく、離島も含む全ての地域の振興が沖縄県振興の目的であるとする。	③その他特定の場所に反映できない場合等	新たな振興計画における基本施策は、沖縄振興を図るうえで必要と考えられる施策を提示しているものであり、各施策は地域の実情に応じて取り組むものであることから、全ての地域において同質とすることを目的とするものではないと考えております。県としては、同計画は、国、市町村等においても尊重され、県民をはじめ企業、団体、NPO等の各主体の自発的な活動の指針となるものであり、各市町村や地域コミュニティにおいても、当該計画を踏まえ、産業振興などの各種施策に主体的に取り組んでいただきたいと思います。	企画部
284	135	4	・ P135-4行目。「女性が活躍できる環境づくり」とあるが、SDGsが掲げるジェンダー平等は、男女の問題だけではないと思う。同じくP138の31行目、「女性が活躍できる環境づくり」ではなく、あらゆるジェンダーの不平等をなくすことを掲げるべきではないか。その中の具体的な施策として、現状の男女格差を課題として捉え、対策を位置づけることはよいと思うが、冒頭から男女の問題、女性活躍のみを見だしに上げるのは、SDGsの理念に沿わないのではないか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	3-(1)-エでは、男女分け隔てなく仕事と家庭を両立することや就業継続のため事業主、従業員双方への意識啓発やハラスメント防止啓発等女性に特化した施策展開を行っております。性の多様性に係る施策につきましては、2-(6)-アにおいて記載しておりますが、ご意見の趣旨は今後の取組の参考にさせていただきます。	商工労働部
285	144	26	・ P144-26行目。大型クルーズ船の寄港・就航を促進するとあるが、オーバーツーリズムを訴える市民(生活者)のみならず、宮古島市内民間事業者からもその意義を問う新聞投稿(8月7日(土)宮古毎日新聞)が寄せられている。市民の我慢や犠牲の上に成り立つ観光は、本計画でも掲げているサステナブルツーリズムの理念にも反する。のみならず、本来経済的な恩恵を受けているはずの民間事業者からさえ、その効果が疑問視されており、大型クルーズ受け入れのためのインフラ整備を進めれば、今度は、大型クルーズが来なければ困る「依存状態」に陥ることも懸念される。将来世代への責任として、少なくとも一度立ち止まり、ゼロからクルーズ船施策に関する議論を市民、民間事業者等を巻き込んで行うべきだと思う。	③その他特定の場所に反映できない場合等	オーバーツーリズムが生じる懸念については、「第4章3-(2)-イ-① サステナブル・ツーリズムの推進、② 持続的観光指標の設定と観光地マネジメント」に示された事項を踏まえつつ、クルーズ船寄港に必要な港湾施設の整備を進めて参ります。	土木建築部
286	183	10	・ P183-10行目。「ここに固有課題解決の意義がある。」とされており、離島振興に取り組むのは、国益と国民生活に大きく寄与することが理由となっている。国益に役立つから離島振興が必要なのか。どこに住んでいても尊厳を持って、主体的に暮らしを営むことができる環境を保障すること、その合理的な配慮として、行政の施策が求められているのではないか。結果として、多様な暮らしや文化が保全・継承され、県としてのビジョン実現に向かい、あるいは結果として、国益に資するという順序なのではないか。国の役に立つから恩恵を与える、という交換条件のような関係性では、むしろ住民の尊厳は毀損されるのではないか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	県としては離島振興を含む本県全体の振興が、我が国全体の発展につながるものと考えており、離島を支える必要性を記載していることから、原文どおりとさせていただきます。	企画部
287	190,194,225,229	13,16,18,28	・ P190-13行目。P194-16行目。P225-18行目。P229-28行目。クルーズ船の記載があるが、前述の通り、見直しをお願いしたい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	オーバーツーリズムが生じる懸念については、「第4章3-(2)-イ-① サステナブル・ツーリズムの推進、② 持続的観光指標の設定と観光地マネジメント」に示された事項を踏まえつつ、クルーズ船寄港に必要な港湾施設の整備を進めて参ります。また、新たな振興計画では、コロナ以前の状況等を踏まえ、質の高いクルーズ観光を推進することとしており、また、オーバーツーリズムに関する国内外の動向も踏まえ、自然環境の保全、地域の文化・生活環境の尊重を要件とする観光地マネジメントに取り組むため、持続的観光指標の設定と観光地マネジメントを行うこととしております。	土木建築部 文化観光スポーツ部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
288	223.2 29	33.24	・P223-33行目。P229-24行目。プライベートジェットの受け入れについて、記載されているが、地球環境負荷が極めて大きいプライベートジェットを積極的に誘致するような姿勢は、SDGsに反するのではないか。観光について、量より質を求める議論は必要と思うが、それは富裕層をターゲットとすることとイコールではなく、長期滞在など、環境への負荷を軽減しながら、異文化との交流を生み出すなどの経済以外の効果にも着目していくことが必要だと考える。	③その他特定の場所に反映できない場合等	持続可能な観光振興を図る上では、消費額の向上や滞在日数の延伸等を含む質の向上が重要であり、同時に、経済、環境、地域住民生活への影響とのバランスを考慮する必要がありますと考えております。 そのため、P228「①自然環境等を生かした観光振興」において、自然環境や住民の生活環境に配慮した持続可能な観光の推進について記載しております。  (関係箇所一部抜粋) 自然環境と住民生活が調和した持続可能な観光地の形成を図るため、自然資源の利用ルールの策定や周知の徹底、環境に配慮した良質な観光メニューの普及等を推進します。	文化観光スポーツ部
289	147	25	モノレールの機能強化の項目について、196ページ9行目との整合性を取る観点から「延伸およびLRT/BRT導入の検討」等の項目を入れて頂きたい。	①計画(案)に反映	第6章2(5)「シームレスな交通体系の整備と鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入」では「県土の広域的な方向性」としてモノレールの延伸やLRT/BRT等の導入について記載しておりますが、第4章では施策毎の記載を行っており、「③沖縄都市モノレールの機能強化」ではモノレールの輸送力増強等を記載し、「④鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入」ではモノレールの延伸やLRT等の導入の検討を記載しております。	企画部
290	196	9	モノレール延伸やLRT/BRT導入検討にあたっては、今後予定されている中南部の米軍基地返還も踏まえた検討をお願いしたい。その際は、将来の需要予測だけでなく、跡地(特に牧港補給地区や普天間飛行場)振興や交通アクセス確保の観点も踏まえてモノレール延伸等の是非を考えて欲しい。跡地と空港や既存市街地をつなぐ公共交通の充実、跡地への企業・産業の誘致を図る上でも重要な取り組みと考えられる。また、長期的な話だからと先延ばしにするのではなく、用地取得をスムーズに進めるためにも、跡地の利用計画策定段階から前向きに検討を進めるべきだと考えられる。	③その他特定の場所に反映できない場合等	県民及び観光客の移動利便性の向上、駐留軍用地跡地の活性化などを図る観点から、那覇一名護を1時間で結ぶ鉄軌道の導入と併せて、骨格軸と地域を結ぶフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組んでいるところです。 また、公共交通ネットワークの構築については、沖縄本島北・中・南部に議論の場を設け、公共交通の充実に向け、市町村と協働で取り組むこととしており、その取組の中で、LRTやBRT、モノレール等、様々なシステム等を含め、まちづくり計画等も踏まえながら、地域にふさわしい公共交通ネットワークのあり方について、幅広く検討することとしております。	企画部
291	196	15	鉄軌道の導入検討にあたっては、(2)のモノレール延伸の話と同様、人口動態や観光客による需要見込みだけでは実現が難しいかもしれないが、「駐留軍用地の跡地利用を見据えた県土構造の再編を視野」に加え、「跡地振興」の観点も加えることで実現に向けた取り組みを強力に進めて欲しい。	①計画(案)に反映	鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けては、駐留軍用地跡地利用による県土構造の再編と持続可能な県土づくりの観点から、当該跡地を活用し、次代につなぐ望ましい交通ネットワークの構築を図る見地から取り組むこととしており、第6章2(1)「中南部都市圏の形成と駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編」に記載しているところです。	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
292	197	33	「広域的な幹線道路」「鉄軌道を含む新たな公共交通システム」に加え「モノレール延伸」も軍用地の跡地利用と絡めた検討を進めて欲しい。牧港補給地区や普天間飛行場跡地については幹線道路や鉄軌道だけでなく、モノレール活用の余地も大いにあると考えられる。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、駐留軍用地跡地の有効利用については、第6章2(1)に記載しております。	企画部
293	198	1	跡地利用に際して大規模商業施設や住宅地の確保に否定的にも取れる表現が見受けられるが、地主の意向も踏まえて各返還予定地において一定量の住宅地の確保を図って欲しい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	住宅地については、第5章 1-(2)-ウ 駐留軍用地跡地の有効利用の中で、土地利用の基本方針を記載しているところであります。 なお、跡地利用にあたっては、地権者との合意形成が重要であると考えております。	企画部
294	198	10	「価値創造型のまちづくり」は非常に重要なので是非進めていただきたい。産業振興、企業誘致を図る上でも、街自体の住みやすさ、ポテンシャルを如何に高めていけるかが、国内外の各都市との競争を勝ち抜き企業を誘致するために必要なことだと考えられる。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 「価値創造型のまちづくり」は、53ページ28行目に記載しております。	企画部
295	198	11	産業振興にあたってはアジアのダイナミズム取り込みによる臨港・臨空型産業の集積に加え、現在構想が練られているシリコン・リーフの考え方も取り入れ、IT、研究開発型産業、スタートアップ企業などの集積も進めて欲しい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	駐留軍用地の跡地利用にあたっては、国内外の需要・ニーズに戦略的に対応する産業の創出等も重要であると考えております。	企画部
296	101	33	情報産業拠点の集積にあたっては、IT津梁パークだけでなく、牧港補給地区など、米軍基地の返還予定地も候補地として取り組むべきである。国内外から有力な企業、人材を取り込むためには空港からの良好なアクセスや優れた住環境(職住近接、公園等の充実)が必須だからである。	③その他特定の場所に反映できない場合等	産業の立地については、第5章「1-(2)-ウ 駐留軍用地跡地の有効利用」の中で、土地利用の基本方針を記載しているところであります。	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
297			本素案では性的マイノリティを指す言葉として「LGBTQ」との語が用いられている。これは現在広く使われているが、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・クエスチョニング(クイア)といった当事者性を抜粋したものであり、『〇〇にかかわらず・抛らず』といった使い方ができない。国際的に波及しつつある「SOGIESC」は、性的指向、性自認、性表現、性的特徴の英語表記を略したもので、性のあり方の構成要素を包括的に指す言葉であり、『性的マイノリティ当事者・非当事者にかかわらず』といった表現の際に『SOGIESCにかかわらず』といった表記で置き換えることができる。本素案で用いられる「LGBTQ」は、性のあり方にかかわらず不利益を被らない施策や指針を説明する際に用いられていることから、策定後の10年間輝き続ける振興計画であるために「SOGIESC」の活用を促したい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見ありがとうございます。 性の多様性について補足する例示として、比較的、一般に浸透している「LGBT等」を括弧書きで記載させていただいております。 一方で、全ての人の平等・人権の尊重する「SOGIESC」については、重要な視点であり、認知度も高まってきていると認識しております。 そのような新たな動きを踏まえた貴重なご意見をして承り、今後の施策展開に活かしていきたいと考えております。	企画部
298			また、今年3月に行われた『ちゅら島にじいる宣言』を受け、素案で示されるとおり性の多様性を尊重することに加え、多様な性を理由とする偏見・差別やあらゆる種類の暴力、困難の解消を目指すことについても触れるべきである。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【2-(6)-ア-③ 性の多様性を尊重する共創社会の実現】 「沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島にじいる宣言)」の下、互いの個性を認め合い、人権が尊重される社会づくりに向けて、性的指向や性自認など多様な性のあり方に関する理解を促進するとともに、多様な性を理由とする困難を解消するため、普及・啓発や相談体制の充実等に取り組めます。」	子ども生活福祉部
299			特に、偏見や差別の解消に向けては成人のみを対象に普及啓発するだけでなく、発達段階に応じた教育現場での対応が必須であり、人権が保障され安心できる学びの環境を作ることに加え、互いの違いを認め合い、一人ひとりが大切にされる教育を充実させるべきである。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見につきましては今後の参考とさせていただきたいと考えております。 なお、学校教育の充実については、第4章5(2)に位置付けております。	教育庁
300			基本施策3の「(1)誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進」においてもSDGs⑤「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられていることから、高齢者、障害者、外国人材、駐留軍等労働者に加え、LGBTQsが活躍できる環境づくりを明記すべきである。	③その他特定の場所に反映できない場合等	「3-(1)誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進」は雇用・労働施策についての記述であり、3-(1)-アは労働力の確保等の観点から特に重要な高齢者や障害者、外国人等について施策として位置付けております。 本基本施策の対象にはLGBTQsの方々やSOGIESCの概念も含まれており、ご意見の趣旨は今後の取組の参考にさせていただきます。	商工労働部
301	67	26	【修正案】 ■該当箇所① 67ページ 26行目 □地域が抱える問題・課題が複雑化する中であっても、県民一人ひとりが世代や国籍及びSOGIESC等に関わらず、互いに支え合い、社会や地域づくりに主体的に参画し、地域課題の解決に取り組む共助・共創の社会の実現を目指す。	①計画(案)に反映	「性別等」には、性自認や性的指向なども含まれると考えておりますが、限定的な印象を回避するため修正することとし、読み手への伝わりやすさを考慮し、次のとおり修正します。 【2-(6) 多様性を尊重する共助・共創社会の実現】 「…地域が抱える問題・課題が複雑化する中であっても、県民一人ひとりが世代や国籍及び性のあり方等に関わらず、…」	子ども生活福祉部

意見 番号	項	行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
302	67	29	【修正案】 ■該当箇所② 67ページ 29行目 □地域社会を構成する多様な主体間の連携を強化するとともに、世代や国籍及びSOGIESC等に関わらず、誰もが社会全体の方針等の決定や地域課題の解決に向けて参画できる社会を構築することが課題である。	①計画(案)に反映	「性別等」には、性自認や性的指向なども含まれると考えておりますが、限定的な印象を回避するため修正することとし、読み手への伝わりやすさを考慮し、次のとおり修正します。  【2-(6) 多様性を尊重する共助・共創社会の実現】 「…地域が抱える問題・課題が複雑化する中であっても、県民一人ひとりが世代や国籍及び性のあり方等に関わらず、…」	子ども生活福祉部
303	67	32	【修正案】 □このため、ジェンダー平等の実現と性の多様性の尊重及びSOGIESCを理由とする偏見・差別やあらゆる種類の暴力を抑止し、困難を解消するとともに、地域コミュニティの活動支援に取り組む。	③その他特定の場所に反映できない場合等	「性の多様性の尊重」には多様な性を理由とする偏見・差別やあらゆる種類の暴力、困難の解消についても包含されているものと考えております。	子ども生活福祉部
304	68	23	【修正案】 性的指向や性自認など、SOGIESCにかかわらず互いの個性が尊重され、人権が保障される社会づくりに向けた普及・啓発等に取り組み、多様な性のあり方に関する理解を促進するとともに偏見・差別の解消に取り組む。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。  【2-(6)-ア-③ 性の多様性を尊重する共創社会の実現】 「「沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島にじいろ宣言)」の下、互いの個性を認め合い、人権が尊重される社会づくりに向けて、性的指向や性自認など多様な性のあり方に関する理解を促進するとともに、多様な性を理由とする困難を解消するため、普及・啓発や相談体制の充実等に取り組みます。」	子ども生活福祉部
305	135	8	【修正案】 ■該当箇所⑤ 135ページ 8行目 あらゆる人々が、国籍、SOGIESC、年齢、障害の有無等に関わらず、その能力を最大限に発揮し、生き生きと働くことができる社会を実現するため、次に掲げる施策を推進する。	③その他特定の場所に反映できない場合等	「3-(1) 誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進」は雇用・労働施策についての記述であり、3-(1)-アは労働力の確保等の観点から特に重要な高齢者や障害者、外国人等について施策として位置づけております。 本基本施策の対象にはLGBTQsの方々やSOGIESCの概念も含まれており、ご意見の趣旨は今後の取組の参考にさせていただきます。	商工労働部
306	136	21	【修正案】 ■該当箇所⑥ 136ページ 21行目 (以下を追加) ⑤ LGBTQsが活躍できる環境づくり □企業や行政職員を対象とする啓発セミナー等を開催するとともに、就労支援等を行う関係機関等と連携し、SOGIESCに基づく採用時・就労中における差別の解消を目指す。	③その他特定の場所に反映できない場合等	「3-(1) 誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進」は雇用・労働施策についての記述であり、3-(1)-アは労働力の確保等の観点から特に重要な高齢者や障害者、外国人等について施策として位置づけております。 本基本施策の対象にはLGBTQsの方々やSOGIESCの概念も含まれており、ご意見の趣旨は今後の取組の参考にさせていただきます。	商工労働部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
307	162	33	【修正案】 ■該当箇所⑦ 162ページ 33行目 (以下を追加) □子どもの人権を保障する学校の環境づくりを行う。また、性の多様性、障がいの有無、ルーツなど、互いの違いを認め合い、一人ひとりが大切にされる教育を充実させる。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご指摘の通り、学校教育において、教職員が第一に児童・生徒の人権を尊重する意識を持って教育活動を行うことが重要です。県教育委員会としても、初任者研修等の経年研修で子どもの人権を尊重する研修を実施し、教職員の人権意識の向上を図ってまいります。	教育庁
308	164	3	【修正案】 ■該当箇所⑧ P164 3行目 (以下を追加) □性と生殖に関する健康と権利教育の推進に取り組む。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見につきましては今後の参考とさせていただきますと考えております。なお、健康教育については、第4章5(2)イ⑤に位置付けております。	教育庁
309	162	4	【修正案】 ■該当箇所⑨ 162ページ 4行目 「諸学力調査による定期的な学力状況の把握・分析」について  意見内容:現状は学力調査(学びの確かめ)の採点、入力などは、教職員の通常業務の中にイレギュラーな業務としてねじこまれ教職員の負担が増えている。学級・学年ごとの実態把握で精一杯、生徒一人一人の正答と誤答を細かく把握して手立てを講じる時間はない。実施するならば、印刷、採点、入力作業を教員の業務から切り離してほしい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	県教育委員会では、全国学力学習状況調査や沖縄県学力定着状況調査(学びの確かめ)、県到達度調査を実施することで、学力定着状況を把握・分析し、その結果については市町村教育委員会及び各学校とも共有し、授業改善及び児童生徒支援につなげているところです。 教職員の負担軽減につきましては、文部科学省から送付されている「分析支援シート」の活用も含めて、引き続き調査業務の効率化、省力化について検討してまいります。 県教育委員会としては、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」に基づき、引き続き教職員の負担軽減に努めてまいります。	教育庁
310	162	17	【修正案】 ■該当箇所⑩ 162ページ 17行目 「教員指導力向上プログラム」について  意見内容:現場は業務過多で、逼迫、疲弊している。そのような現状に、「教員指導力向上プログラム」を新たな研修として「追加」する形で想定されているなら強く反対する。既存の法定研修・校内研修の場を活用してほしい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	「教員指導力向上プログラム」は「進学カグレードアップ推進事業」の一環として授業力向上を目指し、平成26年度より実施してきた事業ですが、本事業は現時点では事業変更され、今後は授業改善研修等を実施していくこととしております。	教育庁
311	162	28	【修正案】 ■該当箇所⑪ 162ページ 28行目 「人権教育に関する講話」について。  意見内容:現場では、人権意識が欠如していると思われることが多々起こっている。教職員は、残酷に生徒たちを傷つける存在にもなりうる。教職員にこそ人権について考える機会を設けるべきで、法定研修や管理職の研修に人権についての内容を盛り込むことが必要だと考える。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご指摘の通り、学校教育において、教職員が第一に児童・生徒の人権を尊重する意識を持って教育活動を行うことが重要です。県教育委員会としても、初任者研修等の経年研修で子どもの人権を尊重する研修を実施し、教職員の人権意識の向上を図ってまいります。	教育庁

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
312	163	23	【修正案】 ■該当箇所⑫ 163ページ 23行目 「部活動指導員を派遣する」について 意見内容:「部活動指導員の派遣」をはっきりと書き入れてくれたことは素晴らしいが、さらなる部活動指導員の「増員」と「部活動の地域移行」、そして図書館司書のように部活業務の一切を担う「部活動担当職員の設置」を強く要望する。	③その他特定の場所に反映できない場合等	部活動指導員の増員や、部活動の地域移行については引き続き推進して参りたいと考えております。部活動担当職員の配置に関する意見につきましては今後の参考にさせていただきますと考えております。	教育庁
313	166	6・7	【修正案】 ■該当箇所⑬ 166ページ 6・7行目 「教職員が安心して働く環境づくり」について 意見内容:環境づくりには教職員の働き方改革が不可欠である。現場の教員のワークライフバランスは破綻しており、家族を犠牲にしている実情がある。家事労働やケアワークを担うこともできない。ケアが必要な家族がいた場合、現在の働き方では教員を辞めるしかない。現場の教員が死にそうになっている現実に真剣に向き合ってほしい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見を踏まえ、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の取組をより一層進めて参ります。	教育庁
314	10	5	【修正案】 ■該当箇所⑭ 10ページ 5行目 理想郷「ニライカナイ」について 意見内容:ニライカナイ=理想郷と言い切ることができるのか。この土地の他界観であることは間違いないと考えるが、もしニライカナイを書き入れるなら理想郷は削除したほうが良いと考える。さらに、ニライカナイは沖縄島南部の人々が考える世界であり、パイパティローマやハイドゥナンなど南西諸島に住む人々はそれぞれ他界観を持つため、ニライカナイだけ取り上げるのは沖縄島のエスノセントリズムだと批判されるのではないかと。「古くから」ということが言いたいならば、「マキヨと呼ばれた集落を形成した頃から」などに文言を変更したほうが良いと考える。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、「ニライカナイ」を削除するなど修正しました。	企画部
315	10	15	【修正案】 ■該当箇所⑮ 10ページ 15行目 「「ニライカナイ」、「ユイマール」等に見られる」を削除 意見内容:沖縄民俗学が明らかにしてきた「ニライカナイ」と「ユイマール」に、「やさしい」、「明るい」、「平和」という要素はないと思います。この一文は、沖縄民俗学の研究成果を全く踏まえておらず、妥当性はありません。削除すべきです。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、「ニライカナイ」を削除するなど修正しました。	企画部
316	16	24	【修正案】 ■該当箇所⑯ 16ページ 24行目 「平和を希求する沖縄」に下記の文言に変更 意見内容:PEACEの項目にも関わらず、沖縄戦についての文言が入っていないことは問題だと考える。そのため、「地上戦の経験を持つ平和を希求する沖縄」に変更することを提案する。	①計画(案)に反映	ご意見ありがとうございます。 ご指摘いただいている箇所の「平和を希求する沖縄」については、沖縄の歴史的特性、特に住民を巻きこんだ熾烈な地上戦の経験などを踏まえ、記載させていただいております。 また、そのほかにも、第4章の4-(1)のイ「沖縄戦の実相・教訓の次世代継承(P150)」などを記載しております。 平和を希求する沖縄として、地上戦の経験などを広く発信してよう努めます。	企画部
317	18	6	【修正案】 ■該当箇所⑰ 18ページ 6行目 「琉球文化ルネサンス」について 意見内容:琉球文化ルネサンスという言葉が意味不明です。この文言が入ることによって、何をめざし、何をしたいのかわかりません。「琉球文化ルネサンスを展開する」という文言を削除したほうがわかりやすいと思います。	③その他特定の場所に反映できない場合等	「琉球文化ルネサンス」については、第4章1(5)ア⑤首里城を中心とした琉球文化のルネサンスとして施策内容を記述しております。	企画部



意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
318	43	14	【修正案】 ■該当箇所⑩ 43ページ 14行目 「①各地域におけるしまくとぅばの保存・普及・継承の促進」を下記に変更 意見内容:保存・普及・継承のために、調査と研究が不可欠である。この二つの文言を加え、「①各地域におけるしまくとぅばの調査・研究・保存・普及・継承の促進」に変更すべきである。	③その他特定の場所に反映できない場合等	「しまくとぅば」は、「県内各地域において世代を越えて受け継がれてきた」ことばであり、沖縄文化の基層を成すものであることから、その保存・普及・継承は喫緊の課題となっております。 ご意見のとおり、しまくとぅばの保存・普及・継承の各種施策の展開にあたっては、県民意識調査等による実態調査や研究者等の専門家からの意見も踏まえ、効果的な取組を行いたいと考えております。	文化観光スポーツ部
319	44	18	【修正案】 ■該当箇所⑪ 44ページ 18行目 「⑤ 歴史資料の保存・編集・活用」を下記に変更 意見内容:20行目に調査研究という言葉は入っているが、保存・編集・活用のためには、調査と研究が不可欠なため、「⑤ 歴史資料の調査・研究・保存・編集・活用」に変更すべきである。	③その他特定の場所に反映できない場合等	調査と研究は、保存・編集・活用していくために前提として取り組むものと考えており、施策名に明記がなくても、その意味は包含されていると考えます。	教育庁
320	51	10	【修正案】 ■該当箇所⑫ 51ページ 10行目 「琉球文化のルネサンス」について 意見内容:琉球文化のルネサンスという言葉が意味不明です。この文言が入ることによって、何をめざし、何をしたいのかわかりません。「首里城を中心とした琉球文化の新たな価値の創造と魅力の発信」などに変更した方がわかりやすい。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、「琉球文化ルネサンス」の目的について、P51の施策展開部分に下記のとおり追記します。  「首里城の焼失によって改めてその価値が再認識された沖縄独自の文化について、自信と誇りを持ち、その価値を将来に向けて高め、世界に発信していく必要があります。」	知事公室
321	68	7	【修正案】 ■該当箇所⑬ 68ページ 7行目 「男女が仕事と育児・介護等を両立できる」について 意見内容:この文言は「夫婦」を想定していると思われるが、未婚既婚に関わらず、異性同性カップルに関わらず、誰にとってもワークライフバランスは重要である。そのため、「男女」を「誰も」に変え、「誰もが仕事と育児・介護等を両立できる」に変更すべきだと考える。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。  【2-(6)-ア-① 家庭や職場、地域や社会全体における男女共同参画の推進】 「男女共同参画の推進については、官民一体となり、誰もが仕事と育児・介護等を両立できる環境の整備はもとより、…」	子ども生活福祉部
322	68	14	【修正案】 ■該当箇所⑭ 68ページ 14行目 「家庭生活において男女が共に責任を担っていけるよう」について 意見内容:この文言は「夫婦」を想定していると思われるが、未婚既婚に関わらず、異性同性カップルに関わらず、共同生活を営む家族が共に責任を担うことが必要だと考える。そのため文言を、「家庭生活において家族が共に責任を担っていけるよう」に変更すべきである。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。  【2-(6)-ア-① 家庭や職場、地域や社会全体における男女共同参画の推進】 「…さらに、家庭生活において家族が互いに責任を担っていけるよう、…」	子ども生活福祉部
323	139	2	【修正案】 ■該当箇所⑮ 139ページ 2行目 「① 女性が働きやすい環境づくり」について 意見内容:この文言に、あらゆるライフステージの女性という意味を含めたほうがいいと考えるため、「①あらゆる女性が働きやすい環境づくり」に変更したほうがいい。	①計画(案)に反映	第4章3-(11)-エにおける「女性」は、「すべての女性」という意味であり、施策につきましても女性のあらゆるライフステージ対応する取組を行うこととしております。	商工労働部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
324	59		<p>1. 「将来像2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して」→「基本施策2—3 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保」→「政策展開『健康・長寿おきなわ』の復活」について</p> <p>素案本文59p①「県民一人ひとりの健康づくり活動の定着」の成果指標は「健康寿命」となっています。沖縄県の悲惨な現状(2015年平均寿命順位が男性36位・女性7位/不健康期間が拡大)を鑑みるに、今後10年の成果指標としてとてもの確妥当であると思います。しかし、それを推進する施策内容本文(59p.12-17行)を読むと、「啓発」主体でかつ内容がかなり曖昧です。</p> <p>長野県は健康寿命延伸の成功例として学ぶべき県と思われませんが、私が知る限り長野県の啓発活動が実を結んだのは、食生活改善推進員と保健師(人口当たりの比率が高い)という形で市民と行政がタッグを組んで、「みそ汁は1日1杯」「ラーメンやそばの汁は半分残す」など具体的に実行可能なキャンペーンを息長く展開したことが大きな要因と言われています。長野県が塩分制限で成功したのは、山国の県で塩分摂取過剰が大きな課題であり、飲酒・喫煙問題が沖縄県ほど深刻ではなく、かつ野菜摂取はもともと多いという諸条件からだったと思います。沖縄県について、もう少し踏み込んだ記述がほしかったです。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。本計画の着実な推進を図るため、基本施策等の展開を具体化する「実施計画」を策定することとしており、「実施計画」の中で具体的な取組を記載してまいります。	保健医療部
325	59		<p>素案本文59p②「生活習慣病等の予防に向けた健康的な生活の定着」の成果指標は「20-64歳の年齢調整死亡率」となっており、これも的確妥当な指標と思います。が、この成果指標を10年間で達成するためには、下記のような一工夫がさらに求められると思います。</p> <p>アルコール・タバコ・過剰な塩分・糖分など、一般市民が摂取するものをコントロールして公衆衛生的な指標改善までもっていくには、WHOが2014年「世界禁煙デーのスローガン」をRaise taxes on tobacco『タバコ税を上げよ』としたように、同じくWHOがアルコール施策に関するBest Buys(最もお勧めの公衆衛生的施策～1ドルでDALYを100以上低減できる方法)として『アルコール飲料への増税』『アルコール飲料の広告禁止あるいは広範な制限』『アルコール小売りの物理的制限(販売時間の短縮)』を提唱したように、また諸外国で『レストランのテーブルには追加する塩を置かせない』『甘い炭酸飲料の1瓶の販売容量を制限』などが実施されているように、アクセスを制限する施策が最も有効であることがつとに知られています。ただ、上記の施策を自治体単位で実施するのは非常に困難なものが多いことも確かです。</p> <p>そこまでの介入が困難であれば、せめて歯科の「8020運動」のように分かりやすい数値目標を、アルコール・タバコについても個別に設定してほしいです。</p> <p>例えば「生活習慣病リスクを高める飲酒(純アルコールで男性1日40g以上・女性20g以上)をしている者の割合を計画開始年よりも半分以下にする」</p> <p>「喫煙者の割合を計画開始年よりも半分以下にする」(具体的数値はお調べください)など。</p> <p>ちなみに「生活習慣病リスクを高める飲酒をしている者の割合」は国の第2期アルコール健康障害対策推進基本計画(私も第3期委員として策定に関与しました)でも検証すべき指標として取り上げられています。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご提案の数値目標については、新たな振興計画の分野別計画として位置づけることとなる「健康おきなわ21」「沖縄県がん対策推進計画」等において目標値を設定し目標管理を行っております。ご意見の趣旨については、具体的に施策を進めるうえで今後の参考とさせていただきます。	保健医療部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
326			<p>2. 「将来像2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して」→「基本施策2—3 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保」→「政策展開イ 質の高い医療供給体制の充実・高度化」について</p> <p>全体の記述が「がん」「小児」「周産期」医療にほぼ限定されています。確かに、がんは国民の65%(男性)～約50%(女性)が罹患するリスクを持ち、全死因の3分の1を占める大きな問題です。しかし、がん罹患の背景にはかなりの患者さんでアルコール依存症・ニコチン依存症の問題が顕著として存在し、根っこの依存症治療がうまく進まないために、貴重な医療資源(救急医療・がん医療)が浪費されたり、治療打率が下がったりする事象が起きています。また、未治療のアルコール依存症者は家族とくに子どもに破壊的な影響を与えるため、「自分は親のようにならない、と決心していたはずなのに依存症に罹患してしまった」という世代間伝播の問題も非常に大きいです。また、『酔うと化け物になる親』と生活することを余儀なくされる過酷な体験から複雑性PTSDに罹患して、後年 精神科受診する患者さんは非常に難治です。一言で言えば、「未治療のアルコール・ニコチン依存症者は、身体科医療にも精神科医療にも非常に大きな負荷を与えている」のです。</p> <p>日本全体では107万人と推計されているアルコール依存症者ですが、沖縄県での疫学調査(「適正飲酒推進調査事業検討委員会」による2014年12月～2015年3月 県内3箇所(那覇市・浦添市・糸満市)の運転免許センターで免許更新者3万人を対象にAUDIT実施)で、アルコール依存症が疑われる者の割合は全体で9.5% で、男性14%・女性4.6%(それぞれ全国平均に比べて2.3倍 5.7倍多い)でした。これを2015年度の沖縄県の生産年齢人口92.5万人に当てはめると約8万7000名の患者がいることとなります。依存症治療が軌道に乗って断酒が安定化するまでには、治療開始後最低でも3～5年は必要と言われています。依存症治療に携わって30年超の私の臨床実感も同じです。このような難治で時間・手間がかかる依存症者に対応する教育入院ベッドをもつ専門医療機関は本島内でわずか4箇所(糸満晴明病院・国立琉球病院・南山病院・博愛病院～医療法人タビックと合併した玉木病院はプログラム休止中)であり、これらの病院全ての入院ベッドを合計しても150床にも及びません。ちなみに依存症の教育入院期間はだいたい2ヶ月前後が標準ですので、これらの病床をフル回転させても1年間に教育入院を終えることができる患者さんの総数は900名足らずです。そして、本島以外の離島には依存症専門医療機関はありません…。</p> <p>国の第2期アルコール健康障害対策推進基本計画には、私が提案した『地域の実情に応じて、例えば2次医療圏単位でも専門医療機関を整備していくなど』という文言が盛り込まれました。(ちなみに国の第1期計画では専門医療機関の整備は『各都道府県に少なくとも1箇所』が数値目標で、第2期計画の策定作業に入った時点でほぼ達成されていました)しかし、沖縄県の現状をみると、『2次医療圏に1箇所の専門医療機関整備』でも全く不足しています。</p> <p>アルコール依存症を治療する専門医療機関は、その応用でギャンブル依存症やスマホ依存症などの治療にも関わる医療機関が多いのが特徴です。沖縄県においては、アルコール依存症の有病率に鑑みて、「依存症専門医療機関を二次医療圏で最低でも2箇所ずつ整備する」ことを数値目標にあげて頂きたいです。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご提案の数値目標については、新たな振興計画の分野別計画として位置づけることとなる「健康おきなわ21」「沖縄県アルコール健康障害対策推進計画」等において目標値を設定し目標管理を行っております。ご意見の趣旨については、具体的に施策を進めるうえで今後の参考とさせていただきます。	保健医療部
327	19	17~24	<p>辺野古埋め立てに関しては賛否両論あるが、10年先を見越すとのことなので、那覇空港だけでなく、軍と連携して嘉手納飛行場、辺野古飛行場を活用できる仕組みづくりをすることで、南部地区だけではなく、中部や北部地区も発展しやすくなるのではないかと？</p> <p>また、那覇港だけでなく、中城湾港や本部港なども活用しやすい環境づくりをすることで、沖縄がアジアの入り口になる環境づくりができるのではないかと？(P103の21行の国際物流ハブとしての機能強化に繋がる。P139の31行の自立型経済の構築に向けた社会基盤の高度化とネットワークの形成にも繋がる。)</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、第4章3(4)において、那覇空港、那覇港及び中城湾港新港地区等を基軸とする国際物流拠点の形成について記載しております。	企画部
328	31,32	29,1	<p>廃棄物3Rを積極的に進めるためには、食品ロスが出たら、家畜農家と連携して飼料にしていく仕組みを構築することで、農家も助かり、処分費などもかからないので経済的に助かるのではないかと？</p> <p>食品ロスが出にくい環境づくりも必要で、いたみそうな食材を直ぐに調理できて配食する環境をつくるで、コミュニティーづくりになる可能性があるし、子ども食堂、高齢老人独居世帯等の食事支援にも繋がるのではないかと？</p>	①計画(案)に反映	<p>食品ロス削減の取組においては「まだ食べられる食品」を有効に活用することが重要であると認識しております。</p> <p>ご意見を踏まえ、1-(1)-イ-①に、「…また、食品廃棄物のリサイクルを推進し、生産、加工・製造、小売における持続可能な資源循環(食品リサイクルループ)の促進に取り組めます。」を追加し取り組んでまいります。</p> <p>また、「1-(1)-イ-③ 食品ロス削減等の推進」とし、「等」は未利用食品の有効活用を含むものとして本文を次のとおり修正します。</p> <p>「未利用食品の効果的な活用に向けて、市町村・事業者等との関係機関と連携し、子どもの居場所や生活困窮者等への支援等にもつながるフードバンクの取組を推進します。」</p>	環境部 子ども生活福祉部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
329	45	17	誤字ではないか？ 文化際⇒文化祭	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 さらに、2022年に開催予定の「美ら島おきなわ文化祭2022」の成功に向けて、市町村、関係機関、県民等一丸となって取り組みます。	文化観光スポーツ部
330	46	2	沖縄空手の保存・継承・発展のためには、動画やビデオ等を保存しておくことも大切だと思う。指導者の育成に繋げるためにも活用できるし、県内の保育園や小学校の体育でも学びやすい環境ができる。武道の心得と人の痛みを早めに知る機会になり、沖縄の心を学べるので、県独自だけでなく、市町村や保育連盟や教育委員会にも働きかけてみることはできないか？ 沖縄空手が発祥の地と世界に認識されたら、観光に関しても良い影響につながると思う。(P94の24行の高付加価値の観光ニーズへの対応に繋がる)	①計画(案)に反映	「1-(4)-ウ 沖縄空手の保存・継承・発展」に掲げる①～④の各施策に取り組む中で、ご意見にございますような沖縄空手に関する動画等の製作や活用についても積極的に行っていきたく考えております。	文化観光スポーツ部
331	112	27~	経済金融活性化特別区における税制優遇措置を沖縄全島で活用できないか？ 米軍基地が約7割占めている中、軍用地も持っている方にはお金が入る。沖縄県は補助金で優遇してもらっているが、大きな企業が入り結局、お金は本土に流れているのも見受けられる。 県民の多くは米軍基地があることでの優遇されていると感じていない。米軍基地があることを理由に沖縄県全体の税制優遇を国に提言することはできないか？沖縄県全体を税制優遇ができると、多くの法人が県内に参入して人が集まる可能性があり、失業率の改善にもつながるので県民所得の改善にも繋がるのではないかな？ もしくは、竹中平蔵さんが勧めているベーシックインカムを沖縄県で試験的に実施することはできないか？(市町村によって、給付する仕組みを変えて試験的に実施することで、何がうまくいくかを想定できるのではないかな？所得によって、給付額を変えていくことも可能ではないかな？マイナンバーカードと連携することで普及にもつながるのではないかな？)	③その他特定の場所に反映できない場合等	沖縄県には、名護市に適用される「経済金融活性化特別地区」だけでなく、全県に適用される「観光地形成推進地区」、「産業高度化・事業革新促進地域」があります。また、県内の特定地域に適用される「情報通信産業振興地域・特別地区」や「国際物流拠点産業集積地域」などがあり、それぞれの地域・特別地区で、沖縄独自の税制優遇措置が適用され、産業の誘致・育成などの取組を進めております。 去る12月に、政府において、令和4年度税制改正の大綱が決定され、経金特区等税制については、見直しのうえ3年間の延長となったところです。 沖縄県としましても、引き続き、自立型経済の構築を目指した施策を展開し、全国最下位となっている一人当たりの県民所得の向上等に向けて取り組んでまいります。 なお、経済金融活性化特別地区は、北部圏域の拠点都市である名護市に税制優遇措置等により関連産業等を集積させ、周辺町村を含む同圏域の産業振興を図ることにより、県土の均衡ある発展を目的に創設されております。このため、同制度を沖縄全島に拡充することは制度の趣旨から適当ではないと考えています。	企画部 商工労働部
332	119	32	地産地消等による県産農林水産物の消費拡大においては、農家とホテルや飲食店をつなげることで、消費率が上がるので、無農薬を推奨して色や形が悪い食材でも健康的な野菜を供給することで、健康を意識した沖縄県をアピールして長寿につなげることができるし、農家も安定した収入を得ることができるようになる。そうすることで、一次産業を盛り上げて食料自給率が上がれば、経済も成り立つのではないかな？ 今回のようにコロナ禍になると観光業や飲食業は厳しくなるので、他の産業でもまわせる仕組みづくりが必要だと感じる。(P120の17行の農林水産業の担い手の育成にもつながる)	③その他特定の場所に反映できない場合等	地産地消等の取組に関しては、「3-(7)-ウ多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化」、域内経済循環に関しては、「3-(7)-キ魅力と活力ある農山漁村地域の振興と脱炭素社会への貢献」において取り組んでまいります。	農林水産部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
333	171	20	保育士の育成に力を入れているが、仕事量と給料が見合わないとの理由で辞める方もいる。県民の人材育成を考えていくと、保育士は赤ちゃんの頃から関わることになるので、きちんとした処遇改善が必要である。保育士が不足しているということは、保育園での働く環境によって続けられない状況になっているので、県独自で保育士を育成確保するための処遇改善案が必要ではないか？	①計画(案)に反映	県としましては、保育士等の処遇改善や労働環境改善、育成及び資質向上は、重要であると考えています。福祉保健部会での意見も踏まえ、次のとおり修正します。  【5-4)-イ-③ 保育士等の育成・確保】 「保育士等の育成及び資質向上に向けて、研修の充実に取り組むとともに、保育士の魅力発信や保育士への就業を希望する者に対する修学資金等の貸付、潜在保育士の復職支援など、保育士の確保に取り組みます。また、保育士の処遇改善や業務改善など、保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進します。」	子ども生活福祉部
334	171	27	福祉・介護の人材育成に関しては、家で介護している方々に関しても給付できる環境づくり、もしくは行政や地域の方々のサポートで家での介護をしやすい環境ができれば、家族で介護する方々も増えるのではないかと？	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 行政や地域のサポートについては、「医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目無く一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築」により取り組んでまいります。	子ども生活福祉部
335	193	30	中城湾港の物流及び人流機能を強化・拡充したサンライズポートの形成を図るには、高速道路から海中道路付近までを結ぶ高規格道路の整備が必要になってくる。沖縄県の振興計画に入れることで国と連携して進めることできる。中城湾港や宮城島の石油基地からの輸送や離島の方々の救急搬送、それだけでなく観光客も訪れやすくなり、道路渋滞の緩和にもつながるので、高速道路から海中道路付近までの高規格道路の明記してほしい。(P.210の24行～p.211の2行の産業支援港湾としての機能の強化・拡充に繋がる)	③その他特定の場所に反映できない場合等	新たな振興計画では、体系的な道路ネットワークの構築について、ハシゴ道路ネットワークの主要路線や、新広域道路交通計画の調査中路線等を明記しております。 中部東道路(高速道路から海中道路付近までの高規格道路)については、新広域道路交通計画の構想路線に位置付けられており、引き続き、うるま市と連携して事業化の可能性を検討していきたいと考えております。	土木建築部
336	77	2	地球温暖化が進む中、これからの台風、大雨など災害は歴史にないほどの「想定外」の規模になることが予測されている。従って、今後の街づくりや都市住宅、公共施設などの整備に当たり防災型の整備が求められる。	①計画(案)に反映	ご意見の趣旨については、主に68頁の「大規模災害等に備えた強くなやかな県土づくりの推進について」、またP.143 3-(12)-ウ「⑤災害に強い海上交通ネットワーク機能の強化と危機管理体制の構築」、P.190の「県土全体の基本方向」においても、強化する自然災害や様々なリスクを想定し、平時から危機管理体制の強化、ソフト・ハード両面からの防災・減災対策の強化、代替性や冗長性の確保」などが記載されております。 引き続き防災・減災対策については、各市町村及び関係機関と連携しながら、検討を続けたいと考えております。	土木建築部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
337	185	3	公共交通システムとして、沖縄本島では鉄軌道「ゆいレール」が縦断して進められている。復帰特別措置の中で、宮古・八重山や小離島など公共交通システムは抜本的には進んでいない。「鉄軌道の導入」という特別措置を、弱者の視点を考慮した島々に応じた方法で、実現する最終の時期ではないだろうか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	県では、県土全体において高水準な都市機能を提供するため、広域交流拠点の那覇と圏域の中心都市の名護、宮古、石垣との移動時間を1時間とする圏域構造の構築を図ることとしており、これら圏域間の連携を強化することにより、県の総合的発展を図ることとしております。そのため、那覇-名護を1時間で結ぶ鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向け、取り組んでおります。 また、地域公共交通は、地域のまちづくりと密接に関連していることから、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入においては、関係市町村において地域交通計画やまちづくりの観点から様々な検討がなされるものと考えております。県としては、各地域において導入に向けた基本的考え方や課題等が整理されていく中で、課題への対応等について調整等図っていきいたいと考えております。	企画部
338	227	14	宮古島の地下水保全については、リゾート開発、ゴルフ場整備が大幅になされ、農薬散布による地下水汚染が懸念される。自衛隊基地における排水、射撃訓練に伴う鉛弾使用などの抜本対策が求められる。	③その他特定の場所に反映できない場合等	県が宮古島市で行っている地下水調査では、全地点、全調査項目で環境基準に適合していることを確認しております。 県としては、今後とも地下水調査を継続するとともに、異常が確認された場合には、その原因の究明に努めてまいります。	環境部
339	225	1	宮古におけるクルーズ船への対応は、コロナ禍のなか果たして必要であるかについて再考が求められる。また、観光を見越したホテル建設ラッシュなど、島の公正な規模を逸脱しかねない状況にある。県の意識調査でも72%(県全体32%)の市民が、宮古をオーバーツーリズムと感じている。従って、レンタカーやホテル、ゴルフ場開発などへの一定の規制が求められる。	③その他特定の場所に反映できない場合等	自然環境の保全、地域の文化・生活環境、オーバーツーリズムに配慮した観光の促進にあたっては、適切な観光指標の設定による観光地マネジメントが重要と考えており、全地域共通の取組として、P93-21行『ISDGs に適応する観光ブランド力の強化』に記載しております。 また、宮古島圏域における取組としても、自然資源の利用ルールの策定等に関して、以下に記載しております。 第6章3 圏域別展開(4) 宮古圏域 イ 自然環境等を生かした観光及び文化・交流 ① 自然環境等を生かした観光振興 自然環境と住民生活が調和した持続可能な観光地の形成を図るため、自然資源の利用ルールの策定や周知の徹底、環境に配慮した良質な観光メニューの普及等を推進します。	文化観光スポーツ部
340			第2章3の(2)の中の13頁26行目に、「新たな成長戦略の、、」という言葉があります。成長神話という言葉を想起していますが、いかがなものでしょうか。  SDGsつまり「持続可能な開発」は、成長のみでは測れないはずで、この言葉が気になりました。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見にありますように、本計画において、目指すところは、「成長・発展」のみではありません。 第1章の計画の目標において、施策展開に当たっては、「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人取り残さない社会」を目指す旨などを記載しております。	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
341	32	12	P.32 12行目 効率的な廃棄物処理体制の推進 沖縄県における廃棄物処理の流れとしては、海上輸送による収集運搬は必然となり、適正処理にはリサイクルポートを含むネットワークの活用が必要だとおもいます。	③その他特定の場所に反映できない場合等	今後の具体的な取組を検討していく上での参考といたします。	環境部
342	73	5	P.73 5行目 ア 人流・物流・情報流に係るコスト低減 …補助を行い、沖縄本島並みの価格の安定… 基準となる価格について、沖縄県と本土端部の鹿児島県及び北海道との比較を行い、特に物流コストにおいて本土並みの水準が維持できるような施策が必用だとおもいます。	③その他特定の場所に反映できない場合等	本土と比べ割高な物流コストの低減は、沖縄振興においても重要と考えております。県では、農林水産物の流通条件の不利性を解消し、県外他産地と同一条件での市場競争を図るため、鹿児島県までの輸送コスト相当分を補助する農林水産物流通条件不利性解消事業を実施しているところであり、引き続き関係部局と連携して物流コストの低減に取り組んでまいります。	企画部
343	85	1	P.85 1行目 …「稼ぐ力」の強化 県民の可処分所得の向上には、沖縄県の統一した見解で情報を発信することが必要ではないでしょうか。 例：沖縄県企業立地ガイド2021年3月版P.13グラフ_全国と沖縄の初任給の比較 →沖縄の若者を安い給料で採用できますよと読んでしまいます。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご指摘のとおり、本県の賃金水準が、全国と比較して低いということを優位性として表現することについては、稼ぐ力の強化の観点から、見直しを検討する必要があると考えております。担当課や関係機関とも連携しながら、表現方法について検討してまいります。	商工労働部
344	208	5	P.208 5行目 国際物流…中城湾港新港地区の機能強化に取り組む。 →「持続可能な沖縄の発展社会」を構築するためには、循環型社会を支える静脈物流拠点として、国の指定を受けたりサイクルポートの機能強化に取り組む必要があるとおもいます。	①計画(案)に反映	中城湾港の物流機能強化・拡充に関する取り組みについては、本項のほか、第4章3-(12)-ウ「②中城湾港の物流・人流機能の強化」においても取り組みを記載しており、このうち物流・産業面の取り組みとして、「東海岸地域の産業支援港湾としての機能強化・拡充を図るため、航路の新設・拡充を含む効率的で生産性の高い物流ターミナルの整備・運営や既存施設の再編・強化」等に取り組むとしております。 御意見のありますリサイクルポートとして求められる機能・役割も踏まえ、物流機能の強化・拡充に取り組んでいきたいと考えております。	土木建築部
345	67,68,135	27,30,23,8	「性別」を「SOGIESC」へ変更することを求める。前回の骨子案に対する意見の中に性的指向、性自認、性表現、性的特徴を包括的に含む「SOGIESC」概念の使用を求める声が多数あったが、反映されていなかった。2019年、職場でのハラスメント防止に向けた改正労働施策総合推進法が改正された。この改正によって、LGBTと括ることなく、性的指向や性自認に関する侮蔑的な発言(女性に対するセクハラも同性愛者を「ネタ」にしたからかいも含む)や本人の了解を取らない暴露(アウトティング)がハラスメントとされる。こうした国内の動向も踏まえて、「SOGIESC」を使用することを強く求める。	①計画(案)に反映	「性別等」には、性自認や性的指向なども含まれると考えていますが、限定的な印象を回避するため修正することとし、読み手への伝わりやすさを考慮し、次のとおり修正します。 【(2-6) 多様性を尊重する共助・共創社会の実現】 「…地域が抱える問題・課題が複雑化する中であっても、県民一人ひとりが世代や国籍及び性のあり方等に関わらず、…」 「地域社会を構成する多様な主体間の連携を強化するとともに、世代や国籍及び性のあり方等に関わらず、…」 【(2-6)-ア-③ 性の多様性を尊重する共創社会の実現】 「性別」の文言を削除	子ども生活福祉部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
346	68	26	「ア ジェンダー平等の実現と性の多様性の尊重」の部分で、④として、「④ SOGIESCに基づく偏見・差別・暴力の解消に取り組む。」を追加してほしい。小項目としては「□ 家庭・学校・職場等あらゆる場におけるSOGIESCに基づく偏見・差別・暴力の解消に向けて、啓発や条例作りに取り組む」はどうか。美ら島にじいる宣言の中の「多様な性を理由とする偏見・差別やあらゆる種類の暴力を許しません」という見解とも一致する。ハラスメント防止の法律との整合性も取れると思う。いじめやハラスメントによって苦しんでいる人々がいる中で、素案のどこにも偏見や暴力にNOという箇所がないのは問題だと思う。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【2-(6)-ア-③ 性の多様性を尊重する共創社会の実現】 「沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島にじいる宣言)」の下、互いの個性を認め合い、人権が尊重される社会づくりに向けて、性的指向や性自認など多様な性のあり方に関する理解を促進するとともに、多様な性を理由とする困難を解消するため、普及・啓発や相談体制の充実等に取り組みます。」	子ども生活福祉部
347	149	33~34	「平和発信の拠点となる沖縄平和祈念資料館での魅力ある企画展の開催及び最新の歴史学の研究に基づく展示の定期的な刷新、展示内容の多言語化を進め、国内外への発信力の強化に取り組む」とするのはどうか。例えば、日本軍「慰安婦」に関する研究では、県史にもまとめられている通り、「慰安所」の数も当時よりも多くカウントされているし、現在の展示では、朝鮮半島出身以外の「慰安婦」のことについて触れられていない。頻回には更新できないかもしれないが、国内外への発信する情報は、正確なよりデータに基づくべきではないか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	悲惨な地上戦を経験した沖縄から平和を発信し続けることが重要であり、沖縄県民個々の戦争体験を結集して設立した平和祈念資料館は、県の平和行政の拠点であります。御意見の趣旨も参考とさせていただき、引き続き歴史的教訓の継承・平和発信の拠点施設となるよう取り組んでまいります。	子ども生活福祉部
348	164	3	「⑤健康教育・安全教育の推進」の項目追加として「□性と生殖に関する健康と権利教育の推進に取り組む」を追加してほしい。歴史的にみれば、米軍統治下で中絶が非合法であったこと、男児を産むことへのプレッシャーなど、リプロダクティブライツを発揮しにくい環境にある。性と生殖は生の要であり、誰もが自分らしく輝く社会の実現に向けて不可欠な教育であると考えます。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見につきましては今後の参考とさせていただきたいと考えております。	教育庁
349	52	24	子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進 ・子どもの異常、シグナルを発見しやすいのが学校である。教員にゆとりが無ければ気づきや対策が遅れる場合がある、ひとり1人が把握出来る様に少人数学級(20人学級が実現するのが1番早い道のり)の早期実現。 ・貧困やマイノリティはいじめに合いやすい事を認識し各学校、自治体で経済的支援含め対策等を強める。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、「2-(1)-イ-②経済的な支援の充実」に含まれているところですが、 また、本計画では、施策の再掲を避けることとしており、学校教育の充実については、基本施策「5(2)「生きる力」を育む学校教育の充実」に位置づけられているところです。	子ども生活福祉部 教育庁
350	52	28	貧困の世代間連鎖の克服と解消 ・(若年層の妊娠出産が虐待や貧困など更に悪化させる。)年齢に合った性教育を学校、地域で積極的に行う。 ・義務教育で権利、相談窓口、制度(就学援助、生活保護。子ども医療費、奨学金、)について学ぶ機会を増やす。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、「2-(1)-イ-①生活及び教育支援の充実」に含まれているところですが、 また、具体的な取組のご意見については、今後の参考とさせていただきます。	子ども生活福祉部 教育庁
351	53	5	・お金がかかる義務教育無償とは程遠いPTA会費、クラス活動費、給食費、算数セット、ランドセル、制服等持ち物で格差が見える。世界でも高額な大学授業料の減免、給付型の奨学金拡充、義務教育無償の実現。 ・点数至上主義、勝利至上主義を改める。全国学力テストとwebテストの中止で学校にゆとりを。 ・子どもの権利条約を子ども達が行使できる学校、社会にして行く。 ・教員管理と評価システムを止める	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、「2-(1)-イ-②経済的な支援の充実」に含まれているところですが、 また、具体的な取組のご意見については、今後の参考とさせていただきます。	子ども生活福祉部



意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
352	54	24	子どもの学びと育ちを社会全体で支える大切ですが若年層の自殺問題不登校、いじめなど深刻で学校を楽しく子ども達が生きていか上で欠かせない学びや仲間と過ごせる場として学校を安全・安心な場所にする事が大切と思う、学校を文言に挿入する	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見につきましては今後の参考とさせていただきますと考えております。 なお、「国・県・市町村、教育・福祉・雇用・医療等の関係団体、・・・などが連携・協働した」には、学校も含まれているところ。	子ども生活福祉部 教育庁
353	56	1	ひとり親家庭は時間的、経済的余裕がなく、地域や学校行事等の参加が出来ず、孤立しがちになる、行事の進め方や参加可能にするために企業の協力が必要。支援の啓発、啓蒙	①計画(案)に反映	県では、仕事と家庭生活や地域活動、自己啓発等の両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでおります。 県内企業への周知・啓発により、長時間労働の抑制及び休暇制度の取得を促し、地域活動や学校行事等の参加の促進に繋がると考えております。 ワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、3-(11)-イに記載しております。	商工労働部
354	57	14	親が仕事しているしていないに関わらず、保育園に子どもを預けたい人が全て入れる制度にして行く、親が1人で子育てを悩まない環境づくりをすための入口になる。親と保育士、親同士、親と保育園の関係があり、相談窓口が身近にある事で虐待防止 虐待の早期発見、貧困への対応、子どもの多様性に対応方法を学べる。	③その他特定の場所に反映できない場合等	県としましては、多様な保育ニーズに対応するため、市町村と連携の下、きめ細やかな保育サービスの提供体制・環境整備に努めているところであります。引き続き、市町村等と連携して多様な保育サービスの充実に取り組んでまいります。	子ども生活福祉部
355	57	13	コロナ禍でケア労働者は対応に疲弊している。コロナ禍でも賃金は安く、労働条件は負担は増え厳しい、辞めようにも次が見つからず辞められない、やりがいを感じながらも辞めて行く同僚達。安上がりで目先の対応でなく、ゆとりある保育、災害時にも子ども達の命が守れるように職員 の配置基準をかえる。(0歳時1.5人対1、1歳児3対1、2歳児3対1、3歳児4対1、4歳児5対1、5歳児6対1)園だけで対応して財政は圧迫	③その他特定の場所に反映できない場合等	県では、保育の質の確保・向上のための保育士等の処遇改善や労働環境改善に取り組んでいるところであります。併せて保育士の配置基準の改善及び財政措置を引き続き国へ要望してまいります。	子ども生活福祉部
356	57	27	居場所をつくるのは大切ですが学校が子ども達の居場所になるように学校を子どもの権利条約実行の場となり、子どもの最善の利益が与えられて意見表明権は行使されるように援助されているか？などの評価、調査をし、人権侵害の校則の見直し、体罰、暴言いじめなどの対応に迅速な対応できているか？全ての子どもの居場所になり得るような多様性を大切にされた教育実践されているか？子どもの意見を尊重する社会に	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見につきましては今後の参考とさせていただきますと考えております。 なお、子どもの権利利益の擁護については第4章2(2)③に、いじめ問題への取組については第4章5(2)イ③に記載しております。	教育庁 子ども生活福祉部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
357	58	7	詰め込み、点数主義で行事は削られ子ども達は互い協力し合い認め合い、感動を共有する事を奪われ、競争させられて思春期を乗り越える力となりうる友情や肯定感を育む事が出来ず孤立させられている。元凶となっている学校現場(教員の過重労働人権侵害の校則、ゼロトレラン、スタンダード等)や社会在り方(パワハラ、セクハラ、長時間労働等)を変え抑圧のない社会に。自殺者、不登校、いじめ、ひきこもりは増え続けている	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見につきましては今後の参考とさせていただきたいと考えております。 なお、県では、安定的な労使関係を形成するため、労働者、事業主を対象としたハラスメントに係るセミナーを実施するなど、周知・啓発に取り組んでいます。 また、仕事と家庭生活や地域活動、自己啓発等の両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいます。 県内企業への周知・啓発により、長時間労働の抑制及び休暇制度の取得を促し、地域活動や学校行事等の参加の促進に繋がると考えております。 ハラスメント対策やワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、3-(11)-イに記載しております。	教育庁 商工労働部
358	58	22	子どもの最善の利益に該当するか否かを判断し県と国はそれぞれの役割財政措置、対応を行う。 ・子どもの権利条約のどの子も立ち直る機会を与えられる、最善を尽くされる。その事を教育現場や施設、どの場面に於いてもその年齢に応じて学ぶ機会を与えられる事	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見のありますように、子どもの最善の利益を図ることは重要と考えております。 具体的な財政措置等につきましては今後の参考とさせていただきたいと考えております。	教育庁 子ども生活福祉部
359	9	13	令和2年から開始することを背景として→令和2年から開始したことを機に、が良い?	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見箇所の記述後「欧州を皮切りに」と、時機の記述が続くことから原文どおりとさせていただきます。	企画部
360	17	17~24	2050ゼロカーボンの基本的施策や気候変動緩和策の三つは、①再生可能エネルギー導入拡大②省エネルギー推進③CO2吸収(森林や海・サンゴ)である。 本行には①再生可能エネルギー導入拡大しか記述がないので、②省エネルギー推進③CO2吸収(森林や海・サンゴ)なども追記した方が良いと思う。 (③は入れなくても良いが、②省エネルギー推進の記述は必要と思う。温暖化対策 には、再エネ導入拡大と省エネ推進は両輪である。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、第4章1(1)ア③二酸化炭素の吸収源対策の推進を追加しました。	企画部
361	29	20~24	本行には上記同様に再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進しか記述がない。少なくとも省エネルギー推進は記述いただきたい。(同ページの下側の32、33行に省エネルギーの記述はあるが、上側の20~24行には省エネの記述は必要と思う)。資源循環、新技術を活用したモビリティの導入の記述は評価する。	①計画(案)に反映	ご意見の箇所に以下のとおり「省エネルギー対策の強化」を追記します。 「クリーンなエネルギーの導入促進、省エネルギーの強化、資源循環、」	環境部
362	30	17~20	本行は「太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入拡大を推進するため…」となっているが、「太陽光発電、風力発電、バイオマス発電や太陽熱利用等の再生可能エネルギーの導入拡大を推進するため…」が良いと思う。(バイオマスはバイオマス発電として、太陽光発電、風力発電と横並びの記述が良いと思う。7月にはうま市に約5万機のPKS発電所が操業した。バイオマスは熱利用もあるが、発電が主になっている。また、今後は食品廃棄物、畜糞尿などを原料としたメタン発酵発電にも期待し、バイオマス発電が良いと思う。	①計画(案)に反映	ご意見の趣旨を踏まえ、下記のとおり文言を修正します。 「また、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入拡大を推進するため…」	商工労働部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
363	30	21	太陽光発電、風力発電やバイオマス発電等の設備・・としてほしい。	①計画(案)に反映	ご意見の趣旨を踏まえ、下記のとおり文言を修正します。 「太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の設備、蓄電池の導入支援、二酸化炭素を極力排出しない次世代火力発電及び水素、アンモニア等の次世代エネルギーの利活用に係る調査研究の促進、新たな税制優遇措置等の支援策拡充に取り組みます。」	商工労働部 環境部
364	31	1~3	表現が適切でない。一部、意味不明の表現もある。下記の記述が適切と思う。 汚水処理の過程で発生する消化ガスの燃料・発電利用、汚水の処理施設におけるプラント運転時の省エネルギー化など様々な手法による効率的なエネルギーの利活用に取り組む。(現語尾の効率的な再生利用は意味がよく分からないのではないか)	①計画(案)に反映	わかりづらい表現となっておりましたので、意見を踏まえて表現を修正します。 答申P31、33行目 官公庁施設におけるエネルギーの効率的な利活用等を推進し、	土木建築部
365	31	13	民生部門については、建物の断熱性能等の大幅向上・・とした方が良いと思う。 (いきなり、断熱性能等の大幅向上・・となっている。後に建物(ZEH・ZEB)の記述もあるが、冒頭にも建物の記述があった方が分かりやすい。	①計画(案)に反映	ご意見の箇所に「建物の」を追記します。 1(1)ア② 建物の断熱性能等の・・・	環境部 土木建築部
366	31	16~21	本行は「運輸部門については、自家用車・路線バス等への電気自動車(EV)など次世代自動車の普及促進、基幹バスシステム導入等の交通需要マネジメント(TDM)施策の推進、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取組推進、公共交通機関の利用促進、脱炭素化に配慮した空港・港湾機能の高度化等に取り組む。」となっているが、2030~2050年も視野に入れるなら、 電気自動車(EV)だけに特定せずに、現在の自動車普及状況も勘案し、ハイブリッド車(HV)、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)や水素エンジン自動車などとした方が良いと思う。(ここは、丁寧に記述した方が良いと思う)。  基幹バスシステム導入等としている箇所も、基幹バスシステム(BRT)、次世代型路面電車(LRT)導入等の交通需要システム・・・が良い。那覇市は次世代型路面電車(LRT)導入の計画も策定している。もう、次世代型路面電車(LRT)導入も記述した方が良い。	①計画(案)に反映	運輸部門の記述中「電気自動車(EV)」に「燃料電池自動車(FCV)」を追記します。 1(1)ア② 電気自動車(EV)・燃料電池自動車(FCV)などの次世代自動車  また、脱炭素社会の実現等に向け、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組むこととしております。 公共交通ネットワークの構築については、沖縄本島北・中・南部に議論の場を設け、公共交通の充実に向け、市町村と協働で取り組むこととしております。その取組の中で、LRTやBRT、モノレール等、様々なシステム等を含め、地域にふさわしい公共交通ネットワークのあり方について、幅広く検討することとしており、第4章1(1)ア②「脱炭素化に向けた取組の促進」の「鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取組推進」の中に含まれております。 取組の具体的な内容については、第4章3(12)エ④「鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入」、第6章2(5)「シームレスな交通体系の整備と鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入」に記載しております。	環境部 企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
367	32	2~4	表現が適切でない。一部、分かり難い表現もある。下記の記述が適当と思う。 廃棄物の減量化や再利用ができる環境の構築に向け、家庭・事業所の一般廃棄物の効果的な排出抑制に取り組むほか、産業廃棄物については、実態把握に基づく排出抑制、産業廃棄物税の活用等による排出抑制に取り組む。現在の事業系廃棄物の実態把握に基づく一般廃棄物の効果的な排出抑制に取り組むほか・・・の表現は県民には理解が難しい。一般廃棄物(家庭・事業所)と産業廃棄物は明確に分けた記述がよいと思う。	①計画(案)に反映	御意見を踏まえ下記のとおり修正いたします。  廃棄物の減量化や再利用ができる環境の構築に向けて、廃棄物の実態把握に基づき、一般廃棄物については市町村との連携により、また、産業廃棄物については産業廃棄物税の活用等により、効果的な排出抑制、廃棄物の処理に関する啓発に取り組みます。	環境部
368	32	21~23	本行の末尾には、下記を付け加えたほうが良い。 海岸漂着物については、継続的かつ適正に処理できる環境づくりに向けて、効率的な回収体制の構築、継続的な回収処理の実施、回収されたごみの再資源化に向けた研究開発等に取り組む。プラスチック類の回収物については、民間事業者と連携し、廃プラスチックペレット製造工場等の建設に取り組む。と追記した方が良い。 (今年の6月に国会で成立した「プラスチック資源循環促進法」の県内での具体化のためには、プラスチック再生工場の建設は必須である。沖縄でも児童生徒・各種団体による海岸のごみ回収活動が行われているが、回収プラスチック類はごみ焼却場で燃焼されているのが実態である。プラスチック資源循環促進法に沿ってプラスチック類は燃焼が少なく、資源循環に舵を切らないと、海岸のごみ回収活動が無駄になる)	①計画(案)に反映	御意見を踏まえ以下のとおり修正し、その中でプラスチック廃棄物リサイクルの向上に取り組んでまいります。  「海洋ごみについては、効率的な回収体制の構築、継続的な回収処理の実施、回収されたごみの再資源化に向けた研究開発・実用化等に取り組めます。」	環境部
369	32.33	32~34, 1~8	P-32の32~34行及びP-33の1~8行の④脱プラスチック社会の推進について(上記にも関連) 脱プラスチックが前提の記述になっている。プラスチック類は産業・家庭用に広く使用されており、現在のプラスチック産業は今後数十年先も生き残ると思われる。  よって、この箇所は、「プラスチック資源循環促進法」に関連したプラスチック資源循環と脱プラスチックに分けた記述が望ましい。当方、具体的な記述は提起しませんが、担当部署での作り直しを期待します。	①計画(案)に反映	御意見を踏まえ、1(1)イ④に下記のとおり追記いたします。  プラスチック資源循環戦略やプラスチック資源循環促進法等の国の施策を踏まえ、プラスチック資源の循環的利用の促進にも取り組めます。	環境部
370	40	9~17	②海洋ごみ問題への対応について P-32の21~23行の箇所で記述したとおり、「プラスチック資源循環促進法」に沿ったプラスチック再生工場建設とセットにした記述が必要である。当方、具体的な記述は提起しませんが、担当部署での作り直しを期待します。	①計画(案)に反映	御意見を踏まえ以下のとおり修正し、その中でプラスチック廃棄物リサイクルの向上に取り組んでまいります。  「海洋ごみについては、効率的な回収体制の構築、継続的な回収処理の実施、回収されたごみの再資源化に向けた研究開発・実用化等に取り組めます。」	環境部
371	83~88	25~27	P-83の25行~P-88の17行の間の6ページの「(1)県民所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化」の記述について  沖縄県中小企業支援課などが中心となり、記述した文章と思われる。県内の中小企業者にとって、大変重要な記述箇所である。当方、具体的な記述は提起しませんが、今からでも遅くないと思うので、県中小企業家同友会、県中小企業団体中央会などとの協議を行うことを提言します。	①計画(案)に反映	県では、新たな振興計画(素案)に対する意見聴取を各関係団体へ行うとともに、沖縄県中小企業団体中央会には沖縄県振興審議会の委員に就任していただきご意見を頂戴しました。	商工労働部
372	161	27	学力調査とは全国学力調査を指しているのだと思われるが、「児童の自立的な学び(同ページ 28~29行)」「学習意欲の向上(同ページ 23行)」「自分の良さや可能性を認識(同ページ、24~25行)」「自己肯定感を育み(同ページ、25行)」は学力調査でなく、学習状況調査によって把握するのが適当だと思われる。学力調査では点数の結果しか把握・分析できない。学力調査とともに学習状況調査を明記しないと真の学力向上といえない。多くの弊害は学力調査によって学力向上を把握・分析することだと考える。弊害を少なくし、子どもたちの「自立的な学び」「学習意欲」「自分の良さや可能性」「自己肯定感」を保障してほしいと強く願う。	①計画(案)に反映	全国学力学習状況調査においては、学力調査の結果のみの把握にとどまらず、質問紙調査を通して学習状況を把握し、分析を行うことで授業改善等につなげているところです。  また、「沖縄県学力向上推進5カ年プラン・プロジェクトⅡ」では、ご指摘の内容の通り、「自立的な学び」、「学習意欲」、「自分の良さや可能性」、「自己肯定感」を高める取組を推進しております。	教育庁

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
373	161	22	「きめ細かな指導体制の充実」ために、「きめ細かな指導体制をとるための準備時間を確保し、充実」させることが不可欠である。言葉だけでなく「きめ細かな指導体制」を充実させるためには、「少人数学級」や「学習支援ボランティア」だけでなく「きめ細かな指導体制をとるための時間の確保」が必要だと思います。それがなければ言葉だけの提言となります。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見を踏まえ、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の取組をより一層進めて参ります。	教育庁
374	161	32~33	上記したように「決め細かな指導体制の充実」は「少人数学級の推進」や「学習支援員の活用」だけでなく「きめ細かな指導体制をとるための準備時間の確保」が不可欠である。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見を踏まえ、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の取組をより一層進めて参ります。	教育庁
375	162	4	「諸学力調査」だけでなく「学習状況調査」を活用しないと点数主義に陥っています。その弊害が現場で定着している。早急に「学習状況調査」を中心にしてほしい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	全国学力学習状況調査においては、学力調査の結果のみの把握にとどまらず、質問紙調査を通して学習状況を把握し、分析を行うことで授業改善等につなげているところです。	教育庁
376	162	18	トヨタの研修制度を見ると、自己啓発的研修を位置付けることで多様で豊かな人材開発を行っている。沖縄県教職員に対しても各種研修や指導力向上だけでなく、教師自ら「主体的に」学ぶために自己研修制度を積極的に活用しないと多様で豊かな教育はできないと思う。ぜひ「自己研修の積極的な活用」の一文も挿入してほしい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	「教員指導力向上プログラム」は「進学カグレードアップ推進事業」の一環として授業力向上を目指し、平成26年度より実施してきた事業ですが、本事業は現時点では事業変更され、今後は授業改善研修等を実施していくこととしております。	教育庁
377	60	2	OP60 2行目 地域医療連携体制の構築 糸満市においては、県立南部病院の廃止後、市外に救急搬送することとなり救急救命の現場に疲労が多く見られる。地域医療構想は理解できるが、それと同時に消防の広域化も強く進めていただきたい。消防の広域化によって分署の設置などより良い救急活動ができ、救命率の向上や救急隊員の働く環境の改善に繋がる。是非、強いリーダーシップを求めたい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	消防広域化につきまして、県では令和2年度に「沖縄県消防広域化推進計画」を再策定しております。広域化の方向性として、まずは実現可能性のある組み合わせ（中部ブロック、南部ブロック）から広域化を行うことにより、その近隣または圏域など、県内で波及的に広域化の機運を高め、段階的に広域化を進めてまいります。 県におきましては、広域化対象市町村間の協議会等の立ち上げや運営等の仲介・連絡調整など、関係市町村間の合意形成のために積極的に支援していきたいと考えております。	知事公室

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
378	148	6~	<p>OP148 6行目以降          県は、県土の均衡ある発展を前提に那覇-名護間としているが、鉄軌道の導入後の安定運営を考えた場合、利用人口の多い那覇以南を除外する意図が理解できない。          また、那覇以南には県内有数の大型ホテルが立地し、観光資源も豊かな地であることから、観光振興上も鉄軌道の南部延伸が必要である。交通渋滞によるCO2削減や経済的な損失を少なくするという意味からも糸満・豊見城への南伸は必要と思われる。          以上のことから、計画にある「那覇-名護間」を「本島を縦断する」に改め、南部への鉄軌道導入の可能性をしっかりと示していただきたい。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>鉄軌道のルートについては、3年半の構想段階における計画案づくりにおいて、学識経験者による専門委員会及び、延べ6万2千人の県民等から寄せられた意見等を踏まえ、事業効果や採算性、事業費等について考慮しながら、現在のルート案を決定しました。          また、当該計画案づくりの中で、南部への延伸について検討した結果、支出に見合った収入は見込めず、赤字となり骨格軸の採算性の低下を招くとの試算結果が得られたことから、那覇-名護間を結ぶルートを概略計画としてとりまとめたところです。          一方、県としましては、全ての地域において鉄軌道の利便性を享受できるよう、鉄軌道とフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図ることが重要と考えていることから、沖縄本島の北・中・南部に議論の場を設け、地域の課題等を確認しながら、市町村と協働で公共交通の充実に向けた取組を進めていくこととしております。          今後、公共交通の利用が増大することも考えられることから、将来的には、鉄軌道の延伸等について、公共交通の利用状況や地域のニーズ等を踏まえ、検討していく必要があると考えており、当該方針については、「沖縄鉄軌道の構想段階における計画書」にも盛り込んだところであります。</p>	企画部
379	151	5~	<p>OP151 5行目以降          当該段落内の文書を読むと戦争遺跡はガマなどの特定された範囲と理解する。          昨今報道等で糸満市のガマや周辺の緑の稜線など、戦争の歴史を含めた風景の保全の必要性が指摘されている。既存計画ではその範囲を示していないことから改善を求めたい。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>第6章「3(3)イ①」に、沖縄戦跡国定公園の特別地域の範囲の見直しについて記載しております。今後、地元の意見を聴きながら区域の見直しを検討していくこととしてます。          なお、第32軍司令部壕は首里城復興の整備と併せて、その保存・活用に向けて取り組んでおります。</p>	環境部 教育庁 子ども生活福祉部
380	151	8~	<p>OP151 8行目以降          県内の慰霊碑や塔の多くは糸満市に建立され、一定程度まとまりをもって存在している。また、その大半は沖縄戦跡国定公園内にあり、自然公園法の制限を受けている。          本文を見ると「管理や支援の在り方を検討する」程度にあり、具体的に何を指して取り組むのか詳細がわからない。          「保全及び活用」のタイトルと連動する意図を持っているなら、慰霊碑・塔の単体の議論ではなく、慰霊碑・塔が集中する範囲に広げた空間と法の制限の濃淡をどのように保全及び活用につなげていくかなど、県の目指すところと併せた文脈にしていきたい。</p>	①計画(案)に反映	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、新たな振興計画(答申)(p149 28行~)においては、以下のように修文しております。          「さらに、国や市町村等との連携・協働の下、県内各地に残されている戦争遺跡の保全に取り組み、一般公開が可能な遺跡については、沖縄戦の記憶継承の空間としての利活用に取り組みます。特に、沖縄戦の軍事的な中枢施設であった第32軍司令部壕については、壕の詳細な位置の確認や壕周辺の地盤の安全性を検討するための地質調査等を進め、壕の保存・公開に向けて取り組みます。」</p>	子ども生活福祉部
381	52~		<p>OP52以降 子どもの貧困対策          ひとり親家庭の雇用機会の確保や賃金上昇、さらに貧困による教育の格差是正など具体的取り組みが示されているが、事業の実効性の担保は、財源の確保となる。          国への財源確保と併せて、民間支援を有効活用できるよう取り組んでいただきたい。</p>	②制度・財政措置の対応	<p>ご意見にあります子どもの貧困対策については、国において財政措置される見込みとなっております。</p>	子ども生活福祉部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
382	185	~	OP185以降 沖縄振興特別措置法の活用 沖縄固有の課題克服のため、高率補助制度や沖縄振興交付金制度など沖縄振興関連制度があるが、先のあったいわゆる一括交付金制度の継続は県内市町村が強く望んでいる。 特に、コロナ禍からの経済拡幅のため市町村独自の取り組みが期待されるなか、同制度の継続確保に向けて、市町村と連携して国に働き掛けていただきたい。	②制度・財政措置の対応	沖縄振興交付金の継続につきましては、県と県内市町村の総意として、知事を先頭にその継続を国の関係要路へ要望してきたところであります。 令和3年8月に国が示した「新たな沖縄振興の検討の基本方向」において、『様々な政策課題に沖縄が主体的に対応するための財源として、その有効活用等に留意しつつ一括交付金制度を継続する措置を講ずる』とされ、令和4年2月8日に閣議決定された「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案」においては、現行の沖縄振興交付金制度は令和4年度以降も継続される見込みとなっております。 県としましては、令和4年度以降も同交付金を活用し、沖縄の振興・発展に取り組んでまいります。	企画部
383	166	6	精神疾患等で休職した教員の復帰プログラムを多角的に、柔軟に行うことを追加して欲しい。 具体策 復帰プログラム作成時に、本人の病状特性や希望を熟知した専門家の参加、及び復職後の労働環境の監察を。 復帰する職場の選択肢(定時制や、臨時任用、事務職、委託等)の増加を。	③その他特定の場所に反映できない場合等	精神疾患で長期の休職をした教職員に対する復職支援プログラムは、主治医の意見を踏まえて作成するなど、効果的な実施に努めているところです。	教育庁
384	16	5~6	「『ニライカナイ』が存在すると人々が信じた古の時代から、訪問者を歓迎する文化を持ち、平和・共生を志向してきた。」とあるが、適当ではない。「ニライカナイ」からの訪問者は神様と捉え、時代を経て琉球王国時代に交易や外交で来訪した人々をその神様のような「ニライカナイからの訪問者」と例えていた。本県の平和・共生の志向は、琉球王国時代のアジアの国々との貿易を通じて文化的交流の歴史からくるものである。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、「ニライカナイ」を削除するなど修文しました。	企画部
385	16	15~16	「ニライカナイ」「ユイマール」という言葉の意味を考えると、「やさしい」「素朴」「明るい」「平和」という特徴と結び付けるのは過大解釈であり、適当ではない。「ニライカナイ」「ユイマール」という言葉の歴史的な脈を再度理解してから文章をまとめるべきである。(参考)「ニライカナイ」世界概念の一つ。恵みをもたらす理想郷。「ユイマール」とは農作業における相互補助。共同体として協働していく意味として用いられる。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、「ニライカナイ」を削除するなど修文しました。	企画部
386	16	17	「人間主義」とは人間尊重であり、人間を中心に物事を考える立場を示す場合もある。よって沖縄の言葉「テムグクル(肝心)」という言葉と繋げるのは間違いである。そもそも17行目~20行目で示す内容はまとまりがなく、文も整理されておらずわかりづらい。「テムグクル」「イチャリバチョーデー」の言葉を理解し再考する必要がある。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、修文しました。	企画部
387	24	4~5	「人間主義、人間礼賛の『テムグクル(肝心)』の文化がある。」とあるが、「テムグクル」の言葉の歴史的な脈を踏まえると間違いである。自然を敬い、自然の中でもたらされた沖縄文化は、「人間主義」「人間礼賛」という言葉とは結び付かない。なぜこのような文になるのか？沖縄文化について再度理解し直してほしい。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、修文しました。	企画部
388	136	25	中体連、高体連と連携強化支援を行う、競技の向上やトップアスリートの育成は、学校の部活動の勝利主義志向、過剰な部活動を促す要因となる。指導にあたる教員の業務負担や過度の重圧を引き起こし、コザ高校の生徒自殺のようなことが起こり得る可能性が高い。部活動の本来の目的とは異なるため、学校の部活動において競技の強化支援やトップアスリートの育成は行うべきではない。部活動は学校の教育活動である。	③その他特定の場所に反映できない場合等	部活動の適正化については、県立学校を中心に「部活動等の在り方に関する方針(改定版)」、「部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組」を策定・配布をし、子どもの人権が尊重され、健全で充実した適切な部活動の実現に向け取り組んでまいります。	教育庁

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
389	168	18	「教員指導力向上プログラム」の実施は、教員の新たな負担となるため、教員1人1人が現行の研修内容を自身の教材研究、自己研鑽できる時間の確保へ変更すべきである。	③その他特定の場所に反映できない場合等	「教員指導力向上プログラム」は「進学力グレードアップ推進事業」の一環として授業力向上を目指し、平成26年度より実施してきた事業ですが、本事業は現時点では事業変更され、今後は授業改善研修等を実施していくこととしております。	教育庁
390	169	14	県内のスクールソーシャルワーカーの配置は不十分である。県内の全ての学校に配置すると明記すべきである。	③その他特定の場所に反映できない場合等	第4章 5-(2)-ア② 不登校児童生徒への支援体制の強化において、個に応じた指導の充実、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用、適応指導教室等の充実を図り、不登校の予兆への対応を含めた初期段階からの支援体制及び家庭、学校等が抱える問題等の解決に組織的・計画的に取り組む旨を記載しております。具体的なご意見につきましては今後の参考とさせていただきますと考えております。	教育庁
391	169	23~24	学校における体力向上の取組は体育の授業を通して行うものである。運動部活動の活性化は全ての児童生徒に還元できるものではなく、取組としては適当ではない。「部活動指導員」は文科省の示す方針を踏まえると、教員の部活動負担軽減のための派遣である。体育の授業や行事を専門的に深め、実施するという内容にすべきである。	③その他特定の場所に反映できない場合等	体育の授業や行事を専門的に深める事は重要であると考えております。一方、部活動についても、児童生徒の体力及び技能の向上や、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するものと考えております。	教育庁
392	169	32	県内の中高生における薬物乱用を防止するために、養護教諭が主体となって薬物乱用教室を実施するのは日常の業務量を考えると厳しい。警察と連携し社会全体で取り組むことが効果的であるため、警察主体の講和・教室を企画し、実施すべきである。	③その他特定の場所に反映できない場合等	薬物乱用防止教室の実施については学校と県警察等と連携して実施することが可能であり、県警察より講師派遣についても実施しているところです。	教育庁
393			基本施策5(1)~(3) 記載されている全ての項目を実現させるためにも、学校の教職員の働き方を見直す必要がある。また、1日の業務量が過多のため、今以上に教員数を増やす必要がある。今の教職員にこの施策を実現できる余地がない。新たな研修や自己研鑽する時間さえ確保できていない。現場の教職員の現状を的確に把握し、負担軽減の施策を今回の素案に加えてほしい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見を踏まえ、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の取組をより一層進めて参ります。また、素案166pの5~7行目に教職員が安心して働く環境づくりについて記載しております。	教育庁
394	53	13,16	53ページ、13行目、16行目 格差の是正、格差の解消とありますが、具体的な対策はないのでしょうか？ それこそが子どもの貧困の本当の原因で、何よりも先に手掛けていくべき課題です。 また、格差解消の一手としての教育施策の充実とあります。 お腹が減っているのは学べない、現状に不安があれば希望が持てません。 衣食住の保障、子どもであっても人として認められる、ここにいることの実感から学びへの意欲につながると思います。	①計画(案)に反映	基本施策の説明については、「目指す姿」、「課題」、「施策」を記載することとしております。 ご意見の趣旨については、「2-(1)-イ-①生活及び教育支援の充実」や「2-(1)-イ-②経済的な支援の充実」に含まれているところです。 また、本計画では、施策の再掲を避けることとしており、学校教育の充実については、基本施策「5(2)「生きる力」を育む学校教育の充実」に位置づけられているところです。	子ども生活福祉部



意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
395	54,55	5,3	54ページ、5行目 55ページ3行目 つながる仕組みの構築 繋がるだけでは解決になりません。つながった後に、貧困からの脱却に向けてどう手だてを打つのかを考えたい。居場所がどこまで生活支援をカバーするのか、その他学童、児童館等との役割分担はどう考えるのか。様々な背景の子どもたちがいるが、児童養護施設で対応する状況でないが、居場所で見るとハードということもある。これらの中間に位置する機関、または児童養護施設の増設、拡充が必要と感じます。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、「「2-(1)-ア-①」つながる仕組みの構築」に含まれているところです。 具体的な取組のご意見については、今後の参考とさせていただきます。	子ども生活福祉部
396	7		格差の進行 沖縄には米軍基地があることで、多くのアメリカ人が住んでいる。他県に比べ、英語が身近にある環境。基地内にあるスクールの子供達と公立学校の小・中学生、高校生たちと交流する機会をもうける。 英語教育に力を入れ沖縄の子供達が英語で全国一になることを目指す。海外の大学への進学者が増え、海外に就職する若い人材が増えたら所得もおおのずと上がっていく。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、外国語教育や国際理解教育については第4章5(3)アに記載しております。	教育庁 企画部
397	7		全国学力テストの順位を上げることよりも英語力を上げる。未来、グローバル社会で活躍するために最も重要なことではないか。日本は世界の中でも英語が話せない国なので、沖縄からまずそれを変えていくことが必要ではないか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、外国語教育や国際理解教育については第4章5(3)アに記載しております。	教育庁 企画部
398	6		子供の貧困対策について 大人の貧困対策になんで踏み込まないのか疑問。こどもだけ抜き正して支援してそれで改善されないと思う。 SDGs持ち出すなら貧困だけでなく、豊かな個性ゆえの不登校や引きこもり、精神しょうがいやメンタルトラブルゆえの不登校や引きこもりに手当てをしてほしい。	①計画(案)に反映	本計画では、重要施策として県民所得の向上に取り組むこととしております。 また、第4章2(1)子どもの貧困では、保護者への支援を含めて施策を展開することとしております。第4章2(2)イ②で不登校など困難を有する子ども・若者、同(5)ウ③ひきこもり支援等に取り組むこととしております。	企画部 子ども生活福祉部 保健医療部
399	10		沖縄の歴史、自然、文化の授業を小中学校で取り組む。 体験授業などでじっさいにその場所に行き、見たり触れたりすることが学校の役割ではないか。 個人ではなかなかできないこと。 子供達がきちんとカラダで学ぶことで体感することで、大切さを分かち合い、次世代へと繋げていくことになるのだとおもう。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、学校、地域における多様な体験活動については第4章5(1)アに記載しております。	教育庁 企画部
400	40		珊瑚礁の保全 ビーチクリーンや珊瑚の植え付け体験を学校の体験授業にとり入れる。 実際に自分が取り組むことで初めてわかること、知ることが多い。 いかに他人事からジブンゴトにすることが大切。	③その他特定の場所に反映できない場合等	体験学習については、新たな振興計画の「1-(2)-ウ-②」に記載しております。ご意見の内容については、取組の参考にさせていただきます。	環境部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
401	43		伝統芸能の継承 三線や紅型の授業を小中学校で取り入れる 興味をもつこと。ふれること、体験することが大事。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見につきましては今後の参考とさせていただきますと考えております。 なお、学校、地域における多様な体験活動については第4章5(1)アに記載しております。	教育庁
402			部活動指導員について、外部から指導員を入れた場合、顧問である教師は大きな責任がある、外部指導員が部活動生徒に熱意のあまり体罰行為をしていないか、不適切な行為がないか(実際に聞いた話である)指導者がいることで教員の負担が増大になることは困る。そのために指導員の資質向上に研修など徹底に行くことが必要。しかし、中学校、高校の教員の部活動顧問の負担は依然と変わってない、顧問している教員は平日の部活動、土日なある試合などで休み返上で行っていることが現状であることは認知しているのでしょうか、朝練から付き合い、教務を行い帰宅時間が遅いことも、強い部活動ほど対外試合、練習時間が多く、顧問になった教師は大変である。 学校における体力向上や運動部活動の活性化も必要であるが、顧問の負担を減らす方法をもっと考えるべきではないでしょうか	③その他特定の場所に反映できない場合等	部活動指導員及び外部指導者については、指導方法や体罰、ハラスメント根絶等に関する研修を年1回実施しており、適正な部活動指導の実施が行われるよう務めております。また、部活動指導員を配置した学校における事後報告書によれば、部活動顧問の負担軽減に資するとの結果が出ております。教育委員会においては引き続き部活動における学校の負担軽減等に努めて参ります。	教育庁
403			時代の変化に対応した学校づくりの推進 教員が子供たちと向き合う時間の確保に取り組むとあるが、具体的にどのように行うのでしょうか? 現場(学校)からの声(意見)は反映しているのでしょうか、教務(授業)以外にも生徒指導など多くの業務があり、部活動もありと現場はたくさん業務があると聞く、教員が激務で年々希望者が減っているとも聞く、また、退職者、退職も増えていると現場からの話、職員不足で本来正職員が行う業務を臨時教職員が行っている、業務内容は多大になるのに職員は不足しているとき、その中で教員が子供たちと向き合う時間を確保できるのでしょうか? 保護者としても不安である。担任が任務中に退職などしたら子供達への影響が不安である。(実際に子供が高校の時担任が2人変わったことがある) 激務という教員の仕事のあり方を変革することが子供達との向き合う時間が取れるのではないのでしょうか?	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見を踏まえ、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の取組をより一層進めて参ります。	教育庁
404			人材確保も必要ですね、退職者の再雇用も良いが若い人材を採用して育ててほしい、未来の子供たちの為に 振興計画全体を通して／施策と県土のキャパシティについて 本計画で示されている多くの施策について、その全てを実行に移した場合、沖縄が現在の首都圏を上回る過密な環境となるのではないかと?	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見を踏まえ、計画中の施策について更に精査してまいります。	企画部
405			振興計画全体を通して／「我が国の発展」について 「万国津梁」のスローガンを掲げ沖縄振興を図るのであれば、目標とするところはより広域的な「アジア地域、世界全体の発展」ではないのか。そうであれば、国内で完結するものを除き、可能な限り「我が国の発展」を「我が国、アジア地域、そして世界全体の発展」といった様に置き換えてはどうか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見ありがとうございます。ご意見の修正案については、今後の参考とさせていただきます。	企画部
406			全体を通して／「アジアのダイナミズム」について この部分について、県は「SDGsの展開」とどう整合性をとるのか。 近年、アジアの複数地域において、強制労働を含む過酷な労働環境、大規模な環境破壊のの実態が明らかとなり、企業はこれらの地域における取引の中止・縮小・見直しなどの動きを見せている。 確かに「アジアのダイナミズム」が2000年代・2010年代の世界経済において発展の主導を担っていたのは確かだが、その実態が上記の通りである以上、2020年代以降の発展の基礎と見なしている「SDGs」と「アジアのダイナミズム」は共存し得ないものではないのか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	「SDGs」は、アジア諸国も含め、世界共通の目標であり、「アジアのダイナミズム」も連動していくものと考えております。ご意見を踏まえ、議論を深めてまいります。	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
407	1	14	「新型コロナウイルス感染症の拡大が本県経済をはじめ我が国全体に甚大な影響を与えており」 新型コロナによる影響は県内・国内に留まらず世界全体の政治・経済を含む広範な分野に深刻な影響を与えていることから「新型コロナウイルス感染症の拡大が本県、国内及び世界の政治・経済を含む広範な分野に影響を与えており」としてはどうか。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、修正しました。	企画部
408	1	15	「新興国の台頭に伴う国際秩序の変化など」 国際秩序に変化をもたらしている「新興国」について、それらの国と沖縄との直接的な関わりが今後の沖縄の立ち位置を決めるにあたり重要となる。県として、特に重視している具体的な国名を明記してはどうか。 また、県の計画でありながら「我が国は難しい舵取りを」と国の方針に触れるのは不自然ではないか。難しい舵取りを迫られているのは本県も同様であることから「我が国は」を「本県」に置き換え、または両方併記してはどうか。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、修正しました。 なお、具体的な国名については、様々なご意見があることから、ここでの明記は見送らせていただきました。	企画部
409	1	21	「我が国全体の発展につながり、国家戦略としても重要な意義を有する。」 基本施策4「世界に聞かれた交流と共生の島を目指して」との関連から、文言を以下のようにしてはどうか。 「我が国、更には東アジア・東南アジア全域の発展につながり、地域の繁栄に重要な意義を有する。」	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見ありがとうございます。ご意見の修正については、今後の参考とさせていただきます。	企画部
410	6	17	「新しい生活様式/ニューノーマル」について この件については大きく「科学的見地からの意見」と「思想・信条の面からの意見」との間で、各国において激しく対立している状況もあり、どのような形で定着するか未だに見通せない状況である。そのような中で「定着していくものと思われる」という文言は、県としてそう向かうという分析なのか、それとも「定着してほしい」という願望なのか、はっきりしていただきたい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	本計画の目標として、新たな生活様式/ニューノーマルにも適合する「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成を目指すこととしております。	企画部
411	7	12	「③3 格差の進行」 格差と同時に「各属性間の対立・分析」もまた深刻なものであり、両者は密接な関係がある。 そのため、タイトルを「格差・対立・分断の進行」とし、項目の4番目に以下の文言を追加してはどうか。 □さらに、国内外では思想信条・信仰・身分・出自等様々な属性・要素の間で対立や分断が広がるとともに、これらの対立・分断を煽る風潮が急速に広まりつつある。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	企画部
412	21	26	「アジア・太平洋地域の過去と未来、また、平和構築、安全保障、国際協調等を考える上で他にはない思索と実践の場でもある」とするのであれば、これらに多大な影響を与えた、あるいは現在進行形で影響を及ぼしている「冷戦構造・米中対立の最前線」について、26行目のような「の経験など」で省略することなく明記すべきではないか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	企画部
413	40	19	サンゴ礁、藻場、干潟等の保全と再生 保全・再生の対象に「自然海岸を含む海岸線」を含めることはできないか。 過去のリゾート開発等により、県内では自然海岸の大半が失われており、僅かに残されたところも海洋ごみの漂着は観光客等による過度のアクセスなどで環境は悪化している。 海岸線はサンゴ礁、藻場、干潟等と連続した環境であり、保全・再生にはこれらを一体として捉える必要があると考える。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご指摘の趣旨の内容は、新たな振興計画の第4章「1-(3)-ア-③」に「海岸等の陸域における自然環境の再生など」として記載しております。	環境部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
414	42	8	「海洋政策センター(仮称)」の設置促進 素案では国によるセンターの設置を考えているようだが、それに限定せず外国機関・国際機関における類似機関まで対象を拡げて設置・誘致を図ってはどうか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、第4章1(3)イ③において、海洋政策の総合的な推進に取り組むこととしております。	企画部
415	81	20	米軍基地から「派生する諸問題」 基本施策4(1)「アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開」との関連で、「沖縄に米軍基地が存在すること自体が引き起こす問題(地域の軍事的緊張など)の解決」に向けた取組を含めてはどうか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	基本施策2は「心豊かで安全・安心に暮らせる島を目指して」となっており、それに関する施策として、米軍基地から派生し県民生活の安全・安心に関わる、事件・事故、航空機騒音、環境問題等の諸問題に対応する取組を記述しているため、原文のとおりとさせていただきます。なお、素案83ページの8行目～9行目は、答申85ページにおいて「本県の米軍基地問題に関する国内外の民間有識者等による知的対話の場を設け、新たな視点での情勢分析や政策提言などの議論の促進に取り組む」と修正しております。こうした議論の中には、アジアの安全保障環境を踏まえた米軍基地問題に関する議論が含まれ得るものと考えております。また、在沖米軍基地の存在に関する考え方や取組については、83ページ20行目において、「基地のない平和で豊かな沖縄のあるべき県土の姿としながら、引き続き米軍基地の更なる整理・縮小に向けた取組を進める」と記述しております。	知事 公室
416	89	17	「沖縄経済を牽引するリーディング産業」 この部分について「沖縄経済を牽引するリーディング産業の一つ」とできないか。 別の個所でも「リーディング産業」という言葉がいくつか用いられており、「強くしなやかな「自立型経済」の構築」という文脈からすれば「リーディング産業」とは観光関連産業のほか「情報通信関連産業」「臨空・臨港型産業」「次世代を担う持続可能な産業」を示していると思われるが、当該部分は原文のままだと「リーディング産業＝観光関連産業のみ」という誤ったメッセージと受け止められかねない。	①計画(案)に反映	ご意見等を踏まえ、第3章5(3)において、経済の好循環を創出するリーディング産業について小項目を設け、観光産業、情報通信関連産業、臨空臨港型産業のリーディング産業について記載しております。	企画部
417	94	27	多様な市場における沖縄観光の価値を訴求する誘客活動の展開 コロナ禍において人々の移動に制約が課される中、観光需要を下支えする「地元住民による域内観光」が注目されている。また、地元住民が地元の観光資源を知ることが、域外からの観光客の受け入れにとってもメリットとなりうる。さらに、県民がより充実した観光・余暇を過ごすことは基本施策3(11)「誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進」にもつながることから、項目に「域内観光の充実」を加えていただきたい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	現在、コロナ禍で域外誘客が困難な中、水際対策を徹底するとともに、事業者支援に加え、短期的な域内観光の需要喚起に取り組むこととしております。 本計画は、沖縄振興のための今後10年間の中期的な計画を策定するものであり、世界から選ばれる持続可能な観光地を目指す上では、量だけでなく質の向上も合わせて取り組むことが重要であることから、域外(国内・海外)から消費額の高い観光客の誘客を図っていく必要があると考えております。 本県のリーディング産業である観光産業の振興を図ることは、関連産業を含め、幅広い分野に影響を及ぼすことから、雇用の場の創出、県民所得の向上にも寄与するものと考えております。	文化観 光ス ポーツ 部
418	110	32	沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業の創出 新たな産業の創出段階において、しばしば「適切なコンプライアンスの確保」が課題となる。これが十分でなければ、産業全体への信頼性が失われ、発展・成長が阻害されることにもつながることから、この点について施策項目に加えることはできないか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	新たな産業の創出を図るため、起業家育成の施策の具体案を検討する中での参考とさせていただきます。	商工労 働部

意見 番号	項	行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
419	163	28	健康教育・安全教育の推進 項目名を「健康教育・安全教育・消費者教育の推進」とし、消費者教育に係る記述を追加してはどうか。(成人年齢の引き下げと関連して)	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見につきましては今後の参考とさせていただきますと考えております。 なお、第4章2(4)ウ⑦において、消費者教育の推進を位置付けております。	教育庁 子ども生活福祉部
420	176	25	本土復帰後の基地に係る記載について、自衛隊基地に関する記述を追加してはどうか。 (基地問題には米軍基地のみならず自衛隊基地も含むものではないか)	③その他特定の場所に反映できない場合等	自衛隊の配備について、県としては地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧な説明を行うとともに、住民生活の安全、安心に十分配慮すべきであると考えております。ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	知事公室
421	177	21	「同飛行場の速やかな運用停止及び固定化を避ける方策を検討する必要がある。」 この部分について、「同飛行場の速やかな運用停止及び固定化を避けると共に、同飛行場の代替施設について移設作業の中止・計画見直しに向けた方策を検討・実施する必要がある。」としてはどうか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	普天間飛行場の辺野古移設については、過去2回の県知事選挙や県民投票によって辺野古埋立に反対する民意が明確に示されてきたことなどから、県としては、日米両政府に対し、工事を直ちに中止したうえで、沖縄県との対話に応じるよう繰り返し求めているところ。 また、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれることなく、同飛行場の県外、国外移設について再検討していただくよう求めているところです。 新たな振興計画(素案)は、上記の考え方を踏まえたものであり、頂きましたご意見の趣旨については今後の参考とさせていただきます、素案については原文のとおりしたいと思います。	知事公室
422	178	4	米軍基地問題等の課題は国内問題であると同時に、国際問題としての一面も有する。解決には国民的理解だけでなく、国際的・世界的に理解を促す必要があるのではないか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	県では、基地問題の解決に向けて、日本政府及び米国政府に対して基地負担の軽減を繰り返し要請するとともに、米国ワシントンD.C.に駐在を配置し、情報収集及び沖縄の正確な状況等の情報発信を行うとともに、米国の研究者や一般市民等が容易に沖縄について研究や学習が出来るよう、ジョージワシントン大学図書館に設置されている沖縄コレクションに補助を行い、沖縄に関する書籍や資料の充実や情報発信を行っております。 また、これまでに、国連人権理事会におけるスピーチや、外国特派員協会における記者会見等を通じて、国際的にも沖縄の状況を発信してきたところです。 御指摘の国際的・世界的な理解の促進に関する記述としては、答申の85ページにおいて、国内外の民間有識者による議論を促進する旨が記述されているところです。 一方で、米軍基地は、多くの国民が支持する日米安保体制のもとで米国に提供されているものであり、県としては、基地や日米地位協定の問題は、米軍基地が集中する沖縄という一地域の問題ではなく、日本の外交安全保障をどう考えるかという、極めて国民的な問題であるとの認識のもと、答申の180ページに国民的理解の促進について記述しております。	知事公室
423	189	21	基本施策4「世界に開かれた交流と共生の島を目指して」との関連から「持続可能な県土づくり」の主体を「国際社会、国、市町村 県民等」としてはどうか。	①計画(案)に反映	ご意見の「国際社会」については、等に含まれております。	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
424	190	33	これらの海洋環境は、同時に人類共通の財産でもあることから、そのことを併記してはどうか。	①計画(案)に反映	意見を踏まえ、第6章「1-(3)」を以下のとおり修正します。 …海洋環境や自然生態系等は県民のみならず、国民、ひいては人類共通の貴重な財産でもあります。	環境部
425	191	3	「我が国の広大な排他的経済水域(EEZ)の確保等」EEZの前提となる領海についても明示するため「我が国の広大な領海及び排他的経済水域(EEZ)の確保等」としてはどうか。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ修正しました。 「我が国の広大な領海及び排他的経済水域(EEZ)の確保等」	企画部
426	194	26	「など」に含まれていると思われるが、重要な課題の一つであることから取組に「無人離島の管理」を明記していただきたい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	沖縄振興特別措置法の施行令の規定に基づく37の有人離島のほか、17の無人離島を指定していることから、本計画に記載されている離島には、無人離島も含まれているため、原文のとおりとさせていただきます。	企画部
427	67,135		<p>■67ページ、26行目、29行目 ■135ページ、35行目</p> <p>・本素案では性的マイノリティを指す言葉として「LGBTQ」との語が用いられている。これは現在広く使われているが、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・クエスチョニング(クエア)といった当事者性を抜粋したものであり、『〇〇にかかわらず・抛らず』といった使い方ができない。国際的に波及しつつある「SOGIESC」は、性的指向、性自認、性表現、性的特徴の英語表記を略したもので、性のあり方の構成要素を包括的に指す言葉であり、『性的マイノリティ当事者・非当事者にかかわらず』といった表現の際に『SOGIESCにかかわらず』といった表記で置き換えることができる。本素案で用いられる「LGBTQ」は、性のあり方にかかわらず不利益を被らない施策や指針を説明する際に用いられていることから、策定後の10年間輝き続ける振興計画であるために「SOGIESC」の活用を促したい。</p> <p>【修正案】 P67 26行目 □地域が抱える問題・課題が複雑化する中であっても、県民一人ひとりが世代や国籍及びSOGIESC等に関わらず、互いに支え合い、社会や地域づくりに主体的に参画し、地域課題の解決に取り組む共創・共創の社会の実現を目指す。</p> <p>29行目 □地域社会を構成する多様な主体間の連携を強化するとともに、世代や国籍及びSOGIESC等に関わらず、誰もが社会全体の方針等の決定や地域課題の解決に向けて参画できる社会を構築することが課題である。</p> <p>P135 8行目 あらゆる人々が、国籍、SOGIESC、年齢、障害の有無等に関わらず、その能力を最大限に発揮し、生き生きと働くことができる社会を実現するため、次に掲げる施策を推進する。</p>	①計画(案)に反映	<p>「性別等」には、性自認や性的指向なども含まれると考えていますが、限定的な印象を回避するため修正することとし、読み手への伝わりやすさを考慮し、次のとおり修正します。</p> <p>【2-(6) 多様性を尊重する共創・共創社会の実現】 「…地域が抱える問題・課題が複雑化する中であっても、県民一人ひとりが世代や国籍及び性的あり方等に関わらず、…」 「地域社会を構成する多様な主体間の連携を強化するとともに、世代や国籍及び性的あり方等に関わらず、…」</p>	<p>子ども生活福祉部 商工労働部</p>

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
428	67,68	32,23	<p>■67ページ、32行目          ■68ページ、23行目          今年3月に発出された『ちゅら島にじいろ宣言』を受け、素案に示されるとおり性の多様性を尊重することに加え、多様な性を理由とする偏見・差別やあらゆる種類の暴力、困難の解消を目指すことについても触れるべきである。</p> <p>【修正案】          P67          32行目  <input type="checkbox"/>このため、ジェンダー平等の実現と性の多様性の尊重及びSOGIESCを理由とする偏見・差別やあらゆる種類の暴力を抑止し、困難を解消するとともに、地域コミュニティの活動支援に取り組む。</p> <p>P68          23行目          性的指向や性自認など、SOGIESCにかかわらず互いの個性が尊重され、人権が保障される社会づくりに向けた普及・啓発等に取り組み、多様な性のあり方に関する理解を促進するとともに偏見・差別の解消に取り組む。</p>	①計画(案)に反映	<p>「性の多様性の尊重」には多様な性を理由とする偏見・差別やあらゆる種類の暴力、困難の解消についても含まれているものと考えことから、素案67ページの記述は原文どおりとし、素案68ページ(答申76ページ)については、ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>「沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島にじいろ宣言)」の下、互いの個性を認め合い、人権が尊重される社会づくりに向けて、性的指向や性自認など多様な性のあり方に関する理解を促進するとともに、多様な性を理由とする困難を解消するため、普及・啓発や相談体制の充実等に取り組めます。</p>	子ども生活福祉部
429	136	21	<p>■136ページ、21行目          基本施策3の「(1)誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進」においてSDGs⑤「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられていることから、高齢者、障害者、外国人材、駐留軍等労働者に加え、LGBTQsが活躍できる環境づくりを明記すべきである。</p> <p>【修正案】          P136          21行目          (以下を追加)          ⑤ LGBTQsが活躍できる環境づくり  <input type="checkbox"/>企業や行政職員を対象とする啓発セミナー等を開催するとともに、就労支援等を行う関係機関等と連携し、SOGIESCに基づく採用時・就労中における差別の解消を目指す。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>「3-(1)誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進」は雇用・労働施策についての記述であり、3-(1)-アは労働力の確保等の観点から特に重要な高齢者や障害者、外国人等について施策として位置づけております。          本基本施策の対象にはLGBTQsの方々やSOGIESCの概念も含まれており、ご意見の趣旨は今後の取組の参考にさせていただきます。</p>	商工労働部
430	162,164	33,3	<p>■162ページ、33行目          ■164ページ、3行目          偏見や差別の解消に向けては成人のみを対象に普及啓発するだけでなく、発達段階に応じた教育現場での対応が必須であり、人権が保障され安心して学べる環境を作ることに加え、互いの違いを認め合い、一人ひとりが大切にされる教育を充実させるべきである。</p> <p>【修正案】          P162          33行目          (以下を追加)  <input type="checkbox"/>子どもの人権を保障する学校の環境づくりを行う。また、性の多様性、障がいの有無、ルーツなど、互いの違いを認め合い、一人ひとりが大切にされる教育を充実させる。</p> <p>P164          3行目          (以下を追加)  <input type="checkbox"/>性と生殖に関する健康と権利教育の推進に取り組む。</p>	①計画(案)に反映	<p>ご指摘の通り、学校教育において、教職員が第一に児童・生徒の人権を尊重する意識を持って教育活動を行うことが重要です。県教育委員会としても、初任者研修等の経年研修で子どもの人権を尊重する研修を実施し、教職員の人権意識の向上を図ってまいります。</p>	教育庁

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
431	165	6	『5-②「生きる力」を育む学校教育の充実』においてはSDGs④「質の高い教育をみんなに」を掲げており、学びの保障・人権教育を明記すべきである。  特別支援教育は極めて重要であるが、平成27年4月30日「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施などについて」(文部科学省通知)、平成28年4月「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応などの実施について(教職員向け)」(文部科学省配布)、平成29年3月改定「外国人児童生徒受入れの手引き」(文部科学省配布)などにもあるとおり、障がいのみならず、学校現場にいる子どもたちの性の多様性やルーツの多様性、その他の属性にかかわらず、学びを保障していくことを今後10年間の沖縄県として謳うべきである。  なお『新たな振興計画(骨子案)に対する県民意見への県の考え方について』における意見番号335、336(ほか293、399、441)においても学校における学びの保障や子どもの人権、人権教育が要望されており、素案に反映(5-②-エ「時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進」)としているものの、特別支援教育の延長線上にあるインクルーシブ教育システム以外の言及が見られないため、この点からも加筆されるべきである。	③その他特定の場所に反映できない場合等	各学校では、学校の教育活動全体を通して、生命を尊重し、他者を理解し、思いやり の心や寛容の精神を育成するよう、人権教育に取り組んでおります。 人権教育を進めるにあたっては、障害の有無や性自認の多様な在り方、ルーツ等の 属性にかかわらず、いかなる差別もなくし、児童・生徒の人権を尊重するよう、今後も取 り組んでまいります。	教育庁
432	32	29	フードロスの削減の項に「子どもの貧困対策にもつながるフードバンクの取り組み」とあるが、フードバンクのももとの目的は食に困った人たちへの食料供給であり、フードロスの削減ではない。また、ロス食材が食に困った人のところへ行くべきであるというような誤解を与えかねなく、かつ、人間の尊厳の問題にもなりかねない。福祉の視点からは、食に困らないセーフティネットを作ることが優先であり、ロス食材をフードバンクに回すことは、二次的な意義でしかない。また、フードロスの削減は、ロス食材をうまく使えばいいという考え方で根本が解決せず、供給量や消費量を自らコントロールできるような変化が必要である。フードバンク等への活動に対する支援は必要だと考えるが、少なくともこの目次のもとにあることはふさわしくない。	①計画(案)に反映	食品ロス削減の取組においては「まだ食べられる食品」を有効に活用することが重要 であると認識しております。ご意見を踏まえ、「1-①-イ-③ 食品ロス削減等の推進」と し、「等」は未利用食品の有効活用を含むものとして本文を次のとおり修正します。  「未利用食品の効果的な活用に向けて、市町村・事業者等との関係機関と連携し、子 どもの居場所や生活困窮者等への支援等にもつながるフードバンクの取組を推進しま す。」	子ども 生活福 祉部
433	33	24	過度な自家用車保有などが問題として挙げられながら、その解決策が水素燃料や自動運転と、結局車両を使うような案になっていることは整合性が取れていないのではないかと。「低炭素型の交通環境を推進する」のみで良いように思う。 また、このような技術の公共交通への導入も検討いただきたい。	①計画(案)に反映	後段に掲げる施策を取組内容として反映するため、以下のとおり適切な表現に修正 します。  34頁28行目～ 過度な自家用車利用による慢性的な交通渋滞への対応や、都市緑化の推進等が課 題となっている本県において、革新的な技術等を用いることによって、人と環境が調和 した社会を構築するため、次に掲げる施策を推進します。  また、公共交通への自動運転技術等の導入については、第4章1(1)ウ「①次世代型 交通環境の形成」にて記載しております。	企画部 環境部 土木建 築部
434	35	10	公共交通の沿線等への居住促進に加え、公共交通と運動したまちづくりについても取り組みいただきたい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	当該内容は、国の制度である立地適正化計画を踏まえて記載しております。 今後、人口減少・高齢化の増加が見込まれているなか、コンパクトなまちづくりおよび これと連携した公共交通ネットワークの形成が重要と考えております。 引き続き、各市町村及び関係機関と連携しながら、公共交通と運動したまちづくりの 検討に取り組んで参ります。	土木建 築部



意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
435	51	10	「首里城を中心とした琉球文化のルネサンス」とあるが、内容は新たな文化コンテンツの新規創出であり、文化を「復興」というルネサンスの本来の意味から大きく外れているのではないか。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、「琉球文化ルネサンス」の目的について、答申51ページ27行目以降に下記のとおり追記します。  「首里城の焼失によって改めてその価値が再認識された沖縄独自の文化について、自信と誇りを持ち、その価値を将来に向けて高め、世界に発信していく必要があります。」	知事公室
436	52	31	貧困状態は「自己責任」ではないと読める記述が増えているのが良い。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、ご指摘の箇所は答申55ページ9行目に整理しております。	子ども生活福祉部
437	146	23	シームレスな乗り継ぎ環境についての記述があるのが良い。定時制よりも、乗り継ぎのしやすさが公共交通の利用のしやすさを決めるので、ぜひ推進してほしい。	①計画(案)に反映	県としては、「シームレスな乗り継ぎ環境の構築」に取り組んでまいります。	企画部
438	147	1	なぜ「観光客」が利用者の想定の一歩まえに来るのだろうか。ノンステップバスは、高齢者・障害を持つ方のためのものであることが第一義ではないか。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。  高齢者・障害者等の交通弱者や観光客を含めたバス利用者が快適にバスを利用できるよう、ノンステップバスの導入支援やバス停上屋の整備等に取り組む。	企画部
439	147	34	パークアンドライド以外にも、路線バスや歩行空間、自転車との連携が必要である。せっかくモノレールを降りても、駅が車のためにデザインされており、徒歩や自転車では使いにくい、あるいは危険な状態になっている場合もある。バス利用者や車以外の利用者の利便性や安全性への考慮も必要である。	③その他特定の場所に反映できない場合等	公共交通機関の乗り継ぎ環境の改善については、P145「①シームレスな乗り継ぎ環境の構築」に記載されているため、原文どおりとします。 なお、モノレールを快適に利用していただくためにも、隣接する交通広場や駅にアクセスする歩行空間等の安全性、利便性の確保については、関係機関等と連携し取り組んでいきます。	土木建築部
440	162	4	「諸学力調査による定期的な学力状況の把握・分析」について 意見内容：現状は学力調査(学びの確かめ)の採点、入力などは、教職員の通常業務の中にイレギュラーな業務としてねじこまれ教職員の負担が増えている。学級・学年ごとの実態把握で精一杯、生徒一人一人の正答と誤答を細かく把握して手立てを講じる時間はない。実施するならば、印刷、採点、入力作業を教員の業務から切り離してほしい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	県教育委員会では、全国学力学習状況調査や沖縄県学力定着状況調査(学びの確かめ)、県到達度調査を実施することで、学力定着状況を把握・分析し、その結果については市町村教育委員会及び各学校とも共有し、授業改善及び児童生徒支援につなげているところです。 教職員の負担軽減につきましては、文部科学省から送付されている「分析支援シート」の活用も含めて、引き続き調査業務の効率化、省力化について検討してまいります。 県教育委員会としましては、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」に基づき、引き続き教職員の負担軽減に努めてまいります。	教育庁

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
441	162	17	「教員指導力向上プログラム」について 現場は業務過多で、逼迫、疲弊している。そのような現状に、「教員指導力向上プログラム」を新たな研修として「追加」する形で想定されているなら強く反対する。既存の法定研修・校内研修の場を活用してほしい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	「教員指導力向上プログラム」は「進学カテゴリーアップ推進事業」の一環として授業力向上を目指し、平成26年度より実施してきた事業ですが、本事業は現時点では事業変更され、今後は授業改善研修等を実施していくこととしております。	教育庁
442	162	28	「人権教育に関する講話」について。 学校現場では、人権意識が欠如していると思われることが多々起こっている。教職員は、残酷に生徒たちを傷つける存在にもなりうる。教職員にこそ人権について考える機会を設けるべきで、法定研修や管理職の研修に人権についての内容を盛り込むことが必要だと考える。	①計画(案)に反映	ご指摘の通り、学校教育において、教職員が第一に児童・生徒の人権を尊重する意識を持って教育活動を行うことが重要です。県教育委員会としても、初任者研修等の経年研修で子どもの人権を尊重する研修を実施し、教職員の人権意識の向上を図ってまいります。また、答申に以下の文章を追記したいと考えております。  「教職員自らが高い人権意識を持ち教育活動に取り組みます。」	教育庁
443	163	23	「部活動指導員を派遣する」について 「部活動指導員の派遣」をはっきりと書き入れてくれたことは素晴らしいが、さらなる部活動指導員の「増員」と「部活動の地域移行」、そして図書館司書のように部活業務の一切を担う「部活動担当職員の設置」を強く要望する。	③その他特定の場所に反映できない場合等	部活動指導員の増員や、部活動の地域移行については引き続き推進して参りたいと考えております。部活動担当職員の配置に関する意見につきましては今後の参考にさせていただきますと考えております。	教育庁
444	166	6~7	「教職員が安心して働く環境づくり」について 教職員が安心して働く環境づくりには教職員の働き方改革が不可欠である。公務のデジタル化などの効率化だけでなく、休日や部活動の対応など、本来は教員がやる必要のない業務に対応しなくてもよくなるような体制が必要である。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見を踏まえ、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の取組をより一層進めて参ります。	教育庁
445	205	30	今後整備が進められる大規模テーマパーク事業計画とは具体的にどこのどの事業なのか	③その他特定の場所に反映できない場合等	大規模テーマパーク事業計画につきましては、民間事業者が進める沖縄北部テーマパーク事業として、今帰仁村と名護市にまたがる既存のゴルフ場を改修し、亜熱帯沖縄の魅力ある自然環境を活かしたテーマパークへの再整備が計画されております。	文化観光スポーツ部
446	66	23~28	①福祉サービスの包括的な支援体制の強化  他の箇所にも関わることだが、福祉人材の育成は喫緊の課題であり、また福祉業界はリーディング産業であることから、公的な福祉人材の雇用条件の向上を明記することを検討いただきたい。現在の単年度採用かつフルタイムでも20万円前後のような状況では、福祉人材の持続可能性は望めない。今回の振興計画は期限を10年と定めないという報道もあるが、沖縄振興計画のような中長期的に確保できる財源があってこそ人材育成につながれると考える。市町村では各種センターの設置こそ補助金があっても、人員のランニングコストを捻出できず、兼務や嘱託職員でどうにか業務をこなしているとも聞く。福祉の制度とそれを必要としている人とをつなぐ役割を果たせる人は、誰一人取り残さない社会のためにも不可欠である。	①計画(案)に反映	福祉人材の処遇改善については、「5-(4)-イ-④ 福祉・介護人材の育成・確保」の中に記載しております。	子ども生活福祉部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
447			<p>関連体系図(案)P.10 施策展開ウ 施策①</p> <p>成果指標として「地域福祉計画に包括的な支援体制の整備を位置づけている市町村数」とあるが、以下の通知にあるように地域福祉計画に包括的な支援体制の整備を位置づけることは、必須のことであり、県が成果指標とするのは馴染まないと考え。</p> <p>(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 「市町村地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。」 厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について P.33(令和3年3月31日)</p> <p>「施策①福祉サービスの包括的な支援体制の強化」の成果目標として定めるのであれば、県内における「重層的支援体制整備事業」を実施している市町村数を設定する方が妥当であると考え。この事業の実施主体は市町村であるが、前掲の通知にあるように県には以下の支援が期待されている。</p> <p>4 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について 都道府県は、単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする、医療的ケアを要する状態にある児童、難病・がん患者や、身近な地域では当事者が声を上げにくく、特設の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等に対する支援体制を市町村と連携して構築していくことが求められる。 また、都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案や、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等の役割を果たすことも期待される。 前掲P.32</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	平成30年の改正地域福祉法により、地域福祉計画に包括的な支援体制整備を位置づけることが必須となったが、当県においては市町村の努力義務とされている地域福祉計画の策定率が全国と比較して低い状況であることや、平成30年の法改正に対応していない市町村もあることから、当該項目を指標としています。	子ども生活福祉部
448	2	11	<p>その様な中、中南部地区(都市部)では大型返還跡地の計画が進行中であり、約70年ぶりに返還された土地からは貴重な埋蔵文化財や文化資産の発見が期待されている。 新たな振興計画では、大型返還跡地から発見される価値ある文化情報を「新たな資産」と位置づけ、先端技術も併用して都市計画へ積極的に反映させることで、沖縄オリジナルの新しい都市イメージを構築するものとする。 沖縄が「住む人・訪れる人、皆が平和と幸福を体感するアジアの結節点」となることを視野に入れ、沖縄振興特別措置法57目の特殊事情として「大型都市開発の事情」を設定する。その実現には、法整備および税制度の改革が必要となる。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、駐留軍用地跡地の有効利用については、第6章2(1)に記載しております。	企画部
449	9	16	<p>工業化以前、近世期の暮らしを主な指標とし、一期(2030年)学術調査、二期(2040年)実生活反映への検証、三期(2050年)モデル地区での実証実験と位置づける。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	企画部
450	21	12	<p>大型返還跡地から発見される琉球王府時代の歴史・文化遺産と、最先端技術を掛け合わせ、普遍的かつオリジナリティーのある都市イメージを発信できるものとする。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
451	50	33	首里城復元を機に、首里城から各間切へ整備されていた宿道(主に中頭方西海道、宜野湾並松)を「歴史文化」「予防医学」「ウォーカブルな都市」の視点を取り入れた整備を開始する。	③その他特定の場所に反映できない場合等	都市公園事業においては、答申第4章1-(5)-イ②「本県の文化的な歴史遺産や風土等と調和し、自然と共生する憩いの場となる都市公園の整備に取り組みます。」に記載の通り、都市公園区域内にあった宿道について利活用を検討してまいります。 また、第4章 2-(3)健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保において、「適度な運動習慣等の実践に向けた環境整備」を記載しております。	土木建築部 保健医療部
452	51	27	カーボンニュートラル、SDGs、首里城復元事業と併用し、県内の街路樹および緑地・公園の樹木をすべて御用木(主に建築材)と位置づける。世界自然遺産の要件をモデルに、県内すべての公園・緑地を在来種優先の条例を設ける。	③その他特定の場所に反映できない場合等	街路樹を御用木と位置づけることに関して、ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 また、都市公園の樹木に求められる機能として、良好な景観の形成や大気浄化、延焼防止などの防災機能、木陰や樹木林による癒しや憩いの場の創出、多様性に富む生物域の保全等があげられます。都市公園の効用が十分に発揮されるよう適切に植栽管理等を行ってまいります。あわせて、都市公園における樹木の選定については、在来種優先の選定を行ってまいります。 なお、在来種活用の推進については、「1(1)ウ③花と緑にあふれる環境づくり」に記載しています。	環境部 土木建築部
453	84	6	③大型返還跡地において、近世期までの公共物(道、カー、古墓、石造構築物など)で重要と判断された遺跡は、原状回復措置の対象とする。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	企画部
454	198	25	カーボンニュートラルおよびSDGsを視野に入れ、住むだけで健康になれるウォーカブルなまちづくりを行う。その要素として下記に取り組む。 ・御用木による木陰づくり。 ・最先端技術を取り入れた文化財の整備、活用、情報発信。 ・予防医学の情報発信。	③その他特定の場所に反映できない場合等	御用木による木陰づくりに関して、ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 また、第4章 2-(3)健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保において、「健康づくりに関する正しい知識の普及啓発」を記載しております。	土木建築部 保健医療部

意見 番号	項	行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
455	87	10	<p>これまでの「創業支援」の在り方の見直し。創業ステージを大きく2つに分ける必要がある。</p> <p>① 創業準備ステージ(アイデア初期、潜在的な起業希望者で模索段階) ② 創業初期ステージ(スタートアップ、やりたいことが具体的に決まっている段階)</p> <p>既存の各支援機関や各自治体・商工会相談窓口では、①創業準備ステージ(特に女性や若者等)相談対応が困難。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多種多様な創業ニーズに対応できていない</li> <li>・既存のアプローチ法では十分対応ができない</li> <li>・女性特有の課題等に理解が必要なため</li> </ul> <p>創業者が将来自走に向けて「多様なニーズ・課題に対応する支援体制の構築」は急務。</p> <p>ミスマッチ防ぐため、①創業準備ステージ段階に特化した支援体制を新たに構築し、明確に相談窓口、支援体制(支援アプローチ法)をわけていく必要がある。</p> <p>従来の創業支援のカリキュラムの一つである「創業塾」では、空論で事業計画書を作成し、融資がセットの場合が多い。融資実行、お金をかけて創業するため、計画通りにいかない(情勢の変化等も含む)と行き詰まりやすい。資金繰りに困ると、軌道修正がしにくく将来的に廃業の原因に繋がる要因の一つである。</p> <p>実践的なカリキュラムも盛り込む「創業塾」のアプローチ法に変えていくことで、テストマーケティングの機会、トライアルの機会として実践(ファンづくり、ニーズ把握等)を実施することで、具体的な事業計画の策定のほか、情報収集の場になる。</p> <p>廃業を回避するためにも、特に金銭的なリスクを最小限におさえて長期的視点を持ち、新たなアプローチ法で、創業準備支援体制を充実させる必要がある。</p> <p>具体的には、テストマーケティングの機会、トライアルの機会をつくれる環境を整備。 (リサーチ仮説→トレーニング検証→実践、再検討の繰り返し)することで、将来実現可能性が高い創業プランをつくりあげることでき、事業を継続的に進めていく見通しをたてることが可能となる。</p> <p>創業準備ステージは、課題が明確ではないので、この段階で専門家からの助言だと可能性が狭くなる懸念がある。やりたいことを明確にするサポートを実施できる伴走する人材「(仮)起業サポーター」を合わせて育成・輩出していく必要性もある。</p> <p>資金調達に関しても、創業者に融資以外の資金調達の可能性としてクラウドファンディング等の提案(あらたなマーケティングの手段)地域金融機関へ創業準備ステージの活動実績をシェアすることで情報の非対称性によるリスクの課題をクリアする一助ともなるので融資以外の資金調達の選択肢として、創業準備段階に特化したクラウドファンディングの勉強会等のカリキュラムも検討いただきたい。</p> <p>事業成長、自走に向けたシームレスなステップアップの実現を図る支援の必要性も重要。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>沖縄県では、創業予定者に対し各分野に精通した専門相談員等による窓口相談や、創業後の課題解決のための専門家派遣を行う中小企業総合支援事業を実施しております。</p> <p>また、創業後1年以上を経過した事業者の新商品開発や新分野進出へのチャレンジを支援する中小企業等経営革新強化事業に加え、創業者を対象とした県融資制度である創業者・事業承継支援資金による貸付を受けている事業者への専門家派遣を行っております。</p> <p>今回いただいた意見も踏まえながら、引き続き、多様化する支援ニーズに沿った事業の実施に努めてまいります。</p>	商工労働部
456	138	31	<p>女性が働き続ける上での最大の課題は、女性特有のライフイベント(出産・育児・介護)との両立。多様で柔軟な働き方を希望する女性の半数以上が、自分で仕事を調整できる有効な手段としてフリーランスや起業を希望している。仕事と育児(子供の預け先の充実体制、待機児童等含め)の両立をサポートできる環境を更に整えていく必要がある。</p> <p>働く意思、起業の意思があるにも関わらずビジネス経験や社会経験が乏しいため、足踏みする女性が多いのが現状。座学研修、職業研修、セミナー等も大事だが、机上だけの研修だけだと、実践的な次の行動、継続的な自立までむずびつきにくい懸念がある。</p> <p>具体的には、「起業」と構えなくても参加できる「何か始めたい」女性を応援するプログラムを実施。仲間づくりや情報収集の機会を提供し、一歩踏み出すきっかけづくりを提供する。</p> <p>「引き出す」「学ぶ」「試す」「磨く」を意識して、支援のアプローチ法を変えて支援体制を組み立てることも重要。</p> <p>週末起業、副業等、多様な働き方の選択肢も視野に、起業準備段階に進むことを希望する方には、ビジネス経験を補う支援や、子育てとの両立、多様な起業ニーズ、課題に応じたきめ細やかな伴走支援を充実、柔軟に取り組むことで、働き方の幅や選択肢が広がる。</p> <p>アイデアを試せるような主体性を育める実践型のテストマーケティングの機会や、トレーニングの機会、知識、ノウハウを補える環境、そこで習得した能力を最大限に発揮でき個々が活躍できる場を構築していくことで、多様な働き方の支援に繋がる。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>県では、女性のニーズに応じた多様な働き方を総合的に支援することにより、働きがいをもって仕事に取り組むことができる環境づくりを推進することを目的として「女性のおしごと応援事業」を実施しております。</p> <p>内容としては、ライフステージに対応した相談業務や、キャリア形成に資するセミナーの開催、社会保険労務士等の専門家派遣を通じて女性の就業継続に向けた環境整備の促進を行っております。</p> <p>ご意見につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>	商工労働部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
457	162	33	<p>【修正案】</p> <p>■該当箇所① 162ページ 33行目 (以下を追加) □子どもの人権を保障する学校の環境づくりを行う。また、性の多様性、障がいの有無、ルーツなど、互いの違いを認め合い、一人ひとりが大切にされる教育を充実させる。</p>	①計画(案)に反映	<p>ご指摘の通り、学校教育において、教職員が第一に児童・生徒の人権を尊重する意識を持って教育活動を行うことが重要です。県教育委員会としても、初任者研修等の終年研修で子どもの人権を尊重する研修を実施し、教職員の人権意識の向上を図ってまいります。また、答申に以下の文章を追記したいと考えております。</p> <p>「教職員自らが高い人権意識を持ち教育活動に取り組みます。」</p>	教育庁
458	161	31	<p>【修正案】</p> <p>■該当箇所② 161ページ 31行目 中学校における学力向上の推進 「少人数学級の推進や学習支援員等の活用など、きめ細かな指導体制の充実を図り、生徒の学習に対する目的意識の醸成と確かな学力の定着に取り組む。」について</p> <p>現在勤務校(中学校14クラス規模)には、4人の学習支援員が配置されている 教室に大人が一人多いだけで、目に見えて生徒たちの様子が変わる。わからない時に教師が手を離せないとき、すぐに支援員に声をかけ、聞くことができる。安心して学ぶ環境、きめ細かな指導が実現され、大きな成果を上げていると言える。教師としても救われる部分はとても大きい。石垣市は支援員さんが小学校から中学校に子供たちと異動してくることもあり、担任として小学校の時の様子を聞くことができたり学習の支援の仕方までアドバイスしてもらうことができた。本当に素晴らしい支援員さんたちである。 この方々の雇用が今年度で終わりだと聞き、愕然としている。 10年間支援員として活躍して下さった方もおり、キャリアも実力も申し分ない。次年度からの新たな仕事を探さないといけないと心配しているのを聞いた。この方々が引き続き、学びを大きく支援するスタッフとして働けるように、強く求める。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>県では現行の沖縄振興交付金制度について、次年度以降の継続について、引き続き国に要望を行ったところであり、令和4年度以降も継続される見込みであります。</p>	教育庁
459	166	3	<p>【修正案】</p> <p>■該当箇所③ 166ページ 3行目「業務の効率化に向けた取組」について 校務分掌に「環境整備」担当がある。 どの学校も一人の職員が担当し、花木を植えたり、校内の修繕をしたりするが、その負担は大きすぎる。 苗植え(膨大な数)を頼みたいが、放課後も忙しく駆け回る職員に声かけが難しく土日の早朝に学校に出て一人でやることもある。初任研の若い男性教諭にそれを求めるバフハラとも思える事例もある。土日も、暑くならない早朝に一人学校へ来て、灌水作業をし続けていることもある。これは荷重負担そのものである。見過ごされていいものではない。 図書館司書、プール管理人のように各学校に「環境整備員」を配置してほしい。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>学習支援員の適正配置など、教育現場の逼迫を防ぎ、教職員が子ども一人ひとりにじっくり向き合える環境の確保も必要と考えております。 具体的なご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	教育庁

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
460	166	5	<p>【修正案】 ■該当箇所④ 166ページ 5行目 「教職員の採用制度の改善・工夫による優れた教員の確保」「教職員が安心して働く環境づくり」について</p> <p>・部活動を地域以降し、学校と地域をつなぐ(図書館司書、プール管理人のような)「部活動担当職員」を各学校に設置し配置してほしい。 ・教職員の自由意志を尊重できる体制づくりの強化を図ってほしい。</p> <p>前提として、部活動は教育課程外であり、教職員の業務ではないという考えで意見する。 指導要領の「自発的な活動」は、実態として決して自発的なものではない。断れば風当たりが強くなる(実際に経験している)。チームで働く現場でそのような状況に置かれる職員は孤立する。部顧問をしたくない職員は圧倒的に多い。部活動は教職員を精神的にも時間的にも相当追い込んでいる現状を県には理解してもらいたい(コザ高部活生の自死事件は、中高問わず全ての学校に起こりうることであり、部顧問をしている全ての教職員は今、不安と危機に晒されている)。 素案の通り、「外部指導員の派遣」はもちろん、さらなる「増員」と「部活動の地域移行」、そして「部活動担当職員の設置」を強く要望する。 平日の放課後と休日の部活指導及び大会引率が教職員の通常業務を大きく圧迫しており、安心して働く環境とは全く言えない。私のような復帰直後の子育て世代にある教職員に部活を担当させることも、苦しい状況を強いていると言えるだろう。幼児期に築きたい愛着関係にも影響を及ぼすであろうことは明らかである。部活動のために、教職員の家庭は日々犠牲になっている実情がある。 そこで、「どの部活を希望するか」ではなく、「部顧問をするか、しないか」ということから調査を取ることを全ての学校に徹底させてほしい。理由がある職員だけでなく全ての職員も、自分の意思で部顧問を受けるか受けないか決めていいのは当たり前のことであるという認識を広めることも重要である。 部顧問を引き受けられないという選択も尊重されるべきであると強く訴えたい(教職員の人権の問題でもある)。 この意見は、部活動の高い教育的効果と生徒の活躍を否定し奪うものではない。地域にはたくさんの指導できる経験者がいる。地域移行することで、地域とのつながり、より専門的な指導を生徒も享受することができる。 「部活動担当職員の設置」とは、先述の地域と学校をつなぐ職員を意味する。 部活に係る全ての業務の窓口として各学校に最低1名設置してほしい、授業は持たず、部活専科というような考え方で良い。採用試験志願者教科別一覧を見ると、本県の中学校体育の受験者の圧倒的な多さに驚く。体育を支える層は充実しているという見方をすれば、このような志願者の活躍と雇用をかなえる「部活動担当職員」を設置し、勤務時間を工夫(14時～21時など)するなどして活動の充実を支える考えであり、要望である。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	部活動指導員の増員や、部活動の地域移行については引き続き推進して参りたいと考えております。部活動担当職員の配置に関する意見につきましては今後の参考にさせていただきますと考えております。	教育庁
461	162	4	<p>【修正案】 ■該当箇所⑤ 162ページ 4行目 「諸学力調査による定期的な学力状況の把握・分析」について</p> <p>意見内容:現状は学力調査(学びの確かめ)の採点、入力などは、教職員の通常業務の中にイレギュラーな業務としてねじこまれ教職員の負担が増えている。生徒一人一人の正答と誤答を細かく把握して手立てを講じる時間もない。実施するならば、印刷、採点、入力作業を教員の業務から切り離してほしい。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	県教育委員会では、全国学力学習状況調査や沖縄県学力定着状況調査(学びの確かめ)、県到達度調査を実施することで、学力定着状況を把握・分析し、その結果については市町村教育委員会及び各学校とも共有し、授業改善及び児童生徒支援につなげているところです。 教職員の負担軽減につきましては、文部科学省から送付されている「分析支援シート」の活用も含めて、引き続き調査業務の効率化、省力化について検討してまいります。 県教育委員会としましては、「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」に基づき、引き続き教職員の負担軽減に努めてまいります。	教育庁
462	162	17	<p>【修正案】 ■該当箇所⑥ 162ページ 17行目 「教員指導力向上プログラム」について</p> <p>意見内容:現場は業務過多で、逼迫、疲弊している。そのような現状に、「教員指導力向上プログラム」を新たな研修として「追加」される形で想定されているなら強く反対する。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	「教員指導力向上プログラム」は「進学カグレードアップ推進事業」の一環として授業力向上を目指し、平成26年度より実施してきた事業ですが、本事業は現時点では事業変更され、今後は授業改善研修等を実施していくこととしております。	教育庁

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
463	162	28	<p>【修正案】 ■該当箇所⑦ 162ページ 28行目 「人権教育に関する講話」について。</p> <p>意見内容：現場では、人権意識が欠如していると思われることが多々起こっている。教職員はともすると、残酷に生徒たちを傷つける存在になりうる。教職員にこそ人権について考える機会を設けるべきで、法定研修の実施や管理職の研修に人権についての内容を盛り込むことが必要だと考える。</p>	①計画(案)に反映	<p>ご指摘の通り、学校教育において、教職員が第一に児童・生徒の人権を尊重する意識を持って教育活動を行うことが重要です。県教育委員会としても、初任者研修等の終年研修で子どもの人権を尊重する研修を実施し、教職員の人権意識の向上を図ってまいります。また以下の文章を答申に追記しております。</p> <p>「教職員自らが高い人権意識を持ち教育活動に取り組みます。」</p>	教育庁
464	163	23	<p>【修正案】 ■該当箇所⑥ 163ページ 23行目 「部活動指導員を派遣する」について</p> <p>意見内容：「部活動指導員の派遣」をはっきりと書き入れてくれたことは素晴らしいが、さらなる部活動指導員の「増員」と「部活動の地域移行」、そして「部活動担当職員の設置」を強く要望する。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>部活動指導員の増員や、部活動の地域移行については引き続き推進して参りたいと考えております。部活動担当職員の配置に関する意見につきましては今後の参考にさせていただきますと考えております。</p>	教育庁
465	162		<p>該当箇所① 162ページ ①「一人ひとりの違いを認め合い」について</p> <p>意見内容：「ボランティア活動や自然体験活動等の様々な体験を通じて」ではなく、まずは個性をいかさない校則を抜本的に変えることです。ボランティアなどと個性はあまり関係ないです。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご意見のありました校則の見直しに関しては、時代の変化に合わせて、社会通念上もしくは人権上の観点から見直しを行うよう各学校へ依頼してきたところであり、魅力ある学校づくりの一環として、素案第4章5-(2)-エ「①時代の変化に対応した学校づくりの推進」中に記載されている「ニーズを踏まえた取組の推進」に含まれてくるものと捉えております。</p> <p>なお、県教育委員会では、引き続き、学校や市町村教育委員会と連携し、校則の見直しについて支援していくこととしております。</p>	教育庁
466	163		<p>該当箇所② 163ページ ④「部活動指導員」について</p> <p>意見内容：部活動指導員は、教師ではなく外部から雇用すべきです。また、コザ高校の自殺の件をみても、体罰や言葉の暴力をなくするためのシステムを構築すべきです。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>部活動指導員については外部から登用しております。また、ご意見につきましては今後の参考とさせていただきますと考えております。</p>	教育庁
467	165	4	<p>該当箇所③ 165ページ 4行目 「望ましい勤労観、職業観」</p> <p>意見内容：「望ましい勤労観、職業観」とは一体何ですか。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>国立教育政策研究所生徒指導研究センターの報告書から要約しますと、情意・態度面では、「職業の意義についての基本的な理解・認識」や「自己を価値あるものとする自覚」、「夢や希望を実現しようとする意欲的な態度」と示されております。</p>	教育庁



意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
468	165		該当箇所④ 165ページ エ「時代の変化に～」 意見内容：「魅力ある学校づくり」とは何ですか。時代の変化に対応する学校づくりを目指すには、まずは、校則の抜本的な見直しをすべきです。いわゆるブラック校則は即時廃止すべきです。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見のありました校則の見直しに関しては、時代の変化に合わせて、社会通念上もしくは人権上の観点から見直しを行うよう各学校へ依頼してきたところであり、魅力ある学校づくりの一環として、素案第4章5-(2)-エ「①時代の変化に対応した学校づくりの推進」中に記載されている「ニーズを踏まえた取組の推進」に含まれてくるものと捉えております。 なお、県教育委員会では、引き続き、学校や市町村教育委員会と連携し、校則の見直しについて支援していくこととしております。	教育庁
469	137	14	(非正規雇用労働者)沖縄県においては小中教員の非正規の割合が16%を超えている。また一般企業等においても非正規の割合が高く、貧困の連鎖の原因ともなっているとされており、子ども達が将来像を描くことを難しくしているため、その対策をさらに強化する必要があると考える。	③その他特定の場所に反映できない場合等	非正規雇用は正規雇用に比べ一般的に賃金が低く、雇用が不安定などの課題があり、子どもの貧困にもつながるため、正規雇用の促進は重要であると認識しており、引き続き正規雇用の拡大に向けて取り組んでまいります。 その一方で自らの意思により非正規雇用を選択する労働者もあり、正規雇用転換を促進しても、非正規雇用労働者は一定程度存在していると考えております。このことから、非正規雇用労働者が働きやすく、また働き続けられる職場環境の整備を図る必要があると考えております。	商工労働部
470	158	9	琉球・沖縄についての歴史を学ぶ機会がないため、しまくとぅばを含め地元学のような学習が必要である。県外の修学旅行事前学習用のテキストは多々あるが、沖縄県内の児童生徒がそれらを活用して学ぶ機会はほとんどない。また平和教育については、学校または担当者に任せられることが多いが、広島や長崎のように小中高と長いスパンでの継続性・専門性が重要だと考える。平和記念公園の学校単位での活用が減少していると報道があったが、離島の学校等も含めて、校外学習や遠足として小中高とも交通費の補助などで改善できると考える。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見につきましては今後の参考とさせていただきたいと考えております。 なお、地域の自然環境、歴史、伝統文化や芸術に触れる学習機会は第4章5(1)アに、離島・へき地における教育環境の充実については第4章5(1)ウ①に記載しております。	教育庁
471	162	9	特別支援を含めたインクルーシブ教育の実現だけでなく、定員割れによる二極化する学力差にも対応するため、少人数制の拡充やティームティーチングの導入も必要だと考える。	③その他特定の場所に反映できない場合等	今後も習熟度別授業の実施等により、県立高校における少人数による授業等を継続します。	教育庁
472	163c 130	23c2 9	163ページ 23行目(学校における体力向上)、130ページ 29行目(生涯スポーツ) 学校での体力向上は、専門性を持つ体育科教員のもと教育課程内で行い、それ以上の体力向上・技術力向上は、諸外国のように地域・個人単位で参加できるようにする必要があると考える。すべての教員が専門性を持って、技術指導・安全指導を行えるわけではなく、体育教員にのみその責任を負わせることは不可能である。	③その他特定の場所に反映できない場合等	県教育委員会では、平成31年3月に「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」を策定し、合理的でかつ効率的・効果的な部活動の推進、部活動指導員の配置等の取組等に努めているところです。	教育庁

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
473	167	1~	外国語＝英語だけではなく、アジアにおける沖縄の役割も踏まえ、歴史的にも文化的にも相互に影響を受け合っている台湾(中国)・韓国で使われる言語の教育も行う必要があると考える。海外留学・進学目的地として台湾や韓国等、英語圏以外への関心も高まっている。また、しまくとぅば継承のためにも、先住民の言語教育が進んでいるニュージーランド、ハワイ、オーストラリアへの留学促進、教員研修派遣なども有効であるとする。	③その他特定の場所に反映できない場合等	アジアを含めた世界の多様な国・地域への留学・研修の充実に引き続き取り組み、多様な言語に習熟したグローバル人材の育成に引き続き取り組みます。	教育庁
474	171	13	ボランティアの存在は重要ではあるが、ボランティアに過度に依存するのではなく、自治体を中心とした取り組みとする必要があると考える。	③その他特定の場所に反映できない場合等	県や市町村が各団体等と連携を図り、自治体を中心として取り組んでいきたいと考えております。	環境部
475	175	18	工業分野も農業分野と同様、高等学校等のカリキュラム充実・強化を図る必要がある。農業、工業、商業高校の連携が必要である。	①計画(案)に反映	工業分野における高等学校等との連携においては、5-（5）-イ③ものづくり産業を担う人材の育成・確保に含まれております。 なお、県工業技術センターにおいては、事業者の技術相談対応、技術指導の他、人材育成事業として、企業等からの依頼により研修生を受け入れ、専門技術修得のための研修を実施しているところです。教育機関等の連携としては、国立大学法人琉球大学の大学院生や独立行政法人国立高等専門学校機構沖縄工業高等専門学校の学生をインターンシップ学生実習生として受け入れを行っているところです。	商工労働部
476	178.1 28	29,10	178ページ 29行目(米軍跡地利用)、128ページ 10行目(スポーツアイランド)普天間基地の跡地利用としてビジネス拠点としての活用も期待されるが、文化財や自然環境等保全・保存をともなったものとすべきである。アイヌウボボイのような文化体験のできる施設やその他関連研究施設、またスポーツアイランド構想としてあげられるスポーツ関連施設(県総合運動公園のような複合施設)と自然公園の建設により、自然環境保全が達成できると考える。アミューズメント企業を誘致するというよりは、基地の跡地であるからこそ、リゾートや県外資本の入る住宅地等ではなく、県民に還元される文化教育施設等を建設するべきである。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、駐留軍用地跡地の有効利用については第6所婦2(1)に記載しております。	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
477	3	24	<p>海洋島しょ県の特性を生かした海洋立国への貢献とあるが</p> <p>1)地政学的な観点の説明を追記してほしい</p> <p>理由 朝鮮半島、日本列島、沖縄、台湾、フィリピンがなぜ歴史的に紛争や戦争がおきているのか。そもそも地政学から起きている歴史的背景を反映させるのがわかりやすいし、つたわりやすい。</p> <p>基地賛成反対でいつも2つに割れるけど、最近出回っている図解の多い地政学の本を読んで全部もやもやしてたことが解決した。戦後、GHQが国策で日本の学校教育に導入しなかった地政学を、県民が自らの島に対して「当事者意識」を持たせる土台づくりが必要ではないか</p> <p>沖縄県以外の日本国民への説明 沖縄エリアで社会実験を行い、国民の政治・まちづくりへの関心を高める実証事業とする</p> <p>展望値 基地賛成反対の感情論から、市民の施策提言の数</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	企画部
478	6	19	<p>SDGSを語っても、県民の自分ごとにするには、先人達がやってきたこと自体が、SDGSだから歴史や先人達の知恵に置き換えてわかりやすかつたえていく。</p> <p>SDGSをつかった課題解決や目標値を設定する前に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議で発言せず、終わってからの懇親会・慰労会でお酒入ってからものを言う慣習を徐々に直していく。</li> <li>・米軍統治下で自己肯定感が下がる環境を27年間も続いていたわけだから、県民の自己肯定感が上がる教育を行う。</li> <li>・移住者が意見の打ち合いなれているけど、ウチナンチュは怒られたと卑下して勘違いして委縮する。それを逆手にとって移住者の意見が強くなって、地域の人間関係がおかしくなっている現象も実際におきている。</li> <li>・書籍「沖縄から貧困が無くならない本当の理由」樋口耕太郎著に詳しく描かれているので是非読んでいただきたい。</li> </ul>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	企画部
479	19	18	<p>臨港・臨空エリアですが、緩衝地帯の芝生や敷地の外側境界線に日陰をつくる植林または、台風対策の可能な日陰シート地帯をつくり、日中でも風の影響を少なくし、日陰で歩く・走るジョギングコースをつくり、ニューヨークのセントラルパークまたはジョガーの聖地皇居化をおこない、土地の有効活用をする。</p> <p>土日の日中のマラソン教室では、女性の参加率3割程度が平日の夜に開催すると6割が女性になる。つまり、いくら運動しなさいと啓発イベントやPR・シンポジウムに予算かけるより、日陰の割合を増やせば運動実施率が上がり、健康長寿に繋がる。</p> <p>実際、伊平屋ムーンライトマラソンは日本国内のフルマラソンで初めて女性比率が5割超え(通常はよくて2割余し)。古宇利島マジックアワーRUNも土曜夕方スタートで女性が4割。国頭トレイルランニング大会は、土曜ヒルスタートだが、コースの9割がやんばるの森に囲まれ日焼けしないのでこの大会も4割。インフラ整備に「健康づくり」視点を入れる！！</p> <p>審議会の委員・有識者にイベント事業者の実務家視点で使い勝手の評価軸を考えられる議論の環境をつくる</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	企画部
480	19	30	<p>DXを導入する際、説明するトレーナーやインストラクターの導入手間が発生し、かえって手間暇が増える場合もある。パソコンない時代と比べて、パソコン導入して便利になったけど、仕事は果たして減ったか？</p> <p>マラソン大会でもQRコード受付システム導入したら、スマホでやり方わからず、かえってスタッフ増員したり、混乱が発生したので、元の紙ベースのゼッケン通知に戻した。DXでコスト増とそのシステムを普及させるための手間暇の時間コストも踏まえて導入を考えてほしい</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会であるSociety5.0の実現に向けた取組が重要と考えております。</p> <p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
481	21	21	<p>ウチナンチュのSTRONGポイントは、ふゑーし=いーやっさっさ！</p> <p>である。(ちなみに八重山は、いーやっさっさい！と発音)</p> <p>かつて私が東京で暮らしていた頃、小室ファミリーの唄にふゑーしいれると、同席している方は何でも“沖縄風”となり、転職した職場のワンフロアに200人いる同僚が1年間に2名しか行かなかったのが、この「ふゑーし」に関心をもち、カラオケや仕事で気合入れる際に皆使うようになり、翌年は33名も沖縄旅行するようになった。</p> <p>歌と踊り、椎名誠が言った、いー意味で相手を追い詰めない 悪い意味で責任をとらないい加減さ、許す文化を強みとして自覚し、本土を「沖縄化」するつもりで、本土にいるウチナンチュのマフィア化ネットワーク化の仕組みづくりをLINEなどの無料SNSでお金かけないで繋がりの資産化を推進していく。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	企画部
482	34	28	<p>財源は、観光業界が導入しようとしている、宿泊税を活用する。 観光事業者は儲かっているときに地域還元してる事業者ほとんどおらず、不況になると、すぐ公的補助を業界あげて要求する。観光客が多かった頃にゴミ問題や、草ぼーぼーしてる国道県道の草刈りや掃除など、誰がやったのか。ハワイ州政府観光局は、住民の満足度調査を宿泊税500億のうち2億かけて毎月行っている。観光で飯を食うなら、その恩恵は景観行政にすべて投資してもよいのではないか。景観あつての観光ではないか。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、良好な沿道景観の向上については、第4章3(2)ア②「快適で魅力ある観光まちづくりの推進」において記載しております。</p>	土木建築部
483	36	7	<p>私は国頭村の国立公園内でトレイルラン大会を国頭村から受託して運営していますが、琉大の先生が、環境省が定めたモニタリング方法と違う手法で、トレイルラン大会による路面損傷の度合いをネガティブに学生を使って卒論を書かせようとした(その後、環境省が注意して改善) 自然原理主義者が、利活用の制限に関するクレームをすぐいうので、適正な判断をしていただきたい。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>第4章1(2)ア①に記載されている自然保護地域の適正な管理について、法令等に基づいて適切に取り組んでまいります。</p>	環境部
484	38	27	<p>石垣市役所が、初めてトレイルラン大会にスタッフとして参画した際トライアスリートよりもマナーがよいとひどく感動していた。 それは、チリ拾いをするし、ハイカーとの軋轢が無いよう気を遣うし、普段は知れないところを走らせてもらえる感謝の気持ちが相当ある。 ちなみに、ロードレースは1,000人あたり2、3人の自己都合クレームがあるが、トレイルランニングは2,000人来てても自己都合クレームは1件もない。また自ら走るコースの草刈りやピーチクリーンにも積極的に参加。</p> <p>レースに出るのにそろえるギア系が高く、富裕層が多数参加する。環境保全の意欲醸成の手段としてトレイルウォークと、トレイルランができる、草刈りの許認可は県知事が出せばできる。お金は要らないので、許認可さえ出していただければ、内地から草刈りツアーで100人単位で呼べる。 規制緩和してくれるならいくらでも加勢します！</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご協力頂ける案件があれば、その都度調整させて頂きたいと考えております。</p>	文化観光スポーツ部
485	42	23	<p>1) 毎月旧暦15日は琉装して出歩く。女子は、かんぶらする</p> <p>2) 県庁HPに、旧暦と24節季を表記する</p> <p>3) 引っ越し時に、土地の神さま、カーまたは川や沢に必ずあいさつをする(近くに海があるところは竜宮神にあいさつ)</p> <p>4) 行事の際は必ず安全祈願をおこない、無事に終わったらお礼廻りをする。因果応報・ウガン不足があることを自覚させる</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>いただいたご意見も参考に、今後取組を検討してまいります。</p>	文化観光スポーツ部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
486	44	9	文化財利活用時に研究畑の有識者は、使わせない前提の発言になりここでいくら県が策定しても、そもそも会議自体が機能していない。まずは、県からお手本で、利活用推進者、イベント実務家を審議会や実行委員に参画させる。  私が、スポーツ振興課の事業で首里城マラソンの参加Tシャツにでいごの花を入れたら、指定管理者の美ら島財団の研究者が琉球王朝の衣装には、でいごが入っていないから、このデザインはおかしいと反対した。越権行為をする意見がふつうにでる最中で、活用すると明記するのなら、まず、審議会にイベント利活用の実務家を入れてほしいです。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見ありがとうございます。様々なご意見を踏まえ、取り組んでまいりたいと考えております。	文化観光スポーツ部 教育庁
487	46	2	空手はじめ、沖縄の古武道は体さばきや、筋肉や腱の伸張反射を活用した、最小のチカラで最大のパワーを出す、理にかなった動きをする。空手の動作をほかのスポーツに応用すれば、沖縄から金メダリストはもっと輩出する。小学校のゴールデンエイジ世代の体育の授業は必須にする。	③その他特定の場所に反映できない場合等	空手の動作の応用に関するご意見については、今後、「1-(4)-ウ-② 沖縄空手会館を拠点とした「空手発祥の地・沖縄」の強力な発信」等の施策に係る取組を検討する際の参考とさせていただきます。 また、小学校を含む学校教育現場への沖縄空手の導入拡大については、「1-(4)-ウ-① 沖縄空手の指導者及び後継者の育成」の中で記載しております。	文化観光スポーツ部
488	47	17	県主催のイベント時の優勝トロフィーやメダルは、尚巴志ハーフマラソンのように、陶芸品等を必ず活用する	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見のとおり、イベント等における工芸品の活用は重要だと考えております。ご意見を参考に、関係機関とも連携し今後の対応を検討します。	商工労働部
489	57	28	こどもの居場所づくりを謳っても所轄部署以外の職員は当事者意識が低いので、必ず現場研修を義務化させる	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	子ども生活福祉部
490	59	11	運動の継続率・実施率向上は 1. 周回型コース(理想は5km、ない場合は2km。皇居・大濠公園) 2. 日陰を増やす 3. 沖縄の陸上競技場・野球場は風対策がまったくできていない。風対策さえやれば、100m日本記録を沖縄でも出せるし、招待選手費工面しなくても勝手に集まる。	③その他特定の場所に反映できない場合等	県においてはスポーツ実施率の向上を図るため様々な取組を進めることとしております。 答申128ページ30行目にもあるように、公共スポーツ施設等の整備・充実に取り組んで参ります。	文化観光スポーツ部
491	70	7	北部三村は自然遺産登録により、大規模な開発はできない。命の水を守る上で、水道料金に「水源保全税」を予算化し、三村へ分配し、命の水を守る/バトール隊、不法投棄・盗掘対策をおこなう	③その他特定の場所に反映できない場合等	県としましては水源地域の環境保全や地域振興に向け、水源地域市町村と意見交換を重ねているところであり、引き続き関係部局が連携し検討して参りたいと考えております。 また、水源地域における水源涵養維持、環境保全、地域振興を目的とした水源地域環境保全事業の実施にあたっては、水源地域市町村の意向を反映しながら取り組んでいるところであります。	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
492	71	1	指定管理者は、県の基準より、利用基準のハードルをあげて使わさんば一している。 指定管理者の評価軸に、新規利活用度、新規利用件数も評価に入れてほしい。 いつも提案しても利用させてもらえてない(県総合運動公園)	③その他特定の場所に反映できない場合等	沖縄県では、指定管理者に対する評価を指定管理者制度運用委員会にて各年実施しており、その中で施設の利活用状況、利用者数についても検証し、評価しております。 また、利用者の皆様からのご意見等については、引き続き指定管理者とも協議を行い、適切な管理運営に努めてまいります。	土木建築部
493	95	25	クルーズ船受け入れ反対。家電量販店とドラッグストア(多いところは1日8千万売上)しか儲からないし、周遊体験等の参入の壁が大きい。難儀しか市町村単位では残らなかった。マウイ島はクルーズ船受け入れ禁止した。	③その他特定の場所に反映できない場合等	クルーズ寄港の分散化、県内周遊クルーズ・着地型観光等の推進に取り組むことにより、クルーズ船寄港による経済効果をより広い範囲・分野に波及させ、コロナ前よりも質の高いクルーズ観光振興に取り組んで参りたいと考えております。	文化観光スポーツ部
494	128	25	現在のスポーツ政策は、プロスポーツ事業者に有利な展開。競争もすくなく、指定管理者やソフト事業を受託している。協賛収入に依存しているスポーツビジネスだけでなく、受益者負担の参加型スポーツ事業にも平等に対応してほしい。  また、スポーツ関連事業の公募時の審査員が選定した事業が数年後自走化しなかったとき、審査員の目利きがわるかった結果になるので、審査員も結果にコミットしなかった場合は、入れ替えをおこなう。そうしないと、県の責任になるから。  結婚式のブライダルフェアのように、県外でイベントを実施することで誘客の入口をつくった成功事例があるので、「沖縄の誘客入口」をつくれる事業なら、県外で沖縄風スポーツイベントも助成対象にしてほしい。波及効果の数値化がしやすい。  サッカーばかえこひいきしない。サッカーキャンプ増で、地域住民がグラウンド使えない事態も起きている。これは矛盾している。  文科省主導のナショナルトレセンはブラックボックス化しているのでアジアの選手受け入れの「虎のアナ」としてのナショナルトレセンを経済産業省主導の施設を沖縄につくる	③その他特定の場所に反映できない場合等	様々なご意見ありがとうございます。ご意見として承らせて頂きます。  なお、スポーツコンベンションの推進により、本県において大きな経済効果が得られている一方で、グラウンドの使用などにおいては、県民の利用に影響が生じているものと承知しております。 今後はスポーツコンベンションの推進と県民のスポーツ実施をバランスよく行っていくことが重要であると考えております。	文化観光スポーツ部
495	81	9	不発弾処理について(戦中および戦後の不発弾を含む)  現在、不発弾処理について戦争中と戦後の不発弾において処理の対応が分かれている。また戦後の不発弾においても米軍跡地か否かで処理対応が異なっている。 一般県民から見れば民間で処理することのできない危険物である。(本土の一部企業を除く) 4者による不発弾協議会が発足され、平成24年4月1日に「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」(跡地利用推進法)が施行された。 しかし、跡地からは大量の戦後弾が発見され、発見者が書類送検されたことは、適切な運用がなされているとは到底言えない現状であると言える。  ・81頁(9)について 戦後、米軍は不発弾を海上に投機し、処分していた。現在の国の補助は、陸上のみであり、海上については対象としていないが、陸自と同様、海の安全も沖縄振興にとって重要である。 国が責任を持ち、海上の不発弾処理を行ってほしい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	不発弾処理事業は国の責任において実施されるべきものであると考えておりますが、現在、海域の不発弾処理は補助対象となっております。 このため、沖縄県は海域についても補助対象とするよう引き続き要望してまいります。	知事公室

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
496	83	1	・83頁①について 不発弾処理の早期処理についてより具体的な施策を入れてほしい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	沖縄県は、不発弾の早期処理について、戦後処理の一環として国の責任において実施するように従前より要望していただいておりますが、その処理については、今後も長期間要するものと見込まれており、沖縄県にとって過重な負担となっております。このため、不発弾の早期処理や一時保管庫の管理等について、引き続き国に対して積極的な対策を講じるように求めてまいります。	知事公室
497	179	19	・179頁イ19行目について 跡地利用推進法が施行され、返還された駐留軍用地から廃棄物等が確認された場合においての手順を明記し、管轄の所在を明確にしてほしい。 仮に戦後弾が発見された場合、県民はどこに通報すべきか、(通常は警察であるが、警察が放棄する場合において消防や沖縄県がどのように県民との橋渡しができるか)、過去の戦後弾の処理の一例として、県が総合事務局に依頼し、総合事務局から自衛隊あるいは米軍と協力していた時期があった。現在はどのようにしているのか明確にしてほしい。 どの組織も管轄が違うと言うが、県民の安全を優先するという視点が必要ではないだろうか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還実施計画を定め、当該計画に基づき所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壌汚染・不発弾の除去等の支障除去措置を講ずることになっております。なお、返還後に廃棄物等が確認された場合、国の責任により支障除去措置を講ずるよう、国に求めているところであります。	企画部
498	1	8	「自立型経済の構築はなお道半ばにあり、自立的な経済発展のメカニズムが構築されないまま」とあるが、ここでいう「自立」とは具体的にどのような指標に基づき、何を達成した状態を指すのか。例えば、沖縄県の自主財源の割合が何%以上だとか、県民総所得に占める国庫からの資本移転の額の割合が何%未満だとか、そのような具体的な指標に基づいて「自立」の定義を明記してほしい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見を踏まえ、議論を深めてまいります。本計画においては、基本的課題である一人当たり県民所得の向上に取り組んでまいります。	企画部
499	1	18	「本県が有する地域特性を生かした我が国の発展への貢献という沖縄振興の新たな意義も浮かび上がっている」とあるが、従来の沖縄振興の目的である「自立型経済の構築」が道半ばであるという中途半端な状態であるのにも関わらず、なぜ他の新たな意義が浮かび上がるのか。まずは余所見せずにこれまでの目的を果たす事に全力を尽くすべきである。よって新たな意義と銘打った「(2) 日本経済発展への貢献 - 我が国とアジア諸国・地域を結ぶ拠点 - 」(2ページ14行目)及び「(3) 海洋島しょ圏の特性を生かした海洋立国への貢献 - 海洋政策の拠点 - 」(3ページ24行目)の項目は削除し、自立型経済の構築の副産物として軽く扱う程度に留めていただきたい。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、沖縄振興の目的について加筆しました。	企画部
500	7	7	「国は～SDGsの力強い担い手たる我が国の姿を国際社会に示している。」とあるが、本当に国が現在国際社会に示しているのか、その根拠がない。国際社会の中で日本がどれだけSDGsに貢献しているのか、その客観的な評価を提示しなければ、この一文は単に沖縄県が政府におべっかを使っているだけと見なされる。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、修正しました。	企画部
501	9	33	「我が国の経済成長と新たな発展のフロンティアとしての期待に応えることにつながる」とあるが、フロンティアになる前に自立型経済の構築が先である。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、沖縄振興の目的について加筆しました。	企画部
502	17	25	「世界第6位の排他的経済水域を有する我が国において、有人無人160の島々から構成される本県は、海洋島しょ圏として我が国南西端に位置し、広大な海域の確保に寄与している」とあるが、この項目の見出しは(沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島を目指して)である。 「広大な海域の確保に寄与が」沖縄らしい自然」なのか基だ疑問である。この項目に記載すべき文ではないと思われる。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、「広大な海域の確保」との関連を加筆しました。	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
503	21	20	「戦後には米国からの影響を受けるなど多様な地域との交流を蓄積してきた。こうした歴史的体験から、親和性、寛容性、おおらかさなど多様性を受け入れる共生の精神を育ててきた。」とあるが、この書き方では、米軍支配があったおかげで沖縄が親和性、寛容性、おおらかさなどを育ててきたと読み取れてしまい、沖縄県民が米軍に27年間人権を踏みこじられてきた歴史が覆い隠されてしまう。米軍支配の副産物としての米国文化の影響と、その他の多様な地域との交流はしっかり分けて書くべきだ。	①計画(案)に反映	ご意見の趣旨を踏まえ、誤解が生じないように加筆しました。	企画部
504	39	10	「我が国においては、外海に展開する離島は、国土権益の維持、海洋環境の保全、水産・海洋資源開発等の拠点として非常に重要な存在である」とあるが、この項目の見出しは「(3) 持続可能な海洋共生社会の構築」である。なぜここに「国土権益の維持」が記載されているのか甚だ疑問である。国威発揚的な文言を関係ない箇所に記載するのはやめていただきたい。	①計画(案)に反映	ご意見を踏まえ、修正しました。	企画部
505	82	5	「米軍人・軍属等による事件等については、～日米両政府に求める。」とあるが、これまでも散々求めてきたはずで、現状は米軍基地から派生する諸問題の解決に至っていない。次の10年も同じ対応を繰り返すのか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	米軍の事件・事故が発生する度に抗議・要請を行い、県民の思いを訴えるとともに、原因究明や再発防止策の徹底などを求めるとことは重要であると考えております。	知事公室
506	82	7	「より一層の綱紀粛正及び教育の徹底を～日米両政府に求める。」とあるが、これまでも散々求めてきたはずで、現状は米軍基地から派生する諸問題の解決に至っていない。次の10年も同じ対応を繰り返すのか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	米軍の事件・事故が発生する度に抗議・要請を行い、県民の思いを訴えるとともに、原因究明や再発防止策の徹底などを求めるとことは重要であると考えております。	知事公室
507	82	9	「米軍の演習に伴う事故等については、～日米両政府に求める。」とあるが、これまでも散々求めてきたはずで、現状は米軍基地から派生する諸問題の解決に至っていない。次の10年も同じ対応を繰り返すのか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	米軍の事件・事故が発生する度に抗議・要請を行い、県民の思いを訴えるとともに、原因究明や再発防止策の徹底などを求めるとことは重要であると考えております。	知事公室
508	82	14	「国に対し、米軍基地周辺の～を求める。」とあるが、これまでも散々求めてきたはずで、現状は米軍基地から派生する諸問題の解決に至っていない。次の10年も同じ対応を繰り返すのか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	米軍の運用に伴う航空機騒音問題等について、米軍機の運用が米軍の判断に委ねられており、十分な措置がされていない状況があります。そのため、記載内容について引き続き求めてまいります。	知事公室 環境部
509	82	16	「米軍等関係機関に対し、～を求める。」とあるが、これまでも散々求めてきたはずで、現状は米軍基地から派生する諸問題の解決に至っていない。次の10年も同じ対応を繰り返すのか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	米軍の運用に伴う航空機騒音問題等について、米軍機の運用が米軍の判断に委ねられており、十分な措置がされていない状況があります。そのため、記載内容について引き続き求めてまいります。	知事公室 環境部



意見 番号	項	行	ご意見	対応 区分	県の考え方	担当 部局
510	82	18	「関係市町村と連携した～を求める。」とあるが、これまでも散々求めてきたはずで、現状は米軍基地から派生する諸問題の解決に至っていない。次の10年も同じ対応を繰り返すのか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	米軍の運用に伴う航空機騒音問題等について、米軍機の運用が米軍の判断に委ねられており、十分な措置がされていない状況があります。そのため、記載内容について引き続き求めてまいります。	知事公室 環境部
511	82	20	「国に対し、航空機騒音の軽減～を求める。」とあるが、これまでも散々求めてきたはずで、現状は米軍基地から派生する諸問題の解決に至っていない。次の10年も同じ対応を繰り返すのか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	県としては、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならないことから、今後ともあらゆる機会を通じ、市町村とも連携し、航空機騒音をはじめとする基地負担を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。	知事公室
512	82	25	「普天間飛行場及び～を求める。」とあるが、これまでも散々求めてきたはずで、現状は米軍基地から派生する諸問題の解決に至っていない。次の10年も同じ対応を繰り返すのか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	米軍の活動に起因する環境問題については、十分な対策が講じられていない状況にあることから、基地の提供責任を有する国が迅速な環境調査を実施する必要があると考えております。	知事公室 環境部
513	82	28	「米軍施設における水質、～を求める。」とあるが、これまでも散々求めてきたはずで、現状は米軍基地から派生する諸問題の解決に至っていない。次の10年も同じ対応を繰り返すのか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	米軍の活動に起因する環境問題については、十分な対策が講じられていない状況にあることから、基地の提供責任を有する国が迅速な環境調査を実施する必要があると考えております。	知事公室 環境部
514	82	30	「米軍活動に起因する環境汚染の防止を～を求める。」とあるが、これまでも散々求めてきたはずで、現状は米軍基地から派生する諸問題の解決に至っていない。次の10年も同じ対応を繰り返すのか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	米軍の活動に起因する環境問題については、十分な対策が講じられていない状況にあることから、基地の提供責任を有する国が迅速な環境調査を実施する必要があると考えております。	知事公室 環境部
515	82	33	「米軍活動に起因して環境に影響～を求める。」とあるが、これまでも散々求めてきたはずで、現状は米軍基地から派生する諸問題の解決に至っていない。次の10年も同じ対応を繰り返すのか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	米軍の活動に起因する環境問題については、十分な対策が講じられていない状況にあることから、基地の提供責任を有する国が迅速な環境調査を実施する必要があると考えております。	知事公室 環境部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
516	83	4	「④国民的議論を喚起するための取組の推進」の成果指標として、別冊「関連体系図(案)」15ページに「沖縄県基地対策課・辺野古新基地建設問題対策課のツイッターフォロワー数」とある。なぜ単なるSNSのフォロワー数が基地問題の議論喚起の指標になり得るのか？例えば米軍普天間飛行場移設問題の国民的議論を提起している「新しい提案」実行委員会では、沖縄を含む全国1788の都道府県・市町村議会に、辺野古新基地建設の中止と同飛行場の県外・国外移転についての公正・民主的な解決などを求める陳情を送付している。その陳情の議会での可決数が10%以上となる事を当面の目標にしているが、このように行政機関に直接影響を与えるような行動をその成果指標に設定は出来ないのか。全国知事会と連携するのであれば、例えばそこでそれぞれの都道府県の議会で知事発案の議案の提出の約束を取り付け、その可決を目指すなど、SNSのフォロワー数などとは比べ物にならないくらい効果的な行動と指標は浮かび上がるはずだ。	③その他特定の場所に反映できない場合等	成果指標は施策の効果を的確に示すものであると同時に、データを取得する方法が確保され、適時適切に評価できるものである必要があります。今回設定した「ツイッターのフォロワー数」については、県の施策による国民一人ひとりの関心の高まりに比例して増加すると考えられること、常に正確に把握することができ、施策の効果を評価する上で有効であること等から、成果指標として設定したのですが、ご意見を踏まえ、適切な指標について引き続き検討してまいります。 なお、全国知事会においては、2度にわたって「米軍基地負担に関する提言」を決議し、その提言の実現を政府に要請しております。この二つの提言をきっかけに、県内外の地方議会においても、同様の主旨の意見書が可決されており、沖縄県では、今後も全国知事会や渉外知事会等と連携して国民的議論の喚起に取り組むこととしております。	知事公室
517	144	2	「浦添ふ頭地区においては、富裕層の長期滞在型観光の拠点となる世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向けて、自然環境を活かし、ビーチ・マリナー等から構成する観光・ビジネスの拠点形成の実現に向けて取り組む。」とあるが、那覇軍港の浦添移設計画を含めた浦添西海岸の現行計画では、その実現はほぼ不可能だ。この文章と整合性が取れるよう、浦添西海岸の開発においては自然環境を活かし、民港部分も軍港部分も全ての埋立を中止するよう求める。	③その他特定の場所に反映できない場合等	浦添ふ頭地区の民港形状(案)は令和3年3月に那覇港管理組合構成団体調整会議において、合意し、公表したところであります。民港形状(案)の作成にあたっては、「沖縄県SDGs推進方針」等を踏まえ、人と自然が共生する良好な港湾環境の形成を図るため、「自然的環境を保全する区域」を引き続き確保することとし、「物流空間」、「交流・賑わい空間」とともに、経済効果の創出を図りつつ、浦添の自然環境に最大限配慮し活かすことができる形状(案)としたところであり、引き続き環境に配慮した港湾事業に努めて参りたいと考えております。 また、昨年5月19日に開催された第27回移設協議会において、県は、「民港部分において、環境保全に最大限配慮することが考えられていること等を踏まえ、代替施設についても、民港部分と同様に、環境保全に最大限配慮していただく必要がある」旨の意見を述べたところです。県としては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、移設協議会の枠組みの中で取組を進めることが重要であると考えております。ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	土木建築部 知事公室
518	150	18	「イ 沖縄戦の実相・教訓の次世代継承」とあるが、そのためには従来の平和学習に加えて沖縄近代史の学習が必須である。なぜなら、「なぜ沖縄戦が起きたか」「二度と起こさないためには」を教訓として学ぶためには沖縄戦という点で捉えるのではなく、それまでの歴史の流れの中で捉えなければならないからだ。具体的には1879年琉球処分から1945年沖縄戦までの66年間の歴史の流れを必須学習として盛り込んでいただきたい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	県立学校では、慰霊の日に向けた特設LHRのみならず、年間計画の中で沖縄戦を含む平和教育を実施しております。また、日本史や学校設定科目「沖縄の歴史」等で沖縄県や地域の歴史について学んでおります。さらに、令和4年度からの新科目「歴史総合」では、世界史と日本史にまたがる近現代の歴史について探究的に学ぶ歴史学習が実施されます。これまで以上に、琉球処分から沖縄戦、さらには戦後の歴史等について焦点を当て学ぶことができると考えております。	教育庁
519	177	18	「日米両政府に対し、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告、再編実施のための日米ロードマップ、再編に基づく統合計画を確実に実施するなど、米軍基地の整理・縮小と在沖米軍人等の削減を求める。」とあるが、これらを実施しても米軍基地負担は在日米軍基地面積の割合でいうと現状の70.3%から69%とほとんど変わらない。果たしてこれらが米軍基地の整理縮小と在沖米軍人等の削減と言えるのか。無闇に肯定してはならない。	③その他特定の場所に反映できない場合等	県としては、基地のない平和で豊かな沖縄を求める沖縄21世紀ビジョンの考え方、沖縄県議会において繰り返し「海兵隊の撤退」が決議された経緯、SACO最終報告及び統合計画による返還が全て実施されたとしても、沖縄の米軍専用施設面積は全国の69パーセント程度にとどまること、日米安全保障体制の維持と基地の整理・縮小との両立、駐留軍等労働者の雇用確保などを踏まえて、「在沖海兵隊の段階的な整理・縮小等、当面は在日米軍専用施設面積の50パーセント以下を目指す」とする具体的な数値目標を日米両政府の協議で設定し、実現することを求めているところであり、この要請を受けて日米両政府において具体的な返還計画を検討・策定していただきたいと考えております。	知事公室

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
520	177	24	「在沖米軍の県外・国外への分散移転・ローテーション配備による訓練移転や更なる本県基地負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた新たな協議の場の設置等が必要である。」とあるが、骨子案の「設置等を強く求める」と比べて随分と後退した表現となっており、「SACWO」の名称も削除されている。沖縄県の基地問題への主体性の低下が懸念される。	③その他特定の場所に反映できない場合等	県は、SACO合意以降の基地の整理縮小の検証及び沖縄の基地負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた協議の場の設置が必要と考えており、この協議の場を、SACWOと称し、その設置を日米両政府に求めているところであり、骨子案に記述したものであります。その後の素案の策定課過程において、新たな振興計画は計画期間を10年としていることから、固有の名称は記載しないこととしたものであります。また、解決の方向性として、基地の整理・縮小を求めることとしており、その整理・縮小を進める中で沖縄県の意見を反映させるために協議の場の設置が「必要である」としたものであります。文言を整理したもので、意味を変更したのではなく、沖縄の置かれた状況について広く理解を促し、県民に考えを伝える観点から「必要である」としたものであります。	知事公室
521	178	21	「既返還跡地における経済活動の直接的経済効果は、基地返還前と比べて極めて高く」とあるが、骨子案では「既返還跡地における経済活動の直接的経済効果は、推計結果によると基地返還前と比べて約28倍と極めて高く」と具体的な数値が記載されていた。それを削除する必要はないので、書き戻していただきたい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	直接経済効果の推計の何倍という数値は変動することがあるため、10年の長期計画の中では、具体的な数値の記載は控えております。ご意見の趣旨にありますように、引き続き、解決意義等について説明していきたいと考えております。	企画部
522	182	23	「ア 解決の意義」の項目で、現行計画に記載されていた「離島地域は島々で異なる個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力を有しており、こうした離島の多様性は観光資源として大きな魅力となる」というような離島地域の個性や主体性に言及した文言が削除されている。重要な部分なので書き戻していただきたい。	①計画(案)に反映	ご指摘の内容につきましては、県としましても重要であると認識しており、「ア 解決の意義」ではなく、「イ 解決の方向性」にて同様の内容を記載しているところがあります。	企画部
523	183	12	「イ 解決の方向性」の項目で、現行計画に記載されていた「近接アジア諸国等との文化・経済交流を推進し友好関係を構築するなど」というような離島地域の周辺諸国との文化交流に言及した文言が削除されている。重要な部分なので書き戻していただきたい。	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見の趣旨については、第5章「克服すべき沖縄固有の課題」ではなく、第4章「基本施策4-(2) 沖縄を結び目とするグローバルな交流ネットワークの形成」などにおいて記載する箇所を整理しております。	企画部
524	103	16	沖縄県が国際物流拠点となるには、インフラ整備は不可欠です。ただし記載の通り高いレベルだけでは足りず、大規模にこれを行わなければなりません。どれだけ大規模かという、港湾に関していえば沖縄県中南部の西海岸をすべて港湾にするくらいの規模で整備しなければなりません。SDGsを推進していくことと、はっきり言って逆行する覚悟を持たなければなりません。また、これだけ整備したところで、設備面でようやく近隣ハブ港と肩を並べられるかどうかといったところです。そもそもこれだけのお金がどこにあるのでしょうか。また、国際物流拠点の要件としては、船会社などの利用者にとっても低コストかつ高効率であることが必要です。例えば港の高効率化に伴う無人化などです。これが実際に行われた場合、港湾労働者の雇用が失われます。また、いままで収受していた入港費用も減額しなければ、国際拠点としての地位は低いままでしょう。これも減額する必要があります。自然は壊され、雇用も生み出さずに、地域にお金も落ちない、国際物流拠点になることで誰がメリットを得るのでしょうか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	那覇港は、東アジアの中心に位置する地理的優位性を活かし、取扱貨物量が増大している台湾の高雄港等のアジアのハブ港と連携することにより、中継拠点港(サブハブ)としての地位の確立を目指すこととしており、その実現には船舶の大型化や荷役の効率化などに対応できる港湾機能の強化が必要と考えています。そのため、貨物需要を踏まえながら、既存施設内において物流事業者と連携し、港湾機能の高度化に取り組んでいくことにしております。	土木建築部 商工労働部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
525	104	10	片荷輸送は、沖縄の高い海上運賃コストの要因の一つですが、主要因ではありません。片荷輸送は沖縄以外の国内、国際航路どこを見ても片荷輸送がほとんどです。片荷が主要因であればどの港も沖縄と同じような高コストになるはずですが。 海上料金コストの主要因は様々です。海上輸送市場の寡占化、これによる海上運賃の硬直化。海上輸送や港湾運送における既得権益。人口規模が小さい故の物量スケールメリットの消失。物量が少ない故の港湾スケールメリット消失。スケールが小さいための海運市場における沖縄の魅力の無さ、港湾運営の非効率性。これらをしっかり検証し、多角的にコスト削減を図るべきだと思います。	③その他特定の場所に反映できない場合等	高い海上輸送コストの低減は、取り組むべき重要な課題と認識しており、その課題解決のため片荷輸送の改善だけでなく、スケールメリットを発現させる貨物量の増大や外航コンテナ航路の拡充に取り組んでおります。 引き続き、多角的な視点で物流コスト削減に取り組んで参ります。	土木建築部
526	104	16~21	アジアにある主要ハブ港はすでに、国内国外含めて、多くの港湾との航路ネットワークを有しています。主要ハブ港から日本国内主要港、その国内主要港からさらに国内地方港へは、内航船ネットワーク、高速道路網、鉄道など、その物流のネットワークもすでに充実しています。また、ハブ港の雄である釜山港に関しては、国内主要港以外にも、国内の多くの地方港とも強力な航路ネットワークを保持しています。国内の国際コンテナ戦略においても、地方港の輸送ネットワークが日本国内の主要港と結びつかずに釜山港と結びついている、ということの問題提起されているほどです。港湾機能が貧弱である沖縄県が、このような状況(日本国内の主要港ですら手をこまねいている状況)の中、どのように割り込んでいって、連携を結ぶのでしょうか。あまりにも無謀な政策です。  それでは、どのように港湾に関する政策を行うべきか。基本的な港湾政策を徹底してください。  まず、那覇港ですが、港内の道路はいつまでもデコボコです。上屋もボロボロ、防舷材もボロボロ。トレーラーや車が道端に無断駐車が多く見受けられます。車両が不法投棄されています。港湾内の沈没線も放置されっぱなしです。荷役作業中に釣り人が侵入して危険です。貨物量が増加しているようなのですが、対策としては効率的な荷役政策、貨物蔵置政策を取らず、ただいたずらに港を広げるだけ。それなのに物流センターを建設してしまい、さらに港が狭くなってしまいました。外航船が寄港しているときに警備員が配置されている警戒区域も、船が出航すればだれでも出入り自由になります。悪意のある人がいればすぐに不法入出国ができます。テロの脅威もぬぐえません。 こここのところをまずしっかり取り組んではいかががでしょうか。予算も人員も限られているはずですが、このほうが県民のためになります。国際物流拠点を目指すにしても避けては通れない問題です。	③その他特定の場所に反映できない場合等	那覇港は県外主要港(東京、大阪、博多など)との定期便がほぼ毎日就航しており、国内海上輸送が充実しております。さらに、東アジアの中心に位置している地理的優位性も有しております。これら強みを活かすために、取扱貨物量が増大している高雄港(台湾)等のアジアのハブ港と連携した中継拠点港(サブハブ)としての地位の確立を目指すこととしており、そのためには、港湾機能の拡充が必要と考えております。 那覇港内の臨港道路や上屋、防舷材等の港湾施設については、計画的に維持・修繕等に取り組んでいるところであり、臨港道路へのトレーラー等の無断駐車についても、引き続き、無断駐車対策に取り組んでいくとともに、那覇港の効率的かつ安全な港湾運営に努めて参りたいと考えております。	土木建築部
527	16	4	【3 基本的課題(3) 沖縄におけるSDGs推進の優先課題】 素案 P.16 4行目 (People 人間) ① 性の多様性(LGBTQ*2 等)、障がいの有無、国籍など、互いの違いを認め合い・・・ ・「性の多様性」を第一に掲げたのはどのような理由からでしょうか。 SDGsという多様性に鑑みた上で、地域の特性や課題としての選択でしょうか。 (性の多様性の尊重を推進する立場です。第一に掲げた理由が明確にできる(本編以外でも)と、より多くの県民が理解しやすいと思います)	③その他特定の場所に反映できない場合等	ご意見ありがとうございます。 ご指摘の文章は、多様性の尊重、個人の尊厳、あらゆる違いを認め合うことの重要性について明記させていただいております。その中で、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」の他、「多様性」、「包摂性」の観点から「性の多様性」などを例示として記載させていただきました。 県では、令和3年3月に「沖縄県性の多様性宣言」を行ったところであり、誰もが自分らしく生きられる豊かな沖縄を目指していきたいと考えております。	企画部
528	27	16	【4 計画の展望値】 素案 P.27 16行目 4 計画の展望値 以降 ・同計画をバックキャストिंगで考えるとき、現在空欄となっている数値が入ることによって、計画の内容が若干変わる可能性があるのではないのでしょうか。	③その他特定の場所に反映できない場合等	計画展望値については、バックキャストिंगの考え方の下に設定した5つの将来像の実現に向けて展開する施策等の検討作業と並行して算出作業を行っております。よって、整合は図られているものと考えております。 ご意見を踏まえ、より精査してまいります。	企画部

意見番号	項	行	ご意見	対応区分	県の考え方	担当部局
529	80	11	<p>【基本施策2(8)あらゆるリスクに対応する安全・安心な島づくり】 素案 P.80 11行目 ② 犯罪被害者等への支援の推進 (犯罪)被害者等の権利保護に取り組む。 ・「犯罪被害者等が被害によって損なわれた人権の回復と保護に取り組む」としてはいかがでしょうか。</p>	①計画(案)に反映	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「犯罪被害者等が抱える精神的、身体的、経済的被害等の困難な状況の負担軽減及び早期被害回復に向けて、国、県、市町村、民間支援団体、その他犯罪被害者等への支援に関する機関と連携した支援活動及び支援内容等に関する広報啓発活動を推進し、犯罪被害者等の人権を尊重し、権利の保護に取り組みます。」</p>	警察本部 子ども生活福祉部
530	84	25	<p>【基本施策3(1)県民所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化】 素案 P.84 25行目 (1) 県民所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化 ・新型コロナウイルス感染症やSDGsは重要な要素ですが、その他現在注目されていることや多用されている用語などに、言葉の選び方も影響を受けるものとお察します。一方、そのような用語の中には、時を経ると古く感じてしまうものもあるように思います。 「強靱」、「稼ぐ力」が目にとまりますが、例えば「稼ぐ力」は「生産性の向上」などに置き換えることはできないのでしょうか。</p>	③その他特定の場所に反映できない場合等	<p>ご指摘のとおり、本計画においてどのような言葉を使用するかは重要であると考えております。 県としては、誰もが理解しやすく、共感していただける言葉として「稼ぐ力」という表現を選んでおり、原案どおりとしたいと考えております。</p>	商工労働部